

# 名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書

令和 2 年 3 月  
八幡市教育委員会

## 序

松花堂庭園は、昭和 52 年（1977）に八幡市（当時の八幡町）が購入し、現在は八幡市立松花堂庭園として公開しています。平成 26 年 10 月、松花堂庭園の内園全域と外園の一部が、「松花堂及び書院庭園」として国の名勝に指定されました。

八幡市が誇るこの貴重な文化遺産を後世により良い形で残していくため、この度、「名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書」を作成いたしました。本計画が、名勝の保存と活用を図るための指針となり、名勝の歴史をたどる上での資料となることはもとより、地域の皆さまが郷土の歴史や文化を愛し、誇りに感じる心を深める一助となれば幸いです。

結びに、本計画の策定に際して、専門的見地からご協議いただきました保存活用計画策定委員会の委員の皆さま、並びにご指導、ご協力を賜りました文化庁、京都府教育庁をはじめとする関係機関の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

八幡市教育委員会

教育長 谷口 正弘

## 例 言

1. 本計画は、京都府八幡市八幡女郎花に所在する名勝松花堂及び書院庭園の保存管理、活用、整備、運営に関する方針を示した、保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、八幡市教育委員会が、平成29・30・令和元年度の3か年にわたり、名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁と京都府の指導のもと、委員会の指導・助言を受けて実施した。
3. 本計画の策定に係る事務は、八幡市教育委員会文化財保護課が行い、現地調査や資料整理、分析検討などの諸作業は、株式会社空間文化開発機構に委託して行った。
4. 本計画に掲載した写真・図版のうち、八幡市教育委員会及び八幡市が所蔵、作成したものについては、出典の記載を省略している。
5. 本計画では、名勝松花堂及び書院庭園に関する用語について以下のように整理し、統一を図った。

- 「松花堂」：建造物としての松花堂を指す。史跡「松花堂およびその跡」を構成する要素であり、京都府指定有形文化財（建造物）である。草庵、茶室、方丈等を冠する場合もある。
- 「松花堂露地」：松花堂の庭を指す。史跡「松花堂およびその跡」を構成する要素である。
- 「史跡松花堂」：史跡「松花堂およびその跡」指定地のうち、現存する「松花堂」と「松花堂露地」を指す。なお、「松花堂およびその跡」は、本計画の対象範囲に現存する「松花堂」「松花堂露地」と、石清水八幡宮境内にある泉坊跡地・松花堂跡地をあわせ、旧宅とみて史跡に指定したもの。
- 「泉坊書院」「泉坊玄関」：かつて石清水八幡宮境内に存在した泉坊の客殿から移築したとされる書院と玄関を指す。京都府登録有形文化財（建造物）。歴史的経過を説明する際、必要に応じて「泉坊客殿」の語を用いることがある。また、登録文化財として言及する場合は、登録名称を反映し「松花堂 書院・玄関」を用いる。
- 「書院」「書院建物」：明治期の建造物である書院を指す。この書院の一部が、先に示した「泉坊書院」「泉坊玄関」にあたる。
- 「内園」：名勝「松花堂及び書院庭園」の中核をなす区域を指す。明治期に「松花堂」「松花堂露地」「書院」を含む邸宅として整備された範囲と考えられる。「東車塚庭園」とも。
- 「外園」：「内園」の周囲をとりまく庭園を指す。3棟の茶室、美術館別館等を含む。
- 「松花堂及び書院庭園」「名勝指定地」：計画対象範囲の西辺に位置する表門（旧正門）から「内園」へとつながる通路に、「内園」をあわせた、鉤型の区域を指す。「松花堂及び書院庭園」は、名勝としての指定名称である。
- 「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」「松花堂庭園・美術館」：八幡市が管理運営する施設を指す。名勝指定地を含む庭園、美術館に、広場、駐車場等が付属する。

# 目 次

<b>第1章 保存活用計画策定の沿革・目的</b> .....	1
1-1 保存活用計画策定の背景と目的 .....	1
1-2 委員会の設置と検討の経過 .....	2
1-2-1 委員会の設置 .....	2
1-2-2 検討の経過 .....	4
1-3 保存活用計画の位置づけ .....	5
1-4 保存活用計画の実施 .....	6
1-4-1 保存活用計画の対象範囲 .....	6
1-4-2 保存活用計画の発効 .....	7
<b>第2章 名勝松花堂及び書院庭園を取り巻く環境</b> .....	8
2-1 八幡市の位置とアクセス .....	8
2-2 自然環境 .....	9
2-2-1 気候 .....	9
2-2-2 地形・水系・地質 .....	10
2-2-3 自然災害 .....	12
2-3 歴史環境 .....	13
2-3-1 八幡市の歴史 .....	13
2-3-2 八幡市内の文化財 .....	15
2-4 社会環境 .....	18
2-4-1 人口・世帯数 .....	18
2-4-2 土地利用 .....	19
2-4-3 法規制 .....	22
2-4-4 交通体系 .....	24
2-4-5 文化施設・観光資源 .....	26
2-4-6 学校・教育 .....	29
2-4-7 上位計画・関連計画 .....	30
<b>第3章 名勝松花堂及び書院庭園の概要</b> .....	35
3-1 指定に至る経緯 .....	35
3-2 指定等の状況 .....	36
3-2-1 史跡及び名勝仮指定 .....	36
3-2-2 史跡指定 .....	37
3-2-3 名勝指定 .....	40
3-2-4 その他の文化財指定等 .....	44
3-3 指定地の所有・管理等の状況 .....	46

3-3-1	指定範囲と所有状況	46
3-3-2	指定地の管理状況	50
3-4	これまでの調査研究状況と関連刊行物・関連資料	51
3-4-1	これまでの主な調査	51
3-4-2	その他の調査研究・刊行物	51
3-4-3	松花堂に関する資料	53
3-5	名勝松花堂及び書院庭園の成立と変遷	54
3-5-1	松花堂と泉坊の歴史	54
3-5-2	名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷	57
3-6	名勝松花堂及び書院庭園の地区区分	70
3-6-1	名勝指定地の空間構成と地区区分	70
3-6-2	地区の特徴	71
3-7	名勝指定地内に存在する諸要素の現状	77
3-7-1	地形・地割・園路・動線・構造物	77
3-7-2	石組・景石・飛石・延段・砂利敷	79
3-7-3	石造物	79
3-7-4	植栽	81
3-7-5	建造物	81
3-7-6	その他庭園工作物	87
3-7-7	名勝指定地内に存在するその他の要素	96
3-8	名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状	101
3-8-1	名勝隣接地区に存在する諸要素の現状	101
3-8-2	名勝周辺地域に分布する諸要素の現状	104
3-9	名勝松花堂及び書院庭園の特徴	105
<b>第4章</b>	<b>名勝松花堂及び書院庭園の本質的価値</b>	<b>106</b>
4-1	名勝の本質的価値	106
4-2	名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素	107
4-2-1	構成要素の定義と体系	107
4-2-2	名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の分類	109
<b>第5章</b>	<b>名勝松花堂及び書院庭園に関する課題</b>	<b>113</b>
5-1	保存管理上の課題の整理	113
5-1-1	名勝指定地全体	113
5-1-2	名勝指定地内に存在する諸要素	116
5-2	活用上の課題の整理	122
5-2-1	名勝指定地の活用の現状	122
5-2-2	名勝隣接地区の活用の現状	127
5-2-3	名勝指定地の活用上の課題	132

5-3	整備上の課題の整理	133
5-3-1	名勝指定地の整備の経過	133
5-3-2	名勝指定地の整備上の課題	136
5-4	運営上の課題の整理	137
5-4-1	運営組織	137
5-4-2	市民協働	138
<b>第6章</b>	<b>保存活用計画に関する基本方針</b>	<b>140</b>
<b>第7章</b>	<b>保存管理</b>	<b>141</b>
7-1	保存管理の方向性	141
7-1-1	名勝指定地全体の保存管理の方向性	141
7-1-2	地区別の保存管理の方向性	142
7-2	保存管理の方法	143
7-2-1	本質的価値を構成する諸要素の保存管理の方法	143
7-2-2	名勝指定地内に存在するその他の諸要素の保存管理の方法	144
7-3	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準	146
7-3-1	現状変更等の根拠法令と取扱の基本方針	146
7-3-2	現状変更等の取扱基準	146
7-4	名勝の周辺環境を構成する諸要素の保存	149
7-4-1	名勝隣接地区を構成する諸要素の保存	149
7-4-2	名勝周辺地域を構成する諸要素の保存	150
<b>第8章</b>	<b>活用</b>	<b>151</b>
8-1	活用の方向性	151
8-2	活用の方法	152
8-2-1	公開方法の検討	152
8-2-2	書院の活用の検討	153
8-2-3	学校教育・社会教育における活用	155
8-2-4	交流拠点としての情報発信と関連施設・団体との連携	156
<b>第9章</b>	<b>整備</b>	<b>157</b>
9-1	整備の方向性	157
9-2	整備の方法	158
<b>第10章</b>	<b>運営方針</b>	<b>159</b>
<b>第11章</b>	<b>経過観察</b>	<b>160</b>
11-1	経過観察の方向性	160

## 資料編

<b>資料 1 名勝松花堂及び書院庭園に関する調査記録</b> .....	資料-1
資料1-1 梅原末治による東車塚古墳調査：大正9年(1920)刊 .....	資料-1
資料1-2 西村閑夢（西村芳次郎）による庭園解説書編纂：昭和4年(1929)刊 .....	資料-3
資料1-3 京都府史蹟名勝天然記念物調査：昭和7年(1932)刊 .....	資料-6
資料1-4 重森三玲による庭園実測：昭和12年(1937)実施 .....	資料-20
資料1-5 澤島英太郎による松花堂現況調査：昭和13年(1938)刊 .....	資料-24
資料1-6 松花堂と泉坊客殿の府指定・登録に際する調査：昭和50年代実施 .....	資料-25
資料1-7 京都府近代和風建築総合調査：平成21年(2009)刊 .....	資料-31
資料1-8 史跡松花堂保存整備事業に伴う調査：平成24年度実施 .....	資料-32
資料1-9 松花堂跡地発掘調査：昭和57年度・58年度実施 .....	資料-36
<b>資料 2 名勝松花堂及び書院庭園に関する歴史資料</b> .....	資料-40
資料2-1 『都名所図会』 .....	資料-40
資料2-2 『都林泉名勝図会』 .....	資料-40
資料2-3 『名物数寄屋図』 .....	資料-41
資料2-4 『八幡泉坊松花堂起絵図』 .....	資料-44
資料2-5 『男山考古録』 .....	資料-45
資料2-6 『以文会筆記』 .....	資料-46
資料2-7 銘文 .....	資料-47
<b>資料 3 写真：名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状</b> .....	資料-48
資料3-1 名勝指定地内に存在する諸要素 .....	資料-48
資料3-2 名勝隣接地区に存在する諸要素 .....	資料-60
<b>資料 4 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素のき損事例と対応</b> .....	資料-62
資料4-1 延段のき損事例と対応 .....	資料-62
資料4-2 石造物のき損事例と対応 .....	資料-62
資料4-3 松花堂のき損事例と対応 .....	資料-62
資料4-4 書院のき損事例と対応 .....	資料-63
資料4-5 その他庭園工作物のき損事例と対応 .....	資料-65
資料4-6 表門（旧正門）のき損事例と対応 .....	資料-65
<b>資料 5 様式</b> .....	資料-66
資料5-1 報告書 .....	資料-66

## 挿図・表・写真

### 挿図目次

図1-1	保存活用計画の位置づけ	5	図3-2	史跡松花堂のうち松花堂庭園内の指定範囲図	38
図1-2	保存活用計画対象範囲図	6	図3-3	史跡松花堂のうち石清水八幡宮境内の泉坊松花堂跡指定範囲図	38
図1-3	名勝周辺地域概観図	7	図3-4	仮指定範囲と史跡指定範囲の関係	39
図2-1	八幡市の広域位置	8	図3-5	史跡指定範囲図(確定図)	39
図2-2	京田辺の30年間(昭和56年～平成22年)の平均気温と平均降水量	9	図3-6	『官報』所載の名勝松花堂及び書院庭園指定地域参考図	40
図2-3	京田辺の10年間(平成21年～30年)の気象観測データ	9	図3-7	名勝松花堂及び書院庭園指定範囲図	41
図2-4	八幡市及び周辺の地形・水系図	10	図3-8	名勝指定地内の史跡と府指定・登録建造物の位置	45
図2-5	名勝松花堂及び書院庭園周辺の地形図	11	図3-9	名勝指定地と地番の関係	46
図2-6	名勝松花堂及び書院庭園周辺の地質図	11	図3-10	八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の敷地と地番の関係	47
図2-7	八幡市への影響が考えられる震源断層の位置	12	図3-11	松花堂昭乗自画像写	54
図2-8	文化財分布図	17	図3-12	『都林泉名勝図会』「八幡泉坊昭乗翁故居」図(部分)松花堂周辺	55
図2-9	八幡市の人口と世帯数	18	図3-13	『名物数寄屋図』(部分)	56
図2-10	航空写真にみる現在の土地利用状況	19	図3-14	松花堂露地遺構図と『八幡泉坊松花堂起絵図』の相似関係(雪隠周辺)	56
図2-11	土地利用の変遷図1	20	図3-15	江戸時代中期の車塚付近の様相	57
図2-12	土地利用の変遷図2	21	図3-16	西車塚古墳・東車塚古墳・女郎花塚と名勝指定地の位置関係	58
図2-13	法規制図1:都市計画法・建築基準法・都市公園法	23	図3-17	井上伊三郎とその一族による土地の取得経過	58
図2-14	法規制図2:文化財保護法・京都府文化財保護条例	24	図3-18	『都林泉名勝図会』にみる泉坊からの眺望	61
図2-15	交通網図	25	図3-19	塚本清による土地の取得経過	63
図2-16	観光資源分布図	26	図3-20	内園と東高野街道を結ぶ区画の利用状況	63
図2-17	目的別観光入込客数	28	図3-21	八幡市による公有化の経過	64
図2-18	八幡市の観光入込客数の推移	28	図3-22	八幡市による公有化前後の内園・外園	65
図2-19	月別観光入込客数	29	図3-23	名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷	65
図2-20	園児・児童・生徒数	29	図3-24	名勝指定地の空間構成	70
図2-21	八幡市観光基本計画における基本方針と施策	33			
図2-22	観光拠点形成概念図	33			
図2-23	将来都市構造図	34			
図2-24	地域の整備方針図 北部地域 -八幡南地区(北③)-	34			
図3-1	史跡及び名勝仮指定範囲図	36			

図3-25	現在の松花堂露地と『都林泉名勝 図会』『八幡泉坊松花堂起絵図』 の比較	75	図3-44	名勝指定地内に存在する諸要素-3 ：植栽：松花堂と松花堂露地	94
図3-26	名勝指定地周辺の地形（昭和31年（1956） 当時）	77	図3-45	名勝指定地内に存在する諸要素-3 ：植栽：築山（古墳後円部）	95
図3-27	断面位置図	77	図3-46	名勝指定地内に存在するその他の諸要 素-1：歴史的要素・石碑（昭和期）・ 昭和期の庭	99
図3-28	名勝指定地断面図	78	図3-47	名勝指定地内に存在するその他の諸 要素-2：保存活用施設	100
図3-29	園路（動線）の状況	78	図3-48	名勝隣接地区に存在する主な要素	103
図3-30	外露地待合に描かれた根府川石	79	図4-1	名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要 素の体系図	108
図3-31	『都林泉名勝図会』の挿図と一致する 石燈籠および手水鉢	80	図5-1	飛石周辺のコケ生育状況の変化	118
図3-32	松花堂平面図	82	図5-2	名勝指定以前に生じた内園を構成する 要素の変化・消失	119
図3-33	松花堂立面図	83	図5-3	名勝指定以前に生じた内園の植栽の変化	120
図3-34	松花堂断面図（A-A'）	83	図5-4	記名板で示した名称と一般名称が異な る例	121
図3-35	書院平面図	85	図5-5	松花堂庭園・松花堂美術館ウェブサイト	122
図3-36	書院立面図	86	図5-6	松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット	123
図3-37	中門実測図	87	図5-7	年度別入園・入館者数（平成15～30年度）	124
図3-38	名勝指定地内に存在する諸要素-1 ：地形・地割・園路・構造物・石組・ 景石・飛石・延段・砂利敷・建造物・ その他庭園工作物	88	図5-8	月別入園・入館者数（平成15～30年度）	125
図3-39	名勝指定地内に存在する諸要素-2 ：石造物・その他庭園工作物	89	図5-9	ボランティアによる庭園案内のコース と解説対象	126
図3-40	名勝指定地内に存在する諸要素-3 ：植栽：表庭	90	図5-10	「松花堂昭乗データベース」トップページ	129
図3-41	名勝指定地内に存在する諸要素-3 ：植栽：書院と書院庭園 -（1）玄関前庭	91	図5-11	「八幡ストーリー」ウェブサイト	131
図3-42	名勝指定地内に存在する諸要素-3 ：植栽：書院と書院庭園 -（2）書院前庭	92	図5-12	松花堂露地修理箇所（平成25・26年度 実施）	134
図3-43	名勝指定地内に存在する諸要素-3 ：植栽：書院と書院庭園 -（3）書院中庭	93	図5-13	運営組織図	137
			図8-1	名勝指定地動線図	153
			図8-2	松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット （内面）	156
			図10-1	名勝指定地の保存管理に関わる諸組織 相関図	159

## 表目次

表1-1	名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画 策定委員会名簿	2	表3-13	名勝隣接地区の主な施設	102
表1-2	名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画 策定委員会の開催記録	4	表3-14	名勝周辺地域に分布する諸要素	104
表2-1	八幡市で発生した主な浸水被害	12	表4-1	構成要素の定義に基づく要素分類	109
表2-2	八幡市内の文化財一覧	15	表5-1	シルバー人材センター所属の作業員に よる維持管理業務	113
表2-3	松花堂及び書院庭園及び周辺に関わる 主な法規制	22	表5-2	造園業者による維持管理業務	113
表2-4	第5次八幡市総合計画の基本目標4 第1節に関する施策の方針	31	表5-3	緊急時の対応例	114
表2-5	第5次八幡市総合計画の基本目標4 第2節に関する施策の方針	32	表5-4	平成30年(2018)の災害によるき損状況 の概要	115
表3-1	名勝指定地内の地番一覧	46	表5-5	八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館 開園・開館時間及び休園・休館規定	122
表3-2	地番別所有者変遷一覧	48	表5-6	八幡市立松花堂庭園 入園料	122
表3-3	名勝に関する主な調査	51	表5-7	次世代育成事業としての文化振興事業 一覧	128
表3-4	名勝に関するその他の調査研究・ 刊行物	52	表5-8	観光施設としての文化振興事業一覧	128
表3-5	松花堂と松花堂露地に関する主な資料	53	表5-9	平成30年度・令和元年度開催の展覧会 一覧	129
表3-6	名勝松花堂及び書院庭園関係年表	66	表5-10	庭園の整備歴	133
表3-7	石燈籠・手水鉢以外の石造物一覧	80	表5-11	松花堂の整備歴	135
表3-8	松花堂の概要	81	表5-12	書院の整備歴	135
表3-9	書院建物の概要	84	表7-1	想定される現状変更等の取扱	147
表3-10	東車塚古墳の概要	96	表9-1	名勝指定地の保存に関わる整備	158
表3-11	三宅安兵衛関連の石碑一覧	97	表9-2	名勝指定地の活用に関わる整備	158
表3-12	保存活用施設の種別と具体例	98	表11-1	名勝の保存管理に関する調査・記録	160
			表11-2	名勝の活用に関する調査・記録	160

## 写真目次

写真2-1	八幡市の観光資源	27	写真3-32	松花堂内観：袋棚の内の丸炉	82
写真3-1	指定当時の松花堂	44	写真3-33	府登録有形文化財の玄関	84
写真3-2	登録当時の書院	45	写真3-34	府登録有形文化財の書院（外観）	84
写真3-3	登録当時の玄関	45	写真3-35	伝狩野山雪筆「雪景山水図」	84
写真3-4	松花堂の宝珠瓦露盤銘	59	写真3-36	松花堂庭園東側で検出された豪族居館 跡とみられる遺構	96
写真3-5	書院棟札	59	写真5-1	表土流亡が生じている築山斜面	116
写真3-6	松花堂と松花堂露地	60	写真5-2	樹根の延伸による石垣・石積の破損	116
写真3-7	書院南側の築山の植栽	61	写真5-3	人造伽藍石の破損状況（書院前庭）	117
写真3-8	書院東側の庭園	61	写真5-4	人造伽藍石の埋没状況（玄関前庭）	117
写真3-9	書院からの眺望	61	写真5-5	枯枝が目立つモミジ	118
写真3-10	東側からみた邸宅	61	写真5-6	裸地化がすすむ書院前庭	118
写真3-11	東高野街道から邸宅を望む	62	写真5-7	枯死したナギ	118
写真3-12	書院東側の庭園を散策する徳富蘇峰	62	写真5-8	幹が空洞化したモチノキ	118
写真3-13	書院で富岡鉄斎の作品を囲む人びと	62	写真5-9	腐朽がすすみ判読困難な説明板	121
写真3-14	造成中の外園用地	64	写真5-10	庭園案内中のボランティア	138
写真3-15	表門から見た梅見門	71	写真7-1	松花堂露地遺構の露出展示	150
写真3-16	表庭の中心となる直線の園路	71	写真8-1	重要文化財指定建造物の縮小模型によ る展示	153
写真3-17	女郎花塚	71	写真8-2	重要文化財指定襖絵のデジタル技術に よる複製・展示	154
写真3-18	梅見門と書院を結ぶ延段	72	写真8-3	国登録文化財を貸室として使用して いる例	154
写真3-19	北側から見た泉坊玄関	72	写真8-4	周囲の景観との調和に配慮し整備 されたトイレ	154
写真3-20	書院前庭の視点場となる書院	72	写真8-5	京都府立京都八幡高校の伝統文化部に よる学生茶会	155
写真3-21	書院前庭の飛石・マツ・根府川石	73	写真8-6	松花堂子ども書道教室	155
写真3-22	書院中庭の築山と砂利敷の園路	73	写真8-7	子どもわくわく教室での茶道体験	155
写真3-23	書院中庭の手水鉢とクロマツ	73	写真8-8	「お茶の京都in松花堂茶会」にともな う松花堂での献茶	156
写真3-24	南側から見た松花堂	74			
写真3-25	東側から見た松花堂	74			
写真3-26	築山（古墳後円部）のウツクシマツ	76			
写真3-27	北東側から見た築山（古墳後円部）	76			
写真3-28	北西側から見た築山（古墳後円部）	76			
写真3-29	書院前庭の根府川石	79			
写真3-30	東面の「松花堂」扁額と濡縁	82			
写真3-31	松花堂内観：折上げ天井	82			

# 第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

## 1-1 保存活用計画策定の背景と目的

名勝松花堂及び書院庭園は、京都府南西部の京都盆地から大阪への出口にあたる八幡市にあり、石清水八幡宮が鎮座する男山の南東約2km地点に位置する。松花堂及び書院庭園の核となる建造物、松花堂は、江戸時代初期の石清水八幡宮の社僧であり、寛永の三筆の一人として知られる昭乗が、寛永14年(1637)、石清水八幡宮境内の泉坊の一角に営んだ草庵である。

明治初年の神仏分離政策により、松花堂は泉坊とともに石清水八幡宮境内から取りのぞかれた。しかし、松花堂と泉坊客殿の一部については、八幡地域の名望家である井上伊三郎が入手、移設し、自らの邸宅の一部とした。現在、内園と呼んでいる区域は、邸宅の範囲とおおむね一致する。以後、歴代の邸宅所有者は、邸宅内の庭園を維持するだけでなく、邸宅の周辺についても段階的に整備した。昭和の中頃には、当時の所有者が松花堂庭園の名称で公開を行っている。

昭和52年(1977)、八幡町が八幡市となるにあたり、市制施行記念事業として「松花堂庭園」を公有化し、同年11月には、八幡市立松花堂庭園の名称で一般公開を開始した。その後、八幡市は、八幡市立松花堂庭園の周辺整備に着手する。隣接地を新たに公有化し、八幡市立松花堂美術館や交流施設等を設ける計画で、平成14年(2002)に整備を終え、名称を「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」とした。平成26年(2014)10月6日、八幡市立松花堂庭園のうち内園を中心とする一部区域については、「松花堂及び書院庭園」の名称で、国から名勝指定を受けている。

八幡市のまちづくりにおいて、名勝松花堂及び書院庭園をふくむ八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館は、将来にわたり重要な役割を果たすことが期待されている。『第5次八幡市総合計画』では、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を交流拠点の一つと位置づけ、多くの観光客が訪れている芸術性の高い近代庭園の、より積極的な活用を目指している。

同様に、『八幡市観光基本計画』においても、歴史文化を活かした観光拠点のひとつと位置づけている。さらに、『八幡市都市計画マスタープラン』では、歴史的な文化環境や緑の環境としての側面を重視し、まちづくりのネットワーク拠点と位置づけ、周辺拠点との連携を視野に入れている。

このように、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の果たすべき役割がたびたび示される一方で、名勝「松花堂及び書院庭園」を保存継承していくためには、多くの課題があることもまた明らかになっている。築120年が経過した書院は老朽化が進み、雨漏りや壁の剥落、傾きが生じている。また、内園の築地塀は基礎部分の流出がみられ、傾きが進行している。名勝を構成する要素のき損や衰化への対応に追われている現状を鑑みて、本計画を策定することとした。本計画では、名勝を適切に保存継承し、活用を図るために、求められる中長期的なマネジメントを明確化することを目的として、名勝「松花堂及び書院庭園」の本質的価値を明らかにするとともに、植栽、建築物、周辺環境等に関する保存及び活用の基本方針を決定し、現状変更の基準や運営方針を定める。

## 1-2 委員会の設置と検討の経過

### 1-2-1 委員会の設置

本計画の策定作業は、八幡市教育委員会文化財保護課を事務局とし、関連業務を外部に委託して実施する。また、計画策定における指導・助言機関として、学識経験者から構成される「名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁記念物課及び京都府教育庁文化財保護課の指導・助言を得て、策定作業を進めていく。

表1-1 名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会名簿

区分	氏名	役職名
委員長 委員	尼崎 博正	京都造形芸術大学 教授
	丸山 宏	名城大学 教授
	矢ヶ崎 善太郎	京都工芸繊維大学 准教授 (～平成30年度) 大阪電気通信大学 教授 (平成31年度～)
指導機関	平澤 毅	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 (～平成30年9月30日) 文化庁文化財第二課 主任文化財調査官 (平成30年10月1日～)
	吹田 直子	京都府教育庁文化財保護課 記念物担当
	山畑 真悟	京都府山城教育局企画教育課 (平成29年度)
	中坂 優花	京都府山城教育局企画教育課 (平成30年度～)
関係部局	田中 賢治	八幡市都市整備部都市整備課 課長
事務局	谷口 正弘	八幡市教育委員会教育長
	越本 敏生	八幡市教育部 部長 (平成29年度)
	佐野 正樹	八幡市教育部 部長 (平成30年度～)
	西島 昭彦	八幡市教育部社会教育課 課長 (～平成30年度)
	近藤 茂雄	八幡市教育部社会教育課 課長 (平成31年度～)
	河原 豊	八幡市教育部文化財保護課 課長 (～平成30年度)
	八十島 豊成	八幡市教育部文化財保護課 課長補佐 (平成29年度)
		八幡市教育部文化財保護課 課長 (平成31年度～)
	田制 亜紀子	八幡市教育部文化財保護課市史係 係長 (～平成30年度)
		八幡市教育部文化財保護課 課長補佐 (平成31年度～)
	高橋 祐太	八幡市教育部文化財保護課 主事
	青谷 美羽	八幡市教育部文化財保護課市史係 嘱託員
符川 裕子	公益財団法人やわた市民文化事業団 常務理事	
石橋 和正	八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館 館長	

## 名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 名勝松花堂及び書院庭園の保存、整備及び活用に関する協議を行うため、名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(取り扱う事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 名勝松花堂及び書院庭園の保存に関すること。
- (2) 名勝松花堂及び書院庭園の整備に関すること。
- (3) 名勝松花堂及び書院庭園の活用に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月15日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行し、平成32年3月15日限り、その効力を失う。

## 1-2-2 検討の経過

本計画の策定に至る検討の経過は、【表1-2】に示す通りである。

表1-2 名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会の開催記録

日 時	委員会等	検討・報告事項等
平成30年(2018) 3月16日	第1回委員会	○委員長・副委員長選出 ○議題 ・保存活用計画の目的について ・保存活用計画の構成と策定までの流れについて ・名勝松花堂及び書院庭園の概要について ○庭園内視察
平成30年(2018) 7月19日	第2回委員会	○議題 ・大阪北部地震での被害状況について ・名勝松花堂及び書院庭園の概要について ・名勝及び史跡の本質的価値について ○庭園内の被害状況確認
平成30年(2018) 10月31日	第3回委員会	○議題 ・大阪北部地震で被災した書院のき損進行について ・名勝及び史跡の本質的価値について
平成31年(2019) 2月12日	第4回委員会	○議題 ・名勝及び史跡の本質的価値について ・名勝の現状と課題について
令和元年(2019) 7月18日	第5回委員会	○議題 ・名勝及び史跡の本質的価値について ・名勝の現状と課題について ・名勝の整備と活用について
令和元年(2019) 11月7日	第6回委員会	○議題 ・保存活用計画書の全体構成、内容について
令和2年(2020) 1月20日	第7回委員会	○議題 ・保存活用計画書の全体構成、内容について

### 1-3 保存活用計画の位置づけ

保存活用計画は、【図1-1】に示すように、第5次八幡市総合計画を上位計画とし、関連計画とも連携・整合を取りながら、歴史文化を活かしたまちづくりへつなげていくものとする。

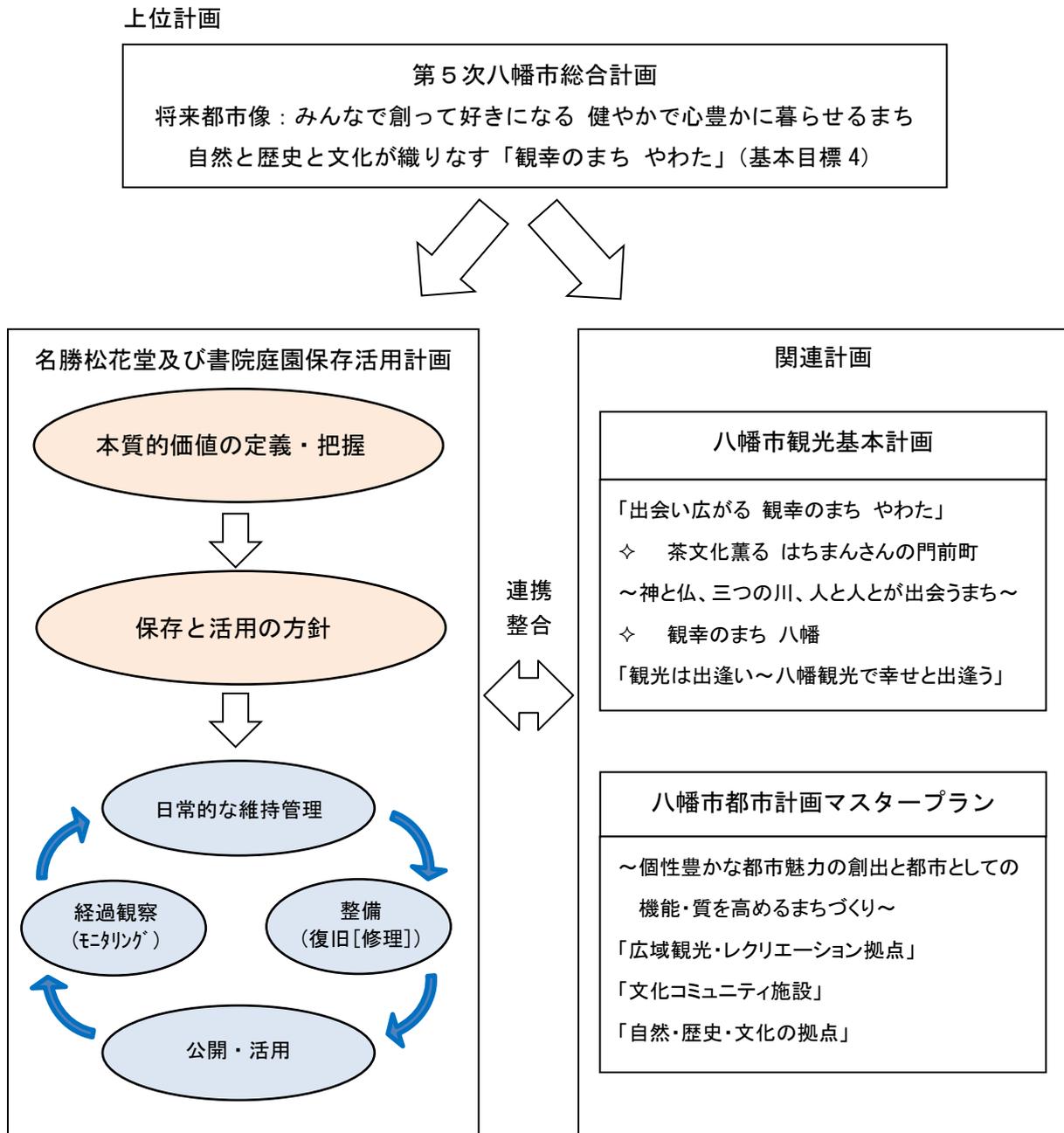


図 1-1 保存活用計画の位置づけ

## 1-4 保存活用計画の実施

### 1-4-1 保存活用計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝松花堂及び書院庭園の指定範囲（史跡松花堂を含む）とする。対象範囲と密接にかかわる名勝周辺域（名勝指定地以外の八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の範囲）については、「名勝隣接地区」として取り扱い、名勝周辺の保存管理や景観保全、活用の対象範囲とする。「名勝隣接地区」を囲む周辺域については、「名勝周辺地域」として活用等で言及する。

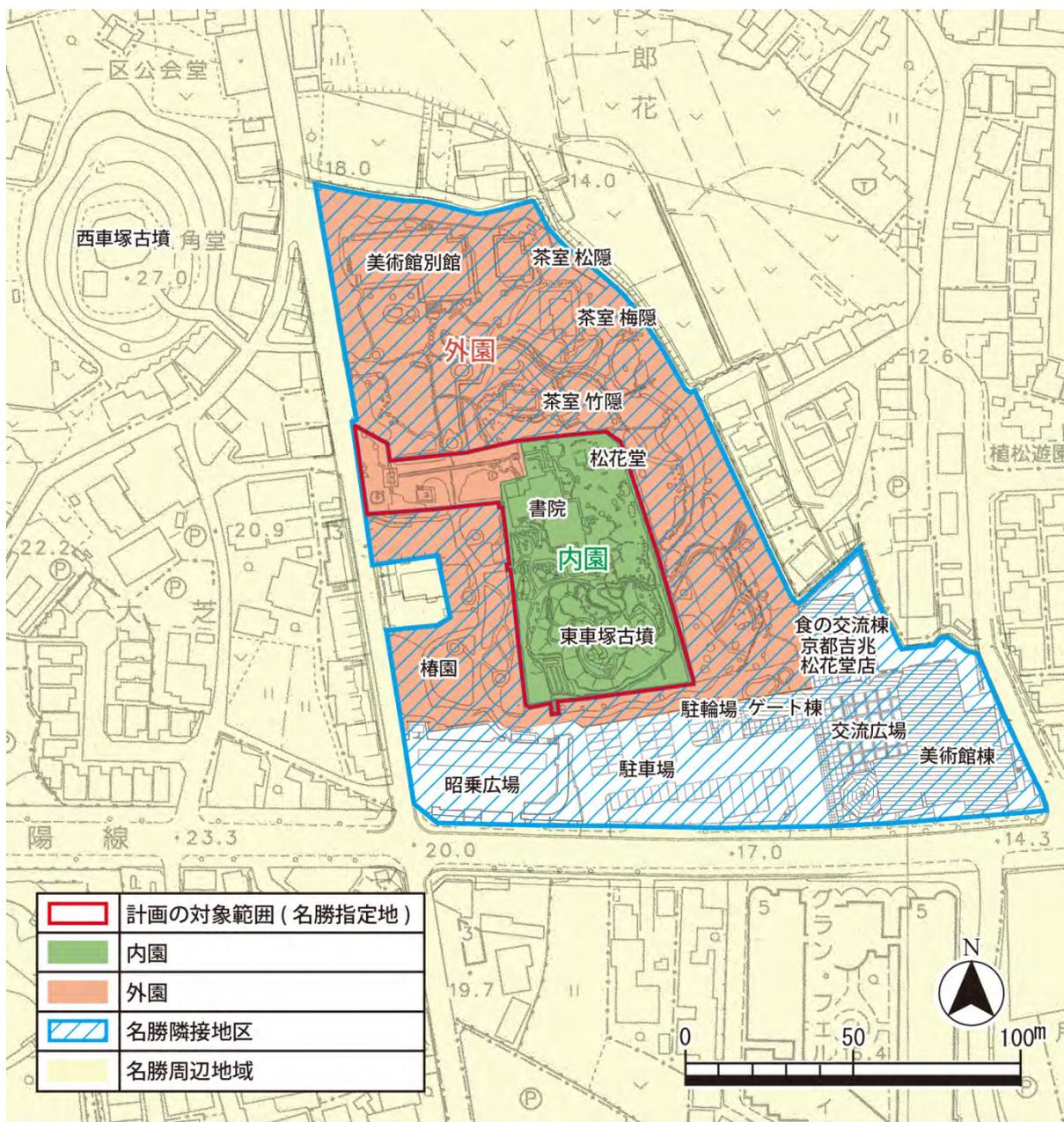


図 1-2 保存活用計画対象範囲図  
(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

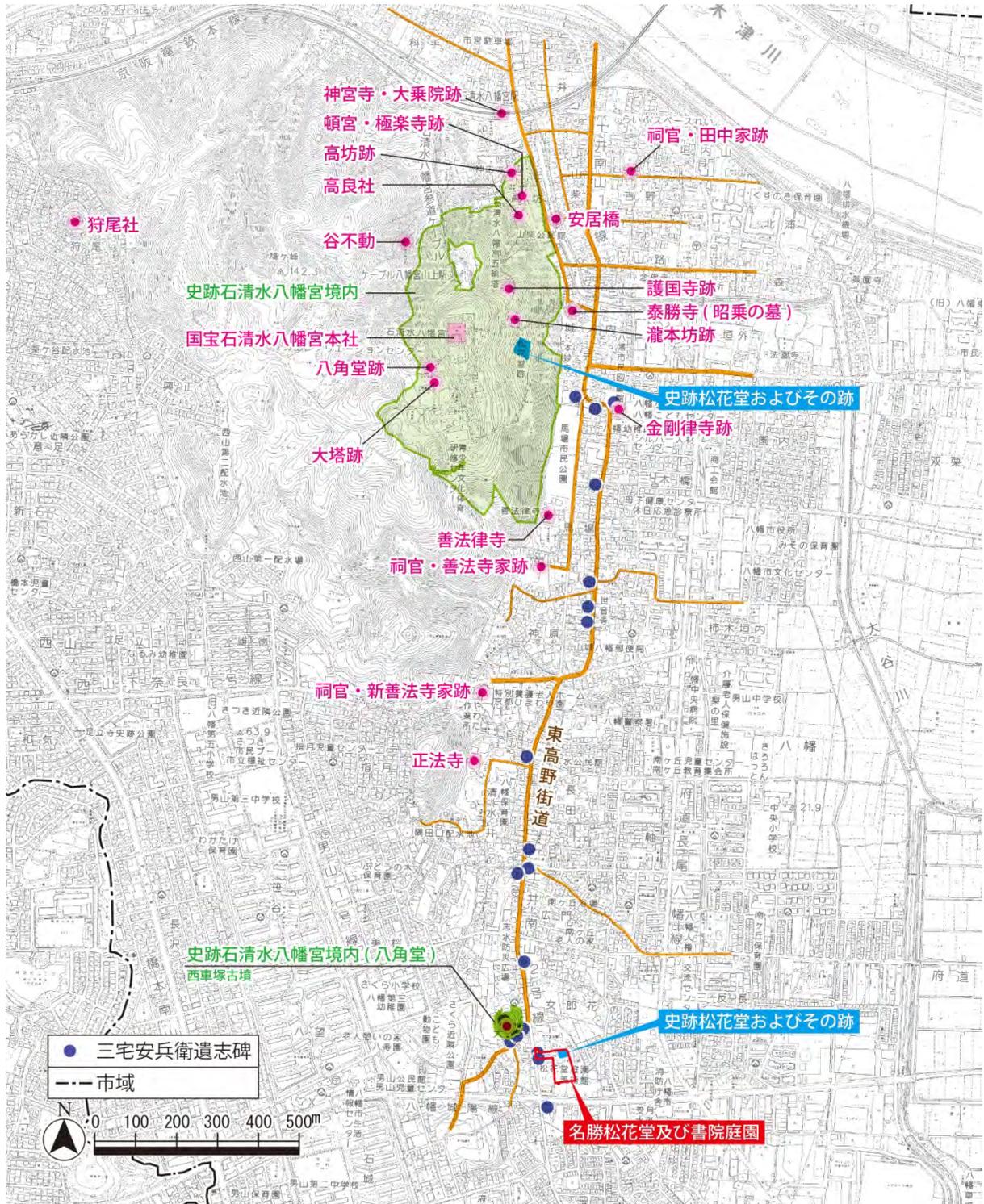


図 1-3 名勝周辺地域概観図  
 (平成 24 年(2012)11 月作成の八幡市全図を加工して作成)

#### 1-4-2 保存活用計画の発効

本計画は、平成29年度から令和元年度にかけて検討し策定した。本計画は、令和2年度を初年度とし、保存管理や整備・活用の進捗状況等を考慮して、必要に応じ見直し・改定を行うこととする。

## 第2章 名勝松花堂及び書院庭園を取り巻く環境

### 2-1 八幡市の位置とアクセス

八幡市は、京都府の南西部に位置し大阪府と接している。木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置し、京都市中心部と大阪市中心部からはそれぞれ直線距離で約15km、約30kmと大都市近郊に位置し、交通至便な地にある。

市域は東西約6.7km、南北約8.5kmで面積は24.35km<sup>2</sup>で、京都市・久御山町・京田辺市の区域内に飛地を有している。市域の北側及び東側は京都市、大山崎町、久御山町、城陽市、京田辺市に、西側及び南側は大阪府島本町、高槻市、枚方市と接している。

名勝松花堂及び書院庭園へのアクセスは、広域道路網を利用する場合は、第二京阪道路八幡東ICから府道281号を経由して約15分、公共交通機関を利用する場合は、京阪電気鉄道（京阪）の樟葉駅または石清水八幡宮駅から路線バスを利用して、最寄りのバス停留所である大芝・松花堂前まで約15分で到着する。

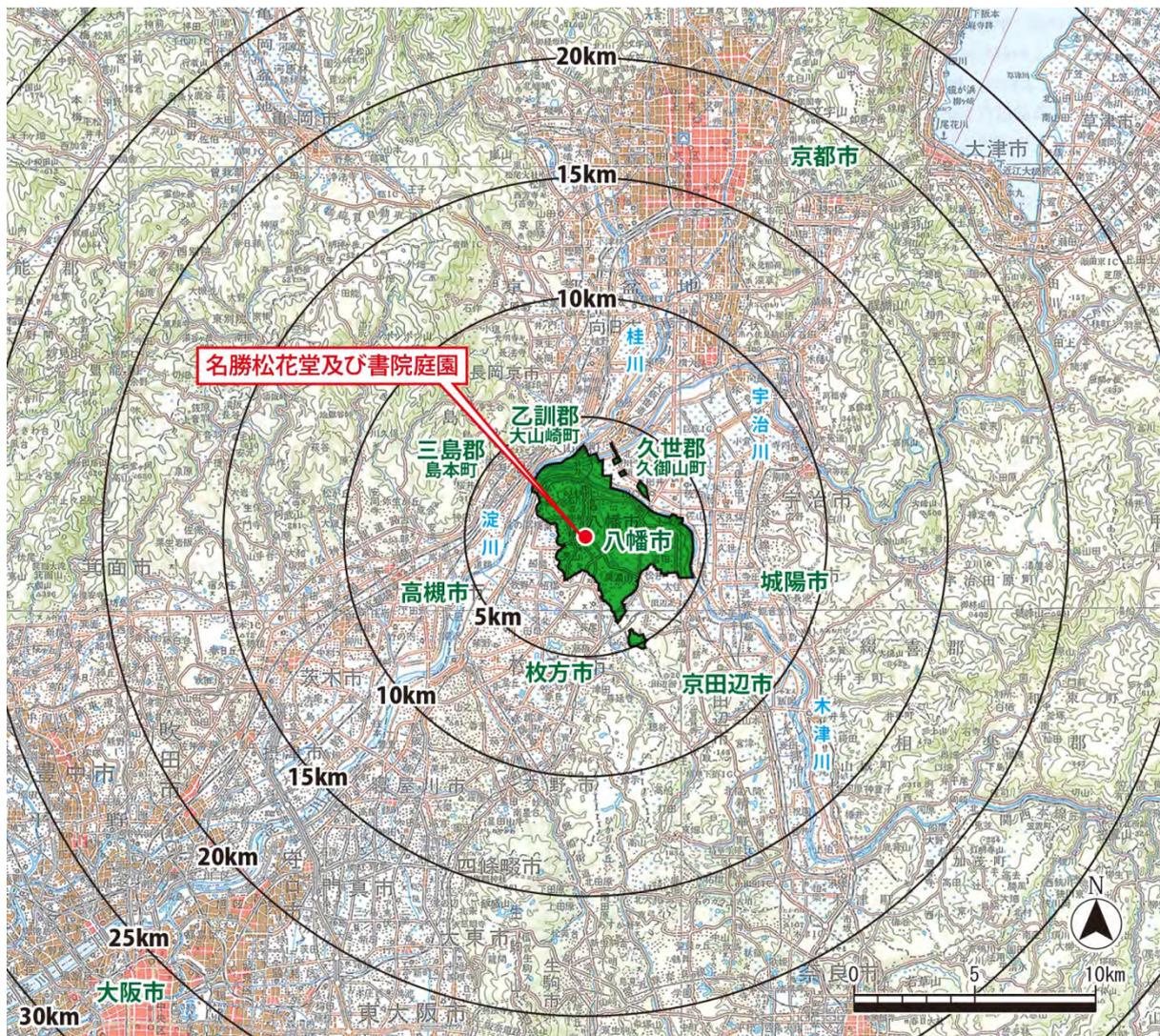


図 2-1 八幡市の広域位置

(国土地理院発行の20万分1地形図を加工して作成)

## 2-2 自然環境

### 2-2-1 気候

八幡市の気候は、年間を通じて概ね温暖であり、冬季の降雪もほとんどない。気象庁による八幡市近傍（京田辺市薪西浜）の30年間（昭和56年(1981)～平成22年(2010)）の観測データによる平均値をみると、日最高気温が32.7℃、日最低気温が-0.8℃、年間平均気温が16～17℃、降水量が1,500mm程度である。



図2-2 京田辺の30年間(昭和56年～平成22年)の平均気温と平均降水量

(気象庁データより作成)

なお、近年10年間（平成21年(2009)～30年(2018)）の観測データは【図2-3】のとおりで、平均値をみると日平均気温が15.4℃、降水量は1,573mmである。また、全国的に気温の上昇や集中豪雨といった異常気象がみられ、八幡市近傍でも平成28年(2016)8月に最高気温37.8℃、1時間の最大降水量65.0mmを記録している。

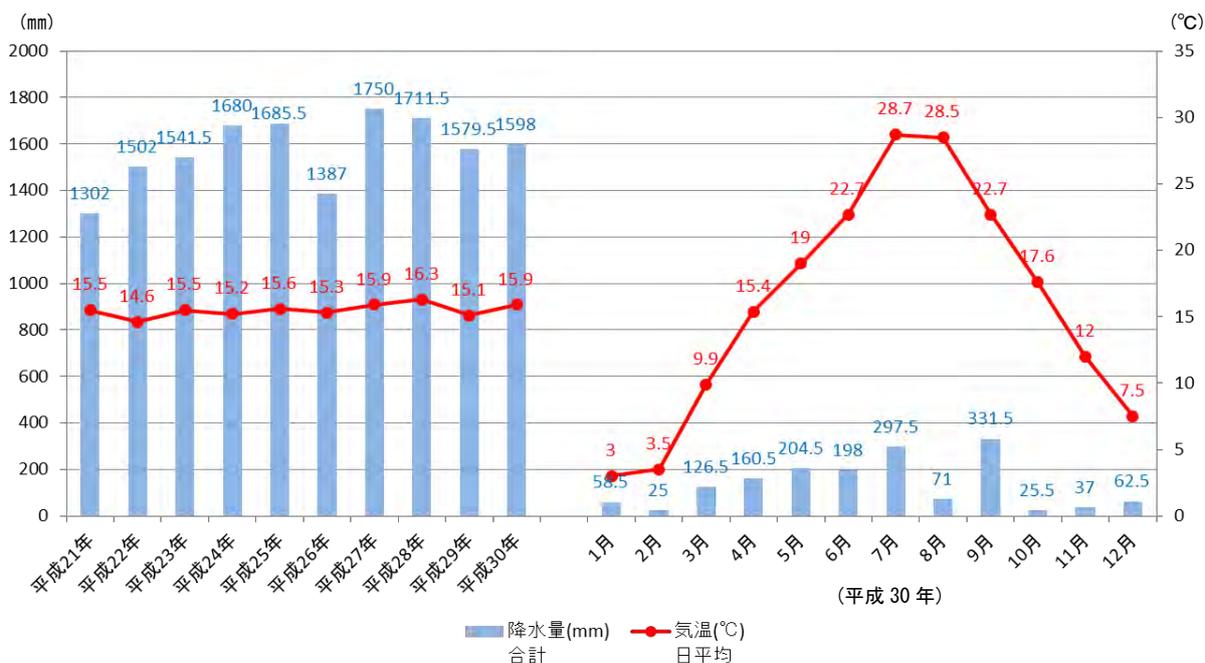


図2-3 京田辺の10年間(平成21年～30年)の気象観測データ

(気象庁データより作成)

## 2-2-2 地形・水系・地質

### ① 地形・水系

八幡市は、京都盆地の西端に位置する。市域の大半が木津川左岸沿いの低地にあり、木津川、宇治川、桂川の三川合流地点東より始まる男山丘陵が、市の北部に位置する。男山丘陵は、淀川を挟んで北に対峙する天王山とともに京都盆地に入る狭隘部を形成している。市域北部の男山から南部の美濃山地域にかけては、なだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地となっている。市内における最高所は男山山頂の142.2mで、西側の低平地のうち最も低いところは標高8.0mである（標高は『八幡市統計書』による）。

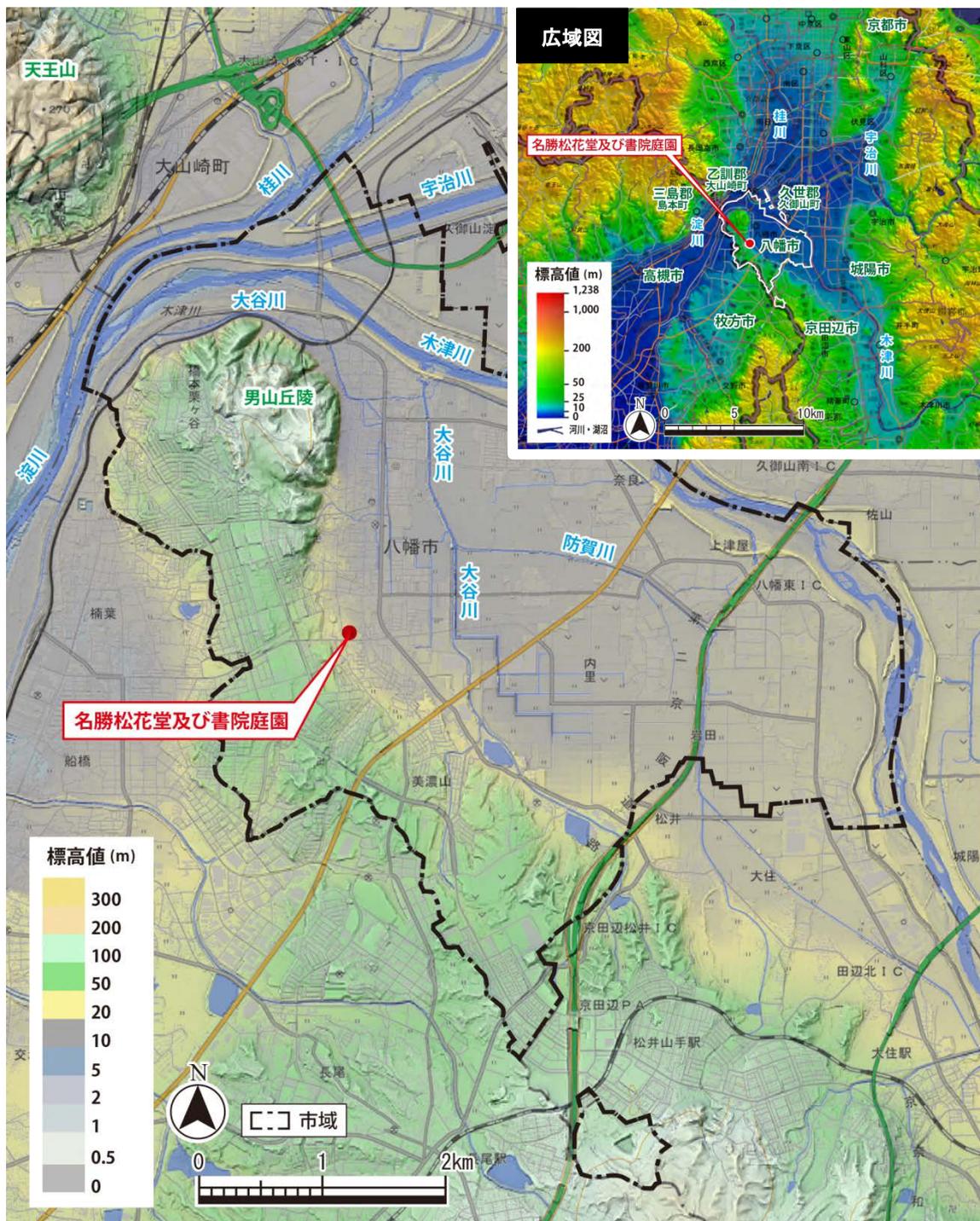


図 2-4 八幡市及び周辺の地形・水系図  
 (広域図は国土地理院 デジタル標高地形図、市域図はカシミール 3D を一部加工して作成)

市域の中央部を流れる大谷川、防賀川は木津川流域を構成する一級河川である。市域低平地を流下する区間は直線的で河床勾配や流速が緩く、河川改修が行われる以前は、度々甚大な浸水被害が発生していた。

名勝松花堂及び書院庭園周辺は、男山丘陵の南東裾部にあたり、東方の大谷川に向かって雛壇状に低くなっており、この間は住宅地が広がっている。

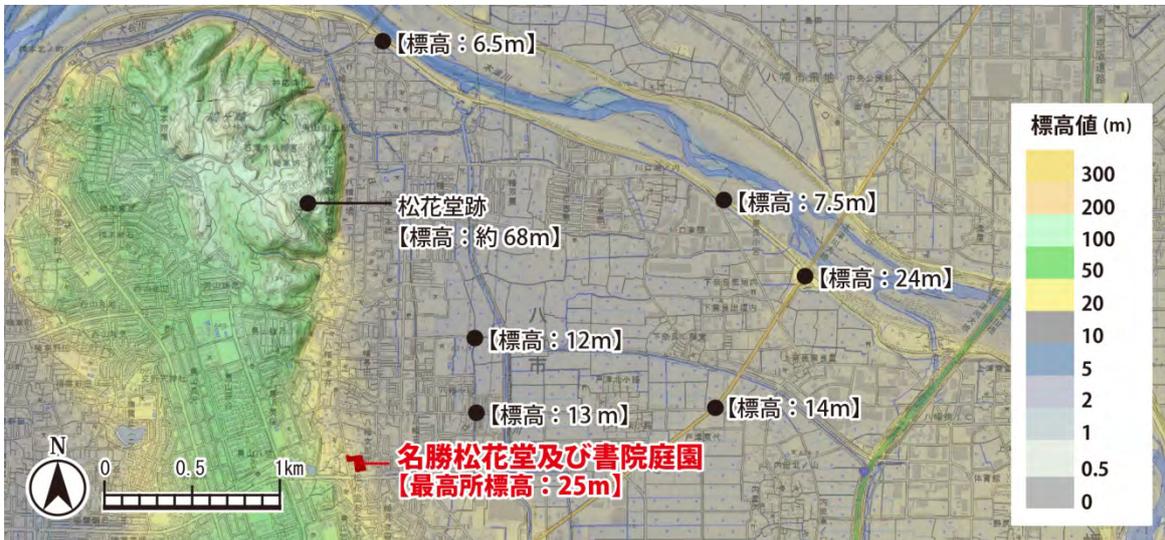


図 2-5 名勝松花堂及び書院庭園周辺の地形図

(カシミール 3D を一部加工して作成)

## ② 地質

八幡市の地質は、男山丘陵一帯は古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の堆積岩を主とする丹波帯からなり、南の美濃山丘陵は新生代新 4 紀に堆積した岩石の大阪層群からなる。市域の東側に広がる低地帯では、低位段丘堆積物を含んだ地質がみられる。男山は古生代末期から中生代にかけての地殻運動で陸地化・隆起したもので、かつては対岸の天王山と一連の山容を呈していた。その後断層運動により孤立丘化したもので、東端部にみられる直線状の急崖の状況から断層崖と推定されている。この男山断層は計画対象地の名勝指定地西側付近まで南北方向に走っている。

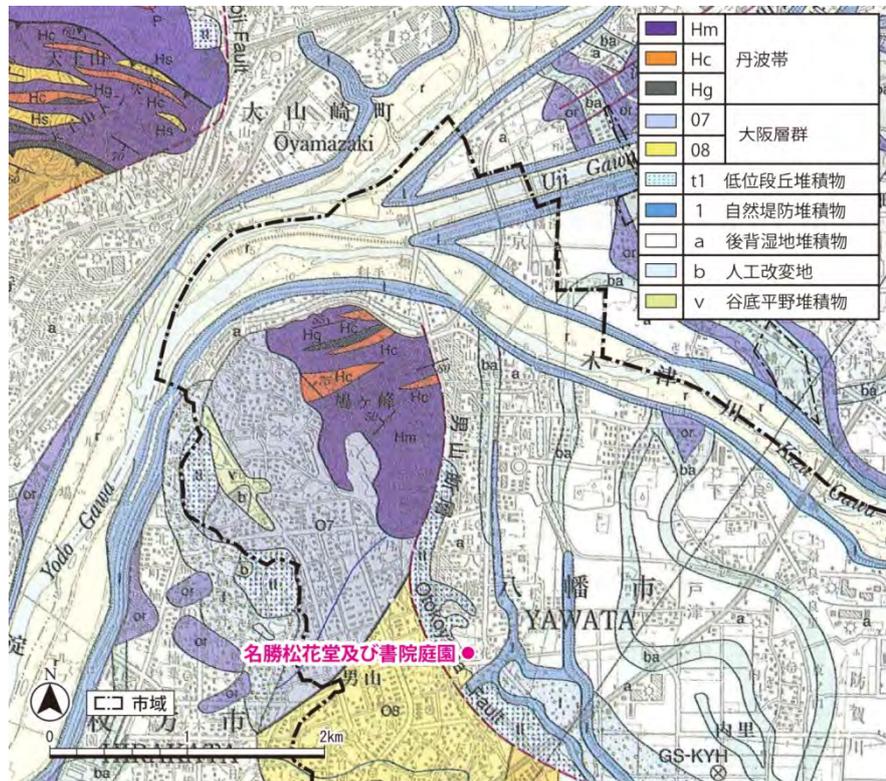


図 2-6 名勝松花堂及び書院庭園周辺の地質図

(産業技術総合研究所 地質調査総合センターの地質図を加工して作成)

## 2-2-3 自然災害

### ① 風水害被害

八幡市域の災害履歴の多くは洪水被害である。近世300年の間に24回の堤防切れ、洪水に見舞われている。明治初年に木津川の付け替え工事を行い、以降、木津川の堤防決壊は少なくなったものの、大谷川や防賀川等、木津川の支流では、近年まで内水の氾濫が繰り返し生じていた。

内水被害対策として、昭和58年(1983)から樋門や排水機場の設置を進め、平成4年(1992)に最後の排水機が完成した。なお、この後も想定外の豪雨等による浸水被害が数回発生している。

表 2-1 八幡市で発生した主な浸水被害

※雨量は24時間最大雨量

発生年月日	原因	総雨量(mm)	最高水位(m)		浸水面積(ha)	浸水戸数(戸)	
			内水	外水		床上	床下
1953(昭和28)年9月24日	台風13号	*167.0	不明	18.02	1,000	268	不明
1959(昭和34)年8月15日	台風7号	265.5	13.86	12.22	625	190	266
1961(昭和36)年6月27日	梅雨前線	270.5	12.62	15.80	595	86	133
1961(昭和36)年10月28日	秋雨前線	不明	12.56	17.94	615	51	121
1965(昭和40)年9月17日	台風24号	169.0	11.48	17.61	327	4	17
1972(昭和47)年7月9日	豪雨	291.5	12.05	15.36	253	9	38
1982(昭和57)年8月1日	台風10号	220.5	12.22	17.20	178	7	178
1986(昭和61)年7月21日	豪雨	276.9	12.38	15.69	145	34	628
1990(平成2)年9月19~20日	台風19号	参考①					
1993(平成5)年7月3~6日	大雨	参考②			210		14
2012(平成24)年8月14日	豪雨	289.0	9.32	10.17	56	28	280
2013(平成25)年9月16日	台風18号	282.0	11.25	16.36	205	30	856

雨量観測所：八幡東島

水位観測所：八幡排水機場

参考：八幡市地域防災計画「風水害対策編」

参考① 台風19号／市内最大瞬間風速32.5m。街路樹等96本倒木、田畑の冠水60ヘクタール。

参考② 3日から6日にかけての大雨／八幡式部谷でがけ崩れ。床下浸水14戸、田畑の冠水210ヘクタール。

### ② 震災

平成30年(2018)6月18日に大阪府北部を震源とする地震(震源地マグニチュード暫定値6.1)が発生した。大阪府で最大震度6弱を観測、八幡市では最大震度5強を観測した。この地震で名勝松花堂及び書院庭園内では石燈籠が倒壊し、書院等建物が破損した。

京都府地域防災計画によると、マグニチュード7クラス以上の大規模な内陸性直下型地震は、花折、西山、黄檗、三峠、上林川及び若狭湾内断層地震が想定されている。この中で、八幡市に最も大きな被害をもたらすと想定されているのが、有馬高槻構造線である。また、地下水位が高く軟弱な砂質地盤等では液状化の発生も想定され、京都府内では特に三川合流点付近などが発生危険性の高い地域とされている。

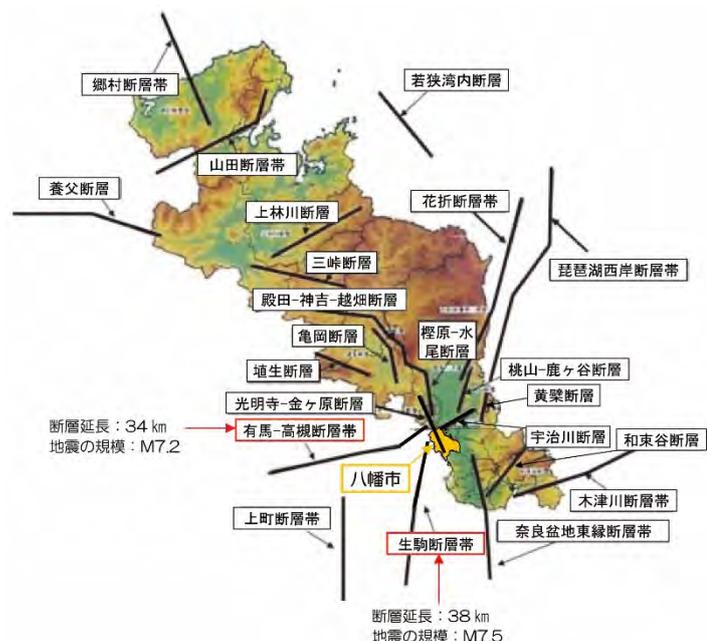


図 2-7 八幡市への影響が考えられる震源断層の位置

(『八幡市建築物耐震改修促進計画』2017より)

## 2-3 歴史環境

### 2-3-1 八幡市の歴史

#### 古代以前

八幡市域で最も古い人類の足跡は、旧石器時代のナイフ形石器が南部美濃山の金衛門垣内遺跡で確認されており、男山丘陵周辺でも西麓の楠葉東遺跡（枚方市）で、800点もの石器が採集されている。弥生時代初頭頃までは市域の大部分は湖であった。弥生時代前期に始まる東部平地の内里八丁遺跡では、竪穴住居の跡が見つかっている。後半期以降、集落は美濃山の低丘陵の尾根上に数多く営まれるようになり、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけて、丘陵頂部に小規模な集落が集中する様相がみられる。

古墳時代前期後半から、男山丘陵から東麓に茶臼山古墳、石不動古墳、西車塚古墳、東車塚古墳など大型の前方後円墳、前方後方墳が形成された。西車塚古墳は市域最大（全長115m、後円部径60m・最大高8m）である。前期後半に築かれたヒル塚古墳（方墳）、中期初頭に築かれた王塚古墳（円墳）や、南山、美濃山荒坂の古墳群、横穴群などは、市域南部の美濃山丘陵周辺に分布している。

奈良時代には律令国家の成立に伴い、国郡制が確立し、市域の大半は山城国に属することとなる。奈良に平城京が造営された頃には、国家が敷設した官道である山陽道、山陰道が八幡市域を通っていたと考えられ、天皇の菜園である菌や寺領も置かれていた。男山周辺には美濃山廃寺、志水廃寺、西山廃寺の古代寺院跡があり、土師器・須恵器・軒瓦などが出土している。長岡京、その後平安京と都が山城国に遷ってからは、八幡市域は都城近郊の地として生活文化にも大きな影響を受け続けた。

#### 石清水八幡宮と門前町の発展

貞観元年（859）、豊前国宇佐（現在の大分県宇佐市）から八幡神が勧請され、男山に石清水八幡宮が創建された。八幡神が勧請される以前、男山には寺院が存在していたと伝わるが、八幡宮の創建後、男山は神仏習合の思想に基づく信仰の場となり、中世に至るまでに、多くの坊舎（寺）がつけられた。こうした坊舎は、明治初年に神仏分離の影響で撤去されるまで、焼失、再興、廃絶などで増減しながら存続し、男山四十八坊と称された。江戸時代初期に文化的な活動で知られた石清水八幡宮の社僧、昭乗ゆかりの坊である瀧本坊、泉坊も、この中に含まれる。瀧本坊と泉坊については、第3章で詳述する。

平安時代中期には、男山北東部から門前町の形成が始まる。木津川河川敷からも平安時代後期の遺跡が確認されている。町場の範囲拡大は、石清水八幡宮の祠官家による邸宅形成に伴うものと考えられ、町場の拡大に従い、南北道である東高野街道と、そこにつながる東西道も次第に伸びていった。中世には内四郷（常盤郷・科手郷・山路郷・金振郷）と、その東に広がる外四郷（川口郷・美豆郷・際目郷・生津郷）が形成され、内四郷と外四郷を併せ、八幡八郷と称された。

東高野街道に沿った町場の形成は、善法寺家の進出、正法寺の成立などの契機によって顕著となった。沿道には商人や神人の住居も増え、江戸時代にまで踏襲される南北道、東西道に沿った街並みが形成されていった。

男山と天王山との地峡部から巨椋池周辺は、古来、瀬戸内海の海路から淀川を遡上する水上交通の要衝であった。平安遷都以降、現在の大山崎町にあった「山崎津」は都の外港としての役割を担うようになるが、平安時代中期から後期には上流部の開発が進み、淀、鳥羽が機能強化され、

都への交通物資の流入口、外港となる。こうして八幡一帯は、都の南の門戸とも言うべき交通の要地として発展した。その条件を活かして、石清水八幡宮の神人はさかんに経済活動を行い、石清水八幡宮の勢力は、現在の八幡市域にとどまらず広く縁辺の地域にまで及んだ。

## 近世

近世初頭、豊臣秀吉が検地を行った際、石清水八幡宮は朱印状によって領地を保障され、徳川家康による検地の際も、引き続き朱印状の発給を受けたことで、八幡八郷は近世を通じ、石清水八幡宮の影響下に置かれた。この間、門前町が大きく広がることこそなかったものの、商業、農業いずれも堅調で、京都、大坂という大消費地の近郊農村として、商品作物の栽培や農地の売買が行われた。

文化面においては、長い戦乱の時代が終わり、書画、茶の湯、立花などが隆盛をみせた江戸時代前期に、多方面で活躍した存在として、石清水八幡宮の社僧である昭乗がよく知られている。昭乗については、第3章で詳述する。

## 明治以後

石清水八幡宮とともに発展してきた八幡の町場は、明治初年、戊辰戦争の戦火によって、北半が焼失した。同じころ、石清水八幡宮を擁する男山では、政府の神仏分離政策を受けて、仏教施設の撤去が大規模に行われている。その一方で、豊かな田園の広がる農村としての八幡は、近世から大きく変わることなくあり続けた。また、明治初年に木津川の付け替え工事が行われ、洪水に見舞われることも少なくなった。明治22年(1889)に町村制が施行された際には、かつて八幡八郷と称された範囲の大半が、綴喜郡八幡町になっている。

明治末期になると、市域の北端を通る鉄道が開通し、大正、昭和にかけ、交通手段が発達するに従って、淀川水運の要衝としての役割は次第に低下した。そのようななか、昭和29年(1954)には、八幡町、都々城村、有智郷村が合併し、現在の八幡市域と同じ規模の八幡町が成立する。

昭和30年代に京都と大阪の都市圏が広がりを見せるようになると、2大都市圏の中間に位置するという立地条件により、八幡は住宅適地として新たな脚光を浴びた。昭和40年代後半には、日本住宅公団（現在の都市再生機構）が男山団地を開発するに至り、人口が急増する。

昭和52年(1977)11月1日、八幡町は市制を施行し、京都府内で11番目の市となる八幡市が誕生した。その後も人口増加が続き、八幡市では平成5年(1993)1月末日に人口76,467人を記録したが、これをピークに以降は漸減し、現在は73,000人前後で推移している。

## 2-3-2 八幡市内の文化財

八幡市内の文化財について、【表2-2】で一覧を、【図2-8】で分布を示した。松花堂およびその跡は国の史跡に、また、松花堂及び書院庭園は国の名勝に指定されている。

表 2-2 八幡市内の文化財一覧

種別	No.	名称	指定年月日	所有者又は管理者	所在地	
国宝	建造物	1 石清水八幡宮本社 本殿	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		2 石清水八幡宮本社 摂社 武内社本殿	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		3 石清水八幡宮本社 瑞籬	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		4 石清水八幡宮本社 幣殿及び舞殿	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		5 石清水八幡宮本社 楼門	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		6 石清水八幡宮本社 東門	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		7 石清水八幡宮本社 西門	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		8 石清水八幡宮本社 廻廊	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊	
重要文化財	建造物	1 石清水八幡宮 摂社 若宮社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		2 石清水八幡宮 摂社 若宮殿社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		3 石清水八幡宮 摂社 水若宮社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		4 石清水八幡宮 摂社 住吉社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		5 石清水八幡宮 東総門	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		6 石清水八幡宮 西総門	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		7 石清水八幡宮 北総門	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		8 石清水八幡宮 摂社 狩尾社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	橋本狩尾	
		9 石清水八幡宮 五輪塔	昭和32年2月19日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		10 伊佐家住宅 主屋	昭和50年6月23日	個人	上津屋浜垣内	
		11 伊佐家住宅 長蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内	
		12 伊佐家住宅 内蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内	
		13 伊佐家住宅 東蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内	
		14 伊佐家住宅 乾蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内	
		15 正法寺 本堂	昭和59年5月21日	正法寺	八幡清水井	
		16 正法寺 大方丈	昭和59年5月21日	正法寺	八幡清水井	
		17 正法寺 唐門	昭和59年5月21日	正法寺	八幡清水井	
国指定有形文化財	絵画	18 絹本着色如来像	昭和52年6月11日	正法寺	八幡清水井	
		19 絹本着色石清水曼荼羅図	昭和34年12月18日	正法寺(京都国立博物館寄託)	八幡清水井	
	彫刻 (像内納入品を含む)	20 木造達磨大師坐像	昭和2年4月25日	圓福寺	八幡福祿谷	
		21 木造阿弥陀如来立像	昭和10年4月30日	寿徳院(京都国立博物館寄託)	八幡山路	
		22 紙本墨書筑前国守庁宣写	昭和10年4月30日	寿徳院(京都国立博物館寄託)	八幡山路	
		23 紙本墨書仮名消息、詠草、夢記	昭和10年4月30日	寿徳院(京都国立博物館寄託)	八幡山路	
		24 木造阿弥陀如来坐像	大正6年4月5日	正法寺	八幡清水井	
		25 木造元三大師坐像	大正7年9月12日	正法寺(京都国立博物館寄託)	八幡清水井	
		26 木造行教律師坐像	大正12年8月4日	神應寺	八幡西高坊	
		27 木造釈迦如来坐像	昭和10年4月30日	法園寺	八幡源氏垣外	
		28 消息料紙墨書法華経	昭和10年4月30日	法園寺(京都国立博物館寄託)	八幡源氏垣外	
		29 紙本墨書法華経	昭和10年4月30日	法園寺(京都国立博物館寄託)	八幡源氏垣外	
		30 紙本墨書梵網経	昭和10年4月30日	法園寺(京都国立博物館寄託)	八幡源氏垣外	
	31 紙本墨書文永四年行清奉納目錄並二再興文書	昭和10年4月30日	法園寺(京都国立博物館寄託)	八幡源氏垣外		
	32 木造薬師如来立像	明治34年8月2日	薬園寺	八幡森垣内		
	33 木造童形神坐像	平成18年6月9日	石清水八幡宮	八幡高坊		
	34 石燈籠	昭和37年2月2日	石清水八幡宮	八幡高坊		
	工芸品	書跡典籍	35 類聚国史 卷第1、第5	昭和38年7月1日	石清水八幡宮	八幡高坊
			36 石清水八幡宮 護国寺略記	平成12年6月27日	石清水八幡宮	八幡高坊
			37 大方等大集経	昭和54年6月6日	正法寺(京都国立博物館寄託)	八幡清水井
			38 大般若経	昭和11年5月6日	圓福寺	八幡福祿谷
	古文書	39 石清水八幡宮文書	昭和36年2月17日	石清水八幡宮	八幡高坊	
		40 石清水八幡宮 田中宗清願文	平成11年6月7日	石清水八幡宮	八幡高坊	
国指定史跡名勝天然記念物	史跡	41 松花堂およびその跡	昭和32年7月1日	石清水八幡宮 八幡市	八幡高坊 八幡女郎花	
		42 石清水八幡宮境内	平成24年1月24日	石清水八幡宮 ほか	八幡高坊 八幡平ノ山 八幡大芝	
国登録有形文化財	建造物	43 松花堂及び書院庭園	平成26年10月6日	八幡市	八幡女郎花	
		1 中村家住宅 大歌堂	平成24年8月13日	個人	八幡山柴	
		2 中村家住宅 上の蔵	平成24年8月13日	個人	八幡山柴	
		3 中村家住宅 表門	平成24年8月13日	個人	八幡山柴	

種 別	No.	名 称	指定年月日	所有者又は管理者	所在地				
府指定 有形文化財	建造物	1 正法寺 小方丈	昭和58年4月15日	正法寺	八幡清水井				
		2 正法寺 書院	昭和58年4月15日	正法寺	八幡清水井				
		3 正法寺 鐘樓	昭和58年4月15日	正法寺	八幡清水井				
		4 松花堂	昭和59年4月14日	八幡市	八幡女郎花				
		5 善法律寺 本堂	平成16年3月19日	善法律寺	八幡馬場				
		6 善法律寺 表門	平成16年3月19日	善法律寺	八幡馬場				
		7 御園神社 本殿	平成19年3月16日	御園神社	上奈良御園				
		8 石清水八幡宮 摂社 石清水社本殿	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊				
		9 石清水八幡宮 摂社 石清水社神水舎	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊				
		10 石清水八幡宮 摂社 石清水社鳥居	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊				
		11 石清水八幡宮 校倉(宝蔵)	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊				
	美術 工芸品	彫刻	12 木造神像 男神像	平成10年3月13日	石清水八幡宮	八幡高坊			
			13 木造神像 女神像	平成10年3月13日	石清水八幡宮	八幡高坊			
			14 木造神像 僧形神像	平成10年3月13日	石清水八幡宮	八幡高坊			
			15 木造阿弥陀如来立像	平成23年3月25日	宝寿院(山城郷土資料館寄託)	美濃山大塚			
			16 木造阿弥陀如来立像	平成30年3月23日	正法寺	八幡清水井			
			17 鰐口	昭和60年5月15日	神應寺	八幡西高坊			
		書籍典籍	18 雲版	昭和61年4月15日	本妙寺	八幡城ノ内			
			19 紺紙金字無量寿経	平成19年3月16日	正法寺(山城郷土資料館寄託)	八幡清水井			
			20 紺紙金字観無量寿経	平成19年3月16日	正法寺(山城郷土資料館寄託)	八幡清水井			
		古文書	21 紺紙金字阿弥陀経	平成19年3月16日	正法寺(山城郷土資料館寄託)	八幡清水井			
			22 正法寺文書	平成4年4月14日	正法寺(山城郷土資料館寄託)	八幡清水井			
		考古資料	23 林家文書	平成23年3月25日	個人(山城郷土資料館寄託)	八幡清水井			
			24 石清水八幡宮境内出土品	平成30年3月23日	石清水八幡宮	八幡東浦			
府指定 史跡 名勝 天然記念物	史跡	25 狐谷横穴群	昭和58年4月15日	京都府	美濃山狐谷				
	名勝	26 正法寺庭園	平成元年4月14日	正法寺	八幡清水井 八幡式部谷				
	天然記念物	27 石清水八幡宮御文書庫のクスノキ 及び神楽殿のクスノキ	昭和61年4月15日	石清水八幡宮	八幡高坊				
府登録 有形文化財	建造物	1 内神社 本殿	昭和58年4月15日	内神社	内里内				
		2 松花堂 書院・玄関	昭和59年4月14日	八幡市	八幡女郎花				
府登録 無形文化財	民俗	3 御園神社のずいき御輿・天狗・獅子	平成19年3月16日	上奈良区(保護団体)	上奈良御園				
市指定文化財	絵 画	1 松鳩図絵馬	昭和61年5月27日	石清水八幡宮	八幡高坊				
		2 神応寺 障壁画	平成9年11月11日	神應寺	八幡西高坊				
		3 絹本着色孔雀図	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		4 絹本着色行教和尚像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		5 絹本着色僧形八幡像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
	彫 刻	6 木造地藏菩薩立像	昭和61年5月27日	世音寺	八幡神原				
		7 木造釈迦如来坐像	平成8年12月3日	念佛寺	八幡旦所				
		8 木造天部形立像(伝帝釈天立像)	平成8年12月3日	西遊寺	橋本中ノ町				
		9 木造矜羯羅童子立像	平成13年11月13日	神應寺	八幡西高坊				
		10 木造制多迦童子立像	平成13年11月13日	神應寺	八幡西高坊				
		11 木造地藏菩薩立像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		12 木造宝冠阿弥陀如来坐像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		13 木造十一面千手観音立像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		14 木造地藏菩薩坐像(伝八幡大菩薩像)	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		15 木造不動明王坐像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
		16 木造愛染明王坐像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場				
	古文書	17 本妙寺文書	平成8年6月16日	本妙寺	八幡城ノ内				
	考古資料	18 西山廃寺出土品	昭和61年5月27日	八幡市教育委員会	八幡東浦				
種 別	No.	名 称	決定年月日	所有者又は管理者	所在地				
						府文化財環境保全地区	1 内神社文化財環境保全地区	昭和58年4月15日	内神社
						2 正法寺文化財環境保全地区	平成2年4月17日	正法寺	八幡清水井 八幡式部谷 八幡隅田口
府暫定登録 有形文化財	美術 工芸品	絵 画	1 紙本着色徳川家康像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井			
			2 紙本着色相応院像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井			
			3 絹本着色仏涅槃図	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井			
			4 絹本着色釈迦十六善神像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井			
			5 絹本着色地藏菩薩像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井			

種 別	No.	名 称	登録年月日	所有者又は管理者	所在地	
府暫定登録 有形文化財	絵 画	6 絹本着色十王十本地仏図	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		7 絹本着色伝観経变相図	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		8 絹本着色観音像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		9 絹本着色釈迦如来像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		10 絹本着色文殊菩薩像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		11 絹本着色普賢菩薩像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		12 絹本着色十八羅漢像 右幅	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		13 絹本着色十八羅漢像 左幅	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井	
		彫 刻	14 木造阿弥陀如来立像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			15 木造阿弥陀如来坐像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			16 木造観音菩薩坐像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			17 木造勢至菩薩坐像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
		古文書	18 伊佐家文書	平成29年12月27日	個人	上津屋浜垣内
	考古資料	19 円筒棺 ヒル塚古墳出土	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦	
		20 渦巻装飾付剣 ヒル塚古墳出土	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦	
		21 方格規矩鳥文鏡 ヒル塚古墳出土	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦	
	歴史資料	22 伊佐家和算関係資料	平成29年12月27日	個人	上津屋浜垣内	

種 別	No.	名 称	登録年月日	所有者又は管理者	所在地
府暫定登録有形民俗文化財	1	八幡の神札・護符等版木及び関連用具	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦
	2	上津屋の川舟	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦

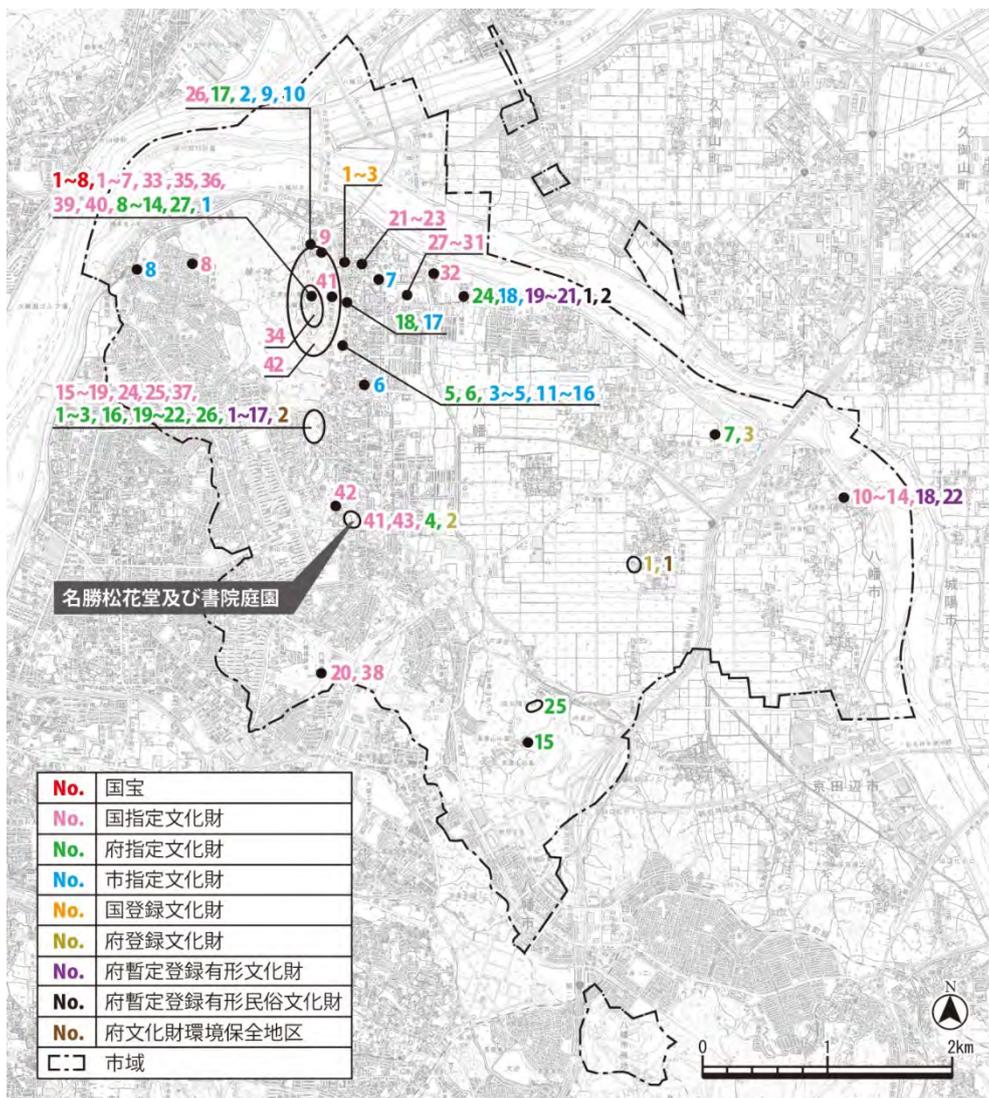


図 2-8 文化財分布図

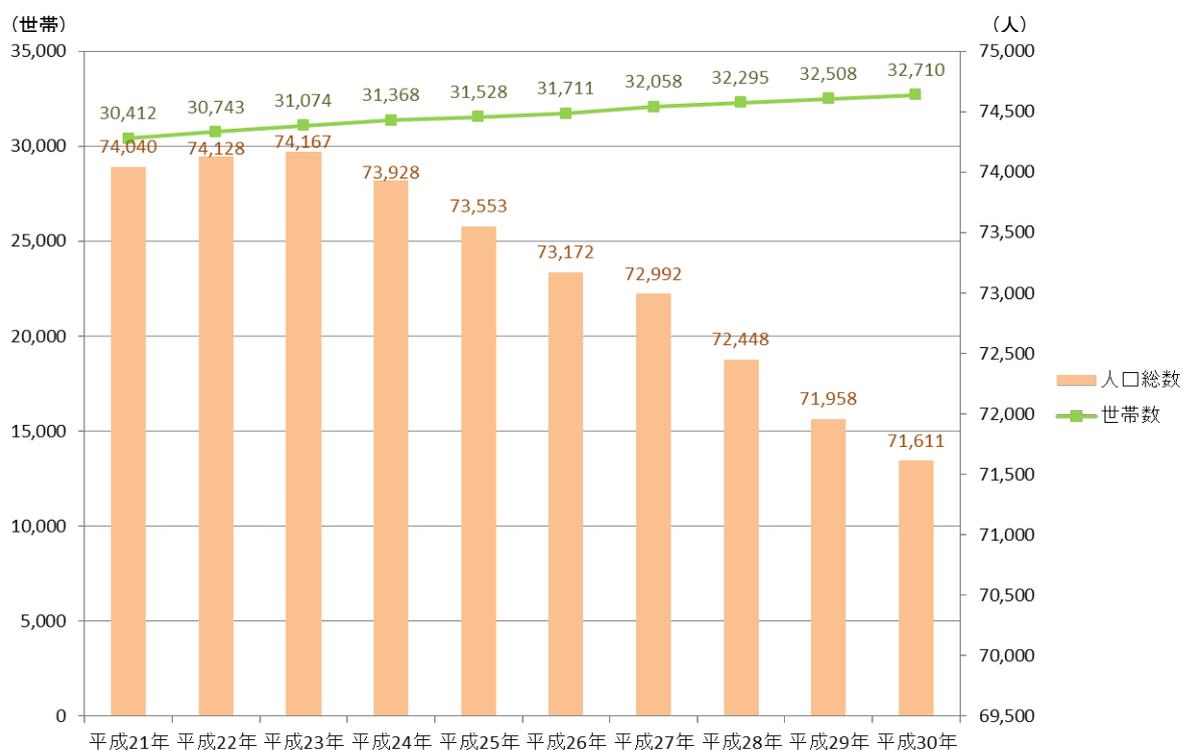
(国土地理院発行の2万5千分1地形図を加工して作成)

## 2-4 社会環境

### 2-4-1 人口・世帯数

平成30年(2018)3月末日現在の八幡市の人口は71,611人、世帯数は32,710世帯である。過去の推移をみると、増加傾向にあった人口は平成5年(1993)をピークに減少へと転じ、現在に至っている。一方、世帯数については平成20年(2008)以降継続的に増加傾向にあり、核家族化、高齢者世帯の増加が進んでいることがわかる。

産業では都市近郊の立地条件を活かした運輸業を中心に第3次産業が発達している。国勢調査に基づく産業別就業者数の割合(平成27年(2015)10月1日現在)をみても、昭和50年(1975)以来、第3次産業が全体の60%を超えており、製造業を中心とした第2次産業については30%程度となっている。また、農業を中心とした第1次産業は減少傾向にあり、平成27年では2%以下である。



(各年3月末日現在)

図 2-9 八幡市の人口と世帯数

(『八幡市統計書』より作成)

## 2-4-2 土地利用

### ① 現在の土地利用

八幡市市域の地目別面積（平成30年(2018)1月1日現在の課税対象地）の構成比をみると、宅地が43.9%と最も多く、以下田25.1%、畑14.3%、雑種地10.1%、山林6.3%、原野0.3%と続く。宅地は大規模な団地が男山丘陵を中心として見られ、大谷川以東は田畑が面的に広がっている。



画像 ©2018 CNES / Airbus, Digital Earth Technology, Maxar Technologies, Planet.com、地図データ ©2020

図 2-10 航空写真にみる現在の土地利用状況

(Google Earth を加工して作成)

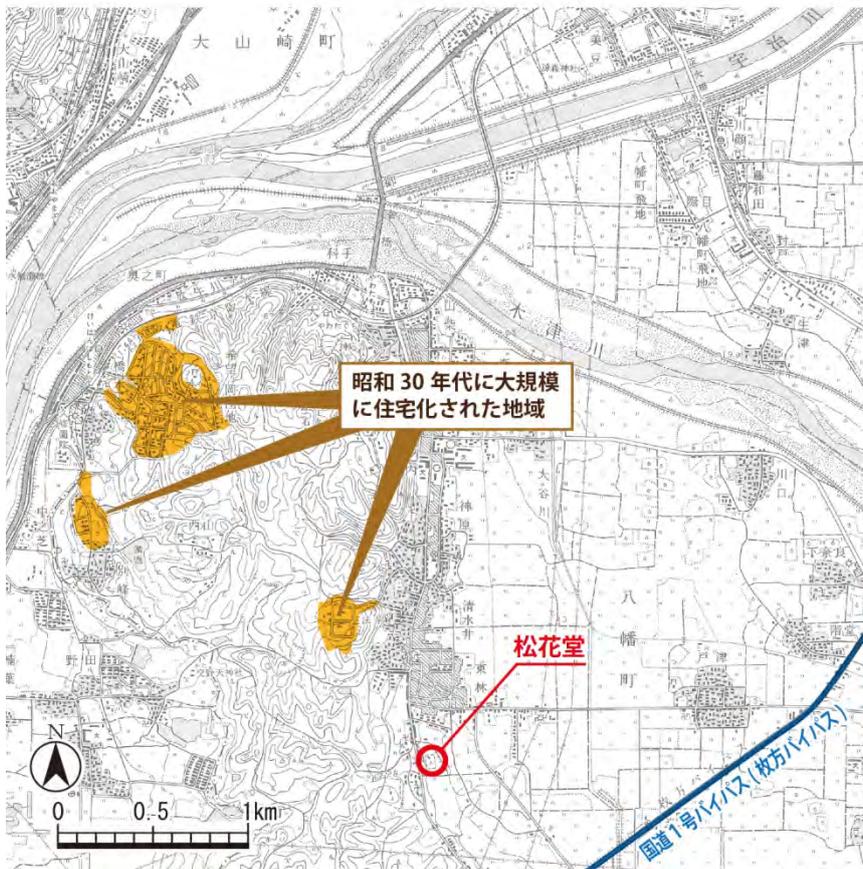
### ② 土地利用の変遷

八幡市域では、明治時代の終わり頃から昭和30年(1955)頃まで大きな土地利用の変化がなく、農地が大半を占めており、集落は、男山の東麓を南北に走る東高野街道に沿って広がっていた。長く保たれてきたこの景観が一変するのは、昭和30年代のことである。京都と大阪の2大都市圏の中間に位置する八幡は、高度経済成長期を迎え、大規模な宅地開発の対象となった。また同時に、枚方バイパス（国道1号）など広域幹線道の整備も進んだ。

周囲への影響が特に大きかったのは、昭和44年(1969)に始まり、昭和51年(1976)末に終わった男山団地の開発である。八幡町の人口は、男山団地の完成によって急激に増加した。昭和50年(1975)の国勢調査では、市制施行の要件となる人口5万人を越え、昭和52年(1977)に八幡市が成立する原動力となった。男山団地の開発をきっかけに、周囲でも宅地開発が続き、男山丘陵の西側、南側一帯は住宅で埋め尽くされるようになった。その結果、市内人口のおよそ3分の1が、この地域に集中している。山林や農地が宅地化する傾向は、名勝松花堂及び書院庭園が位置する男山の東麓においても顕著にみられる。名勝指定地の周辺には、かつて農地が広がっていたが、現在、名勝は宅地に囲まれ、農地はわずかに残るのみである。

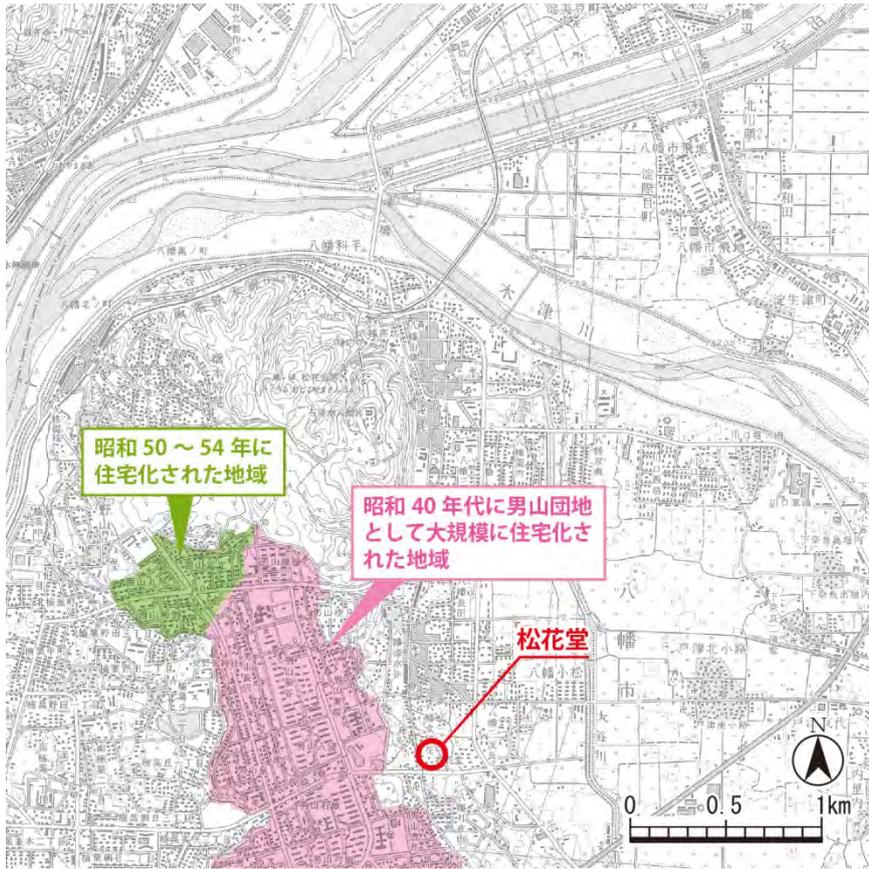


明治 41 年 (国土地理院保有旧版地図 明治 41 年測量図 2 万 5 千分 1 を加工して作成)

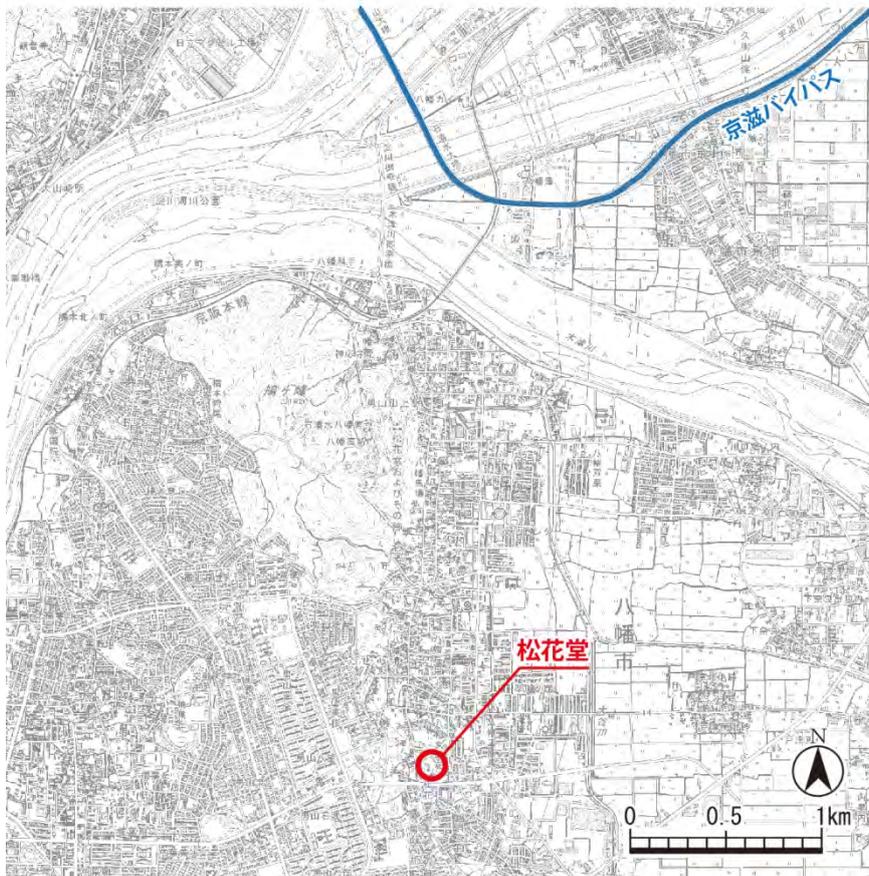


昭和 42 年 (国土地理院発行旧版地図 昭和 42 年測量図 2 万 5 千分 1 を加工して作成)

図 2-11 土地利用の変遷図 1



昭和58年 (国土地理院発行旧版地図 昭和58年測量図2万5千分1を加工して作成)



平成30年 (国土地理院発行の2万5千分1地形図を加工して作成)

図2-12 土地利用の変遷図2

### 2-4-3 法規制

松花堂及び書院庭園は、文化財保護法によって国の名勝に指定されており、名勝指定地内には、文化財保護法に基づく史跡指定地と、京都府文化財保護条例に基づく府指定文化財、府登録文化財が存在する。また、名勝指定地は周知の埋蔵文化財包蔵地とも重なっている。

このほか、名勝指定地及び周辺は都市計画法に基づく市街化区域になっており、用途地域の指定（第1種住居地域等）がある。また、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の施設用地は、ほぼ全域が都市公園法による都市公園に指定されている。

名勝指定地及び周辺の法規制状況と、その規制内容等をまとめたのが【表2-3】【図2-13】【図2-14】である。

表2-3 松花堂及び書院庭園及び周辺に関わる主な法規制

	指定等名称・区域名	法令等	区域	主な規制内容	許可等権限者
名勝指定地	名勝：松花堂及び書院庭園	文化財保護法	内園及び外園の一部	現状変更等の行為	文化庁長官
	史跡：松花堂およびその跡		名勝の一部、松花堂周辺		
	府指定文化財：松花堂	京都府文化財保護条例	松花堂建物	現状変更等の行為	京都府教育委員会
	府登録文化財：松花堂書院・玄関	京都府文化財保護条例	書院建物の一部：書院・次之間・玄関	現状変更等の行為	京都府教育委員会
	市街化区域(都市計画区域)	都市計画法	名勝全域	500㎡以上の開発行為	京都府
	用途地域：第1種住居地域	都市計画法建築基準法	名勝全域	建築物の建築、工作物の築造	京都府
	都市公園：松花堂公園	都市公園法	名勝全域	公園管理者以外による公園施設の設置の許可、占用許可等	公園管理者
名勝指定地周辺	周知の埋蔵文化財包蔵地：東車塚古墳	文化財保護法	内園	土木工事等の発掘届出、通知	文化庁長官
	周知の埋蔵文化財包蔵地：女郎花遺跡		名勝全域		
	周知の埋蔵文化財包蔵地：月夜田遺跡		名勝南側		
	周知の埋蔵文化財包蔵地：西車塚古墳、大芝古墳		名勝西側		
	史跡：石清水八幡宮境内		西車塚古墳後円部		
	市街化区域(都市計画区域)	都市計画法	名勝周辺	500㎡以上の開発行為	京都府
	用途地域：第1種住居地域等住居系用途	都市計画法建築基準法	名勝周辺	建築物の建築、工作物の築造	京都府

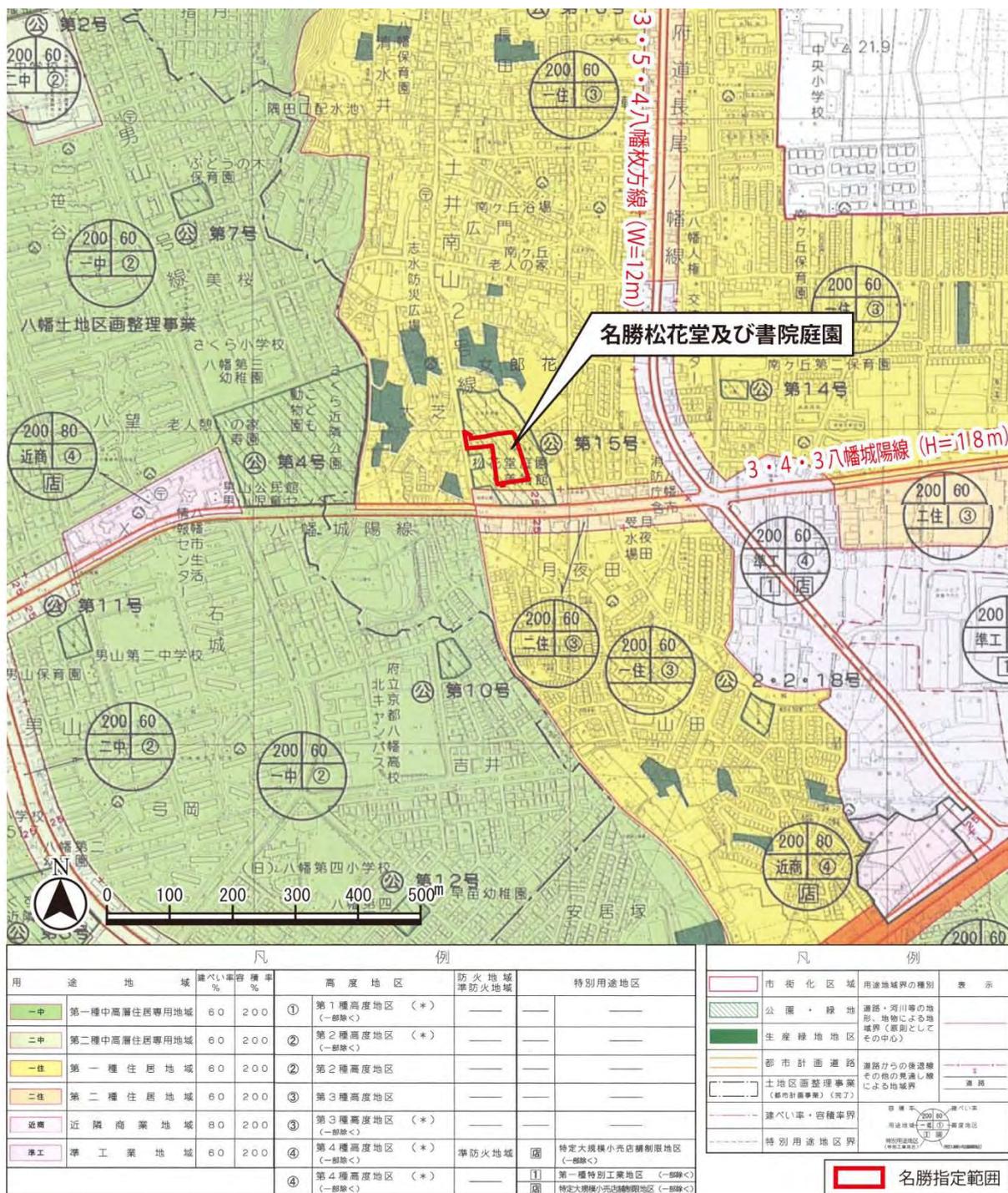


図2-13 法規図1：都市計画法・建築基準法・都市公園法  
(平成24年(2012)11月作成の八幡市都市計画総括図を加工して作成)

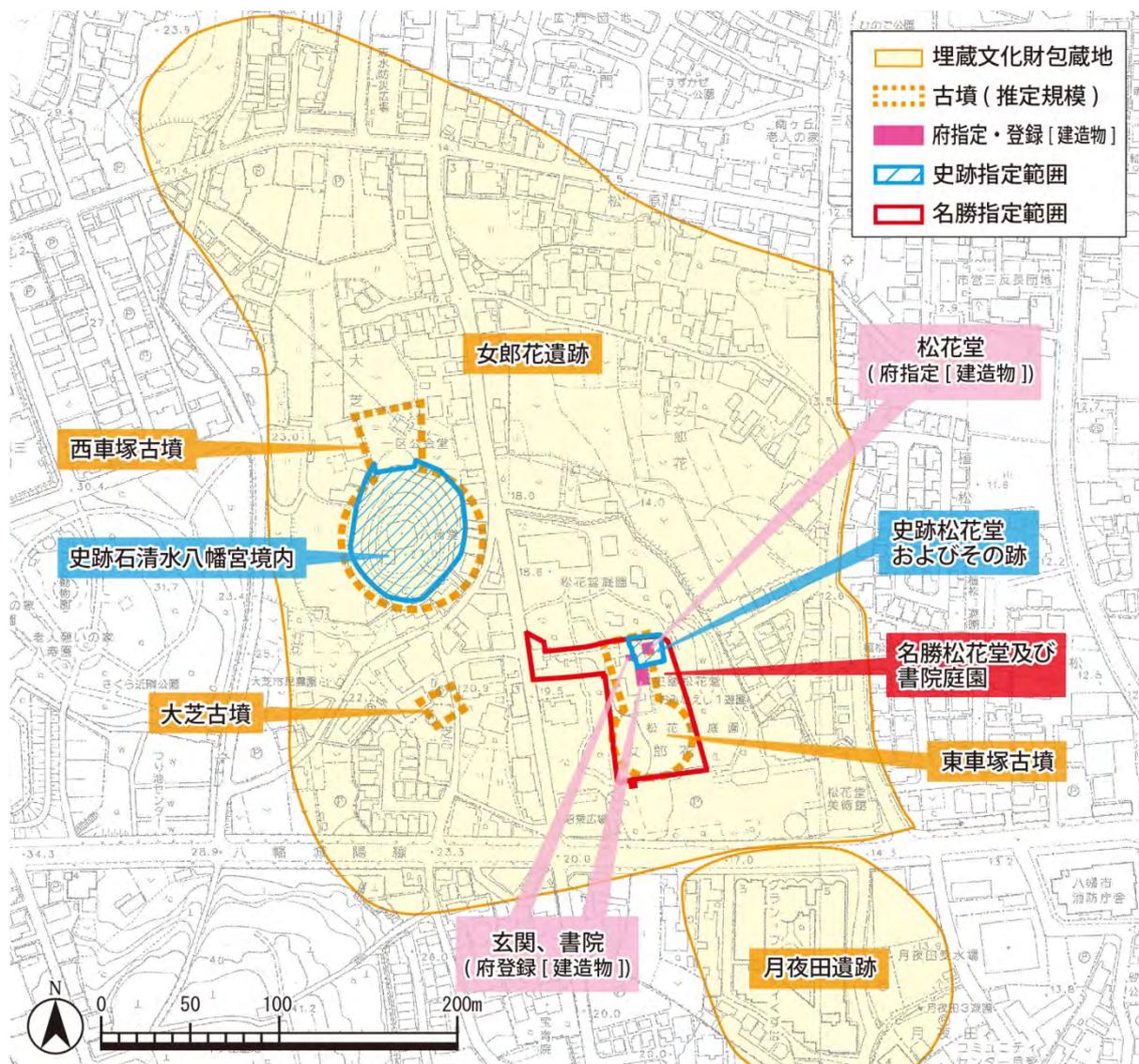


図 2-14 法規制図 2：文化財保護法・京都府文化財保護条例  
(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

#### 2-4-4 交通体系

八幡市の交通網は、道路、鉄道、路線バスからなる。市内の交通は、道路網によるところが大きく、高速道路、国道、府道と、それらを結ぶ市道が市域全体を覆っている。

市域中央部を横断する幹線道路（国道 1 号）を中心に、市域北部を京滋バイパス、旧京阪国道（府道 13 号）が通り、南北方向には府道 22 号・735 号・251 号、東西方向には府道 281 号が通る。高速道路の IC は、市域の東端に第二京阪道路の八幡東 IC が、南端に京田辺松井 IC があり、京田辺松井 IC は、建設中の新名神高速道路との結節点、八幡京田辺 JCT・IC でもある。平成 29 年 (2017) に八幡京田辺一城陽間が完成し、供用開始された。

鉄道は、京阪電気鉄道（京阪）の本線が市域北部を通過しており、市域に石清水八幡宮駅と橋本駅の 2 駅がある。また、石清水八幡宮駅に隣接する八幡宮口駅と八幡宮山上駅との間を、石清水

八幡宮参道ケーブルが結んでいる。名勝松花堂及び書院庭園は、京阪本線の石清水八幡宮駅と樟葉駅（大阪府枚方市）からほぼ等距離にあり、両駅から路線バスが連絡している。最寄りのバス停留所は、大芝・松花堂前である。

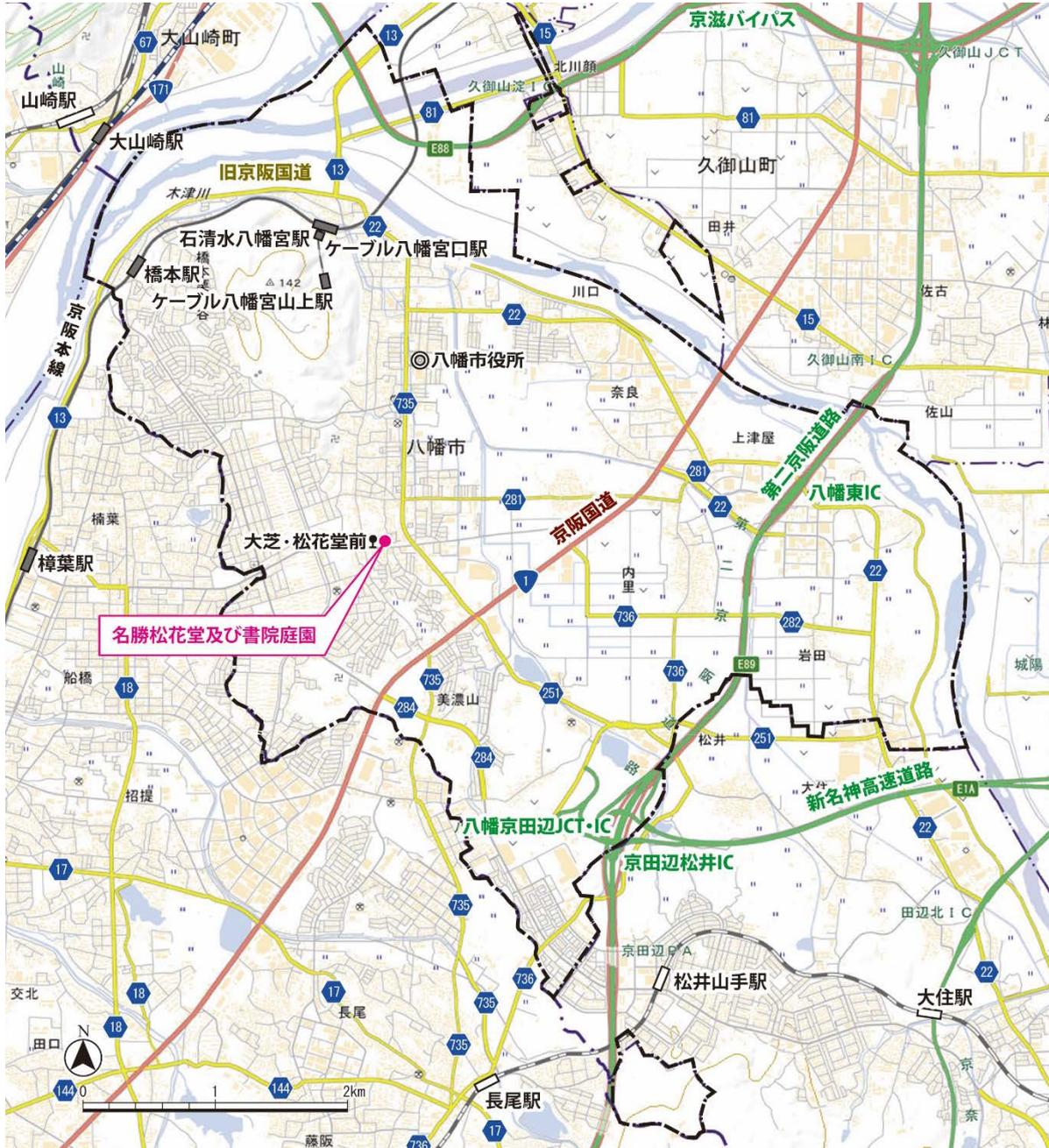


図 2-15 交通網図  
 (国土地理院の電子地形図 (タイル) を加工して作成)





石清水八幡宮



石清水八幡宮 鬼やらい神事



安居橋（たいこ橋）



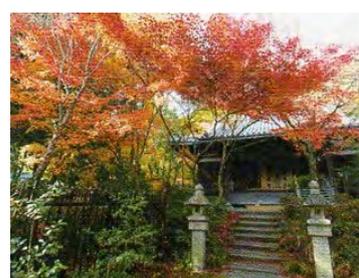
勅祭 石清水祭（左：放生行事 胡蝶の舞、中央：神幸の儀、右：還幸の儀）



飛行神社



正法寺



善法律寺



四季彩館



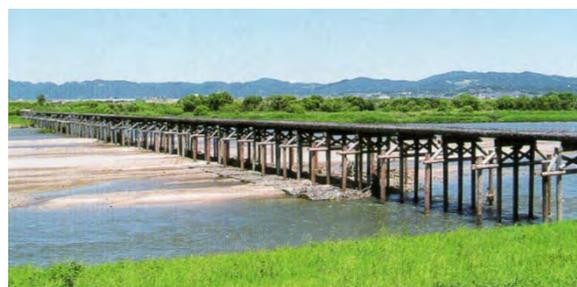
ずいきみこし（御園神社祭礼）



太鼓まつり（高良神社祭礼）



背割堤



上津屋橋（流れ橋）

写真 2-1 八幡市の観光資源

平成29年(2017)の八幡市の観光入込客数は約260万1千人であった。そのうち石清水八幡宮が115万人で全体の4割強、背割堤地区が約77万8千人で全体の約3割を占めている。目的別からみると平成28年(2016)は「文化・歴史」が群を抜いていたが、平成29年(2017)3月に三川合流域背割堤地区に展望塔(「さくらであい館」)がオープンしたため、平成29年(2017)は「自然」を目的とする観光客が大幅に増加している。文化・歴史に区分される松花堂庭園は約2万5千人、松花堂美術館は約9千人の来訪者があった(ともに平成29年数値)。

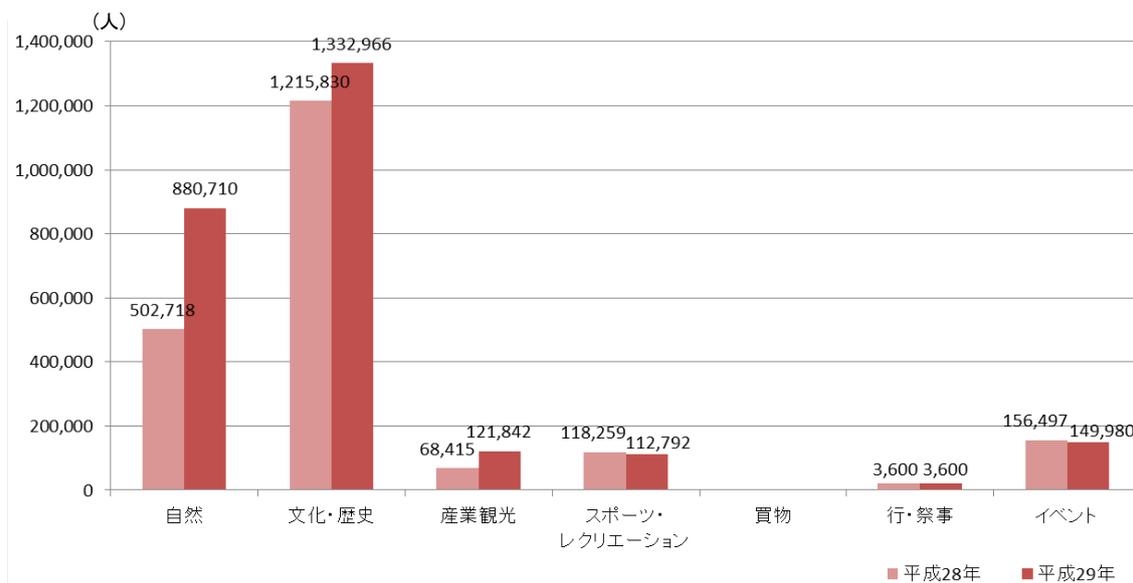


図 2-17 目的別観光入込客数

(『京都府観光入込客調査報告書』(平成 28・29 年)より作成)

観光入込客数の過去5年間の経年変化をみると、平成27年(2015)まで180万人前後であったものが、平成28年(2016)に200万人を超え、平成29年(2017)にはさらに大きく増加している。また【図 2-19】をみると季節的に2季型の観光地となっていて、平成28年(2016)までは特に1月が安定して高い入込客数を維持していたが、平成29年(2017)にははじめて4月の入込客数が1月を大きく上回った。この4月の大幅な入込客数の増加も「さくらであい館」のオープンが影響しているとみられる。



図 2-18 八幡市の観光入込客数の推移

(『京都府観光入込客調査報告書』(平成 25~29 年)より作成)

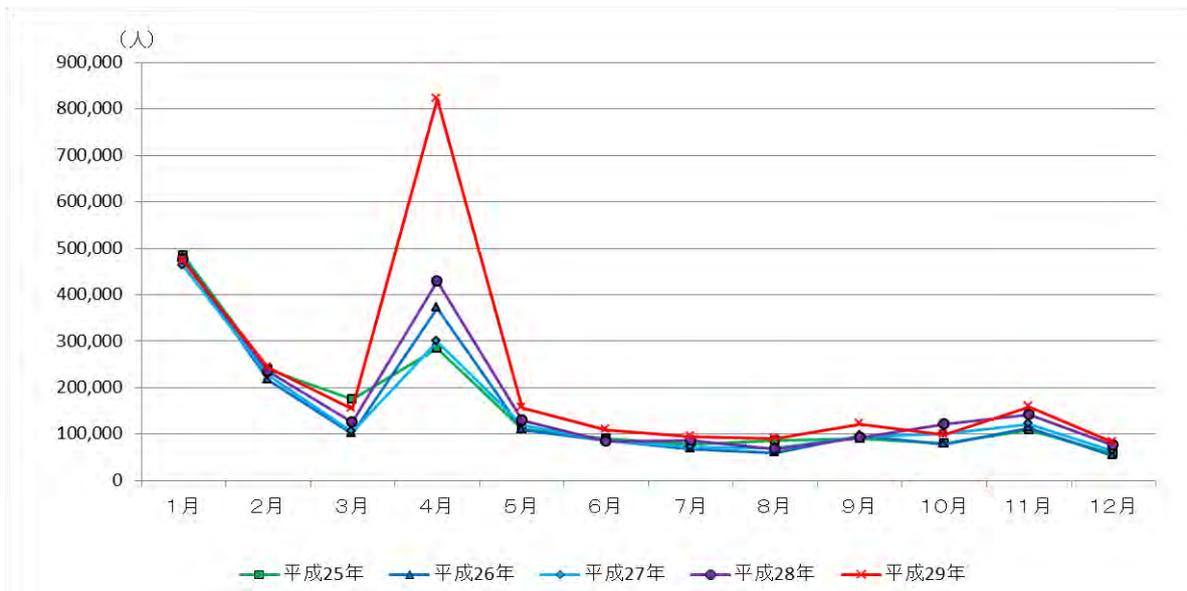


図 2-19 月別観光入込客数

(『京都府観光入込客調査報告書』(平成 25～29 年)より作成)

### 2-4-6 学校・教育

八幡市には幼稚園が 6 園、認定こども園が 3 園、小学校が 8 校、中学校が 4 校、高等学校が 1 校ある。平成21～30年(2009～2018)の10年間をみると、平成22年(2010)以降、児童数は減少傾向が続いており、生徒数も年度によって増減がみられるものの、全体として減少傾向にあることがわかる。

八幡市の平成30年(2018)の園児、児童、生徒数は5,638人で、平成21年(2009)の6,223人から585人減少している(園児は市立幼稚園5園のみの数値)。

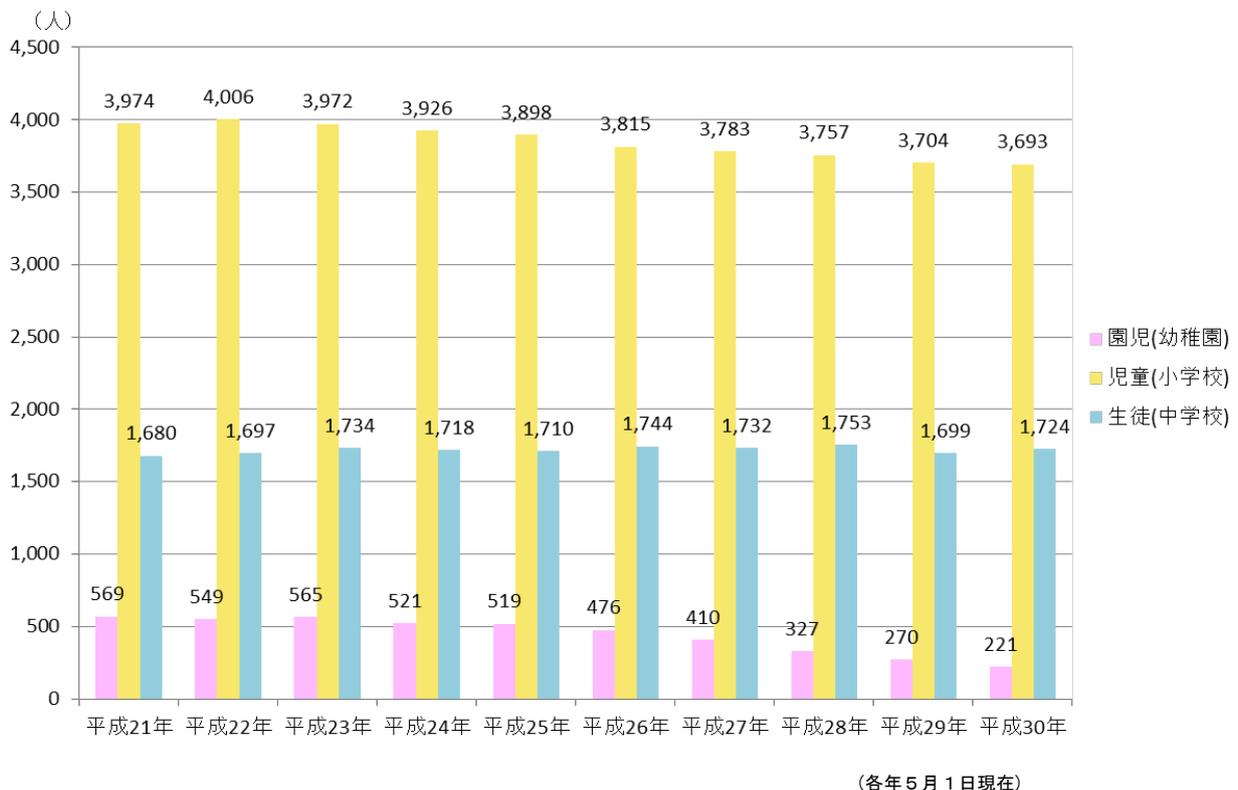


図 2-20 園児・児童・生徒数

(『八幡市統計書』より作成)

## 2-4-7 上位計画・関連計画

### ① 第5次八幡市総合計画

本計画の上位計画として、第5次八幡市総合計画がある。その概要は以下の通りである。

策定：平成30年(2018)3月

期間：平成30年(2018)～令和9年(2027) (10年間)

平成30年度から令和4年度までの5年間を前期基本計画とし、中間見直しを実施した上で、令和5年度から令和9年度までを後期基本計画とする。

#### 基本構想

まちの将来都市像

「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち」

～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

まちづくりの進め方

「みんなで創るまちづくり」

「シビックプライド（愛着と誇り）によるまちづくり」

「将来世代に豊かな生活を引き継ぐサステイナブル（持続可能）なまちづくり」

まちづくりの基本目標

基本目標1 とともに支え合う「共生のまち やわた」

基本目標2 子どもが輝く「未来のまち やわた」

基本目標3 誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」

基本目標4 自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

基本目標5 しなやかに発展する「活力のまち やわた」

基本目標6 持続可能な「安心・安全のまち やわた」

このうち、名勝松花堂及び書院庭園に関わる基本目標4について、概要を以下に示す。

基本目標4 自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

第1節「シビックプライドの醸成」

めざす姿：市民が八幡市の自然や歴史、文化芸術に触れる機会を通じて、生活が豊かになるとともに、まちへの愛着と誇りが高まっています。

第2節「幸せと出逢う観光まちづくり」

めざす姿：多くの人が八幡市を訪れ、その豊かな自然と歴史・文化芸術に出逢い、幸せを感じられる環境が整っています。

第5次八幡市総合計画では、基本目標4の第1節に関する施策の方針として、①文化芸術活動の振興、②お茶のある幸せの風景の創出、③豊かな自然・歴史との触れ合い、の3点をあげ、②の茶文化にまつわる取り組みとして、松花堂の活用に言及している（【表2-4】参照）。

表2-4 第5次八幡市総合計画の基本目標4第1節に関する施策の方針

<p>①文化芸術活動の振興</p>	<p>○文化財の保存及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備とさらなる活用を進めます。</li> <li>・地域の文化財を後世に伝えるための基盤づくりとして、継続的に文化財の調査を行います。</li> <li>・市内遺跡の発掘を通じて地域の歴史的な特徴を把握し、文化財の活用に反映します。</li> <li>・地域の歴史に関する資料の収集や蓄積を図り、地域の歴史像の復元に努めます。</li> </ul>
<p>②お茶のある幸せの風景の創出</p>	<p>○お茶に親しむ機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶文化体験をはじめ、子どもや高齢者、障がい者など多様な人々がお茶に親しめる機会の提供を、生産団体・学校等の関係団体や地域との連携により進めます。</li> <li>・本物志向・知的好奇心のある観光客を誘致するため、付加価値の高い茶会の開催を促進します。</li> <li>・市民や観光客が「八幡のお茶」を理解し、興味を持つことができるよう、八幡市産てん茶を使用した茶会・茶香服など気軽に茶文化を体験できるイベント等の実施を進めます。</li> </ul> <p>○茶文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本物志向で好奇心旺盛な観光客の満足度に応えるため、石清水八幡宮とつながる様々な茶文化等の地域資源と芸術等とのコラボレーションによる特徴的なイベントの開催により、新たな出逢いの創出を進めます。</li> <li>・松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じ、若い世代を含め多くの市民と海外の観光客との国際交流を促進します。</li> <li>・松花堂昭乗や小堀遠州ゆかりの茶室で「空中茶室」と呼ばれる「閑雲軒（遺構）」について、八幡の茶文化の発信とともにPRに努め、市民とともに、「新・空中茶室」創造への機運を醸成していきます。</li> <li>・日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かし、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」や石清水八幡宮、松花堂庭園茶室を拠点とした茶文化の魅力発信を進めます。</li> </ul>
<p>③豊かな自然・歴史との触れ合い</p>	<p>○歴史景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石清水八幡宮、東高野街道、松花堂、流れ橋をはじめ市内に点在する歴史景観のさらなる保全を進めます。</li> </ul>

同様に、基本目標4の第2節に関する施策の方針として、①「観幸のまち やわた」のブランド構築、②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進、の2点をあげている（【表2-5】参照）。ここでは、直接松花堂に言及していないものの、八幡の歴史文化を象徴する観光資源の1つとして松花堂を活用することが期待されている。

表2-5 第5次八幡市総合計画の基本目標4第2節に関する施策の方針

<p>① 「観幸のまち やわた」のブランド構築</p> <p>○ブランドの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客から選ばれる観光地となるため、市民の観光まちづくり意識の醸成や観光客の本物志向・知的好奇心を満たす付加価値の創出を図ります。</li> <li>・「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、ブランド・コンセプト「茶文化薫るはちまんさんの門前町 一神と仏、三つの川、人と人とが会おうまち」に沿ったPRを進めます。</li> <li>・国宝石清水八幡宮を中心に、本市の魅力のさらなる認知度向上に向け、所縁のある「お茶」や「徒然草」などの特徴的な歴史文化を活かした相乗的かつ効果的な発信を図ります。</li> </ul>
<p>②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進</p> <p>○資源を活かした周遊・体験・滞在型の広域観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・NPO・事業者等による観光資源を活かしたイベント、体験プログラムの開発・開催促進など、滞在型の観光施策の充実を促進します。</li> </ul>

## ② 八幡市観光基本計画

本計画の関連計画のひとつに、八幡市観光基本計画がある。第5次八幡市総合計画で描いた将来都市像や観光振興の実現に向け、平成31年(2019)3月に改訂を行い、「出会い広がる観幸のまち やわた」を基本理念として、5つの基本方針と6つの施策により、市民も訪れる人も観光で幸せと出逢う「観幸」のまちづくりを目指すこととした（【図2-21】【図2-22】参照）。

八幡市観光基本計画では、名勝松花堂及び書院庭園を含みこむ八幡市立松花堂庭園について、市内への集客の原動力の一つと位置づけており、史跡・名勝を含む松花堂庭園の価値をより高める整備を進めること、その価値の周知を図ること、茶室や書院などは新たな資源として活用を図ること、の3点を重点的取組と定めている。

また、観光推進施策のうち、訪日外国人旅行者に対応した「サイン・案内板整備」、周遊型観光を推進するための「東高野街道沿いの整備」、国内外への情報発信強化、市民協働によって観光推進力を高める「観光ボランティアの拡充」などは、本計画と直接関連している。

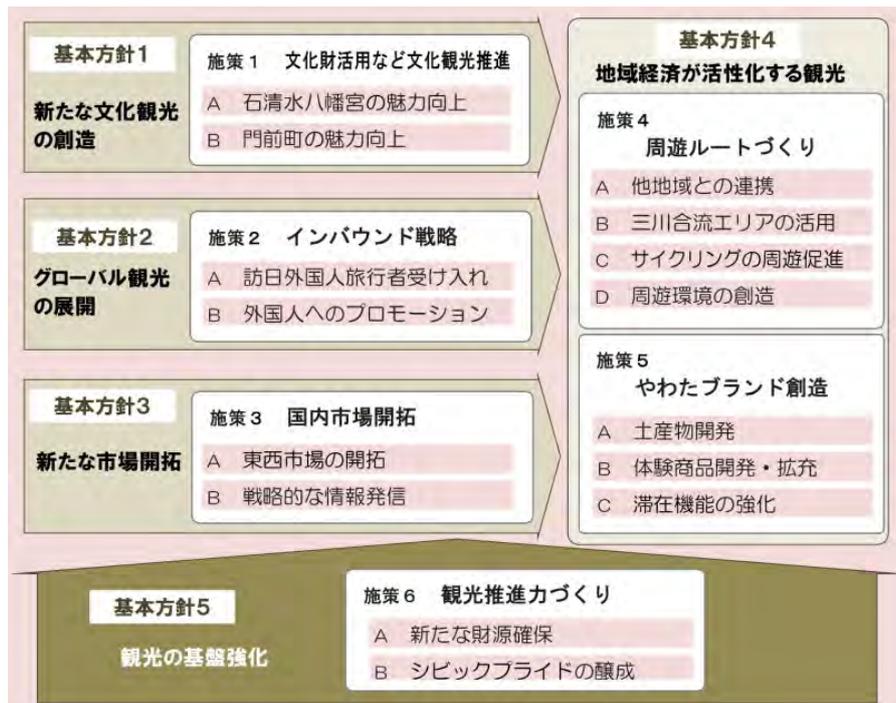


図 2-21 八幡市観光基本計画における基本方針と施策

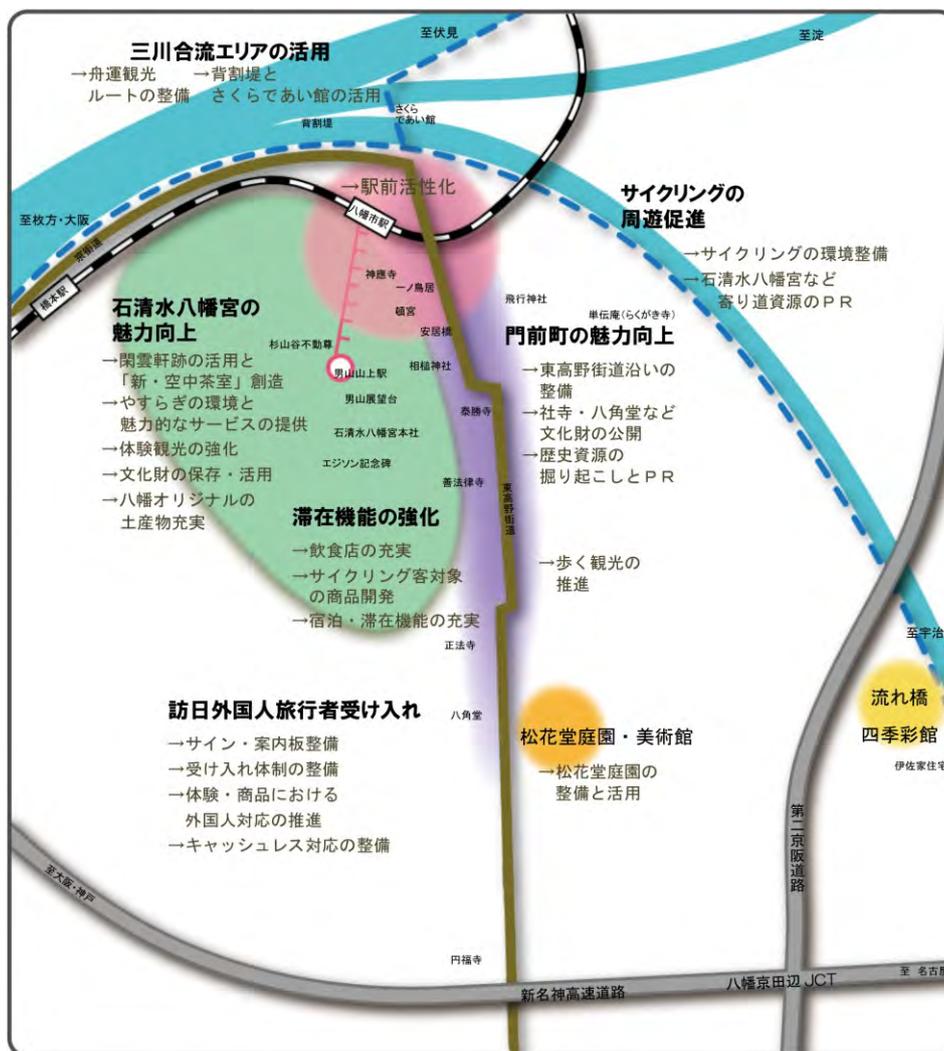


図 2-22 観光拠点形成概念図

(図2-21、図2-22とも『八幡市観光基本計画』(2019年3月改訂) 所載の図を転載)

### ③ 八幡市都市計画マスタープラン

本計画のもうひとつの関連計画として、八幡市都市計画マスタープランがある。八幡市都市計画マスタープランは、八幡市の都市計画に関する基本方針を定めるもので、社会経済情勢の変化、都市基盤の状況、第5次八幡市総合計画の策定をふまえて、平成31年(2019)3月に2回目の改定を行い、目標年次をおおむね20年後の令和20年(2038)とした。

八幡市都市計画マスタープランでは、第5次八幡市総合計画で掲げた将来都市像及びまちづくりの基本目標の考え方を踏襲し、目標の一つである「本市の特性を踏まえた“コンパクトシティ”の実現に向けたまちづくり」を念頭に将来都市構造を示した。将来都市構造の中で、松花堂庭園については「広域交流拠点」の一つと位置づけ、「市民の憩いの場やレクリエーションの場」あるいは「観光客ニーズに応じた交流拠点」として、整備や魅力の向上を図るものとした(【図2-23】【図2-24】参照)。

また、公園・緑地等の整備方針では、松花堂庭園(内園及び外園)を、都市計画公園の歴史公園に位置づけるとともに、水と緑のネットワーク体系における緑の拠点に位置づけている。また、その他都市施設の整備を図るべき「文化コミュニティ施設」としても位置づけている。

以上をふまえて、地域別構想の中では、松花堂庭園が含まれる北部地域八幡南地区のまちづくりのテーマを、「人や機能が集積し、歴史文化と調和した便利で賑わいのあるまちの再生」とし、周辺環境と調和した景観の保全に努めるとともに、本市の魅力向上に向けた景観演出などを行うことを整備方針に定めた。

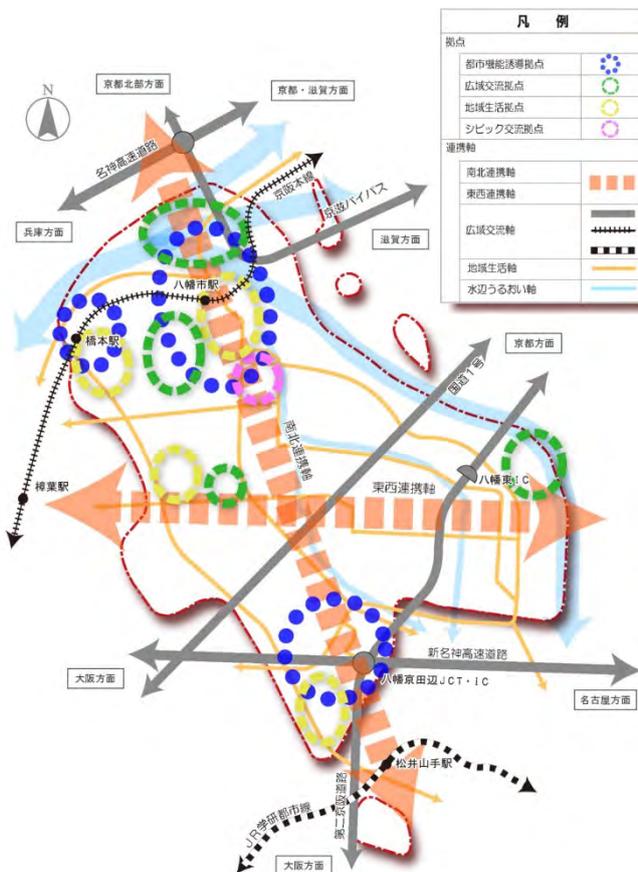


図 2-23 将来都市構造図



図 2-24 地域の整備方針図 北部地域-八幡南地区(北③)-

(図 2-23、図 2-24 とも『八幡市都市計画マスタープラン』2019年3月改訂 所載の図転載)

## 第3章 名勝松花堂及び書院庭園の概要

### 3-1 指定に至る経緯

名勝松花堂及び書院庭園は、明治時代後期、八幡地域の名望家である井上伊三郎が、もと石清水八幡宮境内の泉坊に所在した松花堂と客殿の一部を入手、移築し、自身の邸宅の一部としたことにはじまる。伊三郎と、伊三郎の死後に邸宅を受け継いだ二男の西村芳次郎、二代にわたり作庭した庭園は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』に東車塚庭園の名称で掲載され、その価値と重要性とが認められた結果、昭和8年(1933)2月8日、史蹟名勝天然紀念物保存法第1条第2項に基づき、京都府知事から旧松花堂並庭園の名称で史蹟及び名勝の仮指定を受けた（【3-2-1】参照）。

昭和14年(1939)に芳次郎が死去すると、婿養子である西村大成が邸宅を受け継いだ。昭和27年(1952)、邸宅は一族の手を離れる。昭和32年(1957)7月1日、邸宅のうち松花堂周辺の一画、約270㎡が、文化財保護法第69条第2項に基づき、石清水八幡宮境内に位置する泉坊の旧地とともに、松花堂およびその跡の名称で史蹟指定を受けた（【3-2-2】参照）。昭和8年(1933)の史蹟及び名勝仮指定の段階では、邸宅全域を対象としていたが、史蹟指定にあたっては、松花堂と松花堂露地を対象を限定し、昭乗の旧宅として評価している。

昭和52年(1977)、八幡町が市制を施行し八幡市となるにあたり、記念事業として松花堂庭園を公有化し、同年11月、八幡市立松花堂庭園の名称で一般公開を開始した。公有化ののち、庭園内の建造物について調査がすすみ、昭和59年(1984)4月14日、松花堂が京都府有形文化財（建造物）の指定を受け、書院に組み込まれた泉坊客殿の一部についても、松花堂書院・玄関の名称で府有形文化財（建造物）に登録された（【3-2-4】参照）。

昭和7年(1932)の府による調査報告で一定の価値を認められながらも、以降は指定に至らなかった庭園について、あらためて評価されたのは平成に入ってからである。平成26年(2014)10月6日、八幡市立松花堂庭園のうち、かつて個人の邸宅であった一部区域について、芸術上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値が認められ、文化財保護法第109条第1項に基づき名勝指定を受けた（【3-2-3】参照）。

### 3-2 指定等の状況

#### 3-2-1 史跡及び名勝仮指定

『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』刊行の翌年、昭和8年(1933)2月8日に、西村芳次郎の邸宅に相当する範囲(女郎花79番地)が、京都府知事によって史蹟及び名勝の仮指定を受けた。仮指定の名称は「旧松花堂並庭園」である。これは、当時の史蹟名勝天然紀念物保存法の第1条第2項に「前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ仮ニ之ヲ指定スルコトヲ得」とあることに基づくもので、大正9年(1920)の内務省告示第51号による指定の類別では、国家的なもの(第1類)と地方的なもの(第2類)のうち、第2類に相当する。

#### 京都府告示史第一号

史蹟名勝天然紀念物保存法第一条第二項ニ依リ左ノ通仮指定ス  
 昭和八年二月八日 京都府知事 齋藤 宗宜

#### 史蹟及名勝

名称	地名地番	地目	地籍	所有者住所氏名
旧松花堂並庭園	綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花七九	宅地	一一一七坪	綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花七九 西村芳次郎

指定基準：史蹟8 由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類  
 名勝1 著名ナル公園及庭園

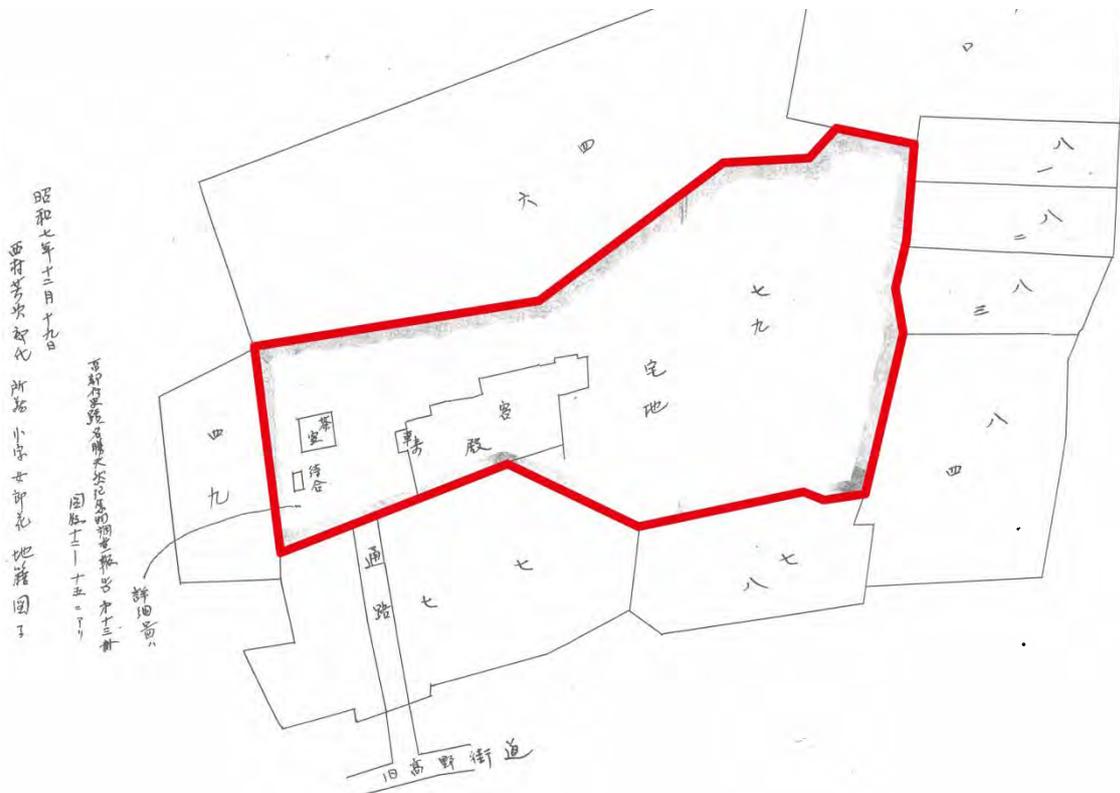


図3-1 史跡及び名勝仮指定範囲図 (京都府提供資料に赤色で加筆)  
 図中の79番地が仮指定範囲

### 3-2-2 史跡指定

昭和32年(1957)7月1日、昭和8年(1933)に仮指定を受けていた範囲の一部が、松花堂およびその跡として史跡に指定された。史跡の所在地が2か所に分かれているのは、明治期に男山から移された松花堂遺構(松花堂・松花堂露地)と、かつて松花堂の所在した石清水八幡宮境内の松花堂・泉坊跡地が、あわせて史跡に指定されたことによる。

これにより、昭和8年(1933)の史跡及び名勝「旧松花堂並庭園」の仮指定は解除となった。旧仮指定地で史跡から外れた部分は、周知の遺跡「東車塚古墳」として取り扱うこととなった(【図3-4】参照)。

なお、指定は実測指定であったが、当時は正確な測量図がなかったため、平成20年度に八幡市が用地実測を行い、指定地域81坪783(270.35㎡)の範囲を確定、現地に境界標を設置している(【図3-5】参照)。

#### 文化財保護委員会告示第四十六号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第二項の規定により、次のとおり指定する。

昭和三十二年七月一日

文化財保護委員会委員長 河井弥八

種別	名称	所在地	地域
史跡	松花堂およびその跡	京都府綴喜郡八幡町 大字八幡荘字女郎花	七九番の内実測八一坪七八三
		同大字八幡町字高坊	六五九番の内実測五三二坪

指定基準：8 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類

(昭和32年時の指定基準：旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類)

#### 指定説明文

寛永の3筆の一人として喧伝され、また絵画にも秀でた松花堂昭乗の松花堂の遺跡とその遺構である。

昭乗は瀧本坊を嗣ぎ、のちこれを弟子の乗淳に譲り泉坊に入った。寛永14年(寛永8年とも)ここに松花堂を営んで隠棲、尔後自らも松花堂と号したが、16年9月18日ここにおいて卒した。

泉坊跡は東谷にあり、瀧本坊跡の東、その比較的急な崖の下にあつて、参道の西側に接する。松花堂は階段状に整地された坊地の北部に設けられていたのであつて、いまその跡をとどめ、井戸がのこっている。

建物は、明治初年神仏分離にあたって撤去され、三度移されて、いま旧地の東南、大字八幡荘字女郎花にある。宝形造の屋根を戴き、方約1間半。2帖の主室に小屋、土間等を附し、持仏堂に茶室を加味したもので、簡素なしつらいの内にも風雅な趣を備え、昭乗のみならず、また当時の好尚の一端を偲び得べく、価値あるものである。

(文化庁 国指定文化財等データベースの情報をもとに、一部の漢字について表記を改めた)

指定範囲

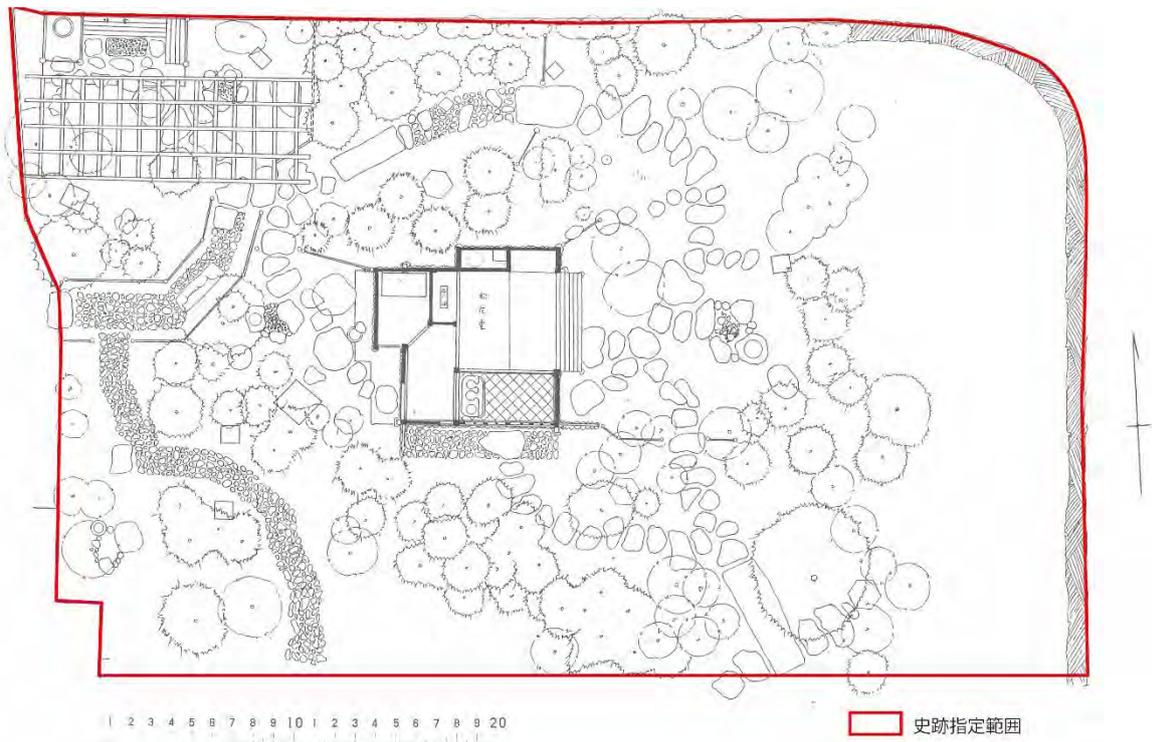


図 3-2 史跡松花堂のうち松花堂庭園内の指定範囲図 (京都府提供資料に赤色で加筆)  
測量図ではない原図に基づく

石清水八幡宮境内所在泉坊松花堂跡平面図

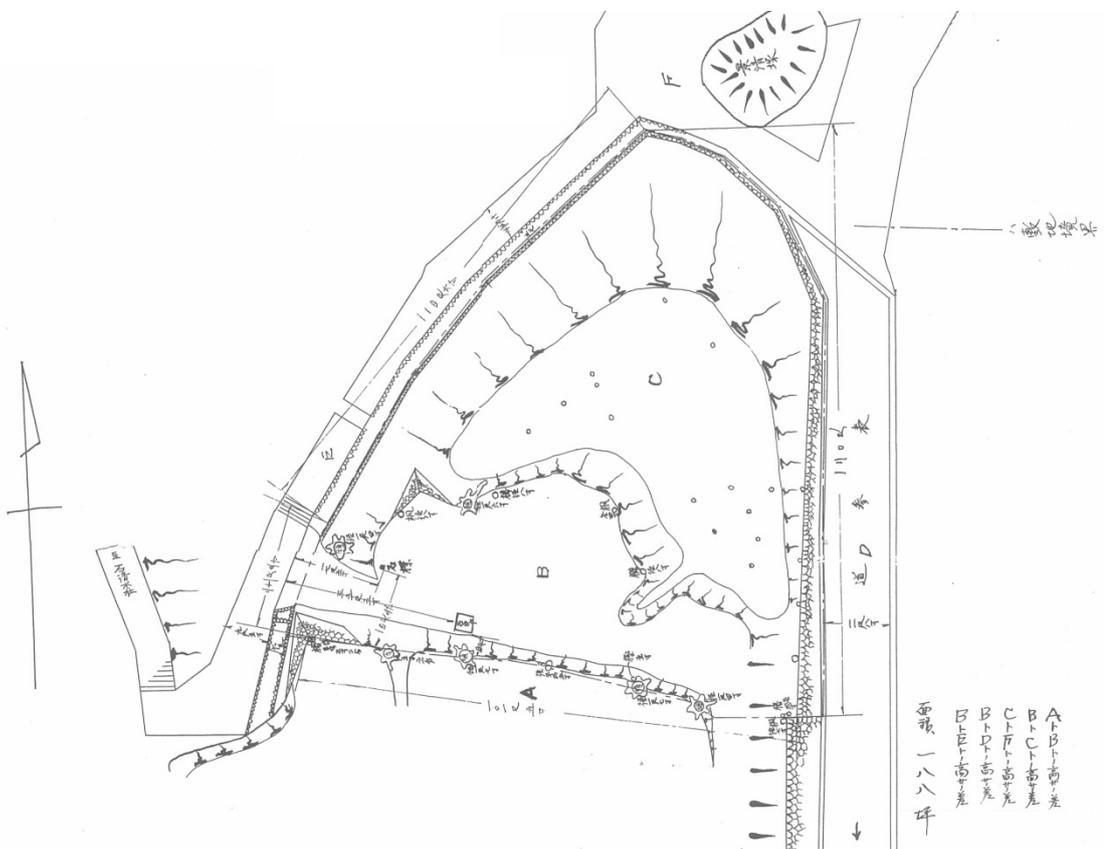


図 3-3 史跡松花堂のうち石清水八幡宮境内の泉坊松花堂跡指定範囲図 (京都府提供資料)

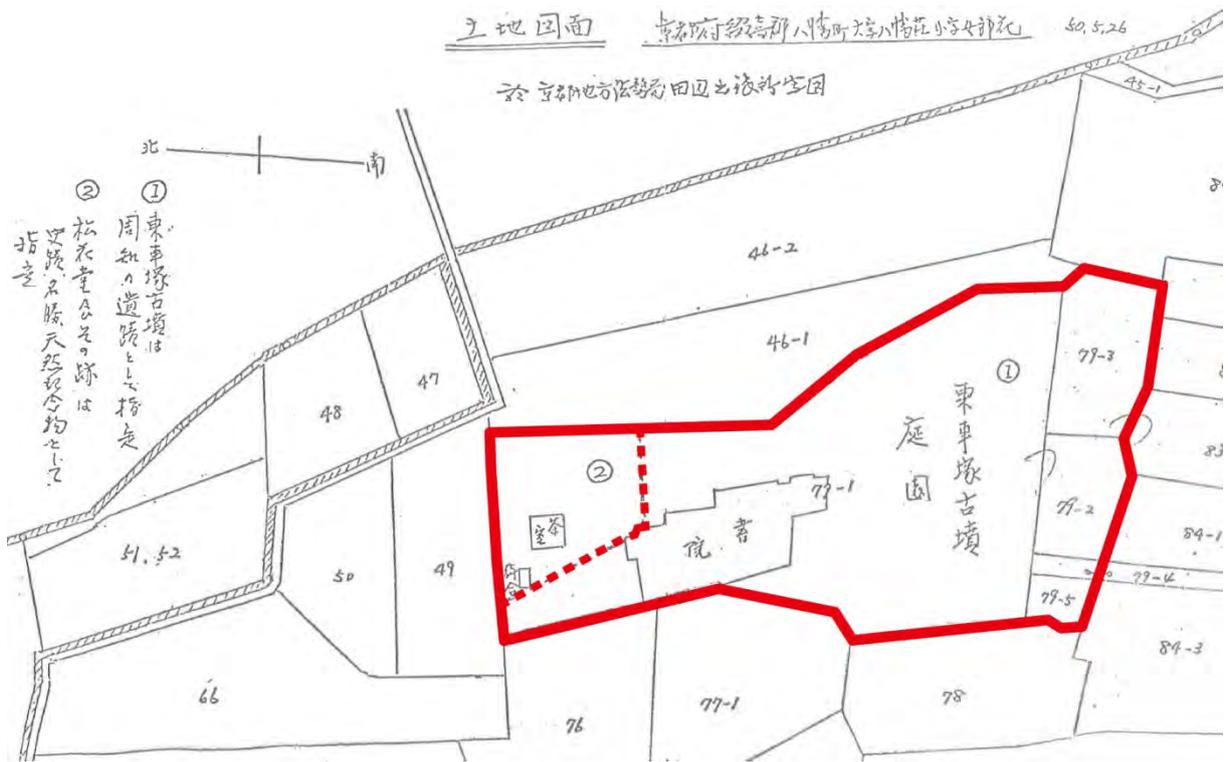


図 3-4 仮指定範囲と史跡指定範囲の関係 (京都府提供資料に赤色で加筆)

旧仮指定地 79 番地のうち、②の範囲のみ史跡に指定し、残る①の範囲については、東車塚古墳として周知の遺跡に指定するとある

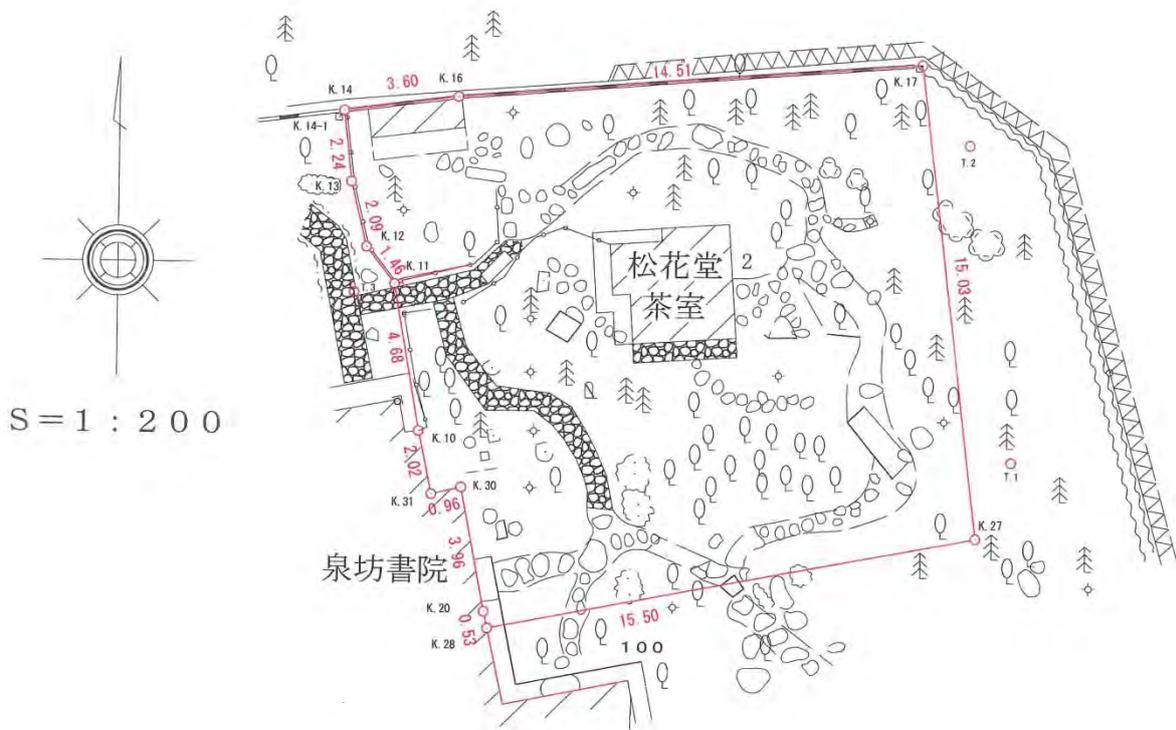


図 3-5 史跡指定範囲図 (確定図) (平成 20 年度八幡市実測)

### 3-2-3 名勝指定

平成26年(2014)、史跡松花堂を含めた庭園が名勝に指定された。

#### 文部科学省告示第三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣 下村博文

種別	名称	所在地	地域
名勝	松花堂及び書院庭園	京都府八幡市八幡女郎花	別図とおりに備考 別図は省略し京都府教育委員会及び八幡市教育委員会に備え於いて縦覧に供する。(参考図参照)

指定基準：1 公園、庭園

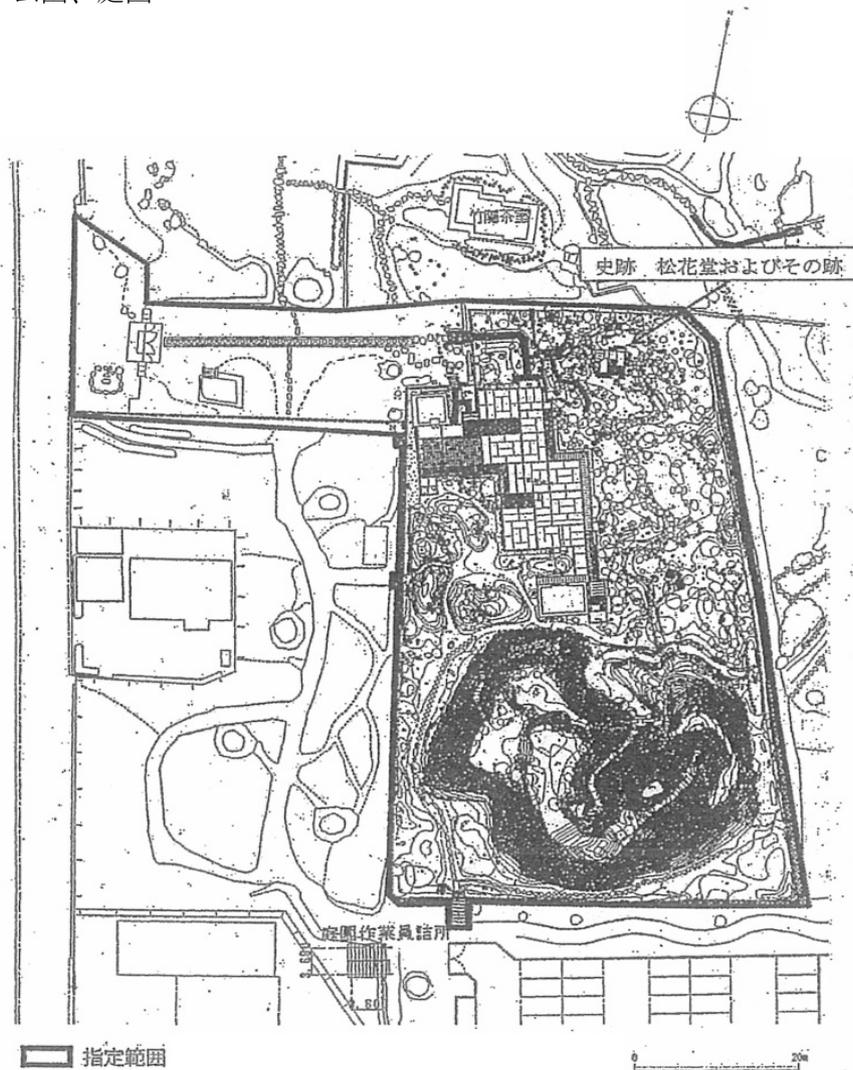


図 3-6 『官報』所載の名勝松花堂及び書院庭園指定地域参考図

(『官報』平成26年(2014)10月6日所載の図を転載)



図3-7 名勝松花堂及び書院庭園指定範囲図

名勝指定地は周辺部を含めて市有地であり、内部の地番境界については市有地内のことであるので特に確定はせず今日に至っている。  
指定対象地は、東辺・南辺と西辺南半と北辺東半を石垣、西辺北半と北辺西半を生垣や門で囲まれた範囲であり、座標測量に基づく丈量測量を実施して対象範囲の面積を確定し、範囲図を作成した。



## 説明文

洛南の名所・霊場として名高い男山・石清水八幡宮の南方約1.7kmの微高地には、明治初期の廃仏毀釈に伴い、石清水八幡宮の泉坊から複数回の移転を経て移築された松花堂及び書院の一部と、それらを中心として明治後半期に作庭された庭園がある。

松花堂は、石清水八幡宮の社僧で「寛永の三筆」にも数えられた松花堂昭乗（1582又は1584～1639）が、寛永14年（1637）に退隠閑居の場として男山の泉坊に営んだ草庵茶室に由来する。昭乗の死没後、泉坊は荒廃したが、安永9年（1780）～寛政11年（1799）に再興・整備され、秋里籬島の『都林泉名勝図会』等の図像により、松花堂はその露地庭とともに広く知られるようになった。しかし、明治7年（1874）に神仏分離令及び廃仏毀釈の混乱の中で石清水八幡宮にゆかりの深かった大谷治磨の邸宅へと移築され、明治13年（1880）には国学者で地域の実力者でもあった井上忠継の邸宅へ、さらに明治24年（1891）には水害の危険性の低い現在地へと移築された。その後、井上は『都林泉名勝図会』等の古図を参照しつつ、伏見の植木屋幸七及び地元の大工で書院の上棟に棟梁として関わった藤下常吉と合議の上、往時の松花堂の露地庭の構成を写そうと努めたとされる。

現在の松花堂及び書院庭園は、正門から書院玄関前へと通ずる導入部、松花堂の周辺の露地、書院の東に展開する枯山水、その南に展開する池泉・築山など、計4つの部分から成る。

導入部は、東高野街道に西面して建つ正門（四脚門）から書院玄関脇の築地塀に開く梅見門を経て書院玄関までの区間である。2条の縁石に挟まれた砂敷きの中央に花崗岩の板石を一列四半に打った幅約1.2mの延べ段が長さ32mにわたって続き、その北側には生け垣を背景に景石及び植え込みを配置し、南側には女郎花塚の小さな墳丘を築山として取り込む。柿葺きの梅見門を入ると狭隘な空間に3列の棧瓦を敷き並べた延べ段が直線状に伸び、行く手を竹枝穂垣に阻まれて矩形に折れ曲がり、唐破風付きの書院玄関へと連続する。

玄関の手前左手には竹枝穂垣に開く庭門があり、棧瓦敷きから霰零しへと変化した延べ段に導かれて中に入ると、樹間から差し込む柔らかな光の中に松花堂とその露地庭が広がる。松花堂の北へと迂回する延べ段は途中で飛び石へと変換し、雪隠を伴う待合へと誘うもの、松花堂の西面の躡り口へと誘うもの、さらには短冊石などを交えつつ松花堂の北を巡って東面の貴人口、南面の棧唐戸の入り口へと誘うものへと分かれる。

松花堂の露地庭から南へと延びる大ぶりの飛び石の先には、書院の東に面して平明な枯山水の庭園が広がる。その途上、書院東正面の沓脱石から庭園へと続く飛び石との結節点には、直径1.7mの巨大なコンクリート製の円形伽藍石を模した人造石が打たれており、明治末期の作庭の特質を表す景物として注目される。

以上のように、松花堂及び書院庭園は江戸時代後期の遺風を伝えるとともに、近代に特有の景物の在り方が随所に見られ、その芸術上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

（文化庁 国指定文化財等データベースより）

### 3-2-4 その他の文化財指定等

#### ① 京都府指定文化財

松花堂は、京都府有形文化財（建造物）に指定されている。以下、『京都の文化財（第2集）』（京都府教育委員会、1984）より、指定時の解説を転載する。

名 称：松花堂 1棟

所 在 地：京都府八幡市八幡女郎花79

指定年月日：昭和59年4月14日

指 定 番 号：府指建第13号

時代・年代：寛永14(1637)、明治31頃移

構造形式等：2畳（仏壇、床、棚付）、勝手1畳、水屋、土間等より成る、1重、宝形造、西面庇付、茅葺、庇こけら葺

#### 解 説

（中略）建物は茅葺の小堂で、内部は、仏壇、床、袋棚、丸炉を備えた2畳と、その南側の竈土を装置した四半瓦敷の土間を中心とし、西側に勝手と水屋が付属する。南正面には両折棧唐戸を取り付け、東側には小縁を付して腰障子をたて、勝手西側には潜りを開ける。2畳は明らかに茶室としての機能をもつが、床、棚、炉、仏壇、水屋、竈土を備えたこの建物は、単純な茶室としてよりもむしろ住居としての機能を凝集した建築と考えることができる。

建物は一時解体して放置されていたためか材料の風化が著しく、度重なる修復を受けていて当初部材の残り方は悪い。しかし古い時代の形態を示す古図や記録が伝えられていて、それらを照合すると、原形がよく継承されていることがわかる。

松花堂は、庵居のおもかげを伝えており、晩年の昭乗がたどりついた独自の茶境を反映した遺構として貴重である。



写真 3-1 指定当時の松花堂  
（京都府提供資料）

#### ② 京都府登録文化財

書院建物に組み込まれた泉坊書院の一部は、京都府有形文化財（建造物）に登録されている。以下、『京都の文化財（第2集）』（京都府教育委員会、1984）より、登録時の解説を転載する。

名 称：松花堂書院・玄関 2棟

所 在 地：京都府八幡市八幡女郎花79

登録年月日：昭和59年4月14日

登 録 番 号：府登建第28号

時代・年代：慶長～江戸初期 明治31頃移

構造形式等：書院 9畳（上段2畳半、床、棚2個付）、8畳より成る、1重、切妻造、棧瓦葺  
玄関 桁行1間、梁行1間、1重、唐破風造、檜皮葺

## 解 説

松花堂の書院と玄関は、松花堂昭乗が晩年住した石清水八幡宮の泉坊にあった建物を移築したと伝えられている。書院には明治31年の棟札があり、井上伊三郎氏が再建したことを確認できる。

書院は、上段の間を付属した9畳と次の間8畳の2室が古く、前面の広縁や背面まわりに接続する諸室は明治以降の増設になる。9畳室には大床、棚、帳台構えを備えており、天井は9畳室が折上小組格天井、8畳室が小組格天井になっていて、高い格式を感じさせる。小早川秀秋の建立と伝え、確かめ得る資料はないが慶長期から江戸初期頃の部材を残していると考えられる。

玄関は、唐破風造の小規模な建築で、一連の建物の北端に取り付けられている。床は四半瓦敷で、全般に禅宗様の手法でまとめられていて、外部に桐紋の彫刻を入れた棧唐戸を立てる。伏見城の遺構と伝え、実証する資料はないが、様式的に慶長から江戸初期頃のものとみられる。

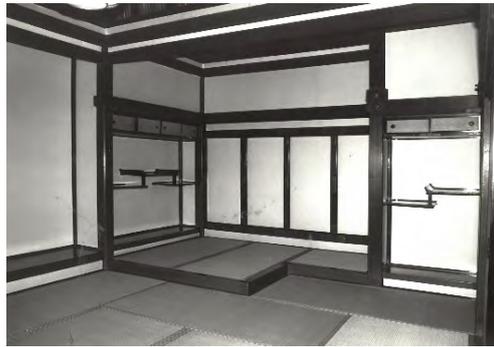


写真 3-2 登録当時の書院  
(京都府提供資料)



写真 3-3 登録当時の玄関  
(京都府提供資料)

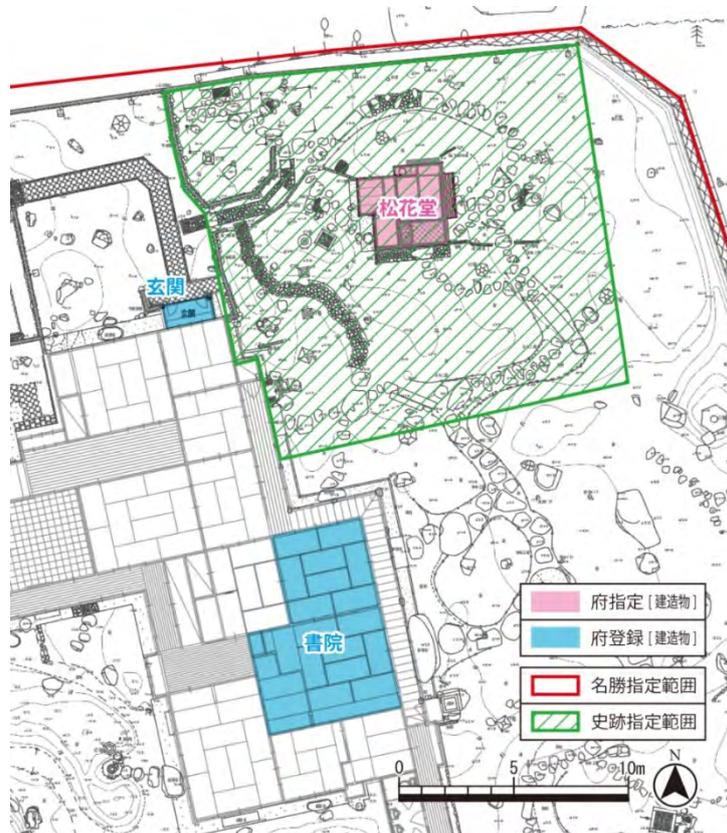


図 3-8 名勝指定地内の史跡と府指定・登録建造物の位置



## ② 土地所有者と所有範囲の変遷

名勝指定地は個人の邸宅に由来し、石垣に囲まれた南北に長い台形の区画と、その北西端から西方の市道土井南山2号に延びる通路状の区画からなる。歴代の土地所有者は、必要に応じて邸宅の隣接地を追加取得し、邸宅の敷地と一体的に管理してきた。そのため、公有化にあたっては、名勝指定地を取り囲む周辺部（外園）も対象とした。また公有化以降、新たに隣接地を取得して、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を整備している。

名勝指定地を含む、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の敷地と地番の関係は【図3-10】、地番別の所有者の変遷は【表3-2】のとおりである。

【表3-2】で示した土地所有者と所有範囲の変遷を整理すると、おおよそ以下のようになる。

- 明治30年(1897)～昭和28年(1953)：井上伊三郎とその一族が土地を取得、所有
- 昭和28年(1953)～昭和38年(1963)：迫田盛太郎が所有
- 昭和38年(1963)～昭和52年(1977)：塚本清（塚本総業(株)）が所有、周辺の土地を追加取得
- 昭和52年(1977)～平成21年(2009)：八幡市が公有化、隣接地を追加取得

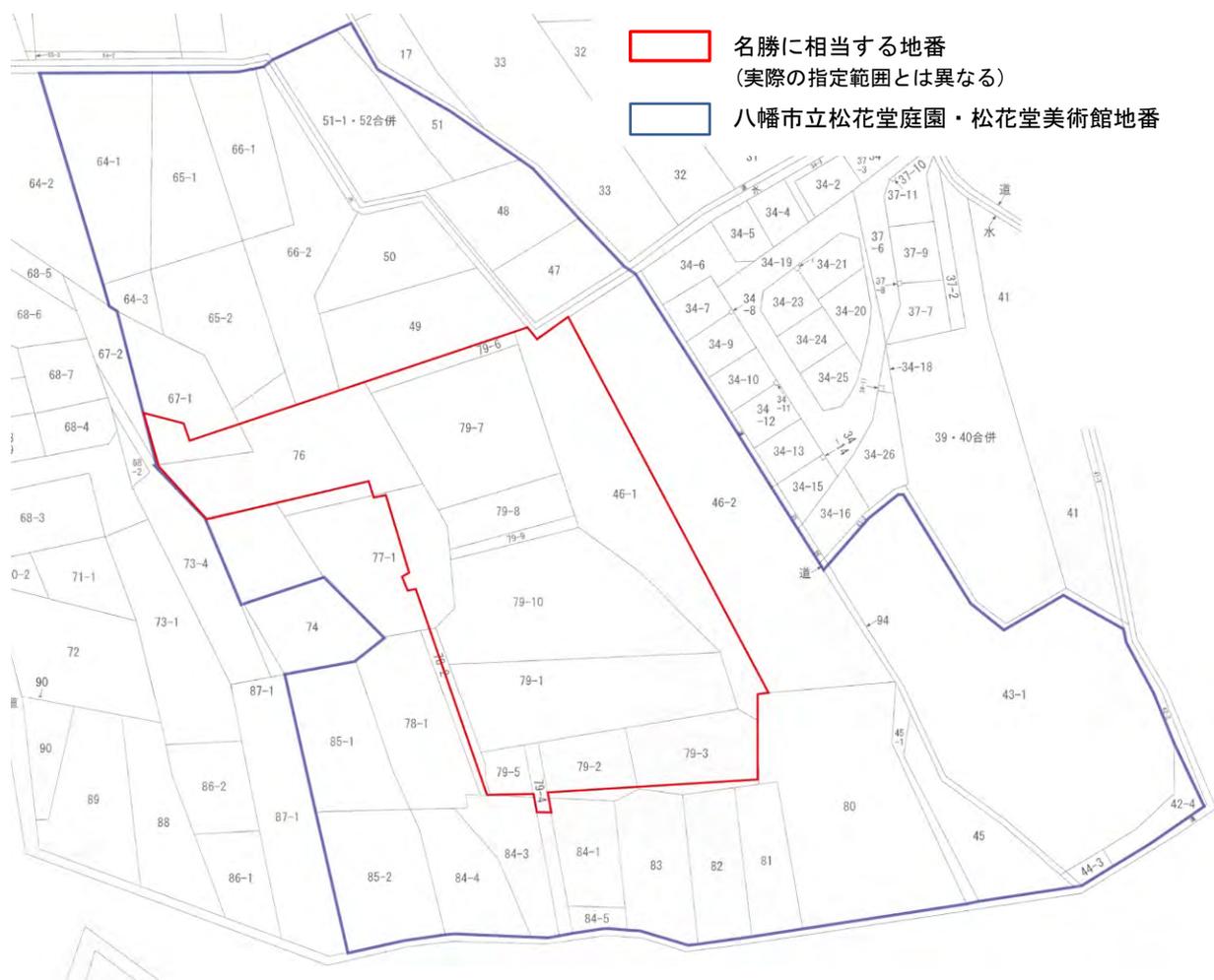


図 3-10 八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の敷地と地番の関係  
(公図に加筆して作成)

表 3-2 地番別所有者変遷一覧

【表 3-2】は新旧の登記簿に基づいて作成した。表中の青枠は土地の分筆・合筆を示す。土地が個人の所有である場合、所有者が名勝の沿革に名勝の沿革に関する人物である際には人名を明記し、そのほかについては「(個人)」とした。

地番	明治～大正～昭和20年まで				昭和20年代以降			
	取得年月日	取得者	取得者住所	取得者職業	取得年月日	取得者	取得者住所	取得者職業
43	昭和22年12月2日	(個人)	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日
43-1	昭和22年12月2日	(個人)	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日
43-2	昭和22年12月2日	(個人)	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日	昭和22年12月20日
44	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
44-1	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
44-3	昭和36年1月6日	京都府	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日	昭和36年10月17日
45	明治20年12月1日	(個人)	大正15年6月13日	大正15年6月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日
45-1	明治20年12月1日	(個人)	大正15年6月13日	大正15年6月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日
45-2	明治20年12月1日	(個人)	大正15年6月13日	大正15年6月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日	昭和39年10月13日
46	明治34年4月1日	(個人)	今大正2年12月28日	今大正2年12月28日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
46-1	明治34年4月1日	(個人)	今大正2年12月28日	今大正2年12月28日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
46-2	明治34年4月1日	(個人)	今大正2年12月28日	今大正2年12月28日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日	昭和38年11月2日
47	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日
47-1	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日
48	(個人)		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
48-1	(個人)		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
49	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日
49-1	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日	昭和28年11月9日
50	(個人)		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
50-1	(個人)		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
51	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
51-1	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
52	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
52-1	正法寺		明治44年3月23日	明治44年3月23日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日	昭和22年7月2日
64	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日
64-1	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日
64-3	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日	昭和27年7月2日
65	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
65-1	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
65-2	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日	昭和35年8月16日
66	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日
66-1	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日
66-2	(個人)		昭和16年3月4日	昭和16年3月4日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日	昭和37年12月29日
67	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
67-1	(個人)		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日	昭和27年10月15日
73	昭和7年2月9日	昌玉庵	昌玉庵	昌玉庵	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日
73-1	昭和7年2月9日	昌玉庵	昌玉庵	昌玉庵	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日
73-2	昭和7年2月9日	昌玉庵	昌玉庵	昌玉庵	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日	昭和44年12月26日
76	昌玉庵		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日
76-1	昌玉庵		大正2年12月28日	大正2年12月28日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日	昭和38年4月25日
77	明治33年11月31日	(個人)	昭和33年4月11日	昭和33年4月11日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日
77-1	明治33年11月31日	(個人)	昭和33年4月11日	昭和33年4月11日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日	昭和40年2月1日

地番	明治～大正～昭和20年まで					昭和20年代以降							
	明治34年4月14日(個人) 今中伊兵衛	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	大正2年12月28日(個人) 井上とぎ	大正7年4月30日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和28年9月7日(個人) 田盛太郎	昭和38年7月20日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 79-1, 2に分筆	昭和59年7月17日(個人) 備市
78													
78-1	明治34年4月14日(個人) 今中伊兵衛	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	大正2年12月28日(個人) 井上とぎ	大正7年4月30日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和28年9月7日(個人) 田盛太郎	昭和38年7月20日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 79-1, 2に分筆	昭和59年7月17日(個人) 備市
78-2													
79-1	明治30年4月13日(個人) 井上伊三郎	明治33年3月14日(個人) 今中伊兵衛	明治43年11月16日(個人) 井上トキ	大正7年7月22日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年6月8日(個人) 79 80-1～5に分筆	昭和38年4月25日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 79-1から分筆	昭和59年7月17日(個人) 備市
79-2													
79-3													
79-4													
79-5													
79													
79-6													
79-7													
79-8													
79-9													
79-10													
80	(個人)	明治27年9月28日(個人)	明治28年1月18日(個人)	明治30年1月8日(個人)	昭和17年5月7日(個人)								
81	(個人)	明治27年9月28日(個人)	明治28年1月18日(個人)	明治30年1月8日(個人)	昭和17年5月7日(個人)								
82	(個人)	明治27年9月28日(個人)	明治28年1月18日(個人)	明治30年1月8日(個人)	昭和17年5月7日(個人)								
83	(個人)	明治27年9月28日(個人)	明治28年1月18日(個人)	明治30年1月8日(個人)	昭和17年5月7日(個人)								
84-1	明治33年11月26日(個人) 今中伊兵衛	明治33年11月26日(個人) 今中伊兵衛	大正2年12月28日(個人) 井上とぎ	大正7年7月22日(個人) 日(個人)	昭和3年4月11日(個人) 日(個人)	昭和9年9月17日(個人) 西村芳次郎	昭和16年3月20日(個人) 西村大成	昭和27年4月3日(個人) 84 84-1, 3に分筆	昭和38年7月20日(個人) 本清	昭和40年2月1日(個人) 本総業(株)	昭和52年3月31日(個人) 南土地開発公社	昭和58年6月16日(個人) 78 79-1から分筆	昭和59年7月17日(個人) 備市
84-3													
84-4													
84-5													
85-1	(個人)	大正元年11月9日(個人)	昭和8年4月11日(個人)	昭和17年2月9日(個人)									
85-2													
94													
95													
96													

### 3-3-2 指定地の管理状況

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の管理運営は、八幡市が八幡市公の施設指定管理者条例及び八幡市立松花堂庭園条例、八幡市立松花堂美術館条例に基づき定めた指定管理者が行っており、本計画の策定時点における指定管理者は、公益財団法人やわた市民文化事業団である。やわた市民文化事業団は、昭和58年(1983)、八幡市が八幡市立松花堂庭園・八幡市立松花堂資料館の公開を開始した際、施設の管理運営を受託した団体で、平成24年(2012)4月、財団法人から公益財団法人に移行した。現在、平成30年(2018)4月1日から令和5年(2023)3月31日まで5年間の委託管理者として、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の管理運営を行っている。

八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の管理に関する基本協定は、八幡市公の施設指定管理者条例に基づき定めている。指定管理者の行う管理業務内容は、以下のとおりである。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務

### 3-4 これまでの調査研究状況と関連刊行物・関連資料

#### 3-4-1 これまでの主な調査

【3-4】では、名勝松花堂及び書院庭園の調査研究状況と関連刊行物、松花堂や松花堂露地に関する資料について整理する。名勝指定後には本格的調査を実施していないため、調査研究状況の整理にあたっては、名勝指定地の一部、あるいは名勝の構成要素の一部のみを対象とした調査なども含め、広く関連情報を収集することとした。主な調査研究の成果については、別途、巻末の資料編にまとめている。

名勝に関するこれまでの主な調査として、東車塚古墳に関する調査、庭園に関する調査、建造物に関する調査がある。【表3-3】で一覧を示し、調査記録の一部は巻末の【資料1】に収めた。

表3-3 名勝に関する主な調査

調査年	調査概要	調査記録の刊行物
大正9年 (1920)以前	梅原末治による東車塚古墳の調査 梅原末治が久津川古墳の研究に伴い実施。東車塚古墳に関する初の調査で、所有者である西村芳次郎の協力を得て、邸宅・庭園築造時の遺物出土状況に関する聞き取り調査を行ったが、発掘調査は行わず。	梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」(『久津川古墳研究』1920) 【資料1-1】
昭和7年 (1932)以前	京都府による東車塚庭園の調査 府が史蹟名勝天然記念物の総合調査の一環として実施。邸宅(書院)、庭園、茶室、古墳を調査対象とし、調査報告は佐藤虎雄(古墳・松花堂の歴史)、藤原義一(建造物)、関口鉄太郎(庭園)が執筆。その際、庭園内の景石、石燈籠、手水鉢について、庭園所有者の西村芳次郎が執筆した解説書(【資料1-2】参照)に基づく名称を採用している。	佐藤虎雄ほか「東車塚庭園」(京都府編『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第13冊、1932) 【資料1-3】
昭和12年 (1937)	重森三玲による庭園の実測調査 重森三玲が松花堂露地の調査として実施、松花堂露地を含む庭園の北半について実測を行い、解説を執筆。このとき、庭園の南半を占める築山は調査対象外とした。『日本庭園史図鑑』での解説をのちに短縮、再編集して、『日本庭園史大系』に改めている。	重森三玲「松花堂露路」(『日本庭園史図鑑』第12巻、有光社、1939)、 重森三玲・重森完途「松花堂庭園(露地)」(『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974) 【資料1-4】
昭和50年代	京都府による松花堂と書院建物の調査 府が有形文化財としての建造物について指定登録を行うに先立ち実施。のち府指定となった松花堂、府登録となった書院・玄関について、建造年代特定のため、当初材の確認等を行う。	「史蹟松花堂(松花堂、旧泉坊客殿)」(報告書未刊行) 【資料1-6】
平成24年度	八幡市による庭園の実測調査と松花堂の技法調査 市が史跡である松花堂と松花堂露地の保存整備に伴い実施。築山を含む庭園全域の実測と、松花堂の建築技法に関する調査を行う。	八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015 【資料1-8】

(表中に【 】で括弧示した番号は、巻末の資料編と対応している)

#### 3-4-2 その他の調査研究・刊行物

その他、名勝に関連する調査研究の成果として、書院建物の調査報告や、史跡指定を受けた松花堂跡の発掘調査報告、資料に基づき建造物としての松花堂を研究した論考などがある。【表3-4】で一覧を示し、調査記録の一部は巻末の【資料1】に収めた。

表 3-4 名勝に関するその他の調査研究・刊行物

編著者 発行者	書誌情報
	概 要
西村閑夢 (西村芳次郎)	『八幡松花堂栞』(私家版、1929)【資料1-2】 閑夢は西村芳次郎の号。邸宅の所有者であり、庭園の作庭に関わった芳次郎自らが、昭乗や松花堂、書院、西車塚古墳等、庭園内の見所について記した解説書。景石、石燈籠、手水鉢(芳次郎の記述では「手水盤」)について、伝承に基づく名称を採用している。
中村直勝編	『八幡史蹟』(京滋探遊会、1936) 八幡の史蹟の案内解説書。昭和11年(1936)頃の庭園の写真を掲載。
清水卓夫	「松花堂の庭」(『武者の小路』第3年第8号 松花堂特集号、武者の小路社、1938) 昭和10年代の庭園の様相を記す。
澤島英太郎	「昭乗隠栖の方丈「松花堂」に就て」(『瓶史』第9巻 秋の号、1938)【資料1-5】 昭和10年代の松花堂と近世の絵図を比較検討し、細部の変化を明らかにした論考。
井川定慶編	『西村閑夢翁追悼集』(『武者の小路』第4年4月号別刷、武者の小路社、1939) 西村芳次郎の死後すぐに編集された小冊子。芳次郎の経歴や交友関係を示す数編の文を掲載。
堀口捨己	「四 松花堂の茶室と遠州好み」 (『茶室研究』1969、『茶室研究』復刻版、鹿島研究所出版会、1977) 昭乗の茶座敷、茶室について資料を比較検討し、松花堂建造当初の様相の復元を試みた論考。
中村昌生	「松花堂の保存 伝統と創造のノート2」(『日本美術工芸』413号、1973) 大阪市都島区網島町に所在し、松花堂関連の建造物として知られる旧貴志邸茶室について、保存の経緯や八幡の松花堂との関連等を検討した論考。 「松花堂と茶室」(『茶道雑誌』38巻8号、1974) 松花堂を茶室としての利用の観点から考察した論考。
石清水八幡宮	『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』1984【資料1-9】 石清水八幡宮境内の松花堂跡(史跡)の環境整備に伴う発掘調査の概報。発掘により、泉坊に関する建物跡と松花堂露地遺構を検出。 『史跡松花堂およびその跡整備事業報告書』1986 石清水八幡宮境内の松花堂跡(史跡)に関する整備事業として、松花堂露地遺構の一部露出展示や、建物跡の平面表示等を実施した際の報告書。
本中真	「松花堂の露地遺跡」(『仏教芸術』192号 [発掘庭園特集号]、1990)【資料1-9】 史跡松花堂及びその跡発掘調査の成果に基づく論考。江戸時代後期の露地空間の意匠・構造について、遺構と史料の両面から復元しうる貴重な事例と評価。
大阪市教育委員会	大阪市文化財総合調査報告35 『大阪市内所在の建築文化財—大阪市桜宮松花堂調査報告—』(大阪市、2002) 大阪市都島区網島町に所在する桜宮松花堂(旧貴志邸茶室)の調査報告。八幡の松花堂との関連を明らかにするため、古材等の調査を実施。
山口恭子	「松花堂昭乗年譜稿」(上)(『法政大学大学院紀要』第54号、2005) 「松花堂昭乗年譜稿」(下)(『法政大学文学部紀要』第53号、2006) 松花堂昭乗の詳細な年譜。昭乗の事績のみならず、作品や書状も年代毎に掲載。
京都府教育委員会	「松花堂」(『京都府の近代和風建築—京都府近代和風建築総合調査報告書—』、2009)【資料1-7】 京都府が近代和風建築総合調査の一環として実施した、書院建物の調査報告。初めて書院建物全体を調査対象とし、明治30年代の当初材について検討。
竹中友里代	「八幡市の文化遺産と調査の歩み」 (京都府立大学文化遺産叢書 第3集『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—』京都府立大学文学部歴史学科、2010) 井上伊三郎の邸宅に始まる名勝指定地の継承について記す。古写真を多く掲載。

### 3-4-3 松花堂に関する資料

松花堂と松花堂露地については、江戸時代後期の様相を描いた資料が存在する。これらの資料によって、移築以前の松花堂の姿や、露地の規模、意匠を知ることができる。【表3-5】で一覧を示し、一部は巻末の【資料2】に収めた。

表 3-5 松花堂と松花堂露地に関する主な資料

資料名	作者・所蔵等	概要
『都林泉名勝図会』【資料2-2】 挿図： 「松花堂全図」【資料2-2-1】 「八幡泉坊昭乗翁故居」図 【資料2-2-2】	寛政11年(1799)刊 秋里籬島著 挿図は佐久間草 偃、西村中和、奥 文鳴による	京都の名所名園案内書。昭乗ゆかりの地として松花堂を紹介し、挿図として、露地の全貌を描いた「八幡泉坊昭乗翁故居」図、松花堂東面を描いた「松花堂全図」を掲載する。井上伊三郎が松花堂、松花堂露地、泉坊客殿の一部を移築した当時、松花堂に関する絵図は本資料のみが知られていた。
『八幡泉坊松花堂起絵図』 【資料2-3】	東京国立博物館蔵	松花堂、松花堂露地の平面図に、松花堂をはじめとする露地内の建築物の起こし絵が附属しており、規模や意匠の詳細がわかる。『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』（石清水八幡宮、1984）では、『松花堂真図』の名称で本資料を掲載し、遺構との比較を行っている。
『名物数寄屋図』【資料2-4】	国立国会図書館蔵	今泉雄作寄贈本。『八幡泉坊松花堂起絵図』とは一部の文字が異なるが、ほぼ同一の内容である。

### 3-5 名勝松花堂及び書院庭園の成立と変遷

【3-5】では、名勝松花堂及び書院庭園の成立と変遷について、各種資料やこれまでの調査成果も交えて整理する。

#### 3-5-1 松花堂と泉坊の歴史

##### ① 昭乗の事績と草庵松花堂の成立

松花堂は、江戸時代前期の石清水八幡宮の社僧、昭乗(天正12年(1584)–寛永16年(1639))が、石清水八幡宮境内の泉坊に構えた草庵である。昭乗自身、最晩年に松花堂という号を用いたことから、松花堂昭乗の名で世に知られている。

昭乗は、寛永の三筆に数えられ、書画と茶の湯をよくする当代一流の文化人であったが、出自には不明なところが多い。また、昭乗の事績に関する基礎資料には、昭乗の没年に淀藩家老である佐川田昌俊が記したと伝わる『松花堂行状』と、実兄が養子に入った中沼家の系譜『中沼家譜』のふたつがあり、生年、生地の記事が異なっている。ここでは、没年に近い時期の成立と考えられる『松花堂行状』により、天正12年(1584)大和春日の生まれとする説をとる。



図 3-11 松花堂昭乗自画像写  
(細合半齋筆 松花堂美術館蔵)

昭乗の実兄である中沼左京が、関白近衛前久の子で興福寺一乗院に入った尊勢に仕えていた縁により、幼少期は尊勢の兄、近衛信尹に仕えたという。その後、石清水八幡宮の社僧となり、瀧本坊の住持である実乗を師として真言密教を修めるとともに、自ら書画の技を磨いた。その過程で、昭乗は小堀遠州、木下長嘯子、石川丈山、江月宗玩、沢庵宗彭、安楽院策伝らと交遊を結び、書画と茶の湯、いずれにも造詣を深める。特に遠州とは、中沼左京の婚姻関係によって義兄弟となり、終生親しく交流している。僧侶の身分と学識に加え、文化的な素養、近衛家との縁故を有していた昭乗は、江戸時代初期の複雑な朝幕関係のなかにあつて、しばしば近衛家と徳川家の仲介も務めた。

寛永4年(1627)、44歳で実乗の跡を継ぎ瀧本坊の住持になると、書院を造営するにあたり、当代随一の茶人であり建築家、作庭家でもあった小堀遠州の助力を得て、懸造りの茶室閑雲軒を設けた。寛永年間に昭乗が催した茶会については「松花堂茶会記」に、昭乗が瀧本坊に備え、のち八幡名物と称されることになる道具については「瀧本坊蔵帳」に詳しい。寛永14年(1637)、昭乗54歳のとき、瀧本坊が火災に遭う。このことを契機に、昭乗は瀧本坊を弟子の乗淳(中沼左京の子、昭乗の甥)に譲って泉坊に移り、自坊の一面に草庵松花堂を構えて、自らも松花堂と号した。ところが松花堂での隠棲生活は長く続かず、わずか2年後の寛永16年(1639)、病により生涯を終えた。

##### ② 松花堂露地の成立

昭乗の没後、昭乗が小堀遠州とともに造り、名声を博した茶室閑雲軒には名だたる茶人が足を運ぶ一方で、松花堂はそれほど注目されていなかった。そのためか、成立当時の松花堂について、

細部を記録した資料は残っていない。松花堂が注目を集めるのは、地誌の出版が盛んになった18世紀末のことである。

安永9年(1780)刊『都名所図会』は、京都の名所案内書としてよく知られている。著者の秋里籬島は、『都名所図会』において草庵松花堂にはふれず、昭乗その人を住房瀧本坊、泉坊と結び付け紹介するにとどまっている(【資料2-1】参照)。

『都名所図会』刊行から19年後の寛政11年(1799)、著者を同じくする京都の名所名園案内書『都林泉名勝図会』が刊行された。秋里籬島は、『都林泉名勝図会』において松花堂を昭乗ゆかりの地と紹介し、挿図として「八幡泉坊昭乗翁故居」図、「松花堂全図」を掲載している(【資料2-2】参照)。挿図で注目すべきは、松花堂の周囲に中門と待合を備えた露地を描く点である。挿図が描かれた18世紀末の時点で、昭乗が営んだ松花堂



図 3-12 『都林泉名勝図会』「八幡泉坊昭乗翁故居」図(部分)  
松花堂周辺 (国際日本文化研究センター所蔵)

は、茶室を備えた草庵というよりも、むしろ茶室そのものと認識されていたであろうことが読み取れる。

昭乗が泉坊に松花堂を構えたのち、地誌に松花堂と露地が描かれる18世紀末に至るまで、100年以上に及ぶ空白を埋める資料として、19世紀の中頃に成立した八幡の地誌『男山考古録』がある。著者の長濱尚次は石清水八幡宮の宮大工で、建造物としての松花堂の変遷を子細に記す(【資料2-5】参照)。『男山考古録』によると、松花堂ははじめ泉坊の北西にあり、のち北東に移されたという。また、昭乗が最期の住まいとして構えた「一字の方丈」松花堂には、もともと待合や中潜りなど備わっておらず、茶室の要素は後世の人々が、松花堂移設の際に持ち込んだという。

17世紀前半、昭乗が隠棲の場として構えた松花堂に対し、のちに茶室の要素を強める改修が施され、地誌を介し茶室として知られるに至ったとすると、その背後には、閑雲軒焼亡の影響が想定できる。昭乗と遠州が造り、世に知られた閑雲軒は、安永2年(1773)に焼亡した。昭乗と遠州のつながりを示す、貴重な茶室が失われるさまを目の当たりにした石清水八幡宮の社僧、坊の檀越らは、泉坊に残る松花堂を茶室に見立て、当時の美意識で松花堂と松花堂露地を改修、再構成したものと考えられる。

改修、再構成を経た松花堂露地は、『名物数寄屋図』(国立国会図書館蔵)、『八幡泉坊松花堂起絵図』(東京国立博物館蔵)で平面図を確認することができる(【図3-13】【資料2-3】【資料2-4】参照)。これによると、西に入口があり、東に向かって外露地・中露地・内露地の三重露地の構成をとり、一番奥に松花堂があった。

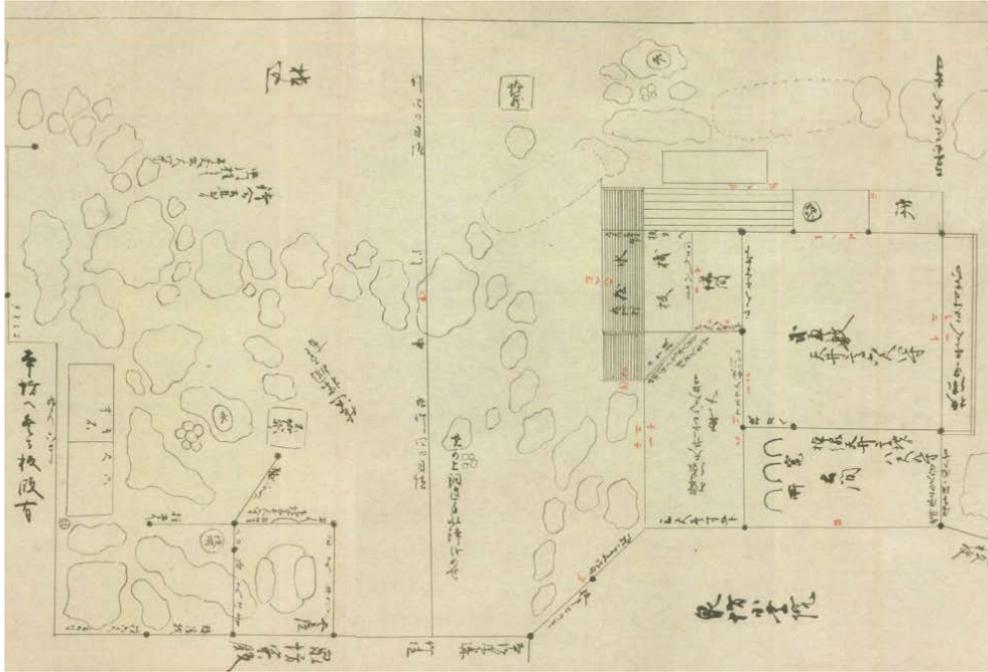
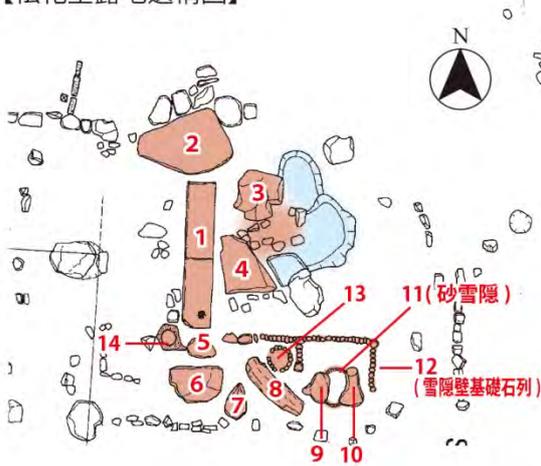


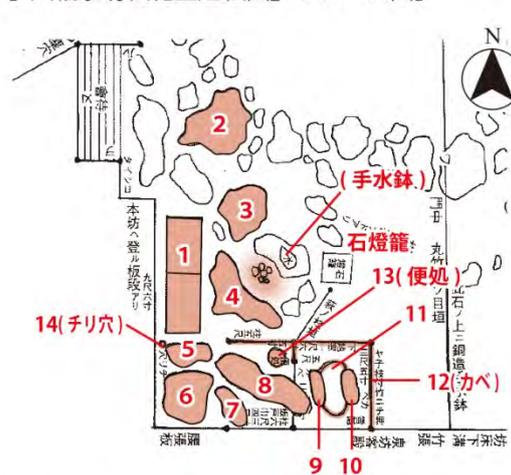
図 3-13 『名物数寄屋図』(部分) (国立国会図書館蔵)

昭和57年(1982)・58年(1983)、史跡松花堂およびその跡の環境整備のため、泉坊跡で発掘調査を実施した。この調査で検出した遺構は、良好な遺存状況で『八幡泉坊松花堂起絵図』と合致しており、中露地・内露地の一部であると想定できる (【図3-14】【資料1-9】参照)。

【松花堂露地遺構図】



【『八幡泉坊松花堂起絵図』トレース図】



	現存遺構と絵図が対応するもの
	抜き取り跡

図 3-14 松花堂露地遺構図と『八幡泉坊松花堂起絵図』の相似関係 (雪隠周辺)

(『史跡松花堂およびその跡調査概報』石清水八幡宮 1984 所載の図を加工、彩色部分は加筆)

### 3-5-2 名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷

#### ① 井上伊三郎とその一族による土地・建造物の取得

明治初年、政府の神仏分離政策によって石清水八幡宮は大変革にさらされ、山内の仏堂・仏塔・坊舎は悉く撤去、破却されることとなった。境内の坊舎である泉坊や、泉坊の一面にあった松花堂も、例外なく撤去の対象とされた。また、男山の東麓に広がる石清水八幡宮の門前町も、鳥羽伏見の戦いによって北半が焼土と化した。このような混乱のなか、泉坊客殿の一部と松花堂は、奇跡的に現在まで伝わった。その次第は、昭和7年(1932)刊『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊収載の調査報告「東車塚庭園」(【資料1-3】参照)に詳しい。

この調査報告によれば、泉坊客殿の一部と松花堂は、幕末の尊攘派公卿、中山忠光の弟である大谷治麿に600両で売却され、大谷の邸地に移された。その地は八幡山路、放生川にかかる買屋橋のたもとである。大谷治麿が八幡を去った後、明治13年(1880)には、八幡志水の南端、西車塚古墳前方部の東方にふたたび移されたという。さらに明治24年(1891)、井上伊三郎がこれを譲り受け、洪水等の憂いを避けるため、高台となっていた東車塚古墳の地、すなわち現在地に移すとともに、泉坊の庭園も同地に移し、自らの邸宅を築いた。

井上伊三郎(天保6年(1835)～明治41年(1908))は八幡志水で寺子屋を営み、主に筆道を教授した能書家の国学者で、忠継と号した。また八幡の戸長として、種々紛争の仲裁等を担当した名望家でもあり、その出自は、八幡志水の豊かな商家と考えられる。井上伊三郎は、安政元年(1854)から明治5年(1872)まで寺子屋を開いた後、戸長を務めた。井上家と親戚関係にあり、松花堂や書院、庭園の維持に関わった家として、八幡城ノ内の豊商、今中家が挙げられる。今中家は石清水八幡宮に御豊神人として仕えた家と伝わる。井上家についても、かつては石清水八幡宮の坊舎である井上坊に住まいしたとする説があり(徳富蘇峰「松花堂昭乗の遺蹟」『西村閑夢翁追悼集』所収)、ともに石清水八幡宮にゆかりある家の人々が、その存続に関わったといえる。

伊三郎が邸宅用地とした東車塚古墳は、男山の南東山麓、高野山へ通じる東高野街道沿いの女郎花に位置する。女郎花という小字名は、「古今和歌集」に詠われた女郎花の伝説に由来し、東車塚古墳の西側に、石塔の建つ女郎花塚がある。東高野街道を挟んで東西に対峙する2基の前方後円墳は、江戸時代から一帯で知られ、東車塚、西車塚と呼ばれていた。江戸時代中期の八幡を描いた『八幡山上山下惣絵図』(【図3-15】参照)では、街道を挟んで東西に並ぶ2つの車塚と、東車塚の傍らにある女郎花塚、周辺に広がる田畑の様子を見ることができる。西車塚の東側を通る東高野街道は、古墳後円部の墳裾に沿うように曲線を描いており、街道が古墳に規定されていることがわかる(【図3-16】参照)。



図3-15 江戸時代中期の車塚付近の様相

『八幡山上山下惣絵図』部分(国立公文書館所蔵)

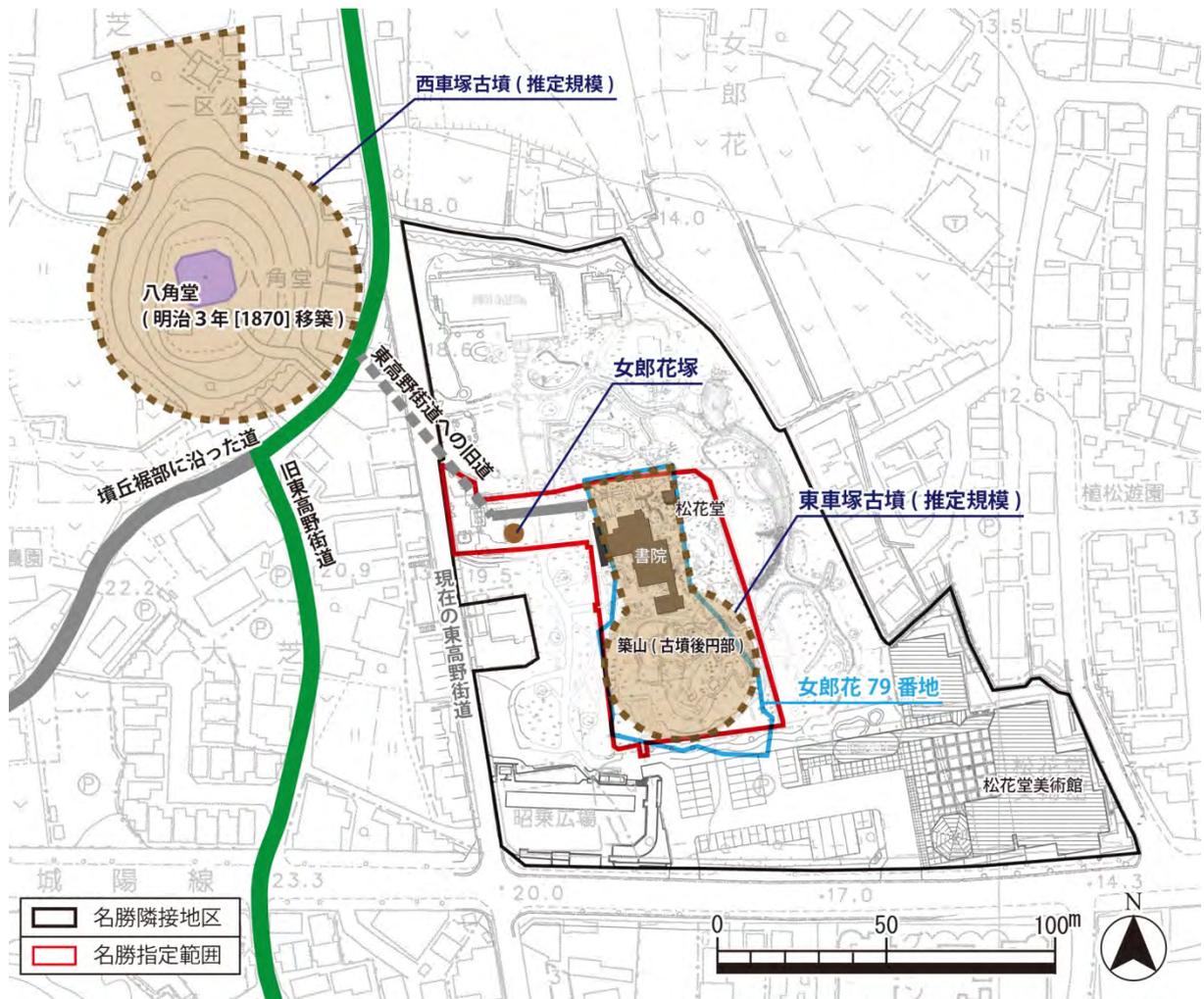


図 3-16 西車塚古墳・東車塚古墳・女郎花塚と名勝指定地の位置関係

(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

邸宅と東高野街道を連絡する旧道(灰色点線)は明治42年(1909)の地形図に、西車塚古墳の全長は『石清水八幡宮境内調査報告書』2011によって示し、東車塚古墳の規模は女郎花79番地の形状から推定した

男山の麓、平坦な田園地帯にあって、小高い古墳の墳丘は、東方一帯に眺望のきく男山と類似した眺望良好点として、目を引く場であったことは想像に難くない。明治30年(1897)、井上伊三郎が邸宅用地として最初に購入したのが、女郎花79番地である。女郎花79番地は、伊三郎が実際に邸宅を築いた範囲の、ほぼ全域を占める土地であり、地所の形からみて、古墳の墳丘形態を継承していると考えられる土地でもある(【図3-16】参照)。伊三郎がこの土地を取得した時点での、墳丘の残存状況は分かっていない。

その後、明治33年(1900)から明治37年(1904)にかけて、伊三郎の親族にあたる井上家、今中家の人びとが、古墳周辺の土地を取得している。これ

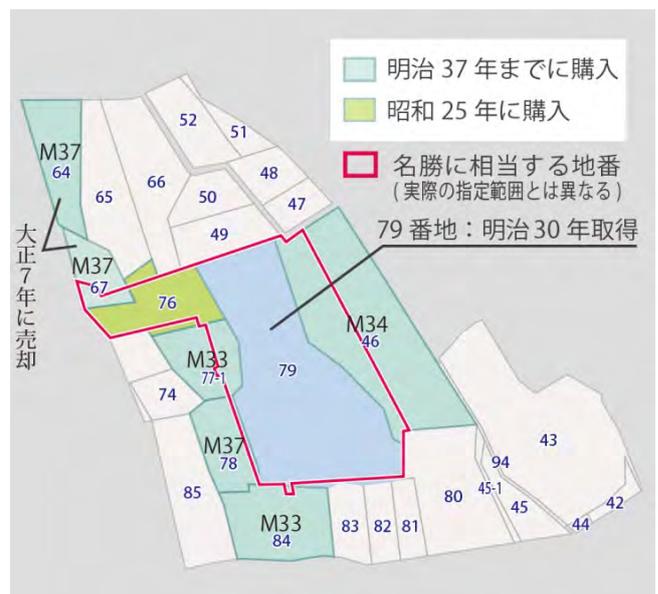


図 3-17 井上伊三郎とその一族による土地の取得経過(登記簿、公図より作成)

により、名勝指定地の原型となった邸宅（現在の内園）の敷地は、すべて井上伊三郎とその一族の所有となった（【図3-17】参照）。

邸宅の成立から50年ほど経過した昭和25年（1950）、西村芳次郎の婿養子である西村大成が、邸宅西方の土地を追加取得している。これは邸宅と、邸宅の西を南北に走る直線道路（現在の市道土井南山2号）を結ぶ接続部にあたる。もとは直線道路よりさらに西を旧東高野街道が走っており、これが直線道路に付け替えられたことをうけ、道路への接続部を確定するため土地を取得したと考えられる。このとき、現在の名勝指定地すべてが西村家の土地となった（【図3-17】参照）。

## ② 井上伊三郎・西村芳次郎による邸宅・庭園の整備

東車塚古墳の上に位置する邸宅は、井上伊三郎が原型を整え、邸宅内の庭園については、伊三郎と、二男の西村芳次郎、二代にわたり作庭している。西村芳次郎（明治元年（1868）-昭和14年（1939））は、井上伊三郎の二男として生まれ、京都の生糸商、西村嘉助商店の養子となった。号を閑夢といい、八幡の郷土史家として、三宅安兵衛の遺志による石標建立事業に寄与したほか、松花堂保存会を立ち上げ、昭乗の墓石がある瀧本坊歴代の墓域に泰勝寺を建てたことでも知られる。

登記簿によると、伊三郎が東車塚古墳の土地を取得したのは、明治30年（1897）4月のことで、土地の造成を開始したのはこれ以降とみてよい。はじめに着手したのは、邸宅の北半にあたる前方部の削平で、同年、その作業中に古鏡1面と剣身1口が出土した。庭園の整備が進んだのち、松花堂露地に石碑を建て、遺物の発見地点を示している。後年、西村芳次郎が『八幡松花堂栞』でこの頃の様子を記したところによると、「前角即ち北ノ方平坦ノ処ニ建築物ヲ移建セリ、漸次石垣ヲ積み後円部ノ土ヲ採取シテ築造スル」状況だったという（【資料1-2-2】参照）。この記述から、先に土地の造成が終わった区画では建造物の移設に着手し、残る区画の造成や、石垣の築造については、並行して進めていたらしいことがうかがえる。

前方部を削平した明治30年（1897）に遺物が出土したのと同様に、後円部で土の採取を行った際にも、遺構と遺物が確認されている。明治35年（1902）、後円部での作業中に、粘土槨など古墳主体部の一部と、鏡、管玉、刀剣、甲冑などの遺物が発見された。東車塚古墳に関する最も古い調査記録である、梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」（大正9年（1920）刊『久津川古墳研究』所収）によれば、梅原が初めて東車塚古墳を訪れた大正5年（1916）の時点で、「古墳の全部は今全く井上氏の別荘の内に入って、大部分地均を行ひ庭を形造り、為に原形を明にする能ざる」状況であり、邸宅内の庭園と東車塚古墳は不可分になっていた（【資料1-1-2】参照）。

邸宅を築く過程を記録した同時代の資料はなく、工事に着手した順ははっきり分かっていない。ただし建造物については年紀が残っており、まず泉坊客殿の一部を組み込んだ書院、次いで松花堂が完成したと確認できる。書院の棟札には、明治31年（1898）2月21日、大工藤下常吉を棟梁とし、井上伊三郎が施主となって上棟したという記述がある。泉坊客殿から移築した玄関と書院座敷以外は、この時の新築である。松花堂の宝珠瓦露盤には、明治33年



写真 3-4 松花堂の宝珠瓦露盤銘



写真 3-5 書院棟札

(1900)に山下の佐々木氏から買い受けて、月の岡、つまり現在の名勝指定地に移設したとの銘がある。銘文にみえる松花堂移設の齋主は、書院と異なり、井上伊三郎と西村芳次郎（資料上の表記は芳治郎）の連名になっている。建造物の整備と合わせて、邸宅を囲む塀などの整備も行われた。

井上伊三郎と西村芳次郎が、邸宅内の庭園を整備する際、特に注意を払っていた点のひとつが、松花堂とともに移設した松花堂露地の忠実な再現である。昭和12年(1937)、重森三玲が庭園の実測図を作成した際、西村芳次郎に対して行った聞き取り調査によると、この作業には伏見の植木屋幸七が庭師として関わっており、施主と庭師がともに実地をよく見分したという（【資料1-4-2】参照）。松花堂は、伊三郎が入手した時点ですでに解体され、男山の麓に降ろされており、松花堂露地は江戸時代の形を保ったまま、男山の東側山腹にある、泉坊跡地の一面に残存していた。伊三郎と芳次郎は、植木屋を伴って泉坊跡地に足を運び、現地状況を見分したのであろう。

松花堂露地を構成していた石造物や石材を邸宅内に移すにあたっては、当時、松花堂露地を描く資料として唯一知られていた『都林泉名勝図会』の挿図と、丹念に照合したことがうかがえる。挿図で詳細に描かれた松花堂の東側について、図と現状を比較すると、飛石、手水鉢、紀年銘がある石燈籠などの配置が酷似していることが分かる。挿図に描かれているウメも、図と同位置に植えられていたと重森三玲が記録している。また、挿図に描かれてない松花堂の北側などについても、飛石や延段の現状が『八幡泉坊松花堂起絵図』と一致することが確認できる（【図3-25】参照）。泉坊跡地で松花堂露地を見分した際、『都林泉名勝図会』に描かれていない範囲については一定の記録を作成し、松花堂露地の忠実な再現に努めた形跡が見てとれる。

邸宅内の庭園のうち、松花堂露地を除く空間は平庭と築山に大別することができ、昭和7年(1932)刊行の調査報告や昭和12年(1937)の実測図、古写真などで状況を知ることができる。ただし、『八幡松花堂葉』に泉坊のほか石清水八幡宮境内の瀧本坊、豊蔵坊、中之坊、宮本坊、萩之坊、護国寺等から石造物を集めたという記述もあることから、伊三郎の没後も芳次郎が作庭を継続していた可能性が高く、作庭の時期や意図、施主を特定することは難しい（【資料1-2-3】参照）。

平庭は、書院を囲むように作庭されている。最も広い平庭は書院の東側に位置する枯山水庭園で、背後に低い生垣を配しており、その先に広がる木津川流域の景を取り入れることが作庭意図のひとつと考えられる。この東方に開けた平庭の視点場は、泉坊客殿の一部を組み込んだ書院の中でも、特別な一室、玉座の間である。石清水八幡宮境内の泉坊は、男山東谷の高台に位置し、東方への眺望に優れていた様子が『都林泉名勝図会』の挿図に描かれている。それをふまえて、



写真 3-6 松花堂と松花堂露地  
昭和初期撮影（西村家所蔵）



図 3-18 『都林泉名勝図会』にみる泉坊からの眺望  
「八幡泉坊昭乘翁故居」図 部分 (国際日本文化研究センター所蔵)



写真 3-7 書院南側の築山の植栽  
昭和 11 年(1936)頃撮影 (中村直勝編『八幡史蹟』  
1936 所載)



写真 3-9 書院からの眺望  
昭和初期撮影 (西村家所蔵)

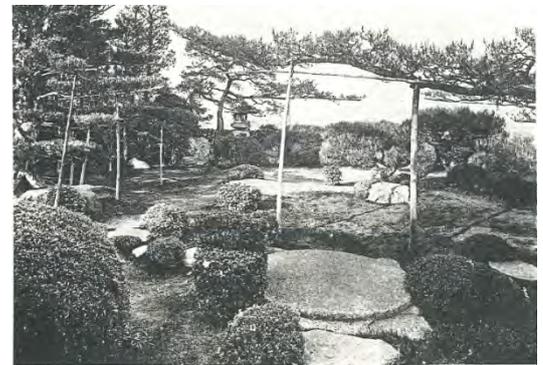


写真 3-8 書院東側の庭園  
昭和 11 年(1936)頃撮影 (中村直勝編『八幡史蹟』  
1936 所載)



写真 3-10 東側からみた邸宅  
大正 9 年(1920)頃撮影 (梅原末治『久津川古墳研究』1920 所載)

昭和7年(1932)刊行の調査報告では、「かくて本庭は東辺生垣を越えて遙かに宇治方面を見晴らし眺望頗る佳く、都林泉名勝図会「八幡泉坊」に於ける茶室の右方の二人の人物を配せる附近の技法と全く同一のものなり」と述べ、泉坊と東車塚庭園との共通点として、東方への眺望を挙げている。邸宅のほぼ中央に位置する書院から鑑賞する平庭を作庭するにあたって、泉坊を念頭に、東方への広がり意識した可能性が指摘できる。

平庭の南方には、東車塚古墳の後円部を築山に見立てた空間が広がっている。大正9年(1920)頃、邸宅を東側から撮影した写真が残っており、石垣で囲まれた邸宅の中に、樹木が繁り、高さのある築山を確認することができる。

邸宅の北西角から西に長く張り出した一画は、昭和25年(1950)に西村家が取得する以前から、邸宅の入口である梅見門と東高野街道を結ぶ通路として整備、使用されていたと考えられる。昭和2年(1927)、街道沿いに三宅安兵衛の遺志による石碑を設置しているほか、昭和11年(1936)頃の撮影と思われる写真で、直線道路に改められた東高野街道から邸宅に向かう石積の通路と、通路沿いの生垣が確認できる。

こうして形成された邸宅は、芳次郎の文化的な交遊の場として、大きな役割を果たした。芳次郎は、昭乗の顕彰に力を注ぐなかで、茶人としても知られる実業家益田孝(鈍翁、三井物産初代社長)と交流を深めていたが、昭和期に至ってもその傾向は続き、徳富蘇峰、吉井勇らが芳次郎の招きに応じて八幡に逗留し、邸宅を訪ねている。昭和14年(1939)に芳次郎が没し、昭和16年(1941)に婿養子である西村大成が邸宅を引き継いで以降も、福田平八郎、小野竹喬、梅原龍三郎、吉井勇らが邸宅を訪れており、文化的な交遊の拠点として、一定の役割を果たし続けていたことが分かる。

昭和27年(1952)、西村家が所有していた邸宅は、迫田盛太郎の手に移った。鉾山業者だったという迫田が邸宅を所有していた当時、邸宅や邸宅内の庭園について整備を行った形跡は確認できない。邸宅の利用実態についても、同様に確認できない。



写真 3-11 東高野街道から邸宅を望む  
昭和11年(1936)頃撮影(中村直勝編『八幡史蹟』1936  
所載)



写真 3-12 書院東側の庭園を散策する徳富蘇峰  
右端が蘇峰、昭和13年(1938)10月17日撮影(西村家所蔵)



写真 3-13 書院で富岡鉄斎の作品を囲む人びと  
左から福田平八郎、小野竹喬、梅原龍三郎、吉井勇  
昭和23年(1948)5月23日撮影(西村家所蔵)

### ③ 塚本清による邸宅周辺の整備

昭和38年(1963)、邸宅は迫田盛太郎の手を離れ、実業家である塚本清（素山、塚本総業(株)代表）の所有となる。塚本は美術品収集家としての顔も持っており、邸宅を積極的に活用するべく、大規模な周辺整備を行った。塚本清が周辺整備を計画したもうひとつの理由として、八幡地域の土地利用の変化がある。この頃、高度経済成長による開発の波が押し寄せ、住宅開発や道路整備、沿道開発が盛んに行われた結果、庭園からの眺望にも影響が及んだ。塚本清は、邸宅周辺の土地を追加取得、整備することによって、周辺を開発から守り、庭園への影響を最小限にとどめるだけでなく、邸宅と調和した新たな空間を作りだそうとしたのである。

昭和44年(1969)までに邸宅周辺の土地を取得した塚本は、邸宅を囲むようにタケ主体の庭園を整備し、邸宅の遮蔽と保存を図った（【図3-19】参照）。この頃から、明治以来の邸宅を内園、その外側で新たに整備した庭園を外園と呼び分けている。外園の整備によって、内園からの眺望が失われた代わりに、眺望範囲に含まれていた景観阻害要素は排除されたことになる。

塚本は、外園の中に茶室3棟と塚本松花堂美術館を整備した。昭和45年(1970)に開館したこの美術館では、邸宅とともに引き継がれた昭乗の由緒品や、自身が蒐集した昭乗ゆかりの美術品などの展示公開を行っている。

また、昭和20年代に西村家が遅れて取得した、内園と東高野街道を結ぶ方形の区画（【図3-20】土色の着色部分）においても、新たに四脚門を移築し、外園の整備にあわせて、直線状の園路と沿道の植栽からなる庭園を再整備した。そのほか、書院北西側の蔵の改築、書院台所土間の改装など、内園の一部改修を行っている。塚本は、邸宅周辺の整備を含め、庭園の管理保全、昭乗の顕彰に努めており、邸宅を所有、利用していた期間、内園の建造物や庭園に大きな改変を加えることはなかった。

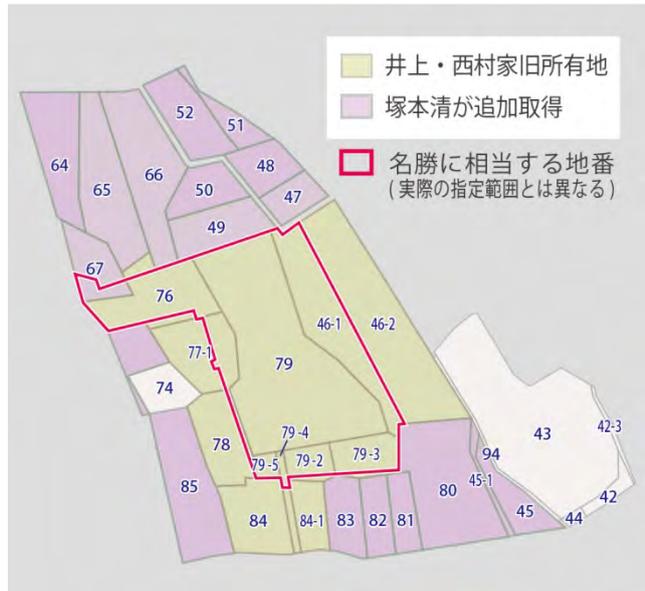


図 3-19 塚本清による土地の取得経過  
(登記簿、公図より作成)



図 3-20 内園と東高野街道を結ぶ区画の利用状況  
(昭和31年(1956)の地形図に加筆、一部着色)



写真 3-14 造成中の外園用地  
昭和 40 年(1965)～44 年(1969)頃撮影

#### ④ 八幡市による公有化と市営施設の整備

昭和52年(1977)、八幡町が市制を施行して八幡市となるにあたり、記念事業のひとつとして松花堂及びその周辺を公有化した(【図3-21】参照)。このとき、実際には城南土地開発公社が土地を一括して先行取得し、八幡市は昭和52年(1977)から昭和59年(1984)にかけ、段階的に公有化を行っている。外園の一面に整備されていた塚本松花堂美術館についても、八幡市立松花堂資料館と名称を改めて引き継ぎ、内園と外園を市営施設として一体的に管理した(【図3-22】参照)。

以降、八幡市は外園隣接地の取得に努め、市営施設の整備をすすめる。平成14年(2002)、南東の隣接地に展示施設を新設し、市営施設「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」の運用を開始した。また、平成24年(2012)には、南西の隣接地に昭乗広場を整備し、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館とともに管理運営を行っている。塚本清と八幡市が、名勝指定地の周辺に順次整備した諸施設について、本計画では名勝隣接地区と位置づける。

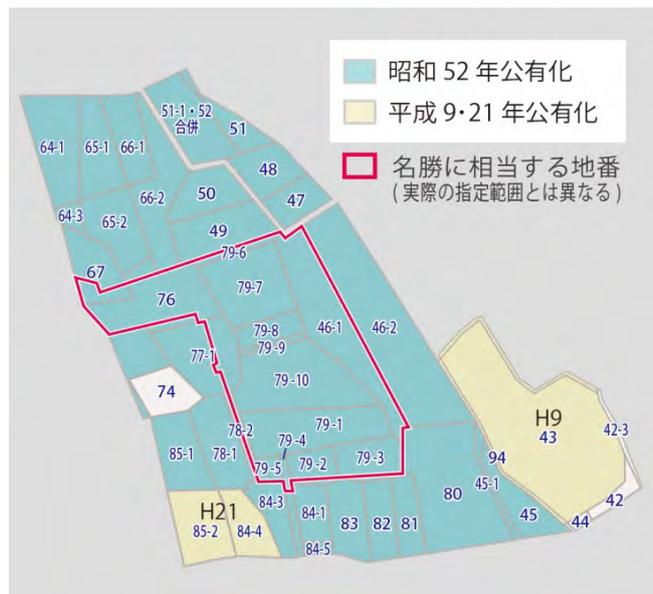


図 3-21 八幡市による公有化の経過  
(登記簿、公図より作成)

明治から平成までの、名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷をまとめると、【図3-23】のようになる。

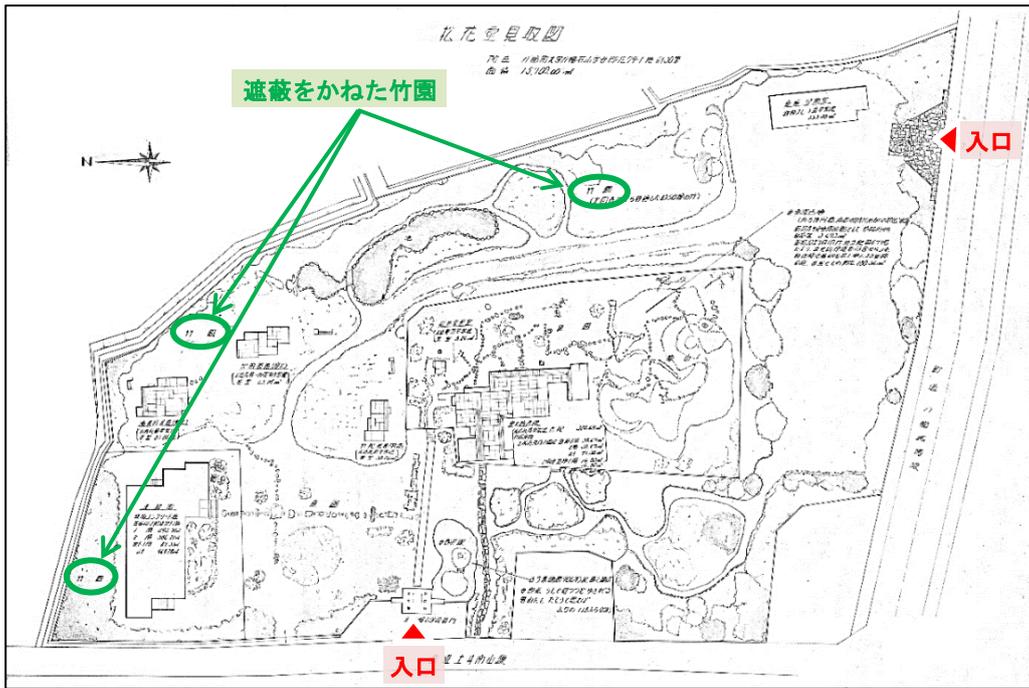


図 3-22 八幡市による公有化前後の内園・外園  
(昭和 40 年代から 50 年代の「松花堂見取図」に一部加筆)

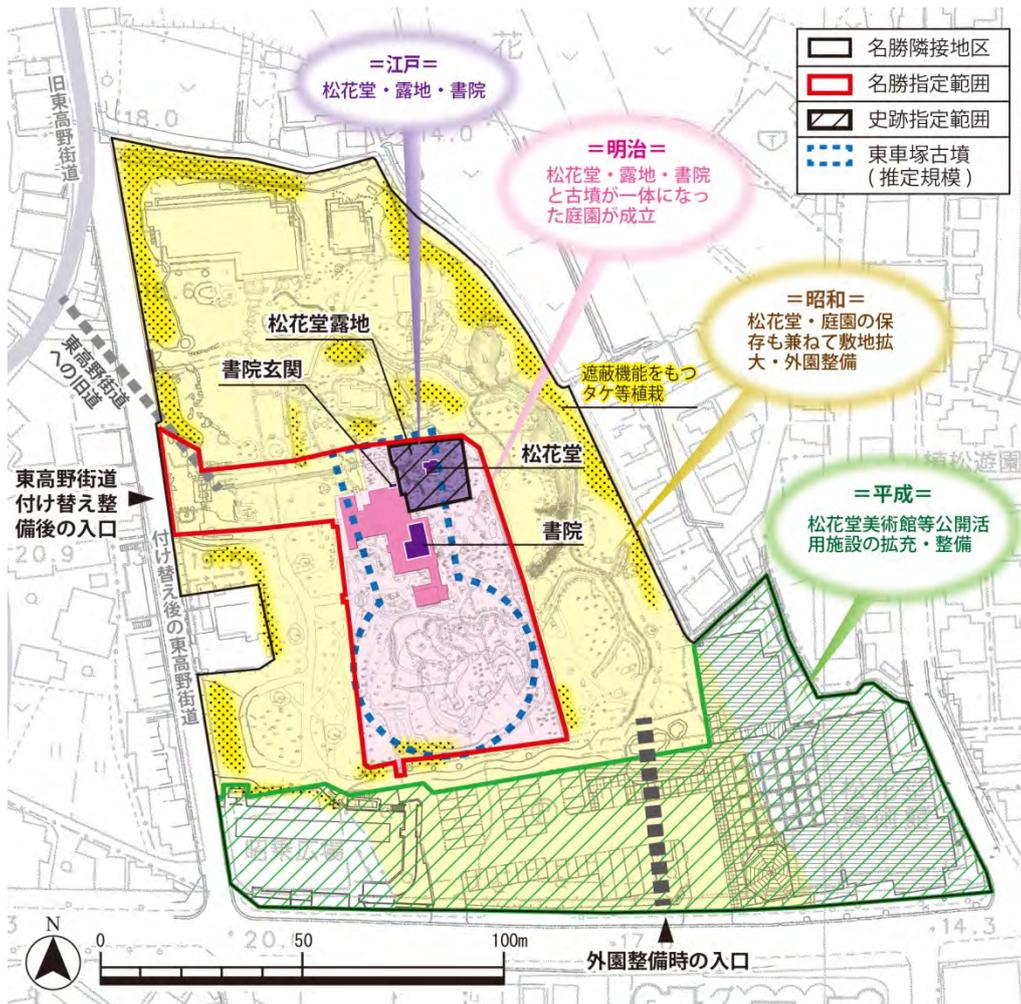


図 3-23 名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷  
(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

表 3-6 名勝松花堂及び書院庭園関係年表

年 代		事 項
天正12年	1584	松花堂昭乗、奈良春日にて生まれる〈『松花堂行状』〉
天正17年	1589	この頃、男山に入ったともいわれる〈『瀧本煙葉帖』〉
慶長初年	1600頃	男山に上り、瀧本坊実乗について真言密教を学ぶ〈『松花堂昭乗』〉 男山入山後、一時期は「鐘楼坊」（男山の坊舎の名）に住した〈『中沼家譜』〉
慶長14年	1609	この年以前、「小堀遠州像」（孤篷庵蔵）を描く
慶長17年	1612	9月29日、南禅寺の金地院崇伝（江戸前期時代の臨済宗の僧、諡号・本光国師）を訪ねる〈『本光国師日記』〉
慶長20年 元和元年	1615	大阪城落城後、狩野山楽が男山に身を寄せ、昭乗は山楽について画技を学んだともいわれる〈『本朝画史』巻五〉
元和2年	1616	11月、「大峯山蔵王堂勸進帳」（金峯山寺蔵）を書す
元和7年	1621	この頃、昭乗が書いた色紙が贈答品とされていたことが知られる〈『時慶卿記』〉
寛永3年	1626	4月頃、尾張に行ったといわれる
		5月～10月、徳川義直が京都に滞在。6月には徳川秀忠が上洛、8月には徳川家光が上洛。9月、後水尾天皇の二条城行幸。これに先立って朝廷と幕府間の調整が進められ、昭乗はその仲介にあたったという。
		6月9日付、式部卿と署名のある書状（陽明文庫蔵）に、徳川義直の上洛中、近衛信尋が伏見へ渡御することを記す
		11月15日朝、小堀遠州の茶会に参会（他に近衛信尋・三宅亡羊・金森宗和ほかが参会）〈『大有宗甫居士茶具置合』〉 これ以降、寛永14年末にかけて遠州の茶会にたびたび参会
		12月7日、奥平金弥（大和郡山藩主松平家の家老）の邸にて、昭乗筆・江月宗玩賛「馬上布袋図」が床に掛けられる〈『久重茶会記』〉
		冬、木下長嘯子とともに石川丈山を訪問し、丈山がこの時のことを詠んだ七言絶句が残る〈『長嘯子全集』〉 この頃、「惺々翁」の号を用いたことが知られる
寛永4年	1627	1月、「竹生島経」（国宝、東京国立博物館蔵）の極めを書す
		1月、「大方広師子吼経」（京都国立博物館蔵）の極めを書す
		2月14日、大蔵庄左衛門の茶会にて、昭乗画・江月宗玩賛「布袋図」が掛けられる〈『久重茶会記』〉
		3月23日、師・実乗が没し、その跡を継ぎ瀧本坊住職となる 以後、「瀧本坊」を称するようになる
		10月、「平等院勸進帳」（平等院蔵）を書す
寛永8年	1631	閏10月28日付の書状で小堀遠州から息子・政之の書の指導を依頼される
		この頃、安楽庵策伝と狂歌の贈答をしたという〈『策伝和尚送答控』〉
寛永9年	1632	この年までに先聖殿（上野忍岡）の「歴聖大儒像」の作画を林羅山と堀杏庵から依頼されるが、老いを理由に辞退し、代わりに狩野山雪を推薦する〈「狩野永納家伝画軸序」〉
寛永11年	1634	3月20日、教王護国寺における弘法大師八百年忌に際し、詠草を書し、「弘法大師八百年忌鋪設図」をかく
		11月23日、安楽庵策伝より大仏餅を送られ、狂歌を贈答する〈『策伝和尚送答控』〉
寛永12年	1635	この年、中院通村と歌をかわしたという〈『風のしがらみ』〉

年 代	事 項	
寛永13年	1636	2月29日、京都黒谷で行われた小堀遠州亡父・道喜（正次）の三十三回忌に烏丸光弘・木下長嘯子・沢庵宗彭・林羅山らとともに同席し、「小堀道喜追福和歌巻」を書す
		8月、石清水八幡宮の摂社である石清水社の石鳥居を京都所司代の板倉重宗が寄進し、その銘文を昭乗が書す
		10月26日晚、中沼左京の茶会で沢庵宗彭の墨蹟に昭乗が歌を添えた掛幅が使われる（『久重茶会記』）
寛永14年	1637	2月18日、沢庵宗彭より墨を贈られ、和歌を贈答する（『古画備考』）
		9月、江月宗玩らとともに石川丈山を訪問し、観瀾亭における観月の雅会に参加する（『新編覆醬集』）
		12月中旬、瀧本坊を甥の乗淳に譲り、瀧本坊南方の丘に草庵「松花堂」を構えて隠棲する（『松花堂行状』『男山考古録』）
		12月16日晚より乗淳とともに小堀遠州のところへ赴き、18日晚まで滞在する
		12月23日付、松花堂の名で永井直清に宛てた書状に、瀧本坊を乗淳に譲り、自らは松花堂に移ったことを記す
		この年、昭乗の「鳩図」に林羅山が詩をつくる（『林羅山詩集』）
寛永15年	1638	1月10日、烏丸光広邸にて、鹿苑寺住持の鳳林承章らと会う（『隔莫記』）
		3月6日～15日、江月宗玩とともに奈良を旅する（『芳野道の記』）
		この年、昭乗の「三笑図」に題して林羅山が詩をつくる（『林羅山詩集』）
寛永16年	1639	4月下旬、林羅山が昭乗に寄せた詩文を書く（『林羅山文集』）
		8月5日、江月宗玩の訪問を受ける（『随筆松花堂』）
		9月8日、近衛信尋の見舞いを受ける（『本源自性院記』）
		9月18日、昭乗が没する。9月22日、山下の里坊裏地に葬られる（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
安永2年	1773	閑雲軒が焼亡する。この時、瀧本坊、経蔵等も焼失する（『男山考古録』）
安永9年	1780	秋里籬島が『都名所図会』で瀧本坊、泉坊について記す（『都名所図会』）
寛政11年	1799	秋里籬島が『都林泉名勝図会』で松花堂について記す。挿図として「八幡泉坊昭乗翁故居」図、「松花堂全図」が掲載され、前者には中門・待合を備えた露地が描かれる（『都林泉名勝図会』）
嘉永元年頃	1848	石清水八幡宮の宮大工である長濱尚次が、八幡の地誌『男山考古録』で瀧本坊・泉坊・松花堂などについて記す（『男山考古録』）
明治7年頃	1874	神仏分離政策の影響で石清水八幡宮境内の仏教施設が撤去され、松花堂は泉坊客殿の一部とともに大谷治麿の邸地（八幡山路、現在の買屋橋のたもと）に移される（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
明治13年	1880	大谷治麿が八幡を去る。泉坊客殿の一部と松花堂は、山路から志水（西車塚古墳前方部の東方、旧志水町の南端）に移される（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
明治24年	1891	八幡の名望家井上伊三郎（忠継）が松花堂と泉坊客殿の一部を譲り受け、東車塚古墳の地に移すとともに、泉坊にあった庭園も同地に移す（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』）
明治30年	1897	4月13日、井上伊三郎が女郎花79番地（東車塚古墳）の土地を取得、登記する（登記簿） 東車塚古墳の前方部を造成した際、鏡1面と剣身1口が発見される（「山城国八幡町の東車塚古墳」）
明治31年	1898	2月21日、井上伊三郎が泉坊客殿の一部を取り込んで建築した書院が上棟する（書院棟札）

年 代		事 項
明治33年	1900	井上伊三郎が佐々木氏より松花堂を買い取る。その後、松花堂と松花堂露地を女郎花79番地に移設。斎主は井上と二男の西村芳次郎が務める〈松花堂宝珠瓦露盤銘〉
明治35年	1902	井上伊三郎が東車塚古墳の後円部を庭園の築山に修造する。この時、古墳の主体部と鏡等の遺物が発見される〈「山城国八幡町の東車塚古墳」〉
明治37年	1904	日露戦争が起こる。この頃、日露戦争後の財界パニックにより、西村芳次郎が事業を廃して京都から八幡に帰郷し、書院に居住する〈「松花堂と西村閑夢居士」〉
明治40年	1907	井上伊三郎らが女郎花塚を整備する〈「女郎花蹟」碑碑文〉
明治41年	1908	井上伊三郎が没する。西村芳次郎が松花堂庭園を受け継ぐ〈「八幡市の文化遺産と調査の歩み」〉
明治40年代		西村芳次郎が、昭乗の顕彰を通じ益田孝(鈍翁、三井物産初代社長)と交流を深める。時に八幡に招き、松茸狩り等でもてなす
大正元年	1912	益田鈍翁や西村芳次郎らが発起世話人となり、昭乗の遺蹟碑建立および墓所建設がなされる
大正8年	1919	昭乗の菩提寺を建て、年忌を営むことなどを目的として「松花堂会」が発足(会長は宗般玄芳、発起人は八幡円福寺の神月徹宗ほか近隣の僧侶や、関西の道具商ら)
大正9年	1920	昭乗の菩提寺、泰勝寺が竣工する
大正11年	1922	泰勝寺境内に昭乗ゆかりの茶室「閑雲軒」が復元され、この年より毎年、昭乗を偲ぶ忌茶会が催される 5月18日、第一回忌茶会およびその展覧席に「八幡名物」や昭乗ゆかりの作品が出される
昭和7年	1932	松花堂庭園が『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』に「東車塚庭園」として掲載される〈『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』〉
昭和8年	1933	2月8日、松花堂庭園が「旧松花堂並庭園」の名称で史蹟及び名勝に仮指定される〈「官報」〉
昭和12年	1937	重森三玲が庭園を実測する〈『日本庭園史図鑑』『日本庭園史大系』〉
昭和13年	1938	10月17日、西村芳次郎が松花堂庭園に徳富蘇峰夫妻を招く〈「松花堂昭乗の遺蹟」〉
昭和14年	1939	西村芳次郎が没する〈「松花堂と西村閑夢居士」〉
昭和16年	1941	西村大成(芳次郎婿養子)が松花堂庭園を引き継ぐ〈登記簿〉
昭和23年	1948	画家の梅原龍三郎、福田平八郎、小野英吉(竹喬)らが松花堂庭園の書院を訪れる〈「京都新聞」昭和23年5月23日〉
昭和27・28年	1952・1953	松花堂庭園が迫田盛太郎の所有となる〈登記簿〉
昭和32年	1957	松花堂の移築地約270㎡が、泉坊の旧地とともに国史跡に指定される〈官報〉
昭和36年	1961	松花堂及び松花堂庭園が、第二室戸台風により相当の被害を受ける〈『塚本総業株式会社二十五年史』〉
昭和38年	1963	4月、松花堂庭園が塚本清(素山)の所有となる(～8月)。以降、松花堂、書院を修復し、眺望や環境の保持などを目的に周囲の土地を取得、松花堂庭園を囲む庭の整備を計画する(～昭和44年)〈登記簿、『塚本総業株式会社二十五年史』〉
		塚本清が、松花堂庭園西側に八幡小学校の校門(高坊あるいは金剛律寺の山門と伝わる)を移築する〈「八幡市の文化遺産と調査の歩み」〉
昭和44年	1969	塚本清が、松花堂庭園を囲む竹の庭(現在の外園)と、展示施設および茶室3棟の整備に着手する〈登記簿、『伝統建築と日本人の知恵』〉

年 代		事 項
昭和45年	1970	5月、外園と展示施設（塚本松花堂美術館）、茶室3棟が竣工・オープンする 〈『塚本総業株式会社二十五年史』〉
昭和52年	1977	4月、八幡市が市制施行記念事業の一環として、外園を含む松花堂庭園を公有化する 10月22日、「松花堂庭園」の名称で一般に公開する 11月3日、旧塚本松花堂美術館を八幡市立松花堂資料館と改称して公開する
昭和58年	1983	八幡市が松花堂庭園と関連施設の管理を（財）やわた市民文化事業団に委託する
昭和59年	1984	松花堂が京都市有形文化財（建造物）に指定され、松花堂書院・玄関が京都市有形文化財（建造物）に登録される〈「京都市公報」〉
平成3年	1991	八幡市が八幡市立松花堂資料館を改修し、展示室、茶室、ギャラリーを有す多目的施設とする
平成5年	1993	八幡市が外園西方に100種余りのツバキを植栽し、「椿園」を開園する
平成9年	1997	八幡市が松花堂庭園の東側隣接地を公有化する
平成10年	1998	松花堂庭園ボランティアグループ「おみなえし」が活動を開始する〈「おみなえし創立20周年記念誌」〉
平成14年	2002	八幡市が松花堂庭園の南東側隣接地に、美術館棟、食の交流棟、ゲート棟を整備する。施設名は、内園、外園も合わせて八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館とする
平成26年	2014	史跡を含めた八幡市立松花堂庭園の一部が名勝に指定される〈「官報」〉

#### 凡例

この年表は、主として次に掲げる資料を参考に作成した。

山口恭子「松花堂昭乗年譜稿」（上）（『法政大学大学院紀要』第54号、2005）、同「松花堂昭乗年譜稿」（下）（『法政大学文学部紀要』第53号、2006）、同『松花堂昭乗と瀧本流の展開』（思文閣出版、2011）、図録『はちコレ 八幡のコレクション』（八幡市立松花堂美術館、2014）、図録『松花堂昭乗、書画のたのしみ』（八幡市立松花堂美術館、2017）

一部の項は、次に掲げる資料によって補った。

『松花堂行状』、『都名所図会』、『都林泉名勝図会』、『男山考古録』、書院棟札墨書、松花堂宝珠瓦露盤銘、「女郎花蹟」碑碑文、西村家所蔵資料、「京都新聞」、梅原末治『久津川古墳研究』所収「山城国八幡町の東車塚古墳」、西村閑夢『八幡松花堂葉』、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第13冊、佐藤虎雄『松花堂昭乗』、『武者の小路』第4年4月号別冊井川定慶編『西村閑夢翁追悼集』所収徳富蘇峰「松花堂昭乗の遺蹟」井川定慶「松花堂と西村閑夢居士」、重森三玲『日本庭園史図鑑』12巻所収「松花堂露路」、重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』18巻所収「松花堂庭園（露地）」、京都府立大学文化遺産叢書 第3集『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図―地域文化遺産の情報化―』所収 竹中友里代「八幡市の文化遺産と調査の歩み」、『塚本総業株式会社二十五年史』、安井清『伝統建築と日本人の知恵』、松花堂庭園ボランティアグループおみなえし編「おみなえし創立20周年記念誌」

### 3-6 名勝松花堂及び書院庭園の地区区分

#### 3-6-1 名勝指定地の空間構成と地区区分

【3-5】で整理した経過によると、名勝指定地の空間は、石垣や塀によって囲まれたかつての邸宅（内園）と、邸宅の入口から東高野街道につながる方形の区画とに分かれており、内園については、建造物の配置、庭園の特徴などから、3つの空間に区分することが可能である。これに各空間の性格を冠し、本計画においては、名勝指定地が性格の異なる4つの空間、1表庭、2書院と書院庭園、3松花堂と松花堂露地、4築山（古墳後円部）からなるものとする。このうち、2書院と書院庭園は、広さや役割が異なる3つの空間に細区分することができる。書院北側の玄関前庭、東側の書院前庭、西側の書院中庭である。以上の空間構成上の区分を、名勝指定地の平面図に反映すると【図3-24】のようになる。

名勝指定地の空間構成と各空間の特徴は、名勝指定地の保存活用を行う上で、念頭に置かなければならない重要な情報である。したがって本計画では、名勝指定地の空間構成上の区分を、そのまま保存管理上の地区区分とし、以降の章ではこの地区区分の名称、あるいは地区番号を使用して記述をすすめる。

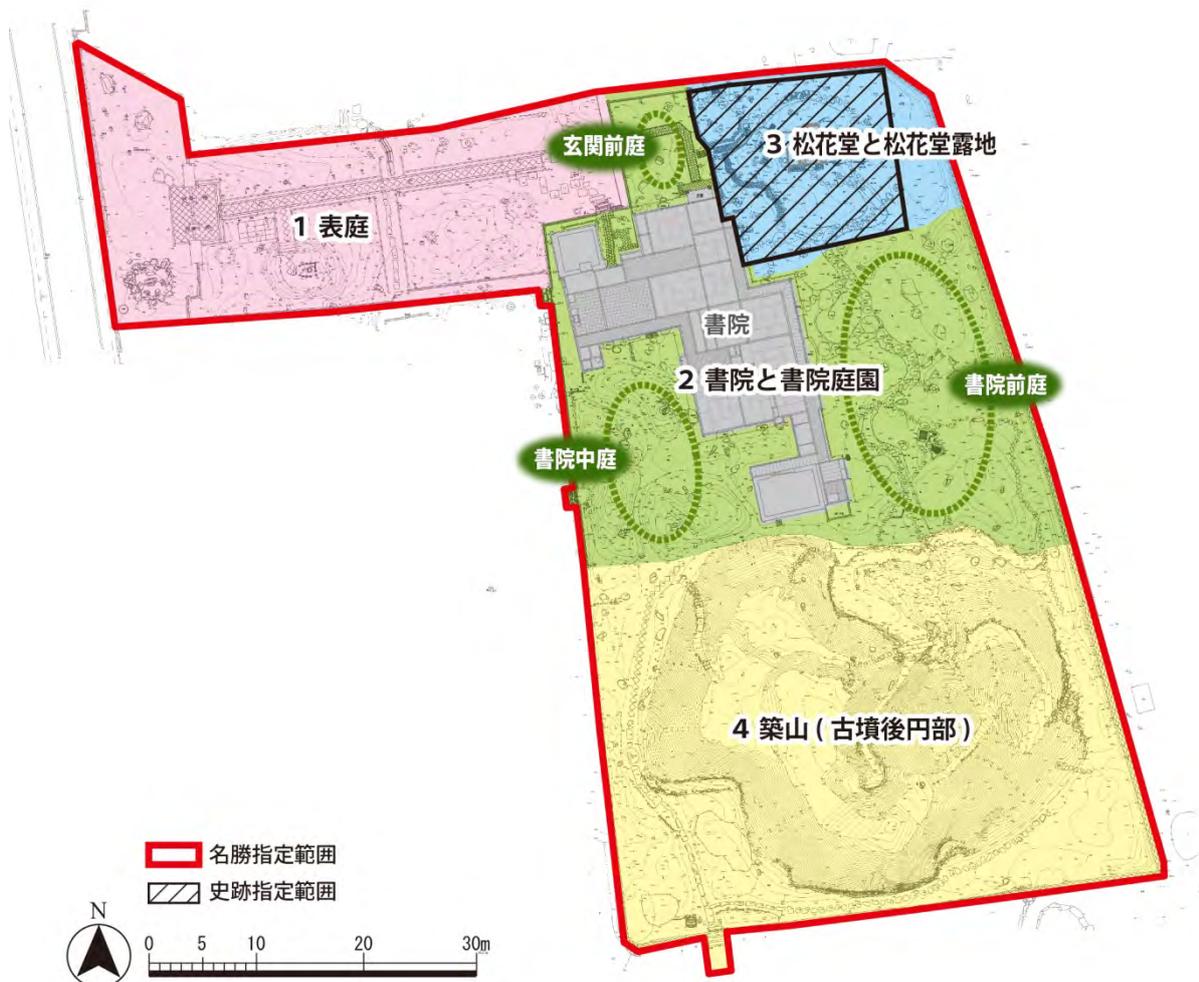


図 3-24 名勝指定地の空間構成

### 3-6-2 地区の特徴

#### ① 表庭

本地区は、明治以来の地割を引き継いで、街道と邸宅を結ぶ役割を果たす庭である。作庭は、昭和38年(1963)以降、塚本清が行った。

表庭の西端、東高野街道と接する一角に、西村芳次郎が「東車塚古墳」などの顕彰碑を建立した広場がある。そこから東に向かう園路の起点が、江戸時代後期の四脚門を移築した表門(旧正門)である。表門と内園入口の梅見門を結ぶ敷石の園路は、東西約30m、直線状に伸びる。両側に縁石を並べ、中央部は正方形の板石の角を突き合わせて四半敷きとし、縁石と板石の間に砂利を敷き詰めたこの園路が、表庭の景観を特徴づけている。園路の中央付近で、表庭と名勝指定地外を結ぶ園路が、表庭を縦断するように南北両方向から取り付く。

表門(旧正門)の南東に、築山に見立てられた小塚、女郎花塚がある。名勝指定地の小字名、女郎花の由来となった、平安時代を舞台とする物語の伝承地で、頂部には江戸時代の絵図にも描かれた石塔があり、傍らには明治時代後期に井上伊三郎らが塚の周辺を整備した際の記念碑が建つ。

東西に長い表庭は、南北を名勝指定地外の外園に挟まれており、南側にある塀や垣が、南方向への視線を遮断して内園に誘導する役割を果たしている。北側には、境界となる生垣が廻る。生垣(高さ0.6~2m)はアラカシ、サザンカ、イヌマキ等からなる。直線の園路を挟んで両側に、アラカシ、モミジ、スダジイ、イヌマキ等の中高木と、ヒサカキ、サツキ、モチツツジ等の低木刈込が連なり、内園の入口に向かって求心性のある景観を形成している。表門周辺にはスダジイやイチョウ、クスノキ(地区外)の大木が大きく枝を広げている。また、女郎花塚の付近に、地域の歴史を象徴するオミナエシの花壇が整備され、空間に彩りを添えている。内園入口の梅見門前には、昭和期に移設したとみられる石碑があり、梅見門から続く塀の書院側に潜り戸がある。



写真3-15 表門から見た梅見門



写真3-16 表庭の中心となる直線の園路



写真3-17 女郎花塚

## ② 書院と書院庭園

本地区は、内園の中央やや北寄りに建つ書院の周囲に作られた平庭で、北側に位置する玄関前庭、東側に位置する書院前庭、西側に位置する書院中庭の3つに分かれているため、以降、順に特徴を記す。なお、地区内にある景石、石燈籠、手水鉢の名称を個別に記す際は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』によっている。

### 玄関前庭

梅見門と書院、松花堂露地に囲まれた小区画である玄関前庭の特徴は、デザイン性の高い鉤型の通路と、通路に沿い彩りを添える生垣である。通路と美しく対をなす鉤型の生垣は、邸宅の玄関前にふさわしい様式美を感じさせる。梅見門から方形の塼を斜めに敷いたモダンなデザインの延段が鉤形に続いており、これを進むと、泉坊客殿から移設された唐破風の玄関に至る。途中、松花堂露地の入口である中門への分岐がある。

通路の両側には、ヒサカキ、マンリョウ、ヤマツツジ、サザンカ等からなる低い生垣(高さ0.7m)があり、ほかにアラカシ、モッコク、モミジ、クロマツ、コウヨウザン等の中高木がみられる。このうちクロマツ、コウヨウザン、サザンカ、モミジは、昭和12年(1937)の実測図に記録がある。

玄関前庭の南西部、玄関東側の座敷に面した一画は、かつて生垣で囲われ、人造伽藍石や石燈籠、手水鉢などを配した露地的空間、座敷前庭になっていたが、現在は半ば埋もれた人造伽藍石が残るのみである。

### 書院前庭

書院前庭は、書院庭園の庭景の中心である。泉坊客殿の一部を組み込んだ書院座敷の正面、書院前庭の中央部は、低木仕立ての樹木を中心に、飛石や人造伽藍石、景石すべてを低く抑え、広がりのある空間を作り出している。この庭からの眺望は、現在、外園に植生されたケヤキ等に遮られているが、丘陵裾の微高地に築かれた古墳上に作庭しているため、かつては東方に大きく開けた空間であった。主景の背後に広大な巨椋池、その向こうには伏見丘陵、東山連峰、比叡山までもが見渡せる、雄大な景をなした庭園であったと推量される。

書院と次の間、それぞれの縁先に置いた沓脱石から巨石も交えた飛石を打ち、踏分け石となる巨大な人造伽藍石の付近に景を集めている。巨石の縁には根締めねぢめの灌木を配する。現在、根締めねぢめの大半をサツキが占めているが、昭和12年(1937)の実測図にはヒメクちなシが記録されており、かつては春から初夏にかけ可憐な花が楽しめる空間だったことがうかがえる。



写真3-18 梅見門と書院を結ぶ延段



写真3-19 北側から見た泉坊玄関



写真3-20 書院前庭の視点場となる書院

書院前庭の主景となる樹木は、3本のクロマツである。枝づくりしたクロマツを、庭の中央、飛石を主体とする空間に向かって左右から長く差し掛け、雲や霞がたなびくさまを想起させる景となっている。書院前庭の東側中央には、平滑な根府川石の巨石を据える。かつては根府川石の脇にアカマツがあり、クロマツに



写真 3-21 書院前庭の飛石・マツ・根府川石

踏分け石は巨大な人造伽藍石で、ここに景が集まるようになっている

比べ繊細な幹を低く水平近くに曲げ、低木状に仕立てていたが、すでに失われている。書院前庭の北側にあったラカンマキの巨木も、アカマツ同様すでにない。書院前庭の東端は、邸宅の東辺に沿って、水平ラインを強調するようにアラカシ、サザンカ等の生垣が巡る。北東側の生垣近くにあるクロマツの脇には、低い築山を設け、頂部に雪見形の石燈籠を置いて点景としている。南北両端は、隣接地区との境にツバキ、モミジ、モッコク等を群植している。この群植のなかに、かつてはモミ、スギ、アスナロ等の針葉樹が多くみられた。

### 書院中庭

書院中庭は、書院南西側の10畳座敷を視点場とする庭である。この一面は邸宅の西辺に接しているため、書院中庭の西端には塀が巡る。限られた空間で奥行を演出するため、塀近くに2か所、その手前、書院中庭の南端に1か所、計3か所に低い築山(高さ約1.5m)を設けている。沓脱石の先に続く飛石を除き、書院中庭の園路はすべて砂利敷である。座敷縁側の沓脱石付近に「礎の手水鉢」を据え、書院中庭の南西側にある築山の裾近くには五重塔を配して点景とする。

植栽は、広葉樹や針葉樹、マツの低木仕立てなど変化に富む。西側の築山にはサツキ、ツツジの小刈込やマンリョウ等の低木を、西端の塀近くと南側にはツバキ、スギ、モミジを配し、築山だけでなく植栽によっても空間に奥行きを生みだしている。



写真 3-22 書院中庭の築山と砂利敷の園路



写真 3-23 書院中庭の手水鉢とクロマツ

### ③ 松花堂と松花堂露地

本地区は、松花堂とその周囲の露地からなり、史跡指定を受けた空間である。本地区についても、書院前庭と同様、地区内にある景石、石燈籠、手水鉢の名称を個別に記す際は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』によっている。

玄関前庭から中門を潜り本地区に入ると、霰敷の延段が二手に分かれて、南に進めば書院前庭に、東に進めば雪隠を備えた腰掛待合に至る。腰掛待合はムベを絡ませた棚の下にあり、腰掛待合の南側には人造伽藍石、織部



写真3-24 南側から見た松花堂

形の石燈籠、景石「蛙石」を、東側には「草屋形」の石燈籠と「普賢の手水鉢」、景石「虎石」を据えている。延段からつながる飛石を進むと、園路は松花堂の西側に向かう園路と、北側へ回り東側に向かう園路の二手に分かれる。西側に向かう園路は、躡口に至る飛石を打ち、脇に井筒を配している。躡口近くには、「有明形」の石燈籠と「船形の手水鉢」を据える。北側へ回る道は、途中で延段、飛石が交じり、東側の貴人口に至る。東側の脇に「八幡形」の石燈籠と「太子の手水鉢」を据える。松花堂東側の地割、石造物、飛石の配置は、『都林泉名勝図会』の挿図や『八幡泉坊松花堂起絵図』と相似しており、松花堂露地を原位置に忠実に再現したことが想定できる(【図3-25】参照)。

植栽は、ツバキ、モミジ、ナギ、モッコク、イヌマキ、コウヨウザン等の中高木で構成され、周囲から隔された露地空間を形成している。昭和12年(1937)の時点では、松花堂の南側に現在より密に針葉樹が植えられており、『都林泉名勝図会』に描かれたシュロやウメも存在したことが記録されているが、現在は失われている。



写真3-25 東側から見た松花堂

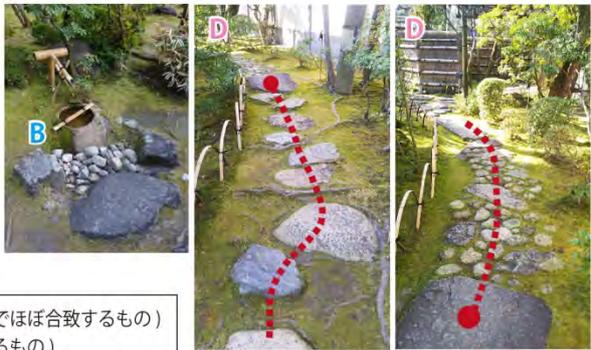
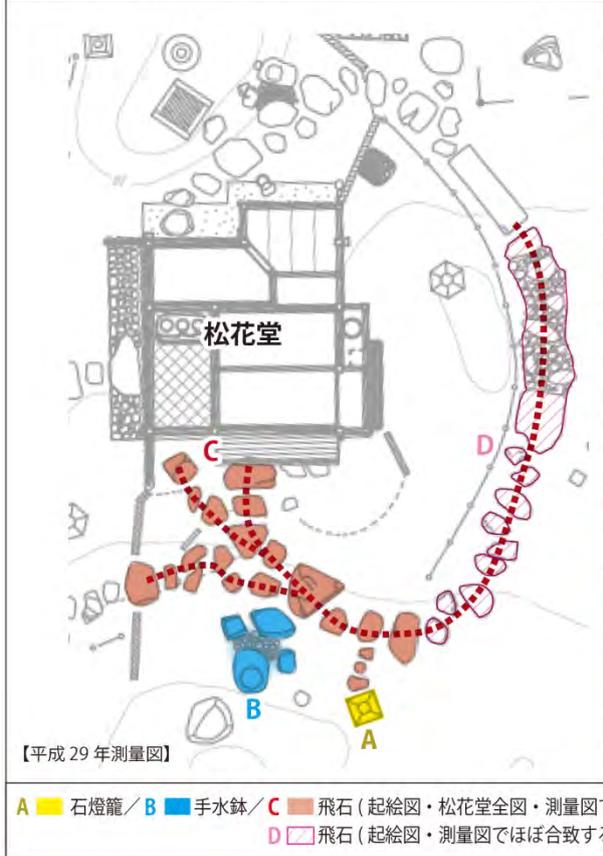
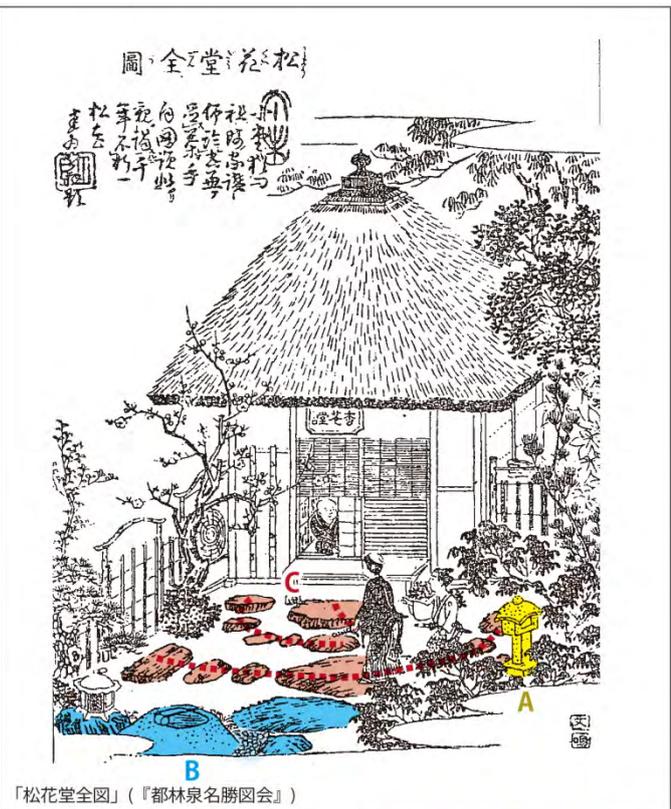
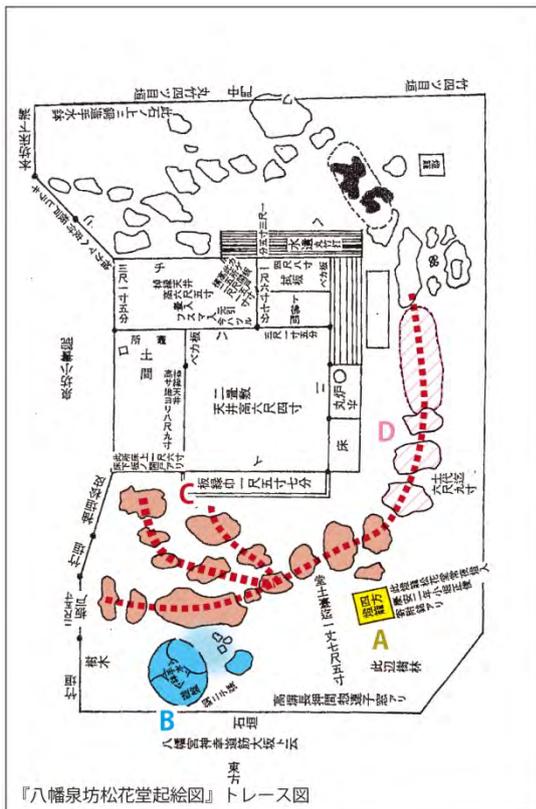


図 3-25 現在の松花堂露地と『都林泉名勝図会』『八幡泉坊松花堂起絵図』の比較  
 『八幡泉坊松花堂起絵図』トレース図(『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』1984 所載)、「松花堂全図」、  
 平成 29 年度測量図を加工して作成(彩色部分は加筆)

#### ④ 築山（古墳後円部）

他の地区が平庭であるのに対して、本地区は築山に見立てた古墳後円部が中心にあり、起伏に富んだ空間となっているのが特徴である。

築山の中央を北東から大きく掘りくぼめ、ここから南東方向に幅1～2.5mほど溝状に掘り込んで枯流れとしている。枯流れは、築山の裾近くで大きく屈曲して東に流れを変え、築山の裾に沿って東側の生垣・石垣方向に向かう。枯流れの下部に小規模な滝組と、3枚の板石による石橋を配している。石橋付近の小さな飛石は、その先で芝生による園路と接続しており、築山の頂部まで上って散策できるように造作されている。現在、築山の頂部は樹木に覆われ、北方にある男山の稜線が木々の合間からわずかに望める程度であるが、作庭当初は周囲を見晴らすことができたとと思われる。

本地区は、昭和7年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』、同12年(1937)実施の庭園実測において、ともに調査の対象外とされており、基礎資料が少ない。古写真を見る限り、高くそびえる築山の斜面を中心に、マツ、スギ等の針葉樹が林立する空間で、植栽については特に枝づくりを行っていなかったことが分かる。20本以上見られる樹種はアラカシ(127本)、サザンカ(58本)、サカキ(34本)、モミジ(29本)、ツバキ(29本)等である。低木はヒサカキ、モチツツジ、クチナシ、サツキ、アセビ等が多くみられ、この他に樹形が目目を引くアカマツ(19本)、クロマツ(4本)、針葉樹のヒノキ(8本)、スギ(5本)、タイサンボク、ヒヨクヒバ等がある。

古写真で確認できる古木のうち、現在も残っているのは、築山裾の枯流れ付近、石燈籠の脇に立つアカマツの一種、ウツクシマツである。ウツクシマツ特有の地表近くで複数の幹が立ち上がる姿が、石燈籠とともに景観のポイントになっている。地区の端、名勝指定地の東辺と南辺にあたる石垣の上には、アラカシ、ヒサカキ、サザンカ等の混植の生垣(高さ1.5～1.7m)が巡る。



写真3-26 築山（古墳後円部）のウツクシマツ

昭和50年代初頭撮影



写真3-27 北東側から見た築山（古墳後円部）

中央奥が枯流れの上流



写真3-28 北西側から見た築山（古墳後円部）

手前左に石燈籠とウツクシマツが写る

### 3-7 名勝指定地内に存在する諸要素の現状

ここでは、名勝指定地内に存在する諸要素の特定と、現状の確認を行う。各要素の特徴は、【3-6-2】で述べた地区の特徴と重なるため、割愛した。要素の位置と番号は【図3-38】～【図3-45】で、現状写真は【資料3-1】で示している。

#### 3-7-1 地形・地割・園路・動線・構造物

##### ① 地形

名勝指定地の現在の地形は、標高19m前後の平坦面を基準に、敷地の南に東車塚古墳の後円部の墳丘を築山と見立てた比高6m(最高所標高約25m)、東西約40m、南北約35mの円錐台状の高まりがある。邸宅用地を造成するにあたって、古墳前方部は書院等の建造物や平庭を中心とした地割とするために削平しており、これら切土を周辺に盛土して平坦面を造り出したとみられる。

【図3-26】で示した通り、名勝指定地の周辺は東に向かってゆるやかに傾斜しており、外圍の用地を造成する際も、東側を中心に盛土している。後円部の墳丘を築山に見立て手を加える際、頂部から北に向かう枯流れを作り、深く掘りくぼめている(【図3-28】2-2'横断面図参照)。

微地形をみると、表庭の女郎花塚(比高約1m)、書院前庭の小規模な築山2か所(比高約0.4m)、書院中庭の小規模な築山3か所(比高0.7~0.95m)と、1m以下の高まりが数箇所ある。

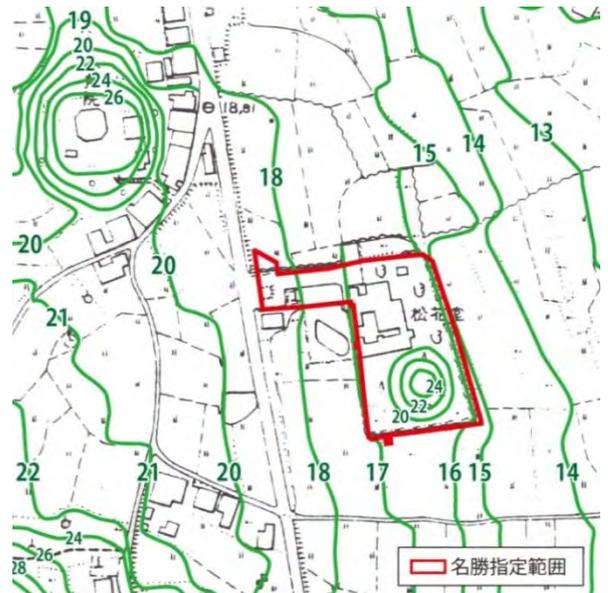


図3-26 名勝指定地周辺の地形(昭和31年(1956)当時)  
(昭和31年(1956)の地図に加筆)



図3-27 断面位置図

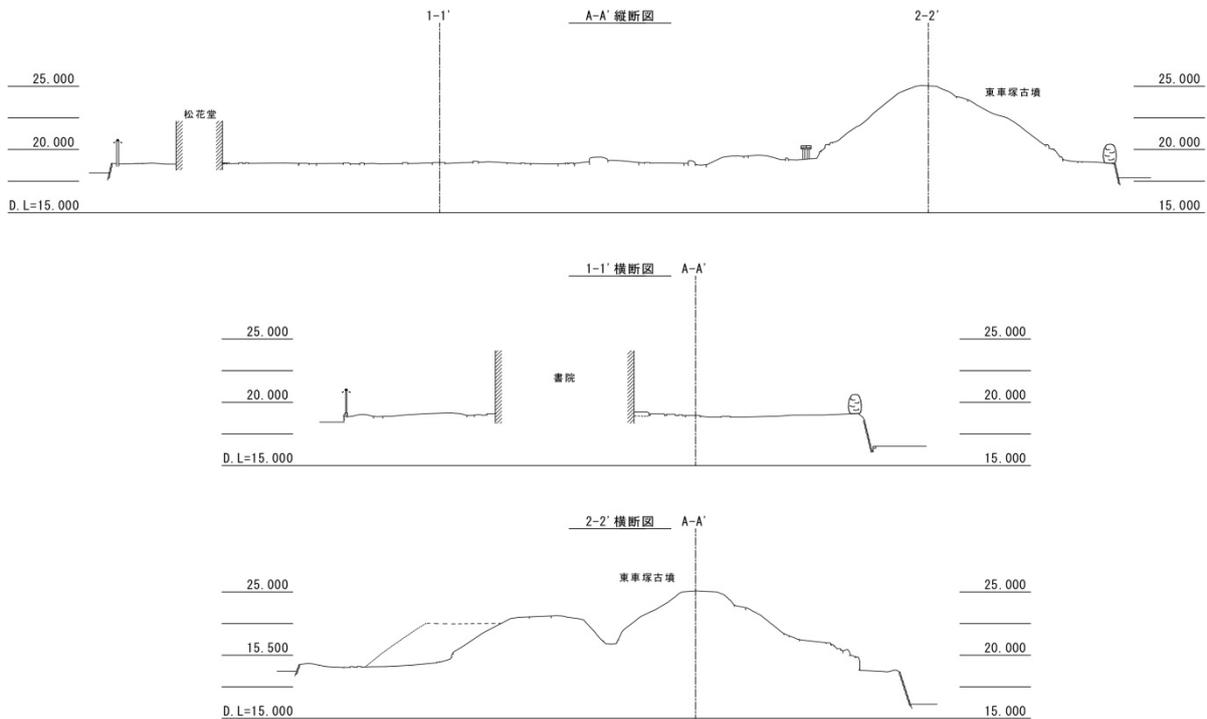


図 3-28 名勝指定地断面図

## ② 地割・園路・動線

地割については、【3-6-1】で整理した通り、表庭、書院と書院庭園、松花堂と松花堂露地、築山（古墳後円部）の4つに区分することができ、各地区を園路（動線）が結んでいる。敷地の出入口と建物を結ぶ動線を基本に、露地や書院前庭など各地区を結ぶ動線、地区内を巡る動線が設定されている（【図3-29】参照）。庭園の管理上、園路の一部は非公開とし、立ち入り制限を行っている。

## ③ 構造物

構造物は、内園の周囲を巡る石垣・石積が主である。地形に応じて東辺（延長約80m）が高く約2.6～1.7m、北辺（延長約10m）が1.7～0.6m、南辺（延長約50m）が0.6～約2.6m、西辺南半（延長約35m）が1.3～0.2m程度である。外園の整備に際して東側を中心に盛土しており、石垣の下部は約1m程度、地下に埋もれているとみられる。石垣は練積（一部布積）で、排水用の土管を挿入している。内園の周囲4か所に、邸宅への入口として石段を設けている。築山（古墳後円部）の裾、南側と東側には、土留めのための自然石の石積がある。

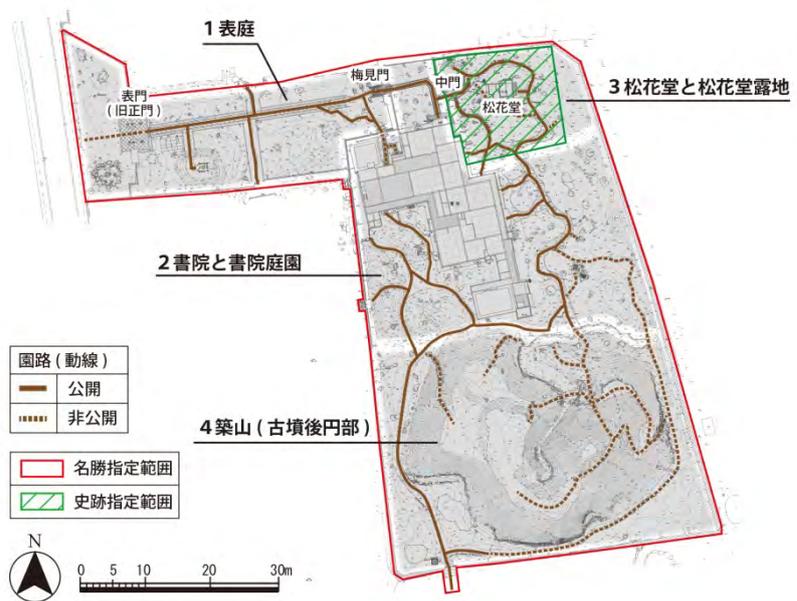


図 3-29 園路（動線）の状況

### 3-7-2 石組・景石・飛石・延段・砂利敷

#### 石組

書院前庭の右手に小規模な三尊石があるほか、築山（古墳後円部）に枯流れの護岸石組と、小規模な滝組がある。

#### 景石

景石等は、おもに書院と書院庭園にみられる。視線が集中するような立石はなく、伏石が中心で、規模も大きなものは少ない。景石の一部は、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』で『八幡松花堂葉』に基づく名称が記されている。書院縁側近くの「万葉石」、腰掛待合付近の「蛙石」「虎石」などがその例である（【資料1-2】参照）。

書院前庭の中でも東寄りの開けた空間には、巨石の伏石が点々と配されている。特に表面が平滑な巨石は、板状の根府川石（神奈川県小田原市根府川産）を礼拝石として用いたものと思われる。松花堂露地を描いた絵図で、「根府川石」と書き入れのある大きな踏石が外露地にあり、形状に一定の相似がみられるが、この石が石清水八幡宮境内から持ち込まれたものか定かではない。

#### 飛石・延段・砂利敷

園路に関わる石材として、自然石を主体とした飛石、栗石や切石、短冊石、塙等を用いた延段、砂利敷がある。これらはおもに表庭、書院と書院庭園、松花堂と松花堂露地にみられる。また、書院と書院庭園の園路などには、コンクリート製の人造伽藍石が配されている。

#### 沓脱石

縁先などの各所に、沓脱石を置いている。

### 3-7-3 石造物

#### 石燈籠

石燈籠は名勝指定地内に18基ある。形は春日形や織部形、雪見形など様々である。『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』では、石燈籠の形をさらにこまかく呼び分けて図を掲載する。13基が松花堂露地とその周辺に集中しており、「慶長」の文字を刻んだ「道導形」の石燈籠（石燈籠4）、「慶安二年」（1649）の銘を刻む「八幡形」の石燈籠（石燈籠5）などがある。石燈籠5は『都林泉名勝図会』の挿図にも描かれている。（【図3-31】参照）。

#### 手水鉢

手水鉢は名勝指定地内に6基あり、景石と同じく、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』で『八幡松花堂葉』に基づく名称が記されている。このうち「太子の手水鉢」（手水鉢3）は、「八幡形」の石燈籠（石燈籠5）の脇に据えてあり、『都林泉名勝図会』の挿図に描かれている（【図3-31】参照）。

#### 石燈籠・手水鉢以外の石造物

石燈籠・手水鉢のほか、名勝指定地内に点在している石造物として、石橋、石塔、石碑、井筒などがある。これをまとめたのが【表3-7】である。

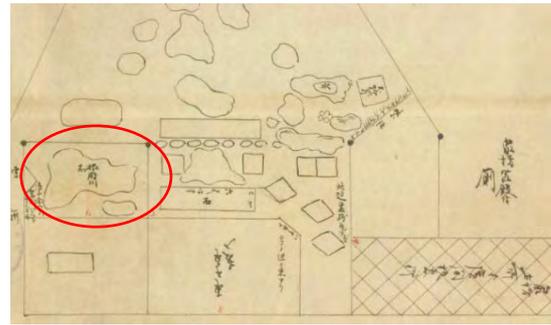


図3-30 外露地待合に描かれた根府川石  
『名物数寄屋図』部分（国立国会図書館蔵）に加筆



写真3-29 書院前庭の根府川石



図3-31 『都林泉名勝図会』の挿図と一致する石燈籠および手水鉢  
 石燈籠5、手水鉢3は「松花堂全図」に描かれたのと同位置にあり、石燈籠8は「八幡泉坊昭乗翁故居」図で外露地の腰掛待合付近に描かれた石燈籠に比定される  
 （「松花堂全図」「八幡泉坊昭乗翁故居」図（部分） 国際日本文化研究センター所蔵）

表 3-7 石燈籠・手水鉢以外の石造物一覧

種類	要素名称	地区番号	場 所	概 要
石橋	石橋 1	4	枯流れ下部	浅い流れに架かる一枚石の石橋。
	石橋 2	4	枯流れ下部	短冊状の切石 3 石を食い違いに並べ、橋脚を立てた石橋。石橋 1 の上流に架かる。
石塔	五重塔	2	書院中庭、南西側の築山上	設置時期は不明。
	五輪塔残欠	2	書院中庭、蔵南側の通路脇	小型の五輪塔の下部にあたる火輪・水輪・地輪のみが残る。設置時期は不明。
	女郎花塚石塔・石柵	1	表庭南西側	円形の小塚の上に、石塔と石柵がある。石塔は江戸時代の地誌や絵図にも描かれている。石塔を囲む石柵は、塚の脇に「女郎花蹟」碑を建立した明治40年(1907)に整備されたと考えられる。
石碑	「女郎花蹟」碑	1	表庭南西側	明治40年(1907)、井上伊三郎らが女郎花塚を顕彰して建立した碑。
	「古剣鏡出土之地」碑	3	松花堂露地西側	明治30年(1897) 2月9日、東車塚古墳前方部の造成中に遺物が出土したことを示す碑。井上伊三郎らが建立。
その他石造物	石燈籠残欠	2	玄関前庭北側	半ば埋もれた状態で石燈籠の基礎と宝珠がある。昭和12年(1937)の実測図に記録されている。
	井筒	3	松花堂露地西側	松花堂露地の西側、手水鉢 2 の付近に井筒がある。この井筒は景物として設置されており、井戸は掘られていない。
	井戸	2	書院前庭南側	書院前庭の井筒は、実用と景を兼ねており、実際に井戸が掘られている。昭和12年(1937)の実測図では、この井戸の北東にもう 1 つ井筒が描かれており、「桶の井筒」とある。
	水琴盤	2	書院前庭、書院東側の縁側軒下	上部に雨樋受けが付いており、雨水を溜める水盤と思われる。

### 3-7-4 植栽

植物は、名勝指定地全体でみると、独立樹として植栽されている中高木が約700本、低木が約800株、常緑樹を主体にした混植の生垣などが長短15か所ほどある。そのほか植栽に該当する要素は、【3-6-2】に記したとおりである。名勝指定地における植栽の特徴として、明治時代に流行した樹種を導入している点が指摘できる。コウヨウザン、タイサンボク等、江戸時代に日本へ入り、明治時代に流行した外来の植物を積極的に導入しているほか、昭和12年(1937)の実測図から、松花堂の南側にナギを群植し、ラカンマキ(マキ)、アスナロ、ヒノキ、モミ、スギ、ヒヨクヒバ等の針葉樹を多く配置していることが分かる。また、ドウダンツツジ、ヒイラギ、ナンテン等、明治時代に無隣庵で先駆的に用いられた樹種も、実測図で確認できる。

### 3-7-5 建造物

#### ① 松花堂

表 3-8 松花堂の概要

名 称	概 要
松花堂(府指定有形文化財)	1 重、宝形造、庇付、茅葺、庇こけら葺 2 畳(仏壇、床、棚付)、勝手1畳、水屋、土間等よりなる 床面積42.59㎡ 建築面積43.34㎡

(『京都の文化財(第2集)』(京都府教育委員会、1984)より作成、面積は実測)

瀧本坊の社僧・松花堂昭乗が晩年に建てて、居住した草庵茶室の遺構。方1.5間の茅葺きの宝形造で、屋根頂部に瓦製の露盤を載せる。平面は2畳の茶室を中心とし、南側に間口1間奥行き半間の土間を設ける。土間西端には竈がある。茶室の西側筋の南には隅が切られた1畳の勝手と、その北に水屋を配する。

本建物は純粹の茶室としてよりも、床、棚、炉、仏壇、水屋、竈を備えた住居としての機能を凝縮した建築として、昭乗の庵居の面影を伝える遺構として貴重であることから、史跡ならびに京都府有形文化財(建造物)に指定されている。

#### 茶室

茶室の北側には建物から突き出して床の間と3段からなる袋棚を構え、西北には間口半間の仏壇を設ける。東側外部には樽板の濡縁が付き、内法上部の小壁に「松花堂」の扁額を掲げる。

天井は折上げ天井で中央部を藤の寄網代張とし、土佐光武が日輪・鳳凰・桐紋を描いた和紙を張り付けている。

北面の東半の床の間は檜板張で蹴込部には古材とみられる杉杢板を嵌め込む。内壁は杉板張、天井は杉杢板鏡張り。西側の3段の袋棚の下段の内に丸炉を切って、隅棚を架け、引違いの板戸を立てる。上・中段は引違いの小襖とする。

東面は間口1間に腰障子2枚、その外側に板戸を立て、南面は引違い襖で土間側は板戸張、西面は襖2枚を引違い立てとし南半間は勝手に通じる。北半間には仏壇を構え、檜板張の下は杉の蹴込板を嵌め込む。仏壇内部は土壁、天井は杉杢板張り、正面に杉杢の織部板を付ける。

#### 土間

床は平瓦の四半敷とし、西端に3口の竈を構える。天井は萩簀子張の化粧屋根裏とする。南面1間に双折棧唐戸を立てる。

## 勝手

北西隅を斜めに隅切りし、ここの壁に水屋へ通じる火灯口を開く。上下2つ折れの太鼓襖を吊り、襖は水屋側へ桔ね上げる。天井は杉杓羽根重ね張りの竿縁天井とする。

東面北半間は襖で茶室に接し、南半間は土間境で下方は吹抜き、引揚げ板戸を装置する。南東角柱横に不規則六辺形の下地窓を開ける。南西南端水張り口を開き室内側に片引の板戸を立てる。水張り口の上部外壁に「入深」と刻んだ八角形の板額を掛ける。

## 水屋

室の西半分は建物本体から突出し、屋根は柿葺の庇に作られる。この部分の天井は化粧屋根裏で板は杉杓板羽重ね張り、化粧垂木は杉小丸太とし、東半は杉杓板羽重ね張りの平天井とする。茶室仏壇の背面にあたる東面は、仏壇の下を物入れとして利用する。南壁に猪の目形の小窓を穿つ。

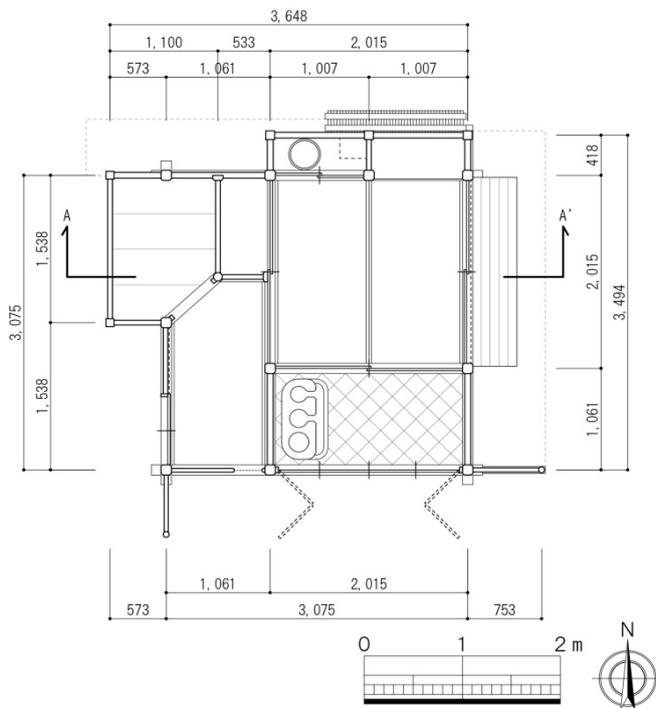


図 3-32 松花堂平面図



写真 3-30 東面の「松花堂」扁額と濡縁



写真 3-31 松花堂内観：折上げ天井



写真 3-32 松花堂内観：袋棚の内の丸炉

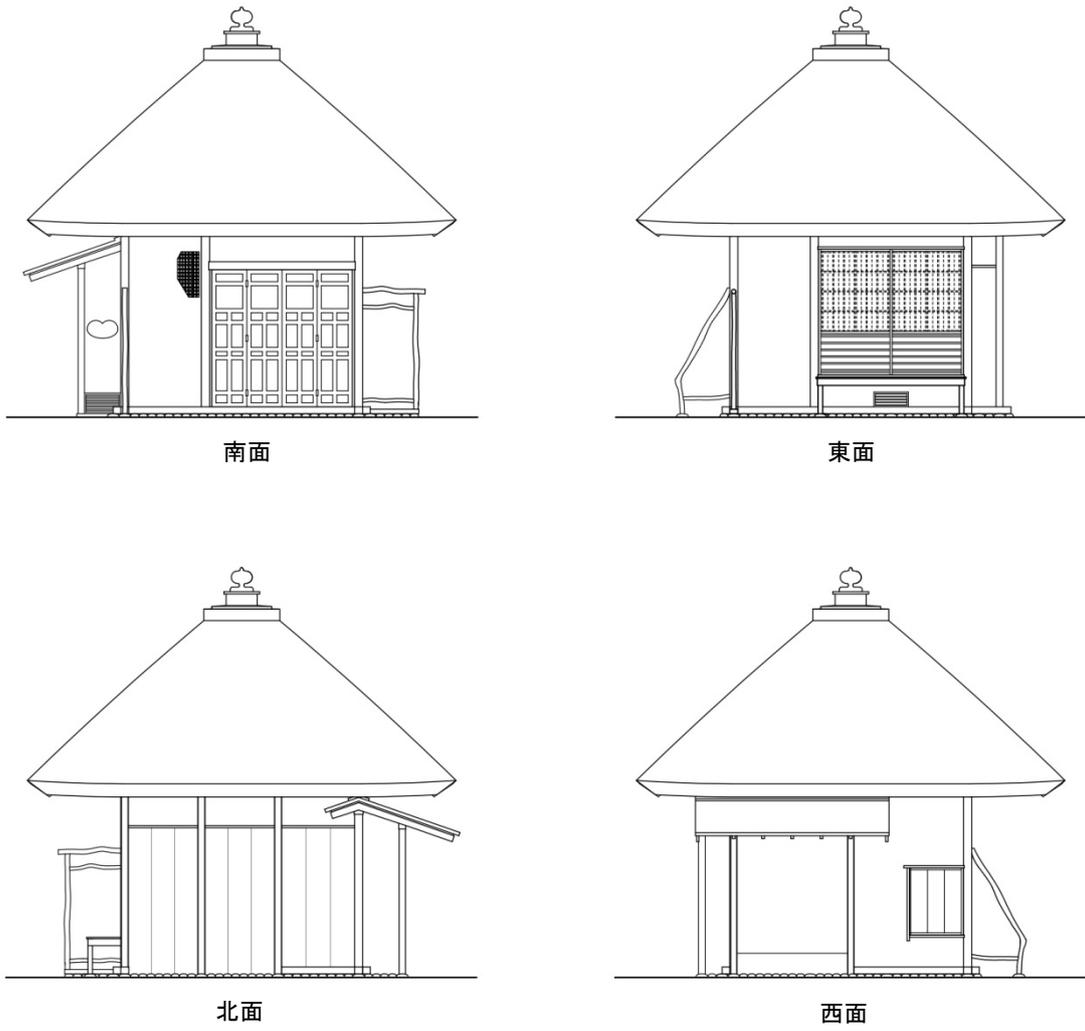


図 3-33 松花堂立面図

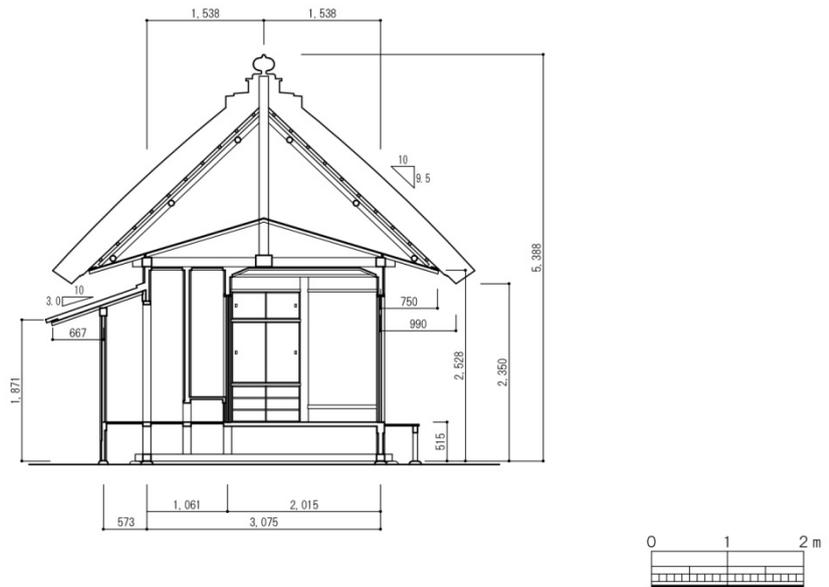


図3-34 松花堂断面図 (A-A' )

(図3-33、図3-34とも『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015所載)

## ② 書院建物

表3-9 書院建物の概要

名称	概要
書院 (玄関・書院：府登録有形文化財)	木造、平屋建、瓦葺、玄関車寄唐破風造、檜皮葺瓦棟、附属建物土蔵2棟、瓦葺 主屋延床面積301.41㎡ 建築面積306.07㎡ 蔵を含む延床面積339.96㎡ 建築面積344.62㎡

(『京都の文化財(第2集)』(京都府教育委員会、1984)より作成、面積は実測)

書院建物は南北に長く、北端に檜皮葺唐破風の玄関車寄が付く。玄関から南に一直線に4.5畳、4.5畳、柳の間6畳、6畳の4室が連なり、南の6畳間の西側に1間床と押入を設ける。この6畳の東に次の間8畳、その南に9畳の書院がある。これら玄関次の間から東側および北側に半間の板縁が雁行して取り付く。玄関寄付4.5畳の西側には座敷(客間)8畳があり西側に1間床と押入を設けている。座敷の南の内廊下を介して居室が東西に並ぶ。南西には茶室と広間が連なり、南と北西端に土蔵がある。

玄関と書院・次の間は府登録有形文化財である。平成21年(2009)刊『京都府の近代和風建築』によると、玄関と書院は泉坊客殿の一部で江戸時代の遺構、その他は明治31年(1898)の新築である。西側の居室・北西の蔵、南西の茶室・広間、水回りは増改築が行われているが、基本的な姿は明治31年(1898)当初の姿を留めている。

書院の襖に描かれた「雪景山水図」は狩野山雪によるものと伝わる。書院と次の間の境にある障子の腰板には土佐光武の「王朝人物図」が、次の間とその隣の間の境にある襖には、都路華香の「楼閣山水図」が描かれている。『八幡松花堂葉』によれば、「王朝人物図」に添えられた和歌は、井上伊三郎の筆によるものだという(【資料1-2-1】参照)。現在、障壁画は建物の劣化や破損による影響を避けるため、八幡市立松花堂美術館の収蔵庫に保管している。



写真 3-33 府登録有形文化財の玄関



写真 3-34 府登録有形文化財の書院(外観)



写真 3-35 伝狩野山雪筆「雪景山水図」

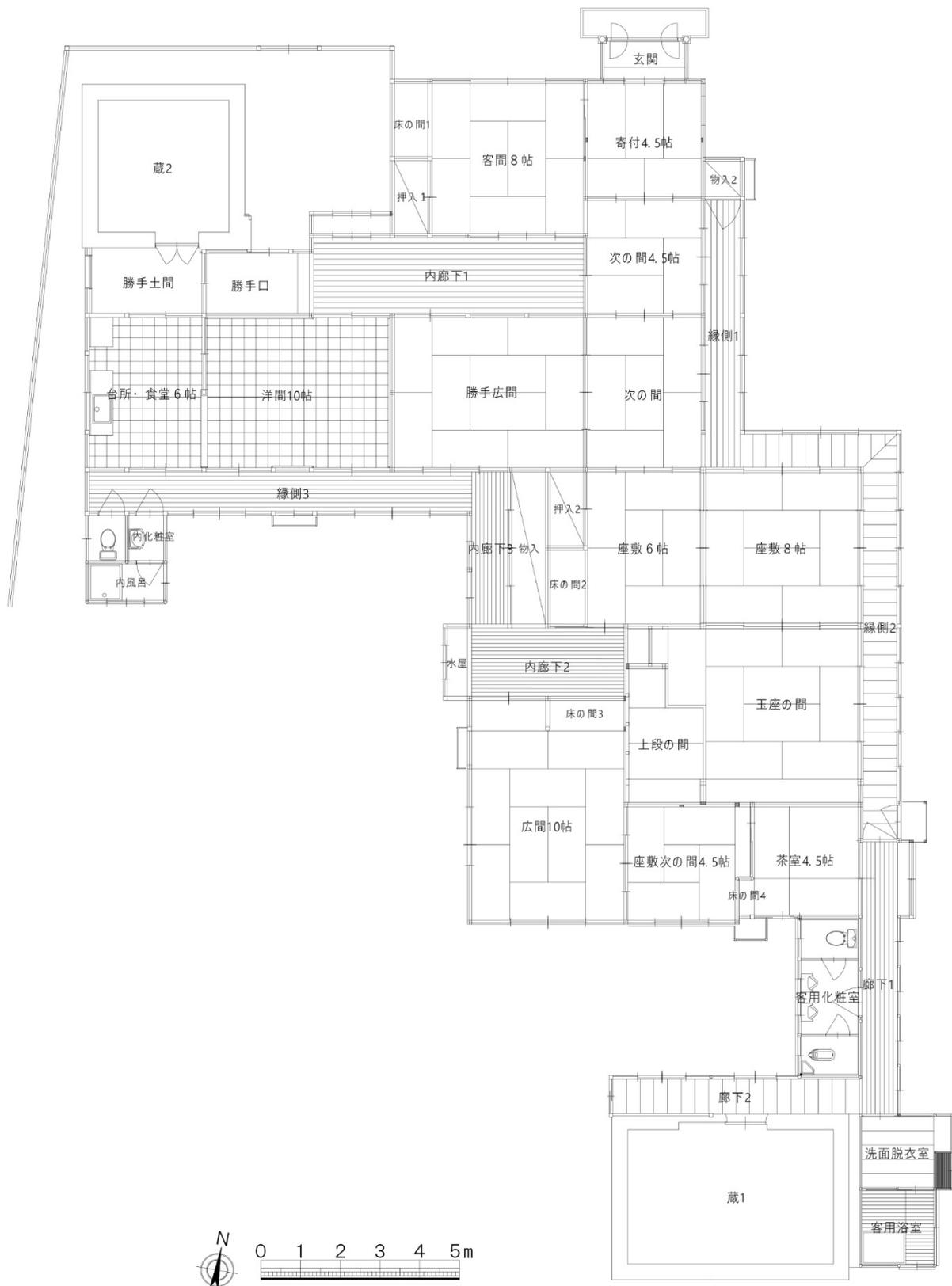
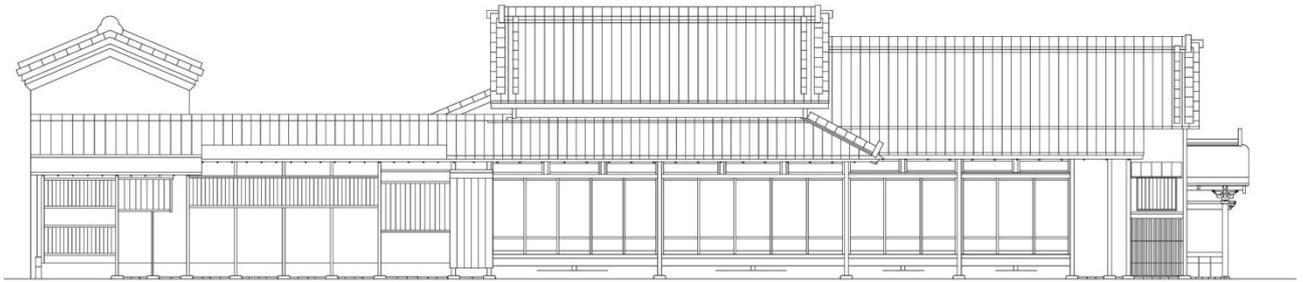


図 3-35 書院平面図



北面



東面



南面



西面

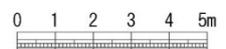


图 3-36 書院立面图

### 3-7-6 その他庭園工作物

庭園内の工作物には、内園への入口である梅見門と、これに取り付く塀、松花堂露地の腰掛待合、竹垣等の垣類、中門がある。塀には勝手口等に通じる潜り戸が3か所付く。これらの工作物は、明治時代に邸宅の一部として整備されたと考えられ、昭和12年(1937)の実測図にも描かれている。ただし、竹垣類や中門は素材である竹等の耐用年数に合わせて適宜更新や変更がなされたようで、古写真や昭和12年(1937)の実測図と比較すると、撤去されたものが複数確認できる(腰掛待合東側の手水鉢横にあった建仁寺垣、露地の北側から東側に回る付近にあった庭門、松花堂東南隅に取り付く東西四つ目垣の開口部にあった庭門)。

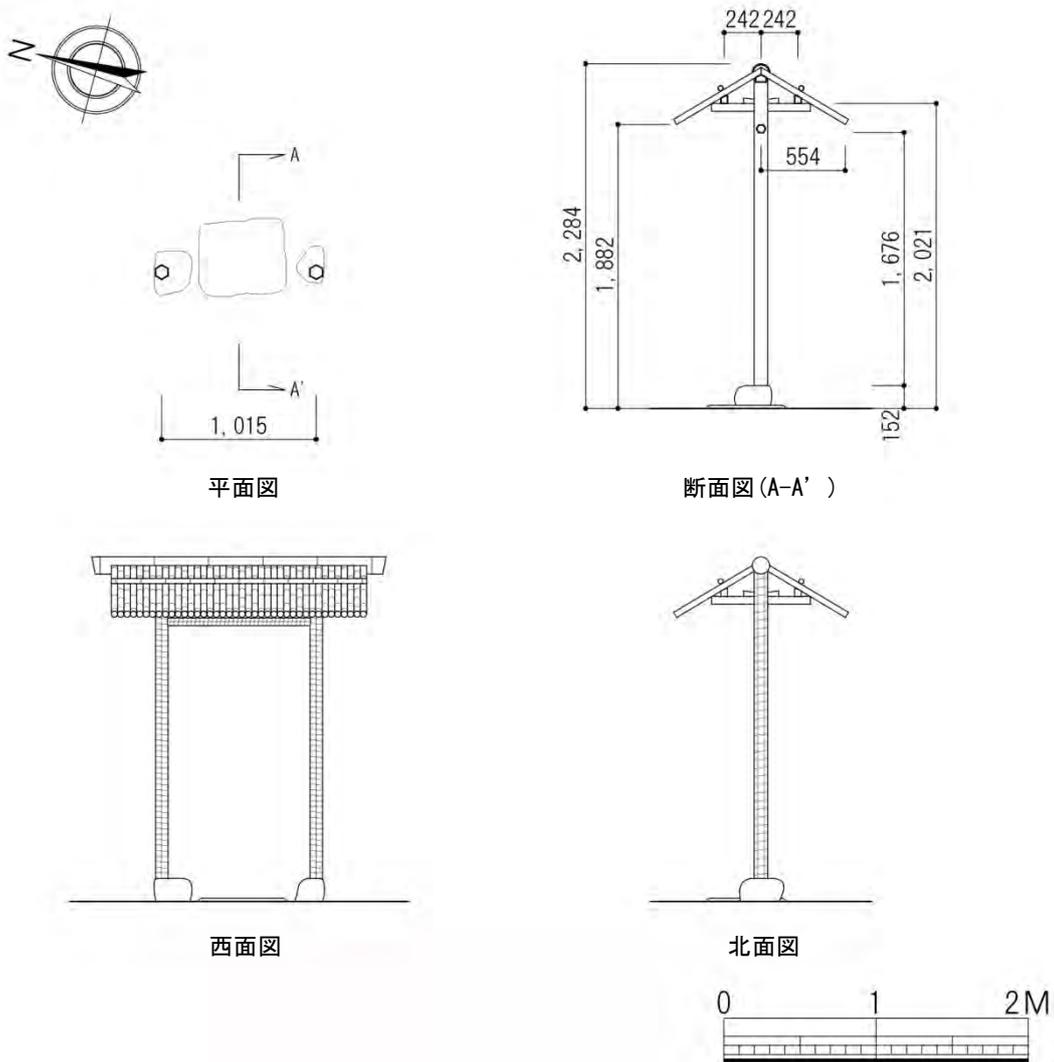


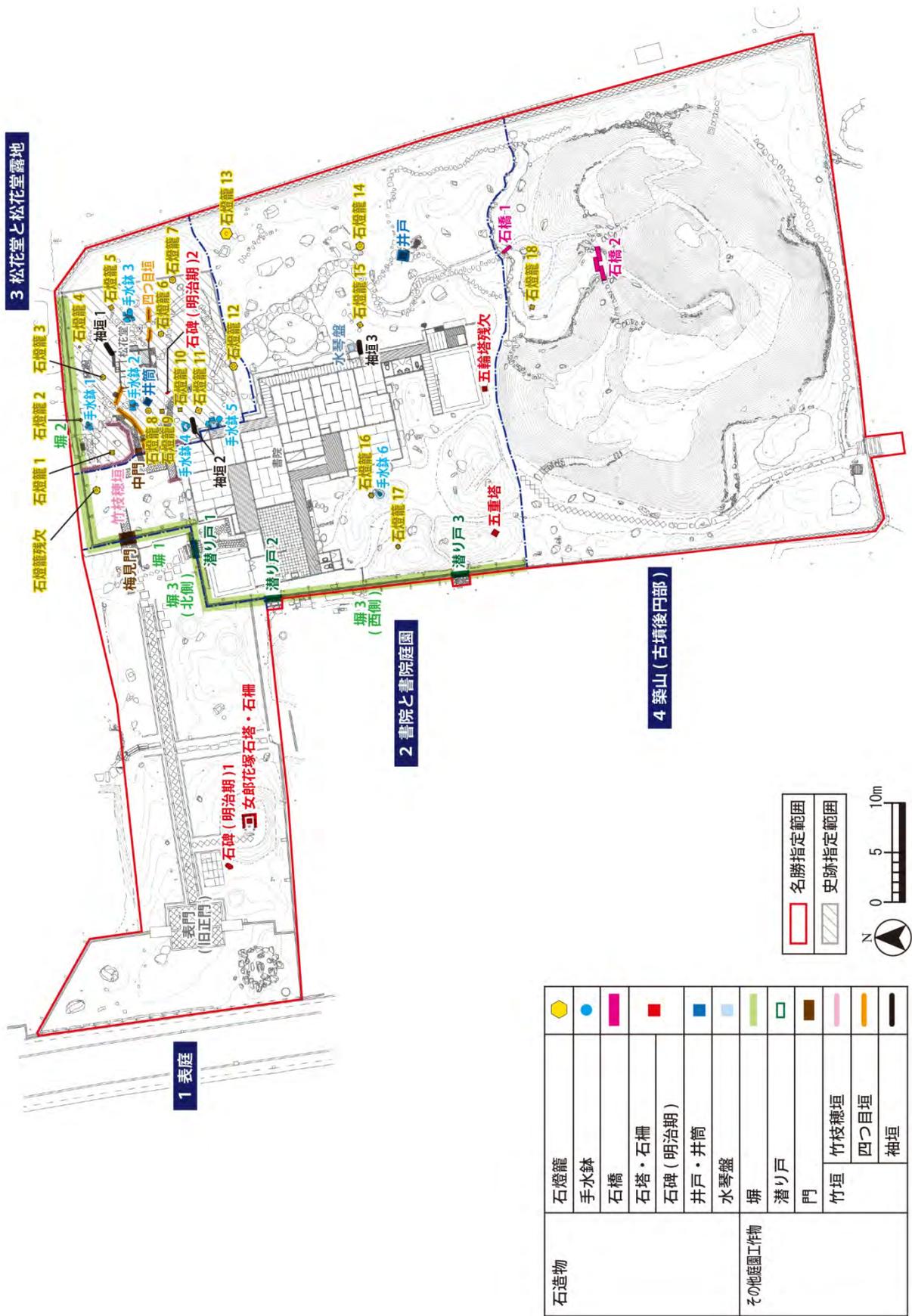
図3-37 中門実測図

(『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015所載の図に加筆)



地形・地割	築山・女郎花塚
構造物	枯流れ
	道等人工造面
	石垣
	石積
石組・景石	滝組・景石・三尊石等
	『八幡松花堂築』所載の石
飛石	沓脱石
延段	人造伽藍石(コンクリート製)
砂利敷	
建造物	書院・松花堂
その他庭園工作物	腰掛待合

図 3-38 名勝指定地内に存在する諸要素-1: 地形・地割・園路・構築物・石組・飛石・景石・延段・砂利敷・建造物・その他庭園工作物



石燈籠	●
手水鉢	●
石橋	■
石塔・石柵	■
石碑 (明治期)	■
井戸・井筒	■
水琴盤	■
堀	■
潜り戸	■
門	■
竹垣	■
竹枝穂垣	■
四つ目垣	■
袖垣	■
石造物	
その他庭園工作物	

名勝指定範囲	■
史跡指定範囲	■

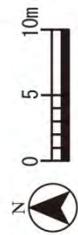


図 3-39 名勝指定地内に存在する諸要素-2：石造物・その他庭園工作物

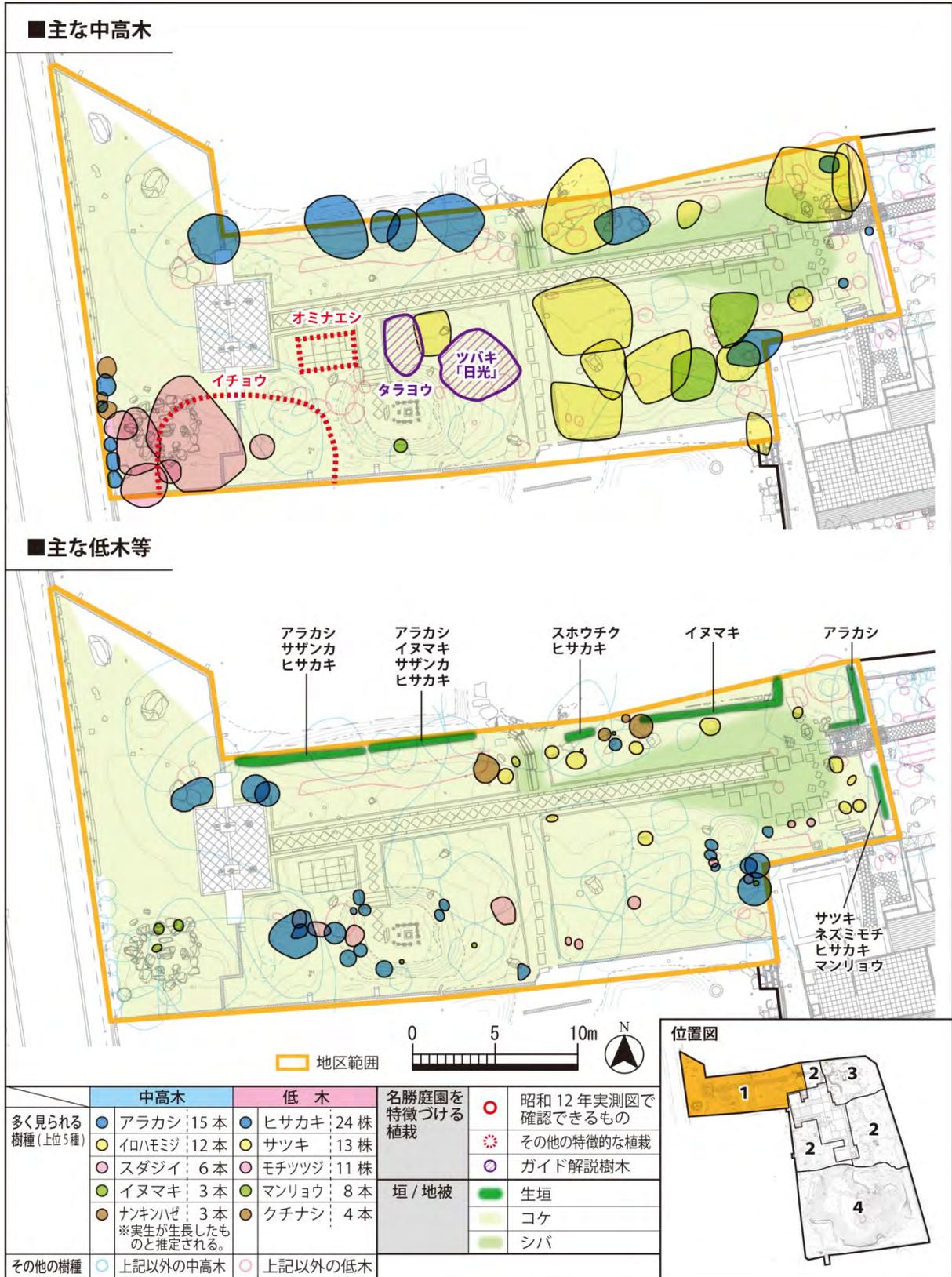
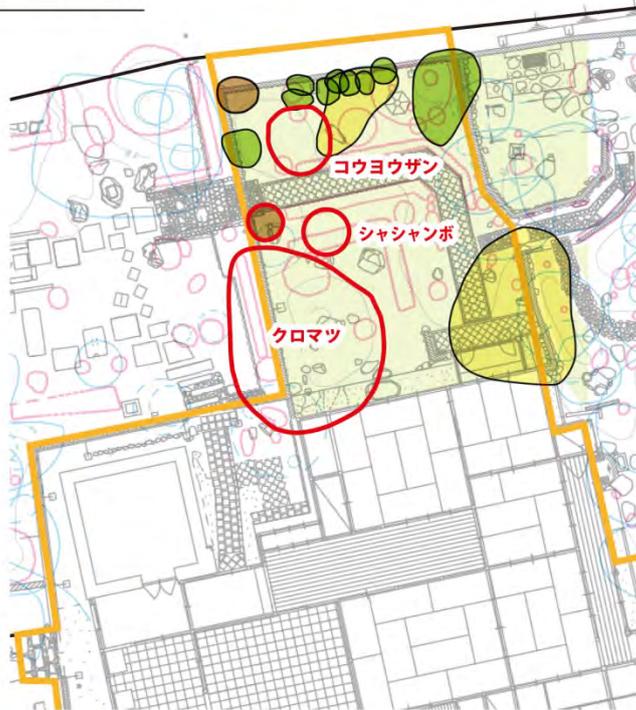


図 3-40 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：表庭

■主な中高木



	中高木	地区2 全体	玄関 前庭	書院 前庭	書院 中庭
多く見られる 樹種(上位5種)	● ツバキ	33本	—	16本	17本
	● モミジ	23本	2本	13本	8本
	○ スギ	14本	—	3本	11本
	● アラカシ	11本	9本	1本	1本
	● モッコク	10本	2本	8本	—
その他の樹種	○ 上記以外の中高木				

	低木	地区2 全体	玄関 前庭	書院 前庭	書院 中庭
多く見られる 樹種(上位5種)	● サツキ	82株	8株	48株	26株
	● マンリョウ	38株	10株	12株	16株
	● アセビ	37株	1株	29株	7株
	● ヒサカキ	19株	4株	8株	7株
	● ツツジ	11株	3株	—	8株
その他の樹種	○ 上記以外の低木				

名勝庭園を 特徴づける 植栽	○	昭和12年実測図で 確認できるもの
	⊗	その他の特徴的な植栽
	○	ガイド解説樹木
垣/地被	■	生垣
	■	コケ
	■	シバ

■主な低木等

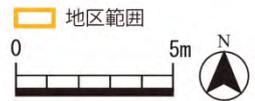
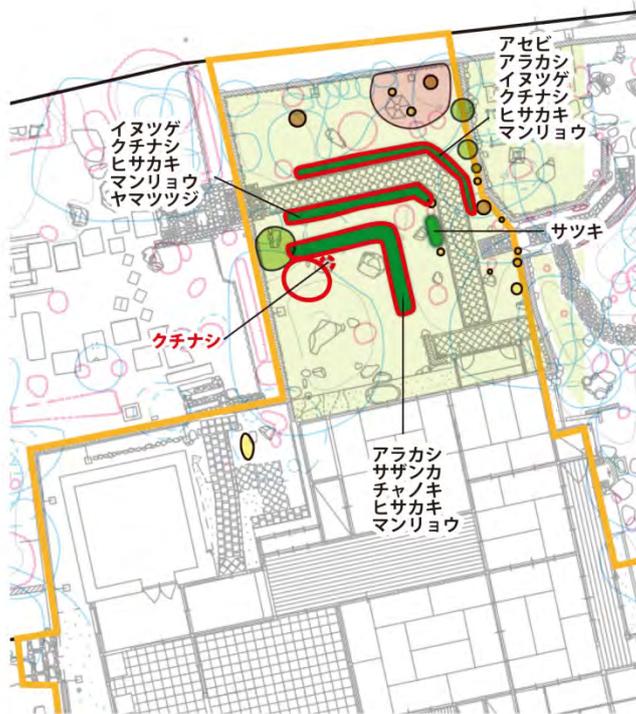


図3-41 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(1)玄関前庭

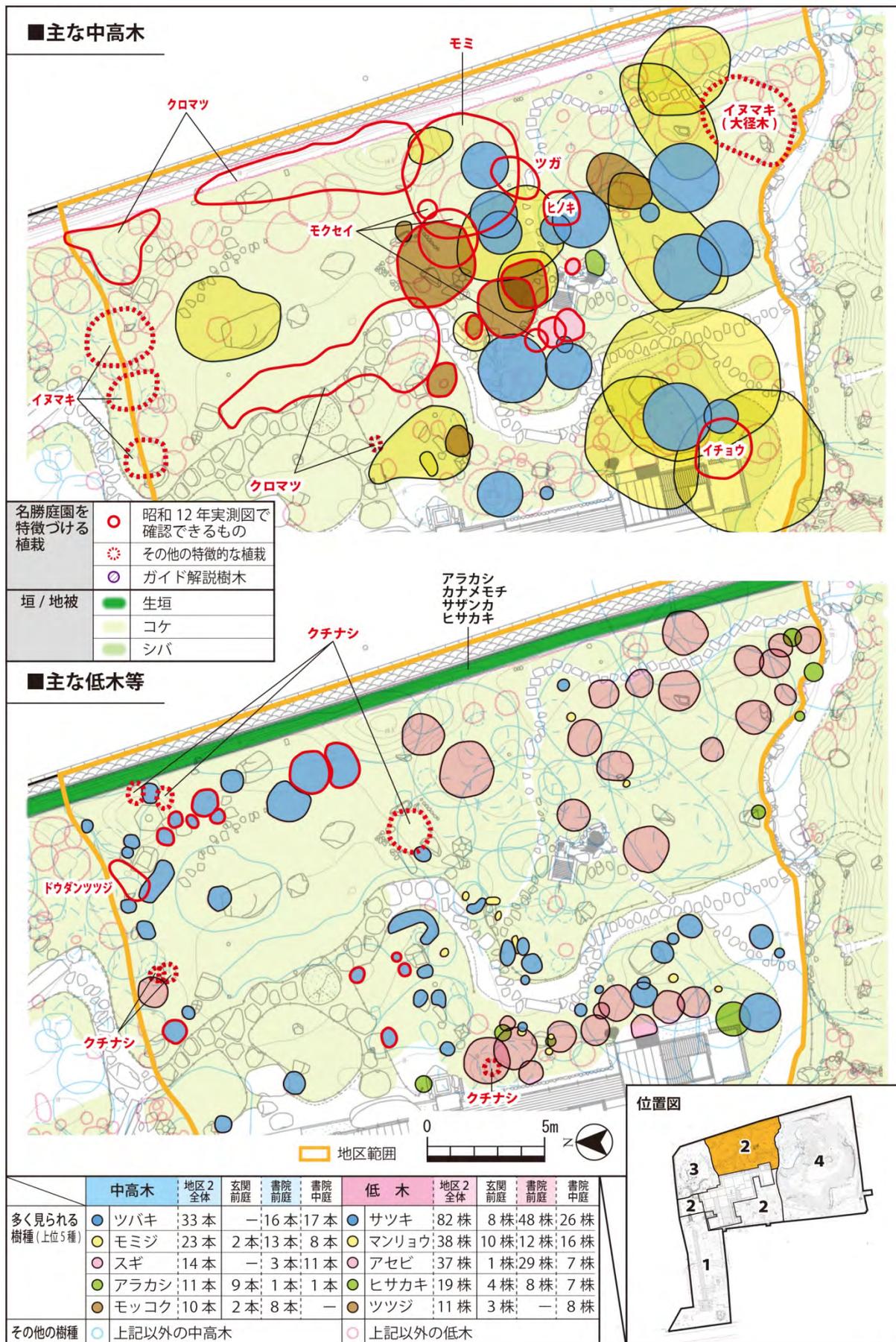


図 3-42 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(2)書院前庭

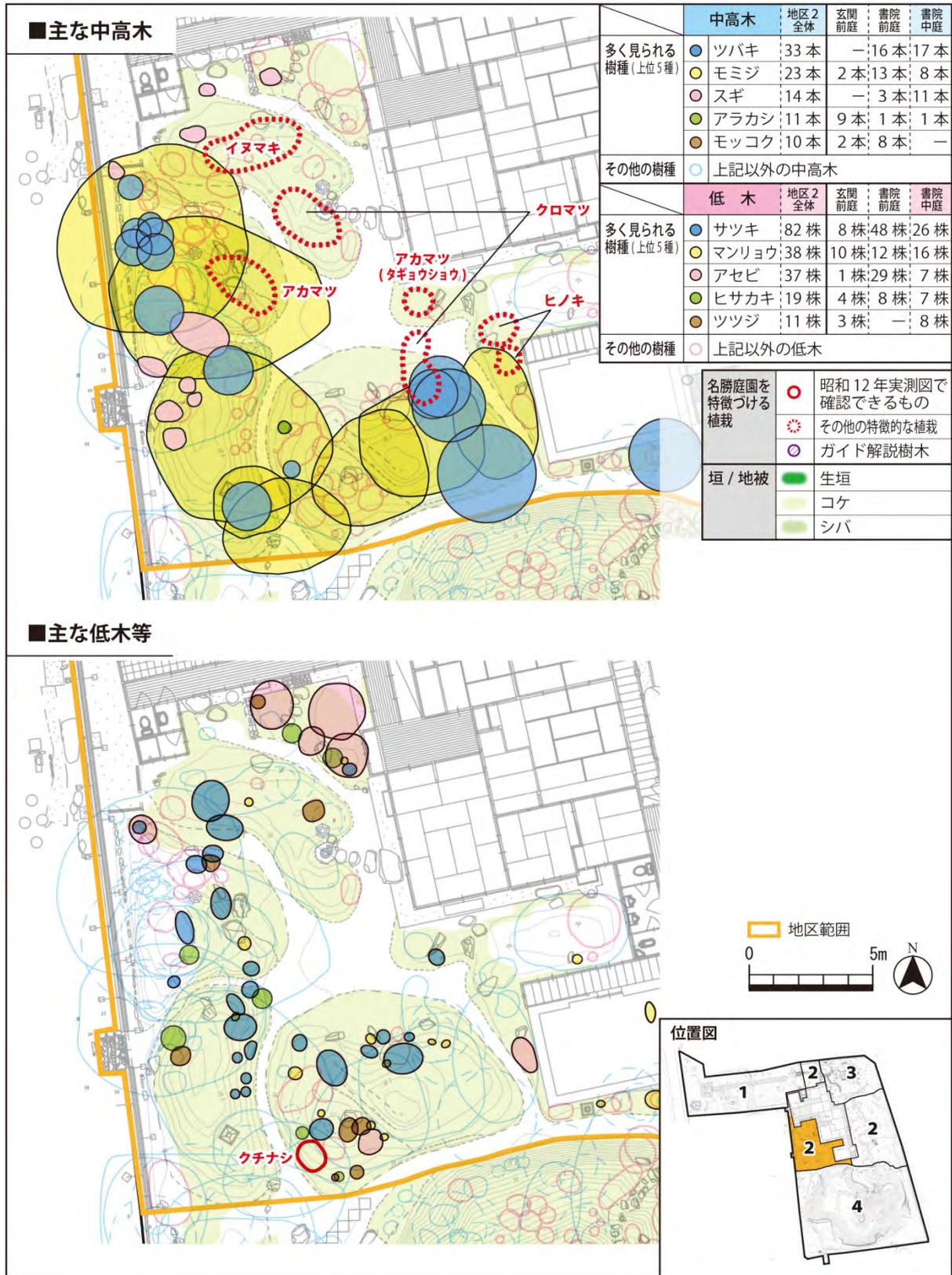


図 3-43 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(3)書院中庭

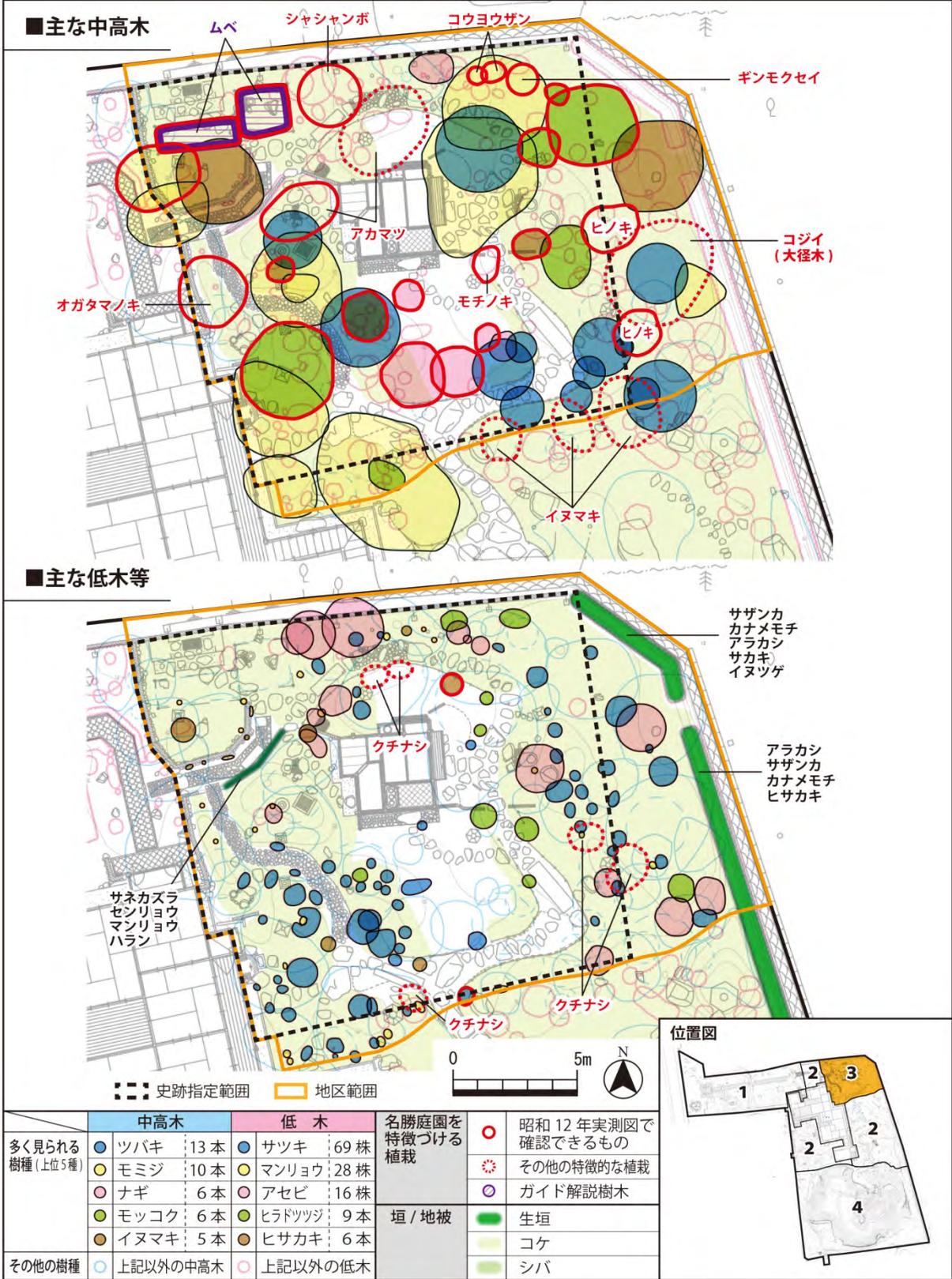


図 3-44 名勝指定地内に存在する諸要素-3: 植栽: 松花堂と松花堂露地

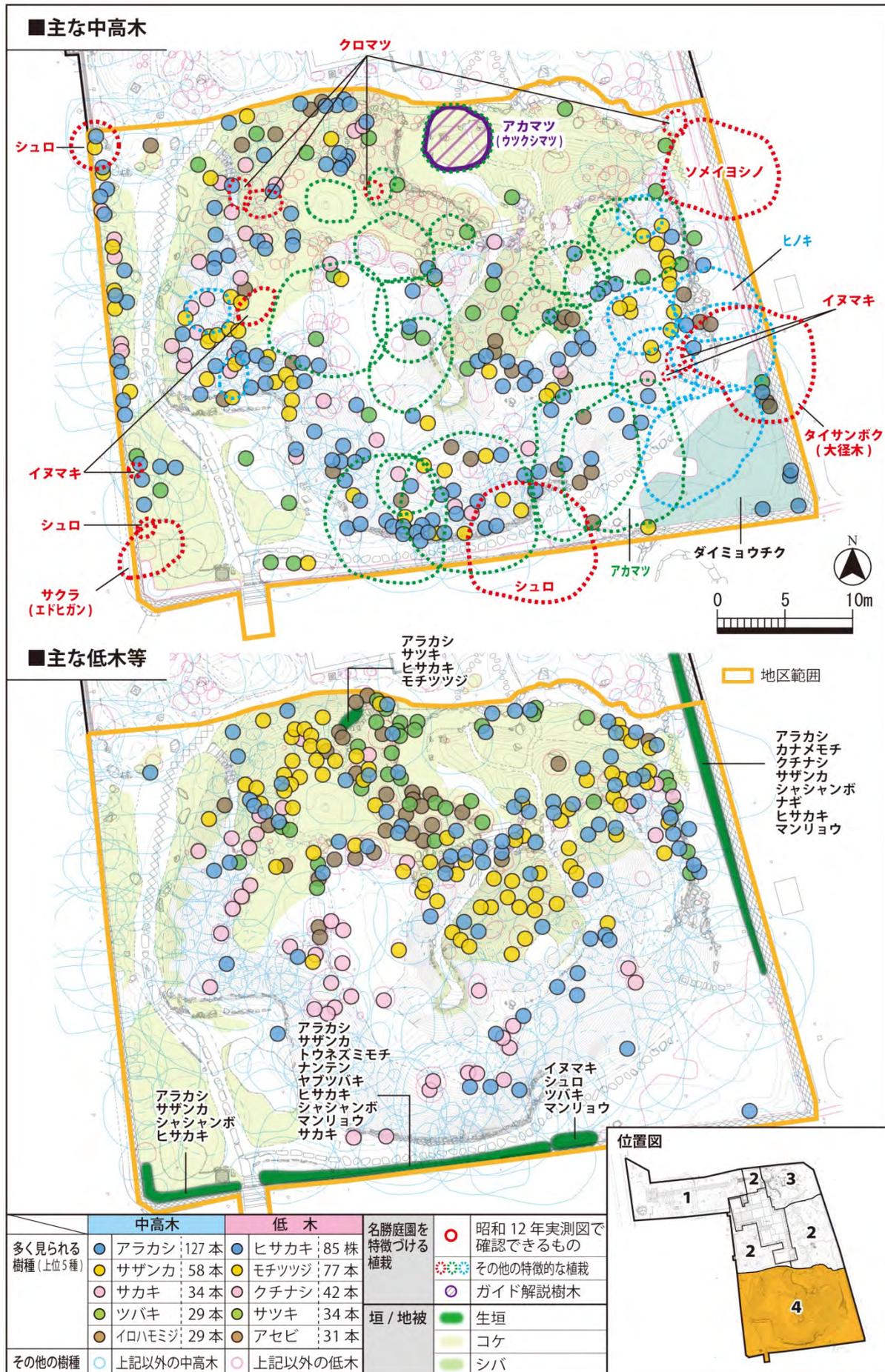


図3-45 名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：築山（古墳後円部）

### 3-7-7 名勝指定地内に存在するその他の要素

#### ① 歴史的要素

##### (1) 東車塚古墳

名勝指定地の地割を規定している前方後円墳が、東車塚古墳である。東車塚古墳については、梅原末治による調査成果がある（【3-4-1】【資料1-1】参照）。ここでは、推定規模や遺構・遺物等の概略のみ、【表3-10】に示す。

表3-10 東車塚古墳の概要

遺跡の概要	出土品	時代	現状
推定全長90m、後円部径50m、前方部幅30m、葺石・埴輪列、粘土槨(後円部)、木棺直葬か(前方部)	内行花文鏡、三角縁神獸鏡、仿製龍鏡、仿製六獣鏡、硬玉、勾玉、素環頭大刀、刀剣、斧、鏃、甲冑	古墳前期後半	半壊

(『八幡市の教育』令和元年度版より作成)

##### (2) 女郎花塚

表門(旧正門)から名勝指定地内に入ると、右手に石塔が見える。石塔は東西7m、南北5.5m、高さ0.5m程の小塚の上に据えてあり、この小塚を女郎花塚という。江戸時代後期に京都近郊の好古家が記した『以文会筆記』には、女郎花塚について次のような記述がある（【資料2-6】参照）。

○江戸時代後期には、女郎花塚と呼ばれる塚があり、そばに五層の小石塔があった。

○石塔には紀年銘がないため設置年は不明で、また女郎花という名称も歴史上の人物に由来するものではなく、物語(謡曲「<sup>おみなめし</sup>女郎花」)によっている。

○女郎花塚は、かつて現在より少し南にあったが、18世紀中頃、現在地に移したという。移設する際に鏡を納めた石櫃様の遺物が発見されたが、移設地に改葬したとも、京都洛東鹿ヶ谷の僧が持ち帰ったともいう。

この後、明治30年代まで、女郎花塚は大きな改変を加えられることなく存続していた。現在、石塔を囲っている石柵は、井上伊三郎らが塚の脇に「女郎花蹟」碑を建立した明治40年(1907)、併せて整備したと考えられる（【表3-7】参照）。

##### (3) 女郎花遺跡

名勝指定地を含み、東西約400m、南北約500mの範囲に広がる古墳時代から中世にわたる集落遺跡である（【図2-14】参照）。名勝指定地内では当該遺跡に関わる発掘調査を実施していないため、集落等の遺構は確認されていない。

名勝指定地外の調査では奈良時代から平安時代初頭の長期間にわたり、建て替えを繰り返しながら継続していた居館跡等が検出されており、南方の志水廃寺跡とも関連する豪族館跡とみられている。

集落遺跡は石清水八幡宮が成立した頃には農地となっている。



写真 3-36 松花堂庭園東側で検出された豪族居館跡とみられる遺構

左上部に写る擁壁と竹林は外圍の東辺

#### (4) 表門（旧正門）

名勝指定地の入口に位置する表門（旧正門）は、石清水八幡宮一の鳥居付近にあった高坊のものとも、金剛律寺のものともいわれる、江戸時代後期の四脚門である。八幡小学校の校門として使用されていたが、校門の新設により昭和38年(1963)10月に現在地に移築された。この年は塚本清が所有者となった年である。

#### ② 昭和期の庭

明治期以来の地割を引き継ぎつつ、昭和期に作庭した庭園で、地区区分では表庭にあたる。詳細は【3-6-2】に記した通りである。

#### ③ 石碑（昭和期）

名勝指定地には、昭和初期に遺跡顕彰等のために設置された石碑が点在する。この中には「三宅安兵衛遺志碑」として知られる石碑が4基含まれる。この石碑は、京都で織物を商い財をなした三宅安兵衛（天保13年(1842)～大正9年(1920)）の遺言により、子の清治郎が京都の公利公益のために「遺志碑」を建碑したものである。大正10年(1921)から昭和5年(1930)まで約400基が建碑されたが、京都市に次いで八幡市域に多く設置されたことが、中村武生により指摘されている。これは建碑の協力者であった西村芳次郎が、八幡町をはじめとする綴喜郡一帯の建碑地を選定したことによる。名勝指定地内に存在する三宅安兵衛関連の石碑4基の概要は【表3-11】の通りで、いずれも建碑地の選定者は西村芳次郎である。

表 3-11 三宅安兵衛関連の石碑一覧

碑文（正面）	場 所	形状	碑文（正面以外）
「車塚古墳」	表門（旧正門）前	柱状	「昭和三年秋 京都三宅安兵衛遺志建之」
「車塚古墳 女郎花蹟元 八幡泉坊書院 松花堂 茶席」「月の岡邸」	表門（旧正門）前	板状	「昭和二年建之 三宅安兵衛遺志」
「東車塚古墳」	築山(古墳後円部) 上	柱状	「昭和三年秋 京都三宅安兵衛遺志建之」 「世を捨てし身はすみわたれ月の岡 心 にかかる雲もなかりけり 忠継」
「山代之大筒木真若王命 御墓参考地」	築山(古墳後円部) 上	柱状	「京都三宅清治郎建之」 「昭和五年 泉南浜田青陵書」

【表3-11】のうち、「山代之大筒木真若王命御墓参考地」の石碑は安兵衛でなく清治郎の名義で、安兵衛の遺志による建碑活動が終了してから建立されている。この石碑は、東車塚古墳が『古事記』に記された開化天皇の孫「山代之大筒木真若王命」墓の参考地であることを示すもので、考古学者の浜田耕作（青陵）が碑文を揮毫している。当時、芳次郎が自邸の由緒創出を意識し、人脈を駆使していたことがうかがえる。

この他、内園入口の梅見門前に「不許酒肉五辛入門内」と刻まれた石碑がある。かつていずれかの寺院門前にあった結界石を昭和期に移設したとみられるが、制作年代は不明である。

#### ④ 保存活用施設

名勝指定地内の保存活用施設は、保存施設、案内・解説施設、管理施設の3つに分けられる。

保存施設は、文化財を保存、周知するための各種施設をいう。名勝松花堂及び書院庭園に関する保存施設の主な例として、京都府の文化財について周知をはかるための標識・説明板がある。このうち、京都府指定有形文化財（建造物）である松花堂の説明板は、内園南側の名勝指定地外に設置されている。

案内・解説施設は、名勝の公開活用のために設置する誘導板、記名板、説明板等のサイン類をいう。案内・解説施設には、庭園や建造物との調和に配慮したデザイン・色彩・素材等を採用している。

管理施設は、名勝の円滑な維持管理のために設置する各種施設をいう。主な例として、公開区域以外への立ち入りを制限する柵・垣類や、地下に埋設した給排水・電気設備、消火器等の防災施設がある。このうち、公開園路以外への立ち入りを制限する施設には、公開区域と非公開区域を仕切る垣、人止め柵や、修景垣、関守石などがあり、庭景に調和した素材（竹、自然石等）やデザイン（ななこ垣・桂垣・建仁寺垣等）を採用している。

表3-12 保存活用施設の種別と具体例

種 別	具 体 例
保存施設	京都府登録文化財標識・説明板、京都府指定文化財説明板、史跡境界標
案内・解説施設	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板）
管理施設	柵・垣・塀類（人止め柵・関守石、外園塀、ななこ垣、桂垣、建仁寺垣、井戸蓋）、給排水・電気設備、防災設備



歴史的要素	全域	名勝指定範囲
女の花遺跡		史跡指定範囲
東車塚古墳		
女の花塚		
表門 (旧正門)		
石碑 (昭和期)		
植栽		
生垣		
敷石		

図 3-46 名勝指定地内に存在するその他の諸要素-1：歴史的要素・石碑 (昭和期)・昭和期の庭

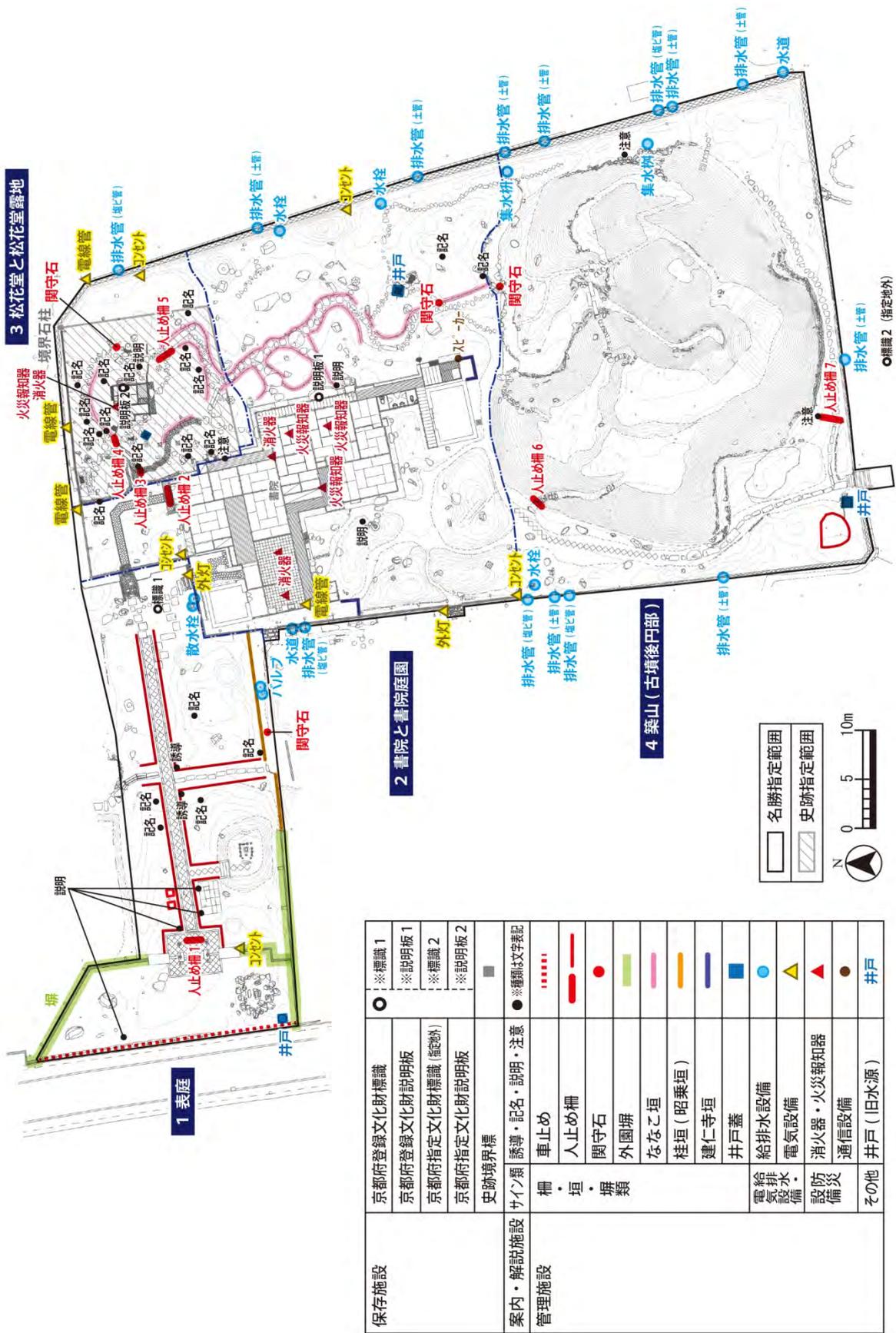


図 3-47 名勝指定地内に存在するその他の諸要素-2：保存活用施設

保存施設	京都府登録文化財標識	○ ※標識 1
	京都府登録文化財説明板	※説明板 1
	京都府指定文化財標識(産物)	※標識 2
	京都府指定文化財説明板	※説明板 2
案内・解説施設 管理施設	史跡境界標	■
	サイン類 誘導・記名・説明・注意	● ※種類は文字表記
	柵	.....
	車止め	—
	垣	—
	人止め柵	●
	関守石	●
	外圍塀	■
	ななこ垣	■
	柱垣(昭乗垣)	■
	建仁寺垣	■
	井戸蓋	■
	給排水設備	●
電気設備	▲	
消防・火災報知器	▲	
通信設備	●	
その他	井戸 (旧水源)	

## 3-8 名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状

### 3-8-1 名勝隣接地区に存在する諸要素の現状

ここでは、名勝指定地と結びつきながら形成、継承されてきた名勝隣接地区について、地区内に存在する諸要素の特定と、現状の確認を行う。個々の要素の写真については、【資料3-2】で示した。

名勝隣接地区は、名勝の価値との強い関連性が指摘できる区域であり、【1-4-1】で示したように、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館用地のうち、名勝指定地を除く範囲である。内園周辺の外園と、その南側、松花堂美術館や駐車場等の施設用地からなる。名勝隣接地区に位置する主要な施設は、現在、八幡市立松花堂庭園の一部として公開されている外園と、それに隣接する八幡市立松花堂美術館で、これらは名勝隣接地区を構成する諸要素のうち、主たるものとみなすことができる。以下、外園と松花堂美術館について、規模、設備などの概要を示す。

外園は、名勝指定地の大半を占める内園のバッファ的役割を果たしている。また、江戸・明治の庭園である内園の周囲に、昭和の庭である外園が存在することによって、当地における庭園の築造経過を、時代毎、場所毎に追うことができるため、庭園の構成上重要である（【図3-23】参照）。

外園の成立は昭和40年代にさかのぼる。昭和44年(1969)から昭和45年(1970)にかけ、当時の所有者である塚本清は、全国からスホウチク、キッコウチク、久留米の天然記念物のキンメイチクなど珍奇なタケやササ約50種を集め、「竹のガーデン」を整備した。このとき、茶室3席（竹隠、梅隠、松隠）と松花堂美術館（現在の美術館別館）が建てられている。竹の収集は竹の博士といわれた京都大学名誉教授の上田弘一郎に、茶室の復元考証・設計は京都工芸繊維大学教授（当時）の中村昌生に依頼し、茶室周辺の造園は京都大学名誉教授である関口鉄太郎の指導の下で行った。これが外園の原型である。昭和40年代に整備された松花堂美術館は、展示室、研究室、貴賓室、収蔵庫からなる施設であったが、八幡市による公有化後の平成3年(1991)に、展示室、茶室、ギャラリーからなる多目的施設へと改修された。

現在の松花堂美術館は、平成14年(2002)、外園の南側隣接地に八幡市が整備した施設で、鉄筋コンクリート造、地上1階・地下1階の建物である。松花堂・泉坊書院とともに伝えられてきた昭乗ゆかりの品や書跡などを保存し、常設展示で昭乗とその時代の人々を紹介するなど、史跡及び名勝の保存と公開活用を考える上で重要な施設となっている。

八幡市は松花堂美術館を含めた一帯を交流ゾーンと位置づけ、美術館棟（松花堂美術館）、食の交流棟（京都吉兆松花堂店）、ゲート棟（庭園受付）を同時に整備した。3つの建物は屋根付きの回廊で繋がっており、中央部には広場を設けている。八幡市では、これらの施設と内園・外園をあわせて、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の名称で一体的に管理・公開を行っている。

交流ゾーンの中核施設である松花堂美術館は、名勝指定地を含めた施設全体の活用拠点である。昭乗が遺した書や画、茶の湯に関する作品を収蔵展示し、映像、パネルで昭乗の生涯や交流した人々についての紹介を行っているだけでなく、八幡市の歴史、文化、自然、名所、行事などの情報を提供する情報センターを備えている。また、併設のミュージアムショップでは図録や土産品を購入することができる。

表3-13 名勝隣接地区の主な施設

場所	施設名	規模等	概要
外園 18,736.3㎡	庭園	約18,000㎡	内園の東、北、西の三方を取り囲む。南東側を入口とし、東側に流れや池を配している。北側には3つの茶室、美術館別館が点在する。西側は椿園となっている。植栽はタケ類を周縁部に植え、園路沿いや広場にはケヤキ、ヤマモモ、シダレザクラ、マキ、ヒノキ等の高木やキンメイモウソウを配し、根締めにはサツキ等の低木を植える。茶室周辺にはキタヤマズギ、ウメ、ケヤキ、モミジ、マキ等が植栽されている。
	美術館別館	鉄筋コンクリート造 2階建、地下1階 陸屋根一部銅板葺 延床面積969.28㎡ (1階495.74㎡、2階386.21㎡、地下1階87.33㎡)	展示ケース付のギャラリー、会議室があり、各種展覧会、会議等の会場として、多目的に利用している。
	茶室 梅隠	木造茅葺軒銅板葺、一部瓦葺軒銅板葺平屋建 茶室65.24㎡	千宗旦好みの土床4畳半茶室を再現している。
	茶室 松隠	木造瓦葺軒銅板葺平屋建 茶室85.86㎡	かつて瀧本坊に設けられた茶室、閑雲軒を模している
	茶室 竹隠	木造瓦葺軒銅板葺平屋建 茶室38.26㎡	永野重雄邸内の茶室の写しである。
美術館等敷地 4,008㎡	松花堂美術館	鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 建築面積1,935㎡ 延床面積2,396㎡	1階に展示ホールと情報ホール、地下に展示室がある。
	食の交流棟	鉄筋コンクリート造 1階建	和食店の京都吉兆が、松花堂弁当などを提供している。
	ゲート棟 (庭園受付)	鉄筋コンクリート造 1階建	庭園の受付・券売所にトイレを併設している。
	駐車場	47台収容	駐車場に駐輪場を併設している。
	昭乗広場	約1,000㎡	フリーマーケットを開催するなど、多目的広場として利用している。

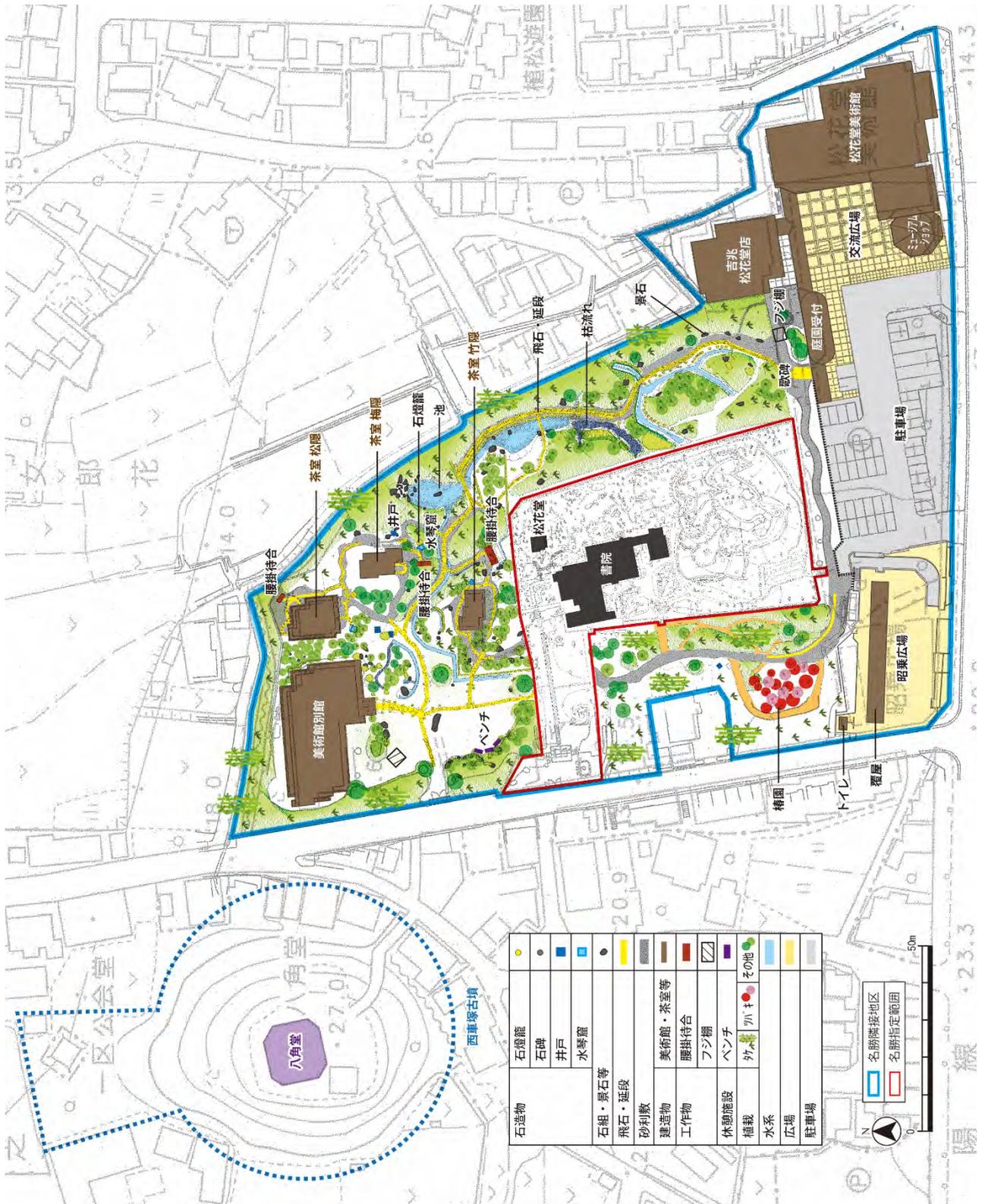


図 3-48 名勝隣接地区に存在する主な要素  
(1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成)

### 3-8-2 名勝周辺地域に分布する諸要素の現状

ここでは、名勝周辺地域に分布する諸要素の特定と、現状の確認を行う。名勝周辺地域には、文化財等の歴史的要素、河川・丘陵等の自然的要素、住宅等その他の人文的要素がある（【図1-2】【表3-14】参照）。歴史的要素の多くは、名勝指定地の西側、男山との間を通る旧街道（東高野街道）沿いと、男山の山頂から東斜面にかけて広がる史跡石清水八幡宮境内に集中している。また、歴史的要素の中には、「松花堂およびその跡」として名勝指定地内の松花堂・露地とともに史跡に指定されている石清水八幡宮境内の松花堂跡をはじめとして、松花堂昭乗が生涯の大半を過ごした瀧本坊等の坊舎跡、松花堂昭乗の墓がある泰勝寺等、松花堂昭乗に関連する要素が含まれる。これらを擁する一帯の地盤として自然的要素があり、八幡市制施行の契機となった住宅団地等の生活関連施設や、その他人文的要素が点在している。

表 3-14 名勝周辺地域に分布する諸要素

要素区分	名称	概要	
歴史的要素	史跡石清水八幡宮境内	石清水八幡宮（国宝、重要文化財指定の各種建造物）	9世紀半ば、国家鎮護のため八幡神が遷座し創建されて以来、江戸時代まで神仏習合の宮寺として崇敬を集め、男山には社僧の居住する坊舎が多く営まれた。
		瀧本坊跡	安永2年(1773)火災で焼失、その後再建され、明治初年に神仏分離の影響で廃絶するまで存続した。
		閑雲軒跡	昭乗が小堀遠州と瀧本坊に作った、山腹の崖にせり出す懸造りの茶室。安永2年(1773)瀧本坊とともに焼失し、再建されなかった。
		泉坊跡	瀧本坊の住持を退いた昭乗が、没するまでの2年間を過ごした坊舎。客殿の一部が名勝指定地に移築されている。
		松花堂跡（史跡松花堂およびその跡）	泉坊の一角に昭乗が営んだ松花堂の跡。昭和50年代の発掘調査で建物跡と露地を検出し、その後の史跡整備で、露地遺構の露出展示を行った。
	西車塚古墳	東車塚古墳と東高野街道を挟んで対峙する。松花堂庭園からほど近くに位置する全長約115m、八幡市最大の前方後円墳。明治時代後期に銅鏡等が発掘された。現在、後円部墳頂には八角堂が建つ。	
	八角堂（史跡石清水八幡宮境内）	鎌倉初期、男山西谷に建立。その後大破、再建を経て明治初期の神仏分離の際、西車塚古墳の後円部墳頂に移された。四角の隅を切り取った隅切形八角の堂で、この建築様式は石清水八幡宮固有のものである可能性が指摘されている。	
	東高野街道	八幡から河内長野へ至る高野山の参詣道として使われた街道で、八幡周辺は男山の門前町として栄えていた。街道沿いに、旧跡を示す三宅安兵衛遺志碑が多数設置されている。	
	三宅安兵衛遺志碑	織物で財をなした三宅安兵衛の遺言により、京都の公利公益のため、子の清治郎が旧跡や道を示す遺志碑を設置した。西村芳次郎は、建碑の協力者として、八幡町周辺の建碑地の選択に関わったという。	
泰勝寺	神仏分離で荒廃していた昭乗の墓を保存するため結成された松花堂会が、大正期に整備した。昭乗の墓と、閑雲軒を模した茶室がある。		
自然的要素	男山（丘陵・樹林）、河川（大谷川・木津川等）、平野 等		
その他人文的要素	住宅関連建築物・工作物、集合住宅等大規模構造物、道路等構造物 等		

### 3-9 名勝松花堂及び書院庭園の特徴

名勝松花堂及び書院庭園は、大きく4つの空間からなり、それぞれ性格を異にしながらも連続する一庭として作庭されている。

松花堂露地は、明治時代の混乱の中において、『都林泉名勝図会』に忠実に移した例として評価されている一方、書院からの眺めを重視する書院前庭と南部の築山（古墳後円部）は、近代的発想で作庭された空間ではあるが、これらが渾然一体となってよく調和しており、全体としては『都林泉名勝図会』で世に知られた名園を基に、新たに創出された近代の庭園空間として評価できる。

前方後円墳を、起伏に富んだ魅力的地形とみなし、庭園用地に選択するという、新たな感覚によって作庭がなされている点も、明治時代の文化を考える上で重要な示唆を与えてくれる。庭園に古墳を取りこんだ例として、ほかに滋賀県大津市本多神社の膳所藩瓦ヶ浜御殿跡が知られているが、墳丘を本格的に利用した形跡はなく、本名勝とは性格が異なっている。

また、書院前庭の中央に据えられたコンクリート製の人造伽藍石は、和歌山県海南市にある名勝琴ノ浦温山荘庭園などの近代庭園で見られるコンクリート造形物と同様のもので、景の中心をなす造形物に当時の最新素材を使った例である。名勝指定地の原型である邸宅内の庭園が作庭された期間は、工事の経過を示すいくつかの資料から、明治30年(1897)以降、明治35年(1902)ごろまでと推定できる。その上で、書院前庭に配されたコンクリート製の人造伽藍石について考えると、他の庭園におけるコンクリート造形物の例に比べ、いささか採用時期が早い。そこで、背景として、明治期の京都の状況を確認しておきたい。

京都では、明治23年(1890)に開通した琵琶湖第1疏水の工事において、既に多量のコンクリートを使用する経験をしている。さらに明治28年(1895)には、平安奠都1100年記念事業として、第4回内国勸業博覧会をはじめ様々な事業を行っている。そして、日本最初の鉄筋コンクリート橋が京都の琵琶湖疏水に架けられたのが明治36年(1903)のことである。コンクリートを使用した構造物に馴染みのあった京都市の近郊にあたる八幡の地で、この頃に最新の素材であるコンクリートの造形物が選択されたとしても、それほど無理はないと考えてよいだろう。

神仏分離政策によって石清水八幡宮が危うい状況に置かれたとき、境内の建造物が、木津川沿いの低地に存在するわずかな高台を見出して移設され、現在まで伝わってきたという事実は、八幡地域の歴史を考える上で重要である。

## 第4章 名勝松花堂及び書院庭園の本質的価値

### 4-1 名勝の本質的価値

名勝松花堂及び書院庭園は、園内に古墳時代に築造された東車塚古墳（前方後円墳）を取り込み、江戸時代に石清水八幡宮の泉坊に存在した松花堂及び書院の一部を数次にわたり移設して、明治時代後期に近代庭園として作庭された。江戸時代の遺風を伝え、近代の新興階級の新たな作庭意図が加わった庭園で、文化財としての価値が高い。

名勝松花堂及び書院庭園が持つ文化財としての価値を、以下に示す3つの柱に集約、整理した。

#### 1. 石清水八幡宮境内から移設・再現された松花堂と松花堂露地

名勝松花堂及び書院庭園の核となるのは、昭和32年(1957)に史跡指定を受けた松花堂と松花堂露地である。江戸時代の石清水八幡宮社僧で、文化人として知られる昭乗が晩年に結んだ草庵松花堂は、明治時代後期、周囲の露地とともに現在地に移設された。指定後に石清水八幡宮境内の松花堂跡で実施された発掘調査により、松花堂露地の遺構が近世の絵図と一致することが明らかになっている。松花堂露地を現在地へ移設する際も、近世の絵図を参照したと推測でき、露地の意匠や構成を、遺構と史料の両面から復元しうる事例として、極めて貴重である。

#### 2. 古墳上に作庭された明治時代後期の庭園

名勝松花堂及び書院庭園は、明治時代後期、八幡地域の名望家である井上伊三郎が、松花堂など昭乗ゆかりの建造物を入手、移設して邸宅を営んだことにはじまる。伊三郎は、かつて石清水八幡宮境内に所在した建造物を自身の邸宅に配置しただけでなく、近隣で江戸時代以来知られていた前方後円墳、東車塚古墳を邸宅の用地に選び、邸宅内の庭園の地割に墳丘を活用している。前方部を造成して平地とし、書院から東方を眺望する庭園が成立している点、また巨大な後円部を築山とすることで、作庭当初から庭園が古墳と一体になっている点は、本名勝の大きな特徴といえる。

#### 3. 近代の特徴があらわれた庭園の諸相

庭園内には、書院東側の沓脱石から続く飛石の先の踏分け石に用いたコンクリート製の人造伽藍石や、自然石の小石をモルタルで貼り付けた沓脱石、また、玄関前庭に植栽されているコウヨウザンなど、近代の作庭であることを示す要素が存在する。加えて、同時期に完成した書院は、江戸時代の遺構を組み込むことで昭乗の由緒を意識的に取り入れながら、軸組にトガ材を多用し、床の間まわりに銘木を配すなど、顕著な近代性を示す和風建築である。こうした要素が調和し、さらに眺望も含めて、明治の時代性を感じさせる、建築と一体となった近代の庭園空間が成立している。

## 4-2 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素

### 4-2-1 構成要素の定義と体系

名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の整理に先立ち、要素の定義を行い、体系を示す。

本計画では、諸要素を次の3つに分類する。

#### A. 名勝の本質的価値を構成する諸要素

名勝指定地内に存在し、名勝が持つ本質的価値を構成する要素をいう。名勝松花堂及び書院庭園においては、石清水八幡宮境内から移設された松花堂および露地、泉坊の遺構を組み込んだ明治時代の書院建物と、書院前庭、書院中庭、古墳の墳丘を利用した築山などがこれにあたる。

なお、名勝指定地の一部に、史跡松花堂およびその跡の指定地が重なっているが、本計画においては、名勝の本質的価値の核をなす要素として史跡を位置づける。

#### B. 名勝指定地内に存在するその他の諸要素

名勝指定地内に存在する要素のうち、本質的価値を構成する要素にあたらない要素をいい、その性格から、大きく2つに分けられる。

第一は、本質的価値を構成する要素と一体的に管理、継承することが必要な要素で、本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素と言い換えることができる。名勝松花堂及び書院庭園においては、東車塚古墳や女郎花塚など、歴史的要素がこれにあたる。そのほか、昭和期に整備された庭園、同じく昭和期に設置された松花堂や東車塚古墳関連の顕彰碑など、時間経過により、将来的には本質的価値を構成する要素に加わる見込みがあるものや、後年に移設された歴史的建造物なども、これに含める。

第二は、名勝の保存管理・公開活用を目的として近年設置した要素で、名勝松花堂及び書院庭園においては、八幡市が設置した誘導板、人止め柵などがこれにあたる。名勝指定地において、名勝の保存活用に必要な要素を付加する際には、名勝の価値を損なうことのないよう、配置、外観、内容について配慮する必要がある。

#### C. 名勝の周辺環境を構成する諸要素

名勝指定地外に存在する要素のうち、名勝に一定の影響を及ぼす、あるいは名勝と一定の関わりがある要素をいい、名勝との距離、関係などから、大きく2つに分けられる。

第一は、名勝隣接地区を構成する諸要素で、名勝隣接地区に存在し、名勝指定地と結びつきながら形成、継承されてきたために、名勝と強く関連している要素をいう（【3-8-1】参照）。具体的には、八幡市が名勝指定地と一体的に管理する「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」の各施設がこれにあたる。

第二は、名勝周辺地域を構成する諸要素で、名勝周辺地域に存在し、名勝周辺の環境維持に資する要素をいう（【3-8-2】参照）。石清水八幡宮境内の松花堂跡や、境内を擁する男山、名勝指定地の西を通る東高野街道など、歴史的・自然的・人文的な要素がこれにあたる。

AからCまでのうち、AとBは名勝指定地内に、Cは名勝指定地外に存在する諸要素である。  
 以上に基づき、名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の体系を示したのが【図4-1】である。

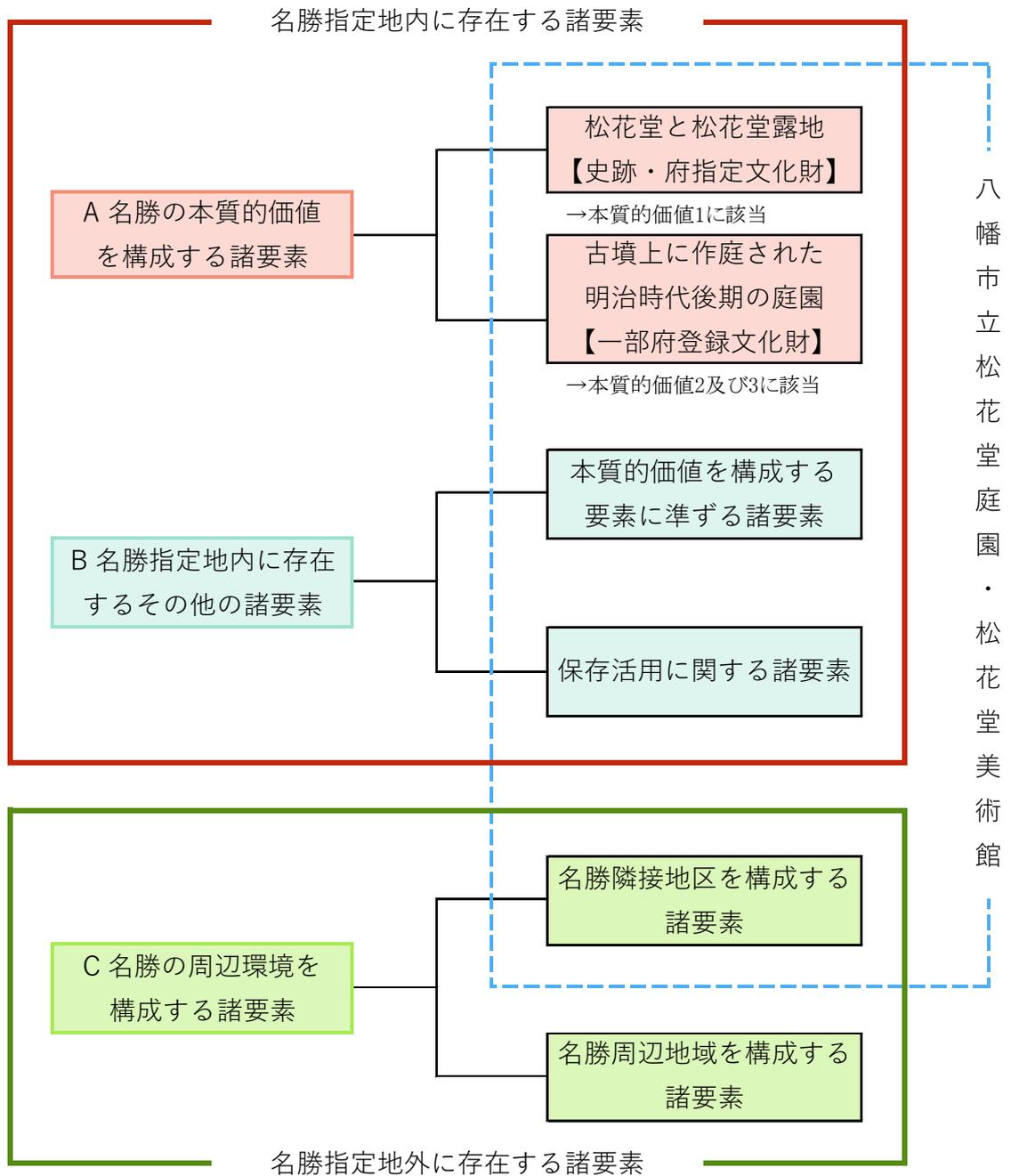


図 4-1 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の体系図

#### 4-2-2 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の分類

ここでは、【4-2-1】で示した定義に従い、【3-7】【3-8】で特定した、名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素について、分類を行う。

表 4-1 構成要素の定義に基づく要素分類

A名勝の本質的価値を構成する諸要素									
地形・地割・ 構造物	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然地形である男山から連なる丘陵の微高地と、この微高地上に営まれた前方後円墳（東車塚古墳）の盛土地形を邸宅の敷地とする。</li> <li>○敷地の北半にあたる古墳の前方部を造成して平地とし、敷地の南半を占める古墳後円部は築山とする。</li> <li>○東向き斜面の地形を平場に造成するため、外周東側に石垣を築く。</li> </ul>								
	<b>要素の分布（地区別）</b>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>1 表庭</b></td> <td>平地、低い塚、石積</td> </tr> <tr> <td><b>2 書院と書院庭園</b></td> <td>平地、低い築山、石垣</td> </tr> <tr> <td><b>3 松花堂と松花堂露地</b></td> <td>平地、石垣</td> </tr> <tr> <td><b>4 築山(古墳後円部)</b></td> <td>築山、枯流れ、土留めの石積、石垣</td> </tr> </table>	<b>1 表庭</b>	平地、低い塚、石積	<b>2 書院と書院庭園</b>	平地、低い築山、石垣	<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	平地、石垣	<b>4 築山(古墳後円部)</b>	築山、枯流れ、土留めの石積、石垣
	<b>1 表庭</b>	平地、低い塚、石積							
	<b>2 書院と書院庭園</b>	平地、低い築山、石垣							
<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	平地、石垣								
<b>4 築山(古墳後円部)</b>	築山、枯流れ、土留めの石積、石垣								
石組・景石・ 飛石・延段・ 砂利敷	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石組は少なく、わずかに滝組等がある。</li> <li>○景石は書院前庭を中心として所々に一石を配する。</li> <li>○松花堂露地のうち東側の飛石は、泉坊から移設した遺構とみられる。</li> <li>○飛石の中に、コンクリート製の人造伽藍石がある（松花堂露地の腰掛待合付近と玄関前庭に各1石、書院前庭に2石、うち1石は現存せず）。</li> <li>○建物の縁側等に沓脱石を置く。</li> <li>○園路には飛石や延段、砂利敷など、場に応じた意匠の石を配する。</li> </ul>								
	<b>要素の分布（地区別）</b>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>2 書院と書院庭園</b></td> <td>三尊石、景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石、砂利敷</td> </tr> <tr> <td><b>3 松花堂と松花堂露地</b></td> <td>景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石</td> </tr> <tr> <td><b>4 築山(古墳後円部)</b></td> <td>枯流れ護岸石組、滝組、景石、飛石</td> </tr> </table>	<b>2 書院と書院庭園</b>	三尊石、景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石、砂利敷	<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石	<b>4 築山(古墳後円部)</b>	枯流れ護岸石組、滝組、景石、飛石		
	<b>2 書院と書院庭園</b>	三尊石、景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石、砂利敷							
	<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	景石、飛石（人造伽藍石含む）、延段、沓脱石							
<b>4 築山(古墳後円部)</b>	枯流れ護岸石組、滝組、景石、飛石								
石造物	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○西村芳次郎が『八幡松花堂栞』に銘や由来を記した石燈籠や手水鉢がある。</li> <li>○そのほか石橋、石塔、井筒等を配置する。</li> <li>○明治期に建立された石碑がある。</li> </ul>								
	<b>要素の分布（地区別）</b>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><b>1 表庭</b></td> <td>女郎花塚石塔・石柵、「女郎花蹟」碑</td> </tr> <tr> <td><b>2 書院と書院庭園</b></td> <td>石燈籠、手水鉢、五重塔、五輪塔残欠、井戸、水琴盤</td> </tr> <tr> <td><b>3 松花堂と松花堂露地</b></td> <td>石燈籠、石燈籠残欠、手水鉢、井筒、「古剣鏡出土之地」碑</td> </tr> <tr> <td><b>4 築山(古墳後円部)</b></td> <td>石燈籠、石橋</td> </tr> </table>	<b>1 表庭</b>	女郎花塚石塔・石柵、「女郎花蹟」碑	<b>2 書院と書院庭園</b>	石燈籠、手水鉢、五重塔、五輪塔残欠、井戸、水琴盤	<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	石燈籠、石燈籠残欠、手水鉢、井筒、「古剣鏡出土之地」碑	<b>4 築山(古墳後円部)</b>	石燈籠、石橋
	<b>1 表庭</b>	女郎花塚石塔・石柵、「女郎花蹟」碑							
	<b>2 書院と書院庭園</b>	石燈籠、手水鉢、五重塔、五輪塔残欠、井戸、水琴盤							
<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	石燈籠、石燈籠残欠、手水鉢、井筒、「古剣鏡出土之地」碑								
<b>4 築山(古墳後円部)</b>	石燈籠、石橋								

A名勝の本質的価値を構成する諸要素				
植栽	<p><b>概要</b></p> <p>○重森三玲が昭和12年(1937)に作成した実測図で、当時の植栽を知ることができる。</p> <p>○古写真、実測図の情報と庭園の現状が合致する箇所がある。</p> <p>○コウヨウザンなど、近代の作庭であることを示す植栽が確認できる。</p>			
	<p><b>要素の分布（地区別）</b></p>			
	<p><b>2 書院と書院庭園</b></p> <p>玄関前庭：古木*（クロマツ、コウヨウザン、シャシャンボなど）、生垣（ヒサカキ、マンリョウ、ヤマツツジ、サザンカなど）、中高木（アラカシ、モッコク、モミジなど）、低木（サツキなど）</p> <p>書院前庭：古木*（クロマツ、モミ、ヒノキ、イヌマキなど）、生垣（アラカシ、サザンカなど）、低木（サツキ、クチナシなど）、中高木（ツバキ、モミジ、スギ、モッコクなど）、低木（サツキ、マンリョウ、アセビなど）</p> <p>書院中庭：古木*（クチナシ）、中高木（ツバキ、モミジ、スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツなど）、低木（サツキ、マンリョウなど）</p>			
	<p><b>3 松花堂と松花堂露地</b></p> <p>古木*（ムベ、コウヨウザン、オガタマノキ、シャシャンボ、アカマツ、ナギなど）、生垣（サザンカ、アラカシ、ヒサカキなど）、中高木（ツバキ・モミジ・モッコク・イヌマキなど）、低木（サツキ、マンリョウ、アセビなど）</p>			
	<p><b>4 築山(古墳後円部)</b></p> <p>生垣（アラカシ、サザンカ、ヒサカキ、シャシャンボなど）、中高木（アカマツ、クロマツ、イヌマキ、ヒノキ、タイサンボクなど）、低木（モチツツジ、クチナシ、サツキなど）</p>			
<p>*昭和12年(1937)の実測図に記載された樹木を古木と記す</p>				
建造物	<p><b>概要</b></p> <p>○邸宅の主屋にあたる建造物で、庭園の視点場となる書院と、庭園の一面に露地とともに移築された松花堂がある。</p>			
	<p><b>要素の分布（地区別）</b></p>			
	<table border="1"> <tr> <td><b>2 書院と書院庭園</b></td> <td>書院</td> </tr> <tr> <td><b>3 松花堂と松花堂露地</b></td> <td>松花堂</td> </tr> </table>	<b>2 書院と書院庭園</b>	書院	<b>3 松花堂と松花堂露地</b>
<b>2 書院と書院庭園</b>	書院			
<b>3 松花堂と松花堂露地</b>	松花堂			
その他庭園工 作物	<p><b>概要</b></p> <p>○門や塀、竹垣、松花堂露地の腰掛待合などがある。</p>			

B名勝指定地内に存在するその他の諸要素							
本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素	<p><b>概要</b></p> <p>○遺跡等の歴史的要素と、昭和期に作庭された庭（表庭）からなる。</p> <p>○名勝指定地全域が女郎花遺跡（古墳時代～中世の集落遺跡）に含まれる。</p> <p>○内園全域が東車塚古墳の墳丘上にある。</p> <p>○謡曲「女郎花」で知られる、平安時代を舞台とする物語の伝承地である。</p> <p>○表庭と築山（古墳後円部）に、昭和期に建立あるいは移設された石碑がある。</p>						
	<p><b>要素の分布（地区別）</b></p>						
	<table border="1"> <tr> <td>1 表庭</td> <td>東車塚古墳、女郎花塚、女郎花遺跡、表門（旧正門）、昭和期の庭（敷石の園路、植栽）、三宅安兵衛遺志碑「車塚古墳」「月の岡邸」、結界石「不許酒肉五辛入門内」</td> </tr> <tr> <td>4 築山(古墳後円部)</td> <td>三宅安兵衛遺志碑「東車塚古墳」、三宅清治郎建立碑「山代之大筒木真若王命御墓参考地」</td> </tr> </table>	1 表庭	東車塚古墳、女郎花塚、女郎花遺跡、表門（旧正門）、昭和期の庭（敷石の園路、植栽）、三宅安兵衛遺志碑「車塚古墳」「月の岡邸」、結界石「不許酒肉五辛入門内」	4 築山(古墳後円部)	三宅安兵衛遺志碑「東車塚古墳」、三宅清治郎建立碑「山代之大筒木真若王命御墓参考地」		
	1 表庭	東車塚古墳、女郎花塚、女郎花遺跡、表門（旧正門）、昭和期の庭（敷石の園路、植栽）、三宅安兵衛遺志碑「車塚古墳」「月の岡邸」、結界石「不許酒肉五辛入門内」					
4 築山(古墳後円部)	三宅安兵衛遺志碑「東車塚古墳」、三宅清治郎建立碑「山代之大筒木真若王命御墓参考地」						
保存活用に関する諸要素	<p><b>概要</b></p> <p>○名勝の保存管理・公開活用を目的とした要素を、名勝指定地内の各所に設置している。</p>						
	<p><b>要素の具体例</b></p>						
	<table border="1"> <tr> <td>保存施設</td> <td>京都府登録文化財標識・説明板、京都府指定文化財説明板、史跡境界標</td> </tr> <tr> <td>案内・解説施設</td> <td>サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板）</td> </tr> <tr> <td>管理施設</td> <td>柵・垣・塀類、給排水・電気設備、防災設備</td> </tr> </table>	保存施設	京都府登録文化財標識・説明板、京都府指定文化財説明板、史跡境界標	案内・解説施設	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板）	管理施設	柵・垣・塀類、給排水・電気設備、防災設備
	保存施設	京都府登録文化財標識・説明板、京都府指定文化財説明板、史跡境界標					
	案内・解説施設	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板）					
管理施設	柵・垣・塀類、給排水・電気設備、防災設備						

<b>C名勝の周辺環境を構成する諸要素</b>		
名勝隣接地区 を構成する諸 要素	<b>概要</b> ○名勝隣接地区には、名勝指定地と結びつきながら形成、継承されてきた諸施設が存在する。	
	<b>要素の具体例</b>	
	<b>外園</b>	園路、池、流れ、枯流れ、景石、飛石、延段、石燈籠、手水鉢、石碑（歌碑等）、井戸、水琴窟、植栽（タケ、ツバキ等）、フジ棚、茶室（梅隠、松隠、竹隠）、腰掛待合、柵・垣・塀類
	<b>拠点施設・便益施設</b>	松花堂美術館、松花堂美術館別館、ミュージアムショップ、ゲート棟（庭園受付）、食の交流棟（京都吉兆松花堂店）、休憩施設（ベンチ等）、昭乗広場、交流広場、駐車場、駐輪場、トイレ
	<b>公開活用施設</b>	サイン類（誘導板・記名板・説明板・注意板等）
	<b>保存管理施設</b>	指定文化財標識、人止め柵、井戸蓋等
名勝周辺地域 を構成する諸 要素	<b>概要</b> ○名勝をとりまく八幡市北部の地域環境を構成する要素として、歴史的要素、その他人文的要素がある。 ○それらの存立基盤として、自然的要素がある。	
	<b>要素の具体例</b>	
	<b>歴史的要素</b>	石清水八幡宮（史跡石清水八幡宮境内）、松花堂跡（史跡松花堂およびその跡）、八角堂（史跡石清水八幡宮境内）、西車塚古墳、東高野街道、泰勝寺（昭乗の墓）、三宅安兵衛遺志碑等
	<b>自然的要素</b>	男山（丘陵、樹林）、河川（大谷川、木津川等）、平野
	<b>その他人文的要素</b>	住宅関連建築物・工作物、集合住宅等大規模構造物、道路等構造物

## 第5章 名勝松花堂及び書院庭園に関する課題

### 5-1 保存管理上の課題の整理

#### 5-1-1 名勝指定地全体

名勝指定地内に存在する個々の要素に関し、個別に課題を整理する前に、まずは名勝指定地全体の保存管理の現状と課題について述べる。

#### ① 名勝指定地の保存管理の現状

##### (1) 維持管理

名勝指定地の維持管理については、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が、八幡市の作成した仕様書に基づいて実施している。仕様書上、八幡市立松花堂庭園をひとつの施設として取り扱っていることから、日常の維持管理においても、名勝指定地の内外を区別することなく一律に管理している。八幡市立松花堂庭園を常時公開可能な環境に保つための、維持管理の実務については、指定管理者の監督のもと、シルバー人材センター所属の作業員と、市内の史跡名勝において管理を行った実績のある、地元の造園業者とが分担して行っている。作業員（1日あたり3～4名）が担当する業務は【表5-1】、造園業者が担当する業務は【表5-2】の通りである。散水作業には上水道を使用しておらず、水源として、八幡市立松花堂庭園の施設内にある井戸を利用している。

表5-1 シルバー人材センター所属の作業員による維持管理業務

業務区分		業務概要
日常 管理	清掃作業	清掃に伴い事前に巡回を実施
	除草作業	手作業と機械作業を適宜選択、雑草繁茂期は作業計画を立て順次実施
	散水作業	夏期には重点的に実施
	植栽管理	樹木及び植物の育成、保存、伐採と伐採後の処理
	庭園工作物管理	竹垣の小修繕など
	庭園内の建造物管理	公開にともなう解錠、施錠、戸の開閉、清掃など
その他特命の作業		台風後の復旧作業など、必要に応じて実施

表5-2 造園業者による維持管理業務

業務区分		業務概要・実施期間・実施頻度
植栽 管理	樹木・竹・笹の殺虫剤散布	6月から11月までの期間内に8～10回（外園の鯉に影響を与えない薬剤を使用）
	樹木の刈り込み・剪定	6月から11月まで随時
	松くい虫防除剤注入	7月から翌2月までの期間内に園内の全ての松に注入
	樹木の手入れ	10月から翌3月まで随時（徒長枝の処理・樹木の形づくりなど）
	樹木・竹・笹の施肥	1月から2月までの期間内に1回
その他臨時対応		植物に異常や害虫が発生した場合、台風等による被害が予想される場合など、必要に応じて随時

指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団では、職員による園内巡回、日常監視、宿直職員による閉園、閉館後の夜間巡回などを行っている。日常の維持管理や巡回監視により、指定管理者が文化財のき損を確認した場合、指定管理者は八幡市教育委員会（社会教育課・文化財保護課）に報告を行う。市は状況に応じて府、文化庁の指導を受け、経過観察や応急処置、原状復旧などの対応をとっている。

## (2) 防災

名勝指定地の防火、防犯など防災対策については、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が実施している。八幡市立松花堂庭園は、入口にのみ人員を配置しており、園内は原則として無人管理である。防犯設備（防犯カメラ、防犯センサー等）は設置していないが、建造物の防火対策として、名勝指定地内の松花堂と書院に、それぞれ自動火災報知設備と消火器を設置している。その他の防災対策として、予防、早期発見、早期対応を目指し、緊急時の対応例を作成、運用している。この対応例は、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の一体的な管理を前提にしており、概要は【表5-3】に示す通りである。

表5-3 緊急時の対応例

事例	対応例
火災発生	情報収集後に初期消火を実施し、初期消火に失敗した場合は避難誘導、緊急持出などを開始する
地震発生	地震発生の際は、震度にかかわらず情報を収集し、入園者の安全確認、施設の安全点検を行う 震度3以上：情報収集、周知を行い、避難誘導などの実施に備える 震度3～4で被害が確認されない場合：情報収集の結果に応じて施設利用の中止を協議、決定する 震度5弱以上で被害を確認した場合：状況に応じ初期消火、救助活動を行い、負傷者に対応するとともに、情報収集結果の周知や、避難誘導、帰宅困難者や避難者の保護などを随時実施する
停電発生	初期対応として周知、人員配置、緊急連絡を行ったのち、原因の確認と復旧作業を実施、復旧見込みに応じて施設利用の中止を協議、決定する
爆破予告・不審物発見	初期対応として記録、周知、通報を行い、警察の指示を受ける

(やわた市民文化事業団「緊急時の対応例」より作成)

## ② 名勝指定地の保存管理上の課題

### (1) 維持管理

名勝指定地の維持管理に関する課題の多くは、八幡市が指定管理者を決定する際に作成した、指定管理の仕様書に起因している。現在の仕様書は、八幡市立松花堂庭園の施設用地全域を一律に管理する前提で作成しており、名勝指定地の維持管理に関する条項を設けていない。仕様書で名勝指定地の内外を区別していない以上、維持管理の実務を担う作業員や造園業者に対し、指定管理者が名勝指定地の維持管理基準を個別に設定することは困難である。

結果、名勝の本質的価値を構成する諸要素の維持管理基準について、明文化しないまま維持管理を継続している。管理上の各種行為についても同様に、維持管理行為と現状変更行為の基準を明文化しておらず、制度上は価値の維持が十分に保障されていない。

## (2) 防災

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園は、施設内の電気設備が限られていることから、無人管理の施設でしばしば採用されている一般的な防犯設備(カメラやセンサー等)を設置していない。そのため、非公開範囲への立入を抑止する手段は、標示による呼びかけに限られる。管理上の必要から、名勝指定地の一部や名勝指定地内の建造物について、標示による立入規制を行っているものの、侵入を抑止する設備はなく、き損や盗難、放火への対策は十分でない。また、松花堂と書院に設置している防火設備は、建造物一般の防火対策の水準にとどまっている。

## (3) 災害対応

本計画策定中の平成30年(2018)、八幡市は6月の地震と、その後の台風や豪雨により、続けて大きな被害を受けた。八幡市立松花堂庭園においても施設の被害は甚大で、名勝指定地内に存在する要素の多くがき損しただけでなく、本格的な復旧に着手するまでの期間、さらにき損が進行する恐れもある。相次ぐ災害によって、名勝の価値が一時的に損なわれている状況である。

表5-4 平成30年(2018)の災害によるき損状況の概要

要素区分	き損した要素	地区番号 ・位置	き損状況
本質的価値を構成する諸要素	構造物：石積	1：梅見門 前階段脇	石材落下
	石造物：石燈籠、石塔等	1、2、3	倒壊、部材の割れ、欠け
	植栽：樹木	2	倒木、枝の折損
	建造物：松花堂	3	屋根：宝珠のズレ 壁：壁の剥落、破損、亀裂等
	建造物：書院	2	屋根：瓦割れ、落下 壁：亀裂、剥離、落下、倒壊 小壁：落下 天井：沈下 棚：破損 基礎：タタキ割れ、沈下、浮き
	その他庭園工作物：内園塀	2、3	屋根：瓦割れ・落下 壁：剥落、落下 躯体：傾きの進行
本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素	石碑(昭和期)	1	倒壊
	表門(旧正門)	1	柱：亀裂、割れ、ズレ、傾きの進行 屋根：瓦割れ、落下
	外周塀	1	壁面亀裂

平成30年(2018)の災害時に被害が拡大した要因のひとつとして、経年劣化による強度の低下が考えられる。名勝指定地の原型となった邸宅は、およそ120年前の明治時代後期に成立しており、以降大規模な修理を行うことがないまま今日に至った。

## 5-1-2 名勝指定地内に存在する諸要素

ここでは、【3-7】【3-8】で示した諸要素の現状と、【4-2-2】で示した諸要素の分類をふまえ、名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素に関する保存管理上の課題について、分類ごとに整理する。

### ① 名勝の本質的価値を構成する諸要素

#### (1) 地形・地割・構造物

この要素に関わる保存管理上の課題は、築山（古墳後円部）に集中している。裾に設けられた石積の一部で、樹根の延伸による破損（石材落下、ズレ出し）が生じているほか、コケに覆われた北面を除く斜面の各所で、表土の流亡が生じている。また、南斜面の枯流れは、上流付近で土砂の流入や枯葉の堆積が生じている。

そのほかの地区における課題は、書院中庭の築山で生じている若干の表土流亡、名勝指定地西部の石積で確認している樹根の延伸による破損と、名勝指定地北辺の石垣で確認している天端付近での実生木の成長である。実生木が石垣天端付近で成長を続けると、樹根が石垣の構造に影響を与え、破損する恐れがある。



写真 5-1 表土流亡が生じている築山斜面



写真 5-2 樹根の延伸による石垣・石積の破損  
上：築山（古墳後円部）の裾、下：名勝指定地西部

#### (2) 石組・景石・飛石・延段・砂利敷

この要素に関わる保存管理上の課題は、書院庭園の各所に点在している。明治時代以来の庭景を構成しているコンクリート製の人造伽藍石については、書院前庭にあるものは破損が進行し、玄関前庭にあるものも地被類に半ば覆われ、視認しづらくなっている。一部の景石についても、成長した灌木の陰になり、視認しづらい状況にある。また、樹根の根上がりや延伸などの影響で、一部の飛石、延段について不陸が発生しており、今後も同様の例が生じると予想される（これまでのき損事例と対応については【資料4-1】参照）。

書院前庭の砂利敷の園路は、作庭当初の姿ではなく、飛石周辺のコケが消失したことを機に、一部を砂利敷にあらため、拡張した結果である。そのほかの地区における課題として、築山（古

墳後円部) で生じている表土流亡に伴い、斜面の飛石階段が埋没する可能性が指摘できる。平成30年(2018)6月の地震による、石組の石材落下も確認している。



写真 5-3 人造伽藍石の破損状況 (書院前庭)



写真 5-4 人造伽藍石の埋没状況 (玄関前庭)

### (3) 石造物

この要素に関わる保存管理上の課題は、名勝指定地全域に点在する石燈籠の経年劣化が中心である。石燈籠の一部で傾きや石材の欠け、風化が生じているほか、過去の補修痕も確認している。そのほか、表庭の女郎花塚では、石塔を囲む石柵に破損が生じている(これまでのき損事例と対応については【資料4-2】参照)。さらに平成30年(2018)6月の地震によって、ほぼすべての石造物全般が倒壊し、一部が破損した。

### (4) 植栽

この要素に関わる保存管理上の課題のうち、名勝指定地全域で確認しているのは、実生木の成長である。また、築山(古墳後円部)の植栽は、特に剪定を行わず自然樹形のまま管理しているため、大径化して密度が高まっているだけでなく、一部の樹木が名勝指定地の外へ張り出して成長している。日常的に剪定を行っているそのほかの地区の樹木についても、景石や石造物、門を覆うように繁り、庭景に影響を及ぼしている。昭和12年(1937)の実測図に記録されている樹木は、年月の経過で樹勢が衰えており、幹が空洞化した例、枯枝が目立つ例、枯死した例がある。明治時代、『都林泉名勝図会』に基づいて再現された松花堂露地にも変化が生じ、ウメと小低木が消失している。

樹勢の衰えは地表の日照量にも影響を与えており、書院前庭でコケの生育不良や枯死による裸地化がすすんでいる。そのほか地表の変化として、築山(古墳後円部)の斜面で、表土流亡による樹根の露出が生じている。また、松花堂露地、書院前庭などの飛石周辺では、見学者の立ち入りが植栽に与える影響が大きく、踏圧によるコケの消失や樹木の根上りが生じている(【図5-1】参照)。



写真 5-5 枯枝が目立つモミジ



写真 5-6 裸地化がすすむ書院前庭



写真 5-7 枯死したナギ



写真 5-8 幹が空洞化したモチノキ



図 5-1 飛石周辺のコケ生育状況の変化

(左：昭和 40 年代の松花堂露地、右：現在の松花堂露地)

左写真出典：久恒秀治『京都名園記』誠文堂新光社 1969

## (5) 建造物

この要素に関わる保存管理上の課題は、書院に集中している。完成以来、建物全体の本格的な修理を行わないまま120年ほどが経過し、各所で地盤沈下や雨漏りなどが生じたことにより、障壁画については、書院から取り外し八幡市立松花堂美術館の収蔵庫に保管する状況に至った（これまでのき損事例と対応については【資料4-4】参照）。また、本計画の策定に伴い平成29年度に実施した耐震診断で、地震による倒壊の危険性が指摘されるなか、平成30年（2018）6月の地震で被害を受け、大小さまざまなき損が生じている。

松花堂については、平成に入り半解体修理を実施しており、書院に比べ良好な状態を保っていたが、平成30年（2018）6月の地震により、壁の破損などが生じている（これまでのき損事例と対応については【資料4-3】参照）。

## (6) その他庭園工作物

この要素に関わる保存管理上の課題は、指定管理の仕様書に起因している。竹垣類など、素材の耐用年数が短い庭園工作物については、維持管理業務の範囲内で補修と組手縄の交換を行っているが、仕様書では定期更新などの規定がない。

建造物に準ずる規模の庭園工作物については、書院と同様の課題を確認している（これまでの損事例と対応については【資料4-5】参照）。名勝指定地の東辺、内園の外周に沿う塀は、地盤沈下による傾きや破損が生じており、控え柱も腐朽して添え柱で支える状態であったことに加え、平成30年(2018)6月の地震によって壁が崩落、瓦が落下している。腰掛待合についても、地震により壁が崩落するなど、大規模なき損が生じている。

## (7) 要素の変化・消失

昭和12年(1937)以降、名勝指定に至るまでの間に、内園を構成する要素の一部について、変化・消失が生じている。変化・消失の概要を【図5-2】で、より詳細な植栽の変化を【図5-3】で示す。

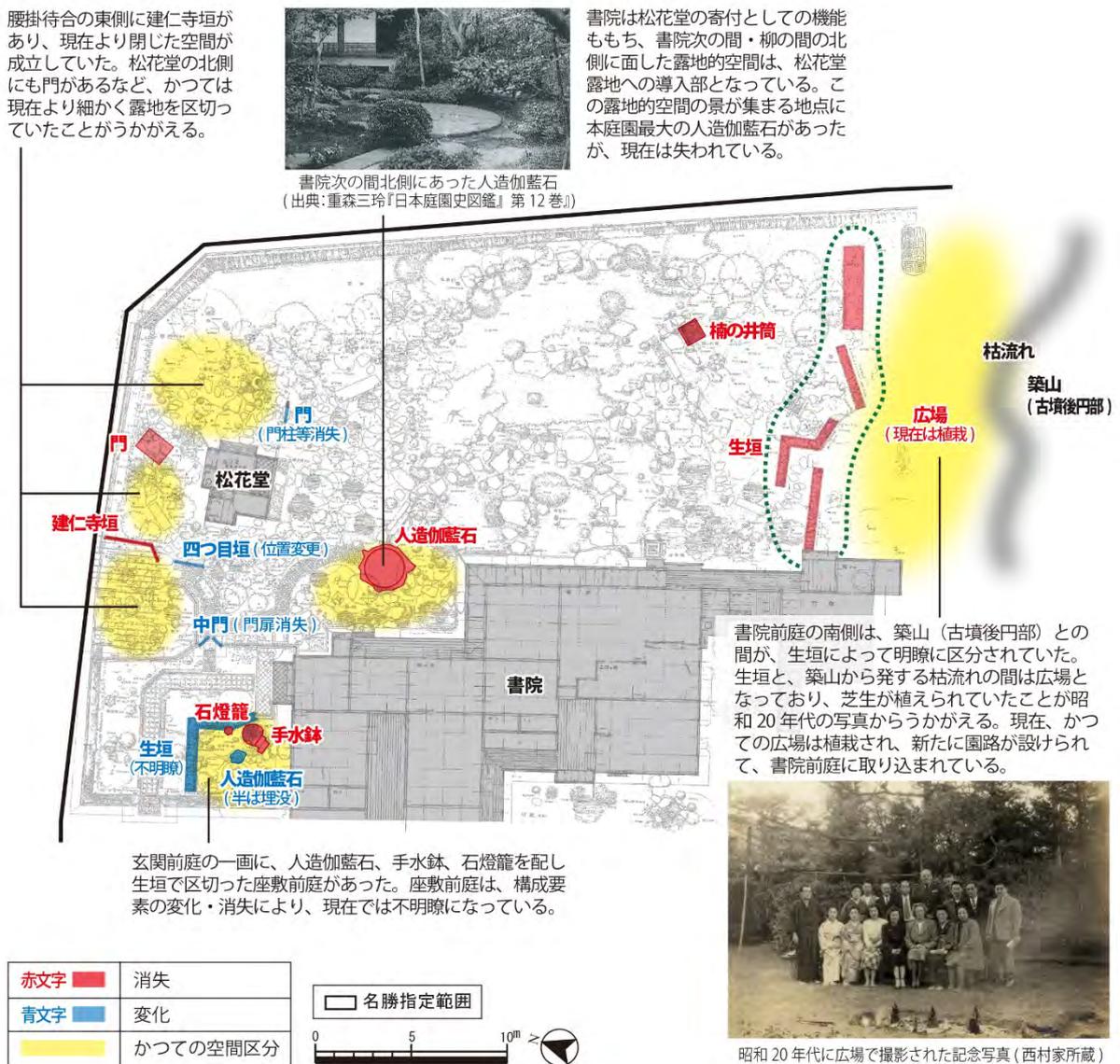


図 5-2 名勝指定以前に生じた内園を構成する要素の変化・消失



## ② 名勝指定地内に存在するその他の諸要素

### (1) 本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素：歴史的要素

この要素に関わる保存管理上の課題は、主に平成30年(2018)6月の地震により生じている。昭和期建立の顕彰碑類は、地震で一部が倒壊し、歴史的建造物の表門にも、傾きや部材の割れが生じた。地震発生以前から経年劣化が進行していたことについては、建造物や庭園工作物と同様である(これまでの表門のき損事例と対応については【資料4-6】参照)。

### (2) 本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素：昭和期の庭

昭和期の庭である表庭の園路や植栽は、塀と石垣で区画された内園の外に位置しているため、内園とともに名勝指定を受けた空間であることが視認しづらい。

### (3) 保存活用に関する諸要素

保存活用に関する諸要素のうち、防災施設の現状と課題については【5-1-1】で示した。ここでは、それ以外の施設の課題について整理する。

- 名勝(史跡)指定地に、名勝(史跡)であることを示す保存施設(名勝標識や説明板等)が設置されておらず、見学者に名勝の範囲や価値、名勝と史跡の違いが伝わりにくい。
- 案内板などのサイン類は必要に応じて順次整備を行ったため、素材や意匠、配置を統一できておらず、名勝の価値を示すために必要な情報が網羅できていないことに加え、一部は老朽化が著しい。
- 石造物や景石の記名板は、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』で『八幡松花堂栞』に基づき記された名称を反映して作成しているため、伝承的な情報を含んでおり、一般名称と齟齬がある例を確認している。



図5-4 記名板で示した名称と一般名称が異なる例  
(左:「誰カ袖の手水鉢」の記名板、右:「櫃手水鉢」図)

右図出典: 谷晃・矢ヶ崎善太郎校訂『茶譜 図面篇』思文閣出版 2010



写真5-9 腐朽がすすみ判読困難な説明板

- 井戸蓋、竹垣類など、素材の耐用年数が短い管理施設については、庭園工作物と同様、仕様書に起因する課題を確認している。

## 5-2 活用上の課題の整理

ここでは、名勝指定地の活用の現状と、活用上の課題について整理する。

### 5-2-1 名勝指定地の活用の現状

#### ① 施設概要

名勝指定地は、八幡市の施設である八幡市立松花堂庭園の一面にあり、所有者は八幡市で、隣接する八幡市立松花堂美術館とともに、指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が管理している。

名勝指定地を含む松花堂庭園の入園は有料で、開園時間や入園料などは【表5-5】【表5-6】の通りである。なお、平成30年(2018)6月の地震以降、名勝指定地の大半を占める内園について公開を中止したため、公開範囲に応じ庭園入園料を引き下げている。

表5-5 八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館 開園・開館時間及び休園・休館規定

開園・開館	午前9時～午後5時(入園・入館は午後4時30分まで)
休園・休館	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)および12月27日～1月4日まで

表5-6 八幡市立松花堂庭園 入園料

(円)

区分	個人	団体	施設利用者
おとな	400	320	100
学生	300	240	80
こども	200	160	50

\* 団体料金は20名以上の場合に適用

#### ② 施設案内手段

##### (1) ウェブサイト・SNS

##### 公益財団法人やわた市民文化事業団

八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を管理・運営する公益財団法人やわた市民文化事業団は、ウェブサイト「松花堂庭園・美術館」を開設し、施設案内のほか、さまざまな情報の発信を行っている。イベントや庭園の様子など、日々の情報を発信する手段として、Twitter投稿も行っている。

##### 八幡市

八幡市のウェブサイトでは、商工観光課のページで施設の利用案内等を掲載するとともに、リンク先として公益財団法人やわた市民文化事業団によるウェブサイト「松花堂庭園・美術館」を紹介している。このほか社会



図5-5 松花堂庭園・松花堂美術館ウェブサイト  
(公益財団法人やわた市民文化事業団)

教育課のページでは、休園情報等の提供、文化財保護課のページでは指定文化財の説明等を行っている。

また、八幡市では平成30年(2018)に市の魅力を伝えるウェブコンテンツ「八幡ストーリー」を制作・公開しており、その中でも八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の利用案内を行っている。

## (2) ツールガイド・人的ガイド

### 各種パンフレット

現地で利用できる施設案内として、松花堂庭園・松花堂美術館のパンフレット（日本語版・英語版・簡体字版・繁体字版）や、八幡市の観光パンフレット類で施設の利用案内等を行っている。



図 5-6 松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット（左：日本語版、右：英語版）

## ボランティアによる庭園案内

八幡市立松花堂庭園には、園内の案内・解説を行う市民ボランティア組織として、庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」があり、庭園案内ボランティアによる原則予約制の庭園案内を無料で行っている。ボランティアが常駐している日については予約なしで案内を受けることもできるため、入園者の約3割が利用している。平成14年(2002)の庭園リニューアル以降、それ以前に比べ2倍近く案内回数が増加した期間があったが、最近5年は年間700回から800回前後で推移している。

## ③ 名勝指定地の活用

八幡市立松花堂庭園の一部である名勝指定地は、公開施設として活用されてきた。以前は、書院建物のうち書院中庭に面した10畳の間について貸室利用を行っていたが、経年劣化の進行をうけ、利用者の安全と建造物の保護を考慮して、平成27年度末で中止している。

加えて、平成30年(2018)6月の地震以降は内園の公開を休止したため、名勝指定地のほぼ全域について、活用困難な状況が続いている。

### (1) 利用者数と市民の利用率

松花堂美術館が開館するまで、松花堂庭園の入園者数は年間1～1.5万人程度であったが、松花堂美術館が開館した平成14年度は約3.6万人、平成15年度から平成19年度までの5年間は3.5～4万人と、美術館の開館によって明らかに入園者数が増加した。【図5-7】は、平成15年度から平成

30年度までの、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の入園・入館者数の推移を示すグラフである。平成20年度以降、入園者数は年間2.5～2.7万人程度で安定していたが、平成30年(2018)6月の地震以降、内園の公開と外園の茶室の利用を停止したため、平成30年度の入園・入館者数は前年から1万人減となっている。

【図5-8】は、【図5-7】と同一期間の入園・入館者数を、月別に示したグラフである。春は4月、秋は11月にピークがあり、4月のつばき展と11月の松花堂美術館特別展が庭園の利用を促進していることが分かる。

この数字は、施設としての松花堂庭園の入園者数を示したもので、名勝指定地の利用者数を示すものではないが、松花堂庭園の主要施設の分布や園路を考慮すると、松花堂庭園の入園者数と名勝指定地の利用者数は、おおむね一致するとみてよい。

第5次八幡市総合計画の策定に向け、八幡市が平成28年(2016)に実施した「市民アンケート調査」のうち、市内10か所の自然や歴史遺産の訪問状況調査では、市民の約9割が松花堂庭園・松花堂美術館の存在を知っているものの、認知度がそのまま利用に結びついてはいない状況が明らかになった。松花堂庭園・松花堂美術館を「訪れたことがある」人は58.7%で、石清水八幡宮92.9%、背割堤(桜の名所)74.7%、上津屋橋(流れ橋)72.7%、エジソン記念碑63.3%につづく第5位の訪問率であった。また、「知っている(訪れたことはない)」は、第1位の飛行神社の36.0%に次ぐ29.4%で、松花堂庭園・松花堂美術館は、市民の認知度に比べ、利用率が低い傾向にある。

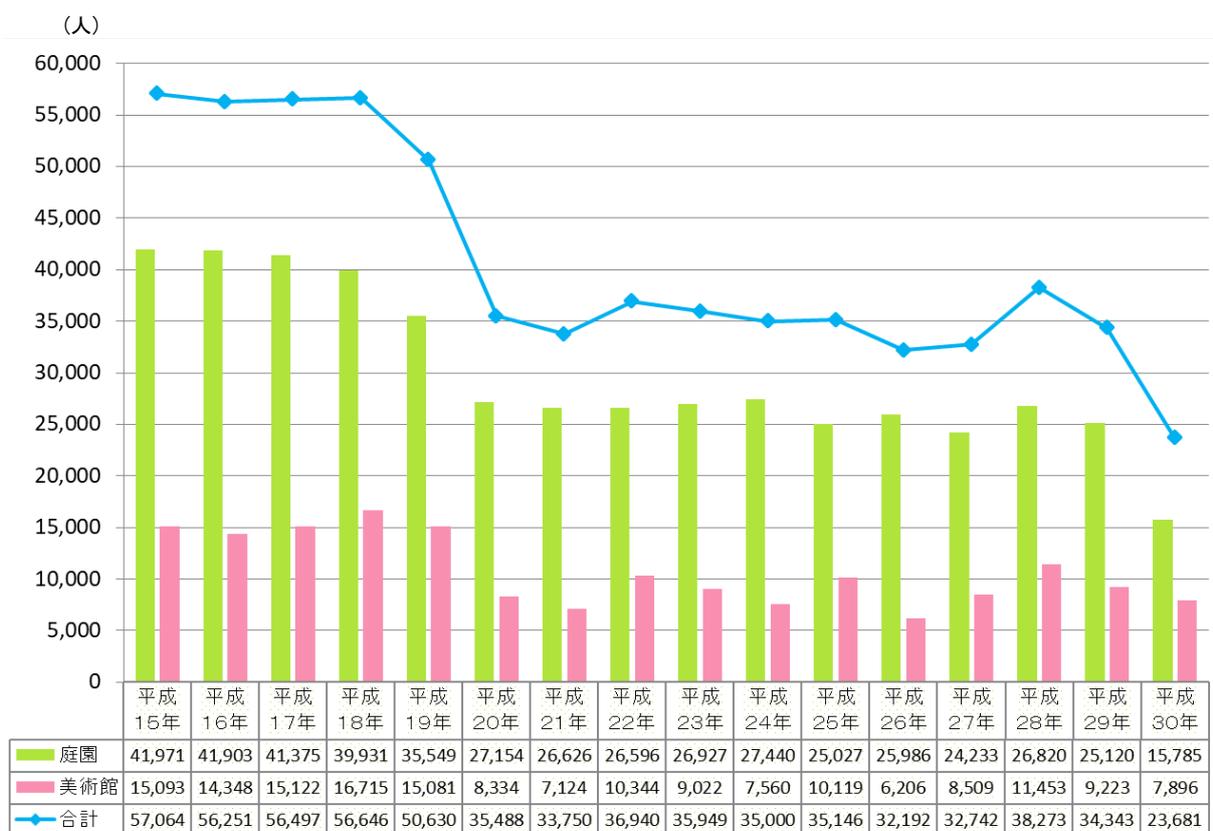


図5-7 年度別入園・入館者数(平成15~30年度)

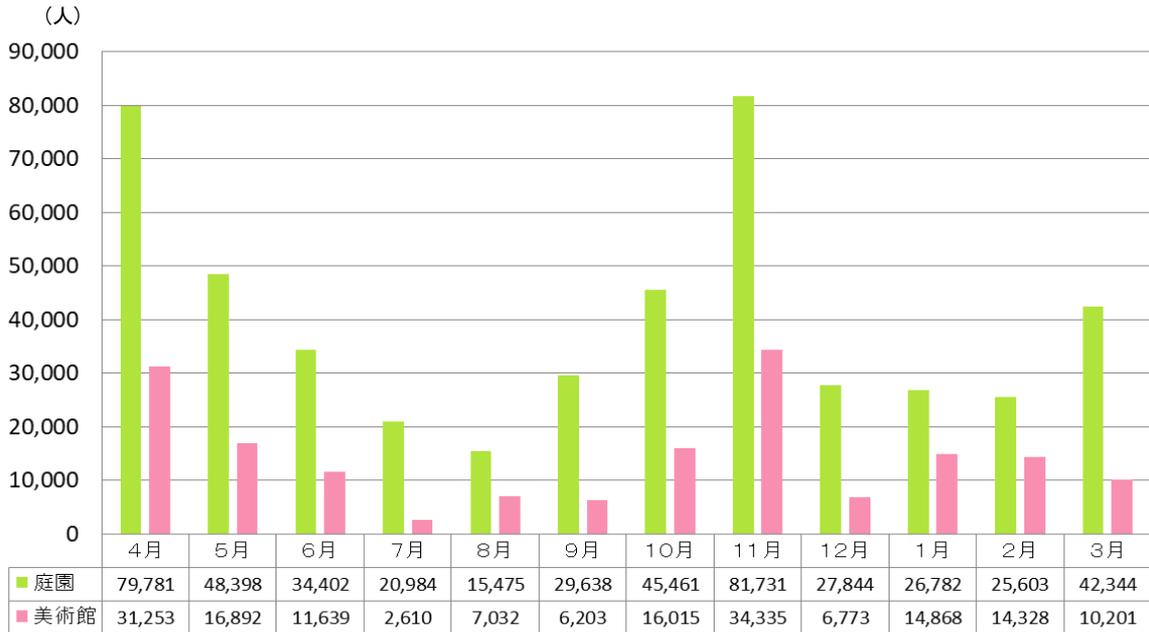


図 5-8 月別入園・入館者数(平成 15~30 年度)

## (2) 見学コース

### 名勝指定地内の見学コース

名勝指定地は、名勝指定地をとりまく外園と一体の施設として公開しており、外園の園路を巡ったのち、内園に入る見学コースを設定している。

名勝指定地内の見学コースは次の通りである。表庭の中央付近に設けられた通路の北側から指定地内に入り、誘導板の表示に従って、内園の入口である梅見門に向かう。内園には、順路を示す誘導板や見どころを示す説明板などを設置していないため、梅見門から内園に入ったあとは、飛石等に沿って自由に見学することになる。園路を巡り、書院前庭を抜けると築山（古墳後円部）に行き当たる。その南裾を過ぎ、西裾に回ったところで、園路は内園南側の出口方向へほぼ直線になる。内園南側の出口は、名勝指定地の南西側にある椿園と、南東寄りのゲートをむすぶ東西方向の園路につながっており、椿園に入るか、そのままゲートを出るか、選択することができる。

### ボランティアガイドによる庭園案内のコースと解説

ボランティアガイドによる庭園案内のコースは、ガイドを利用しない場合に想定している見学コースと、おおむね一致している。名勝指定地内に入ると、まず西に向かい、門と女郎花塚の解説を行う。次に表庭の園路を梅見門に向かって進み、園路沿いの樹木や竹垣について解説する。梅見門と中門を抜け、松花堂露地を北から東に進んで書院前庭に入り、築山（古墳後円部）、書院中庭を順に巡りながら各所で解説を行う。南側出口から内園を出たあとは、名勝指定地南西側の椿園方面に向かう。

案内に先立ち、ボランティアガイドから見学者に伝えるのが、「松花堂庭園は洛南の名園として“お茶の松花堂”、“竹の松花堂”、“椿の松花堂”、そして“松花堂弁当発祥の地”として広く親しまれて」という点である（庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」ガイド用説明資料『松花堂庭園ガイドブック』）。そこには、八幡市立松花堂庭園が現在までに形成し、発信してきたイメージが色濃く反映されている。

庭園案内の解説対象は【図5-9】に示した。解説の大部分は、昭和4年(1929)に当時の庭園所有者が発行した解説書『八幡松花堂棠』に基づいているため、伝承的な情報も含んでいるが、歴史的な事柄の解説と庭園の構成要素の解説を限られた時間内でバランスよく行っており、利用者から好評を得ている。



図 5-9 ボランティアによる庭園案内のコースと解説対象  
(庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」ガイド用説明資料『松花堂庭園ガイドブック』より作成)

### (3) 学校教育・社会教育における活用

#### 八幡浜市との中学生交流

八幡浜市に飛行神社を創建した飛行機研究者、二宮忠八の出身地である愛媛県八幡浜市との間で、中学生の交流事業を毎年実施している。郷土に対する誇りと魅力を再認識することを目的に、中学生が双方の市を訪問し、体験活動を通じて交流を行うという事業で、八幡市側の体験活動に松花堂庭園散策を織り込んでいる。

平成29年(2017)は、八幡市での体験活動として石清水八幡宮見学・飛行神社見学、松花堂弁当学習、松花堂庭園散策・お茶席体験等を設定し、両市とも約20名の生徒が参加した。

## 近隣小学校の校外学習

八幡市立松花堂庭園に隣接する、さくら小学校、くすのき小学校、南山小学校の児童が、地域を知る校外学習で来園し、庭園を見学している。

## 学校教育を通じ松花堂の認知度を高める取り組み

八幡市では、松花堂、松花堂昭乗に関連して、市内小学校の児童を対象に、以下のような取り組みを行っている。

### ○副読本での松花堂の学習

小学校3・4年生の社会科副読本『わたしたちの八幡市』で、「八幡市にゆかりのある人々」として、日本文化の形成に役割を果たした昭乗と、昭乗が隠棲した松花堂を取り扱っている。

### ○八幡ものしり検定の実施

市内小学校4年生の全児童を対象に、地域の歴史・文化・特産物などを学び、ふるさとへの愛着を育てる地域学習の一環として「八幡ものしり検定」を実施している。この事業では、八幡にゆかりのある偉人として「松花堂昭乗」「エジソン」「二宮忠八」を取り扱っている。

## 5-2-2 名勝隣接地区の活用の現状

ここでは、名勝指定地の活用上の課題を整理する上での参考情報として、八幡市が名勝指定地と一体的に運営している名勝隣接地区の主要施設、松花堂庭園（名勝指定地外の外園）と松花堂美術館の活用の現状を、より詳細に示す。

### ① 指定管理者による活用

#### (1) 公開活用事業の内容

指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団が主体となり実施している公開活用事業は、大きく二種類に分けることができる。ひとつは松花堂、書院を中心とする庭園と3棟の茶室など、特色ある施設を活かし、茶道、華道、書道等の伝統文化を育む場として活用する庭園事業、もうひとつは、昭乗の事績を顕彰するとともに、美術、工芸等の芸術振興に資することを目的として行う美術館事業である。

#### 庭園（外園）と美術館の活用

書や絵画に秀で、茶道や作庭にも通じた昭乗にちなみ、昭乗ゆかりの伝統芸術にふれることができる各種の文化振興事業を、年間を通じて開催している。文化振興事業には、次世代育成事業と、観光施設としての文化事業というふたつの柱があり、それぞれの事業で行われる催しの主な会場は、外園にある茶室、美術館、美術館別館内のギャラリー、会議室である。

次の【表5-7】【表5-8】に示した、毎年の定期的な催しに加えて、平成28年度からは新たな取り組みも行っている。

○八幡市受託事業として、外園の茶室3室と美術館別館を会場に「お茶の京都 in 松花堂茶会」を行った（以降、継続して実施予定）。

○文化財公開事業として、秋期京都非公開文化財特別公開に参加し、公開期間に合わせて美術館で特別展示を行った（松花堂庭園では松花堂と泉坊書院、外園の茶室3室を公開、松花堂美術館では10・11月に特別展示を実施）。

○若手彫刻家による作品展「庭園アートフェスティバル」を行った（通年）。

表5-7 次世代育成事業としての文化振興事業一覧

名 称	会 場	時 期
松花堂子ども書道教室	美術館別館	4～3月（8月除く不定期土曜）
子どもわくわく教室（華道・茶道体験）		5～2月（第1土曜）
小学生を主な対象に、伝統文化に親しんでもらう催し。		
七夕茶会	茶室「松隠」	7月（1～2日間）
立命館大学茶道研究部による手作り茶会。七夕まつりと合わせて開かれる。		
新春書初め席書大会、作品展	美術館、美術館別館	1月 席書大会（1日のみ） 1・2月 作品展（10日間前後）
市内在住在学の子供たちによる席書大会と書初め展の合同作品展。		
学生茶会	茶室「松隠」	2月（1日のみ）
京都八幡高校伝統文化部による茶会。		

表5-8 観光施設としての文化振興事業一覧

名 称	会 場	時 期
日曜茶席	茶室「竹隠」	3～5月／10・11月
初心者も参加できる春と秋の各日曜の恒例茶会。		
月釜会	茶室「松隠」	4～3月（8・10・1月除く）
松花堂昭乗の遺徳を偲び、毎月第2日曜日に開催する茶会。		
つばき展	庭園全体（内園・外園）、美術館別館	3・4月（3日間）
庭園に咲く椿と、切り花椿の装飾展示。茶会も開かれる。 期間中、美術館別館で毎年趣の異なる特別展も同時開催される。		
七夕まつり	美術館回廊周辺	7月（平成26年度より25日間前後）
回廊行灯や短冊飾り。管理初年の平成25年度から京の七夕実行委員会協賛で開催され（除く平成27年度）、総入場者数（七夕まつり）は毎年2500人を超える。		
納涼寄席	美術館別館	8月（1日のみ）
米朝一門の若手落語家による古典落語会。		
忌茶会	茶室「松隠」、 美術館別館	10月（1日のみ）
松花堂昭乗の遺徳を讃えた茶会。		
水石名品展	美術館別館	10月（7日間）
自然の石の形態や模様などを山水に見立てて鑑賞する水石の展示。		
香道教室	美術館別館	10月～（5回）
御家流香道の師範を講師として初心者でもわかりやすい内容で開催。		
初釜会	茶室「松隠」	1月（1日のみ）
新年を寿ぐ茶会。		
花の祭典in松花堂	美術館、美術館別館	1・2月（2～3日間）
洋らん展、いけ花展、フラワーデザイン展をそれぞれ開催。		
ひなまつり寄席	美術館別館	3月（1日のみ）
落語サークル「なぎさの会」による落語会。		

## 美術館の活用

美術館では、昭乗ゆかりの作品のほか、八幡市の歴史や文化に関わる美術品を収蔵・展示している。美術館が実施している主な事業は、以下のとおりである。

- 松花堂昭乗に関連する作品と資料の展示、年数回の特別展開催
- 展覧会に合わせた特別講演会やギャラリートークの開催

- 昭乗研究所（市民参加型研究会）の運営
- 中学生の職場体験学習、大学からの博物館実習生受け入れ
- 美術作品の寄贈・寄託、相談対応
- ミュージアムショップおみなえしの運営

表5-9 平成30年度・令和元年度開催の展覧会一覧

平成30年度	3～5月	春季展「藤平 伸—やきものの詩人、茶陶に遊ぶ—」
	5～7月	初夏展「泰房庵コレクション 近代中国のフレンドリーな花鳥・山水画を中心に」
	9・10月	初秋の小展示「くらしの器 やわた南山焼」
	10～12月	特別展「少女ゴコロと竹久夢二」
	1・2月	新春展「陽春のはなやぎ」
令和元年度	3～5月	春季展「ある日の都路華香」
	5～7月	初夏展「ご存じですか？ 大坂画壇」
	9・10月	初秋の小展示「やわた南山焼 動植物デザインにみる素朴な魅力」
	10～12月	特別展「茶室のアイデア 中村昌生と庭屋一如」
	1・2月	新春展「梅を愛で、芝居を楽しむ」

## (2)教育・学習・住民活動、交流・観光等

### 昭乗研究所

松花堂美術館が平成21年（2009）に立ち上げた市民参加型研究会で、会の名称を研究所とし、参加者を研究生と呼んでいる。昭乗の書状や作品を読み解き、理解を深める月1回の定例講座には、毎回20人前後の研究生が参加する。定例講座のほか、研究生による研究報告会を年1回、講師を招いての特別講演会を年2回開催し、昭乗の功績を市民に紹介している。

### 周知・情報発信

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館に関する周知活動として、ウェブサイト「松花堂庭園・美術館」を立ち上げ、施設利用案内をはじめとして、展覧会案内、イベント案内を発信し



図 5-10 「松花堂昭乗データベース」トップページ  
(公益財団法人やわた市民文化事業団)

ている。ウェブサイト以外にもブログ、SNSを通じて積極的に情報発信を行っているほか、昭乗に特化した情報発信の場として、サイト内に「松花堂昭乗データベース」を設置している。昭乗関係作品（絵画、書跡、工芸、彫刻、考古・歴史資料、和本）、昭乗関係資料（図書、論文、図録、売立目録）を網羅しており、昭乗の多彩な活動の一端を知ることができる。

そのほか、八幡市観光協会や観光関連事業者等と連携し、指定管理初年度より名古屋、岡山、姫路、大阪など各方面の旅行企画会社に対し営業活動を展開していたが、松花堂庭園の国名勝指定、石清水八幡宮の国宝昇格をふまえて、これまで以上に各地から訪れてもらえるよう、公益財団法人やわた市民文化事業団の職員が施設の枠を越えて連携し、広報などに取り組んでいる。

敷地の一角にある昭乗広場では音楽イベントやフリーマーケットを年数回開催しており、毎週土曜には地元の野菜などを販売する朝市も行われている。

### 関係組織等との連携

#### ○石清水八幡宮との連携

- ・八幡市を代表する観光施設として、石清水八幡宮とともに八幡市観光協会や京都府観光連盟主催の観光プロモーションへの参加等を行っている。
- ・美術館では平成19年(2007)開館5周年記念、平成23年(2011)に御鎮座1150年記念、平成25年(2013)に企画展、平成28年(2016)に国宝指定記念など、機会を設けて石清水八幡宮に関わる特別展を開催し、神宝の貸し出しや神官による解説など協力・連携を行っている。

#### ○市内の社寺・観光施設との連携

- ・平成29年度に八幡市内の社寺と観光施設が「八幡市社寺等観光施設連絡会」を設立し、八幡市商工観光課に事務局をおいて、共同行事の開催等により誘客に努めている。

#### ○八幡市観光協会との連携

- ・八幡市観光協会が市内散策のためのレンタサイクル事業を行っており、松花堂庭園・松花堂美術館も拠点のひとつになっている。他にも観光案内所、四季彩館で受付、返却ができる。

#### ○歴史街道推進協議会との連携

- ・歴史街道推進協議会と連携し、関西から日本の歴史、文化について発信する歴史街道計画のもと、八幡市立松花堂美術館に歴史街道iセンターを置いている。歴史街道iセンターは歴史街道計画における広域案内施設で、総計41か所のうち8か所が京都府に設置されている。

## ② 八幡市による活用

### (1) 茶文化の歴史観光資源として

平成27年(2015)6月に京都府が策定した「お茶の京都構想」に基づき、平成28年(2016)八幡市の「お茶の京都マスタープラン」が策定された。石清水八幡宮、流れ橋及びその周辺の浜茶の景観とともに松花堂庭園を重要な観光拠点として位置づけし、それらを活用して八幡のお茶の魅力を発信する企画やイベントが計画された。なお、平成29年(2017)3月には京都府と八幡市を含む山城地域の12市町村が出資する一般財団法人京都山城地域振興社(通称:お茶の京都DMO)が発足し、地域資源を活用した観光振興・交流に関する事業を行っている。

平成29年度には、京都の茶の産地の市町村と合同で「お茶の京都博」が開催され、松花堂庭園では11月に外園の茶室で茶会が催された。平成30年(2018)1月にはマスタープランに挙げられた松花堂昭乗ゆかりの「空中茶室・閑雲軒」に関するシンポジウムが開かれ、復元構想に関する議論が行われた。

## (2) インターネット関連情報提供

### ウェブコンテンツ「八幡ストーリー」

平成30年(2018)に、八幡市の魅力を伝えるウェブコンテンツ「八幡ストーリー」を作成した。このコンテンツでは、市の豊かな歴史や文化、自然などを「01 はちまんさん」、「02 門前町」、「03 茶文化」、「04 松花堂弁当」、「05 3つの川」の5つの物語(ストーリー)で紹介している。また、そこで取り上げた地を結んだ「八幡王道ルート」、「自然ルート」、「門前町と甘いもんルート」の3つの観光モデルルートを設定している。

それぞれのストーリーはイラストや歴史文化の詳しい解説を交えたもので、このうち「03 茶文化」、「04 松花堂弁当」のストーリーでは松花堂昭乗や松花堂、庭園をとりあげている。また、ストーリーの登場人物を紹介するコンテンツとして、人物図鑑も提供している。



図 5-11 「八幡ストーリー」ウェブサイト

### 公衆無線LAN

平成28年度から、八幡市内の主要な施設、観光スポットで公衆無線LANサービスの提供を開始しており、松花堂庭園・松花堂美術館は提供対象施設である。

### 5-2-3 名勝指定地の活用上の課題

ここでは、名勝指定地の活用上の課題について整理する。

#### 活用の方法

- 現状では活用の方法が見学に限定される。また、平成30年(2018)6月の地震により、名勝指定地のうち内園の公開を休止しており、復旧が完了するまでの長期にわたり、名勝が公開できない状況にある。
- 書院は地震発生以前から内部への立入を制限しており、書院庭園について、視点場である書院から見学することができない。
- 市民からの認知度の高さが、活用の促進に結びついていない。

#### 解説・案内の方法・内容

- 施設パンフレットは英語版・簡体字版・繁体字版を準備しているが、名勝指定地の内外いずれも、サイン類は日本語表記のみで、多言語化への対応が遅れている。
- 解説、案内の方法と、施設で提供している公衆無線LANサービスが連動していない。
- 名勝指定地内に説明板が少なく、現状では、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園のボランティアガイドによる案内が、もっとも情報量の多い解説になっている。
- 庭園案内ボランティアの活動に関する周知方法がウェブサイトに限られており、庭園案内に関する情報が見学者に届きにくい。

#### 学校教育・社会教育における活用

- 名勝を校外学習の場等として利用しているのは近隣の小学校のみで、市内全域の小学校で有効活用するには至っていない。
- 名勝指定地の大半が屋外であることから、学校教育・社会教育の場として活用を図る上で、名勝隣接地区の諸施設にくらべ制約が多い。

### 5-3 整備上の課題の整理

名勝指定地の整備については、保存上必要な範囲での修理を中心に行ってきた。ここでは、名勝指定地の整備経過と、整備上の課題について整理する。

#### 5-3-1 名勝指定地の整備の経過

##### ① 名勝指定地

名勝指定地の整備は、竹垣の更新など、個々の要素に対して行う維持的な修理が多かった。このようななか、平成25・26年度に、名勝指定地のうち史跡指定地でもある松花堂露地について、植栽や庭園工作物、石造物のみならず、排水等地盤に関わる修理を含む、大規模な修理を実施している。特に樹木が大きく生長したことによって、上部の枝は建物を覆うように大きく広がる一方、樹根に根上がりが生じた影響で、井戸や石燈籠、手水鉢等の石造物に傾き等の変形が起り、地表では建物周辺を覆う樹根が堰となり、水はけが悪くなるといった弊害が生じていた。修理では広がった枝や根上りの生じた樹根を整理し、根によって持ち上げられた井戸や手水鉢の据え直し等を実施した。

表 5-10 庭園の整備歴

年度	月日	場所	対応
昭和54年度	—	腰掛待合	屋根杉皮葺替、外壁塗替、柱根継
昭和62年度	—	梅見門	屋根檜皮葺替
平成4年度	—	竹垣	新設・改修
平成12年度	—	史跡外周塀	改修
平成20年度	—	史跡指定範囲	測量のうえ史跡境界標を設置
平成22年度	—	梅見門	屋根杉皮葺替
平成24年度	1月～	松花堂露地 腰掛待合 中門	松花堂露地：庭園測量 腰掛待合：修理、屋根葺替 中門：修理、屋根葺替
平成25年度 平成26年度	5月～	松花堂露地	竹垣（竹枝穂垣・四つ目垣・袖垣）取替、石燈籠据替、西側手水鉢清掃、井筒補修、東側手水鉢整理、樹木整理（枝払い・根上がり伐採等）、スギゴケ張替、排水管布設（東側手水鉢-東石垣）
平成27年度	2月	園路（梅見門前）	劣化した竹垣の更新（現状変更届提出）

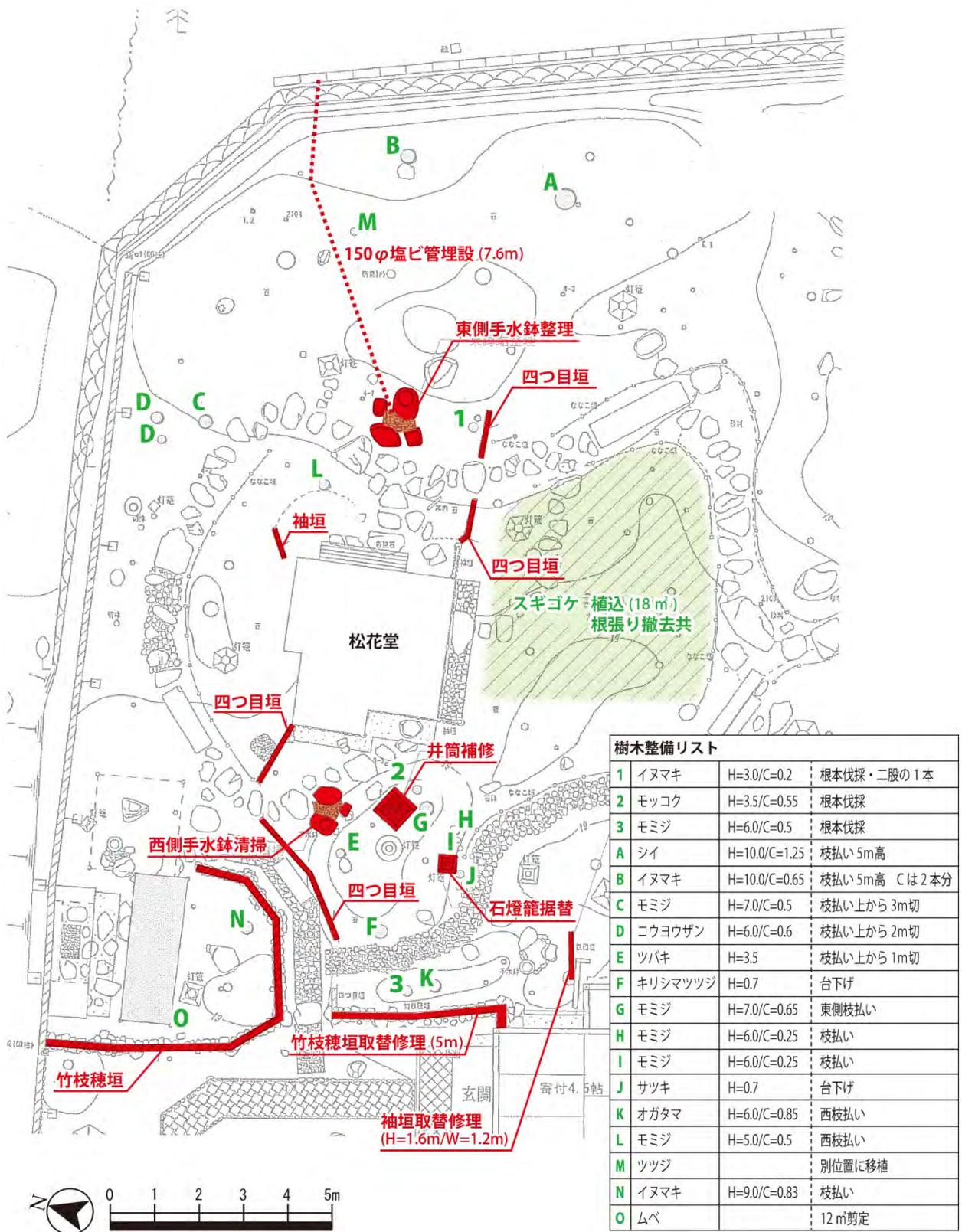


図 5-12 松花堂露地修理箇所（平成 25・26 年度実施）

（『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015 所載の図を加工・加筆）

## ② 建造物

### (1) 松花堂

松花堂の整備については、茅葺の木造建築であることから、部材の風化や経年劣化に対応するため、都度の補修を中心に行ってきた。八幡市が公有化して以降も、屋根の葺替をはじめとする補修や、解体を伴う修理を定期的実施している。近年では平成24・25年度に屋根解体・葺替を含む大規模な修理を実施した。以後は小規模な破損等に対する補修を行い、原状を維持してきた。しかし、平成30年(2018)6月の地震によって外壁のひび割れ、地盤のズレ等が生じている。

表 5-11 松花堂の整備歴

年度	月	場所	対応
昭和54年度	—	屋根、外壁	屋根茅葺替、外壁塗替、茅地材取替
昭和62年度	—	屋根、外壁	補修
平成5年度	—	建物全体	柱根継、棧唐戸修理、天井絵剥落止め、土台取替、襖補修張替、竈上塗塗替補修、袖壁・細壁塗替、縁板2枚取替、棧唐戸解体修理・金具取替、竹樋新設
平成7年度	—	屋根、擬宝珠、外壁	屋根茅葺替、擬宝珠等取替、壁塗替え、化粧裏板取替
平成16年度	5月～	屋根、柱等	屋根茅葺替、柱・広小舞等の一部補修
平成24年度	1月～	屋根、柱等	屋根解体、軒廻り繕い、柱一部補修
平成25年度	5月～	屋根、外壁、建具等	屋根茅葺替、板壁補修、建具修理・新調、畳表替、雨樋新調など

### (2) 書院

書院の整備については、かつての所有者、塚本清が昭和38年(1963)に庭園を取得した際、屋根の葺替、垂木の取替、壁塗替等の修理を行っている。修理の詳細は不明であるが、昭和36年(1961)の第二室戸台風で相当の被害を受けたのち、雨漏りしていた状況に対応するための修理だったという。この時、壁や屋根は傷んでいたが、構造部分はしっかりしていたという所見が伝わる。

八幡市が公有化したのち、昭和57年度には、玄関周辺の解体修理を中心とする修理を実施している。その後も雨漏りや部材の破損等が度々発生しているが、応急措置としての修理や補修を行うにとどまっている(【資料4-4】参照)。その他に、書院完成後のある時点で、所有者が居室等の一部に改変を加える工事を実施している。このような中、平成30年(2018)6月の地震により書院の内外に大きな被害が発生した。

表5-12 書院の整備歴

年度	月日	場所	対応
昭和57年度	—	玄関、廊下廻り、土蔵廻り等	玄関：解体修理、基礎礎石等据え直し、木部腐朽箇所補修、屋根檜皮・柿・棟瓦等葺替、棧唐戸・板戸補修、漆喰・聚楽壁塗替、木部樹脂処理 廊下廻り：屋根柿・屋根取合棧瓦葺替、軒樋掛替 土蔵廻り：軒樋修、台所漆喰壁塗替 防蟻処理(床組廻り木部・土壌、屋根葺替野地木部)
平成17年度	2～3月	東側縁側	縁側天井、屋根、外壁などの劣化箇所修理
平成22年度	4月27日	外廊下	屋根銅板葺替

### 5-3-2 名勝指定地の整備上の課題

ここでは、名勝指定地の整備上の課題について整理する。

#### 保存のための整備に関する課題

- 名勝指定以来、修理を除く大規模な整備は行っていないため、本計画で整理した保存管理上の課題をふまえ、名勝の本質的価値を保存、あるいは顕在化するための保存修理を計画する必要がある。
- 平成30年(2018)6月の地震によるき損が各所に生じており、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の運営も考慮しつつ、災害復旧を行う必要がある。

#### 活用のための整備に関する課題

- 名勝指定地内の書院については、本計画で整理した活用上の課題をふまえ、内部空間の利用を前提とした改修工事（耐震補強を含む）を計画する必要がある。
- 名勝指定地の活用を促進するうえで不可欠な各種施設案内を中心に、適切な情報を伝える多様な手段を、一体的に整備する必要がある。

## 5-4 運営上の課題の整理

### 5-4-1 運営組織

#### ① 運営組織の現状

##### (1) 運営に関わる諸組織

八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館は、八幡市教育委員会社会教育課が管轄しており、管理業務については、指定管理者制度により公益財団法人やわた市民文化事業団に委託している。名勝等文化財指定物件に関わる手続きは、八幡市教育委員会文化財保護課が担当しており、大規模な改修工事等については、八幡市が主体となって実施している。

運営に関わる情報共有の機会として、現在ふたつの定期会議を設定している。月に1回、指定管理者と社会教育課が情報を共有するために行う調整会議と、2か月に1回、八幡市環境経済部の商工観光課が事務局となり、市内観光施設の間で情報を共有するために行う、八幡市社寺等観光施設連絡会である。

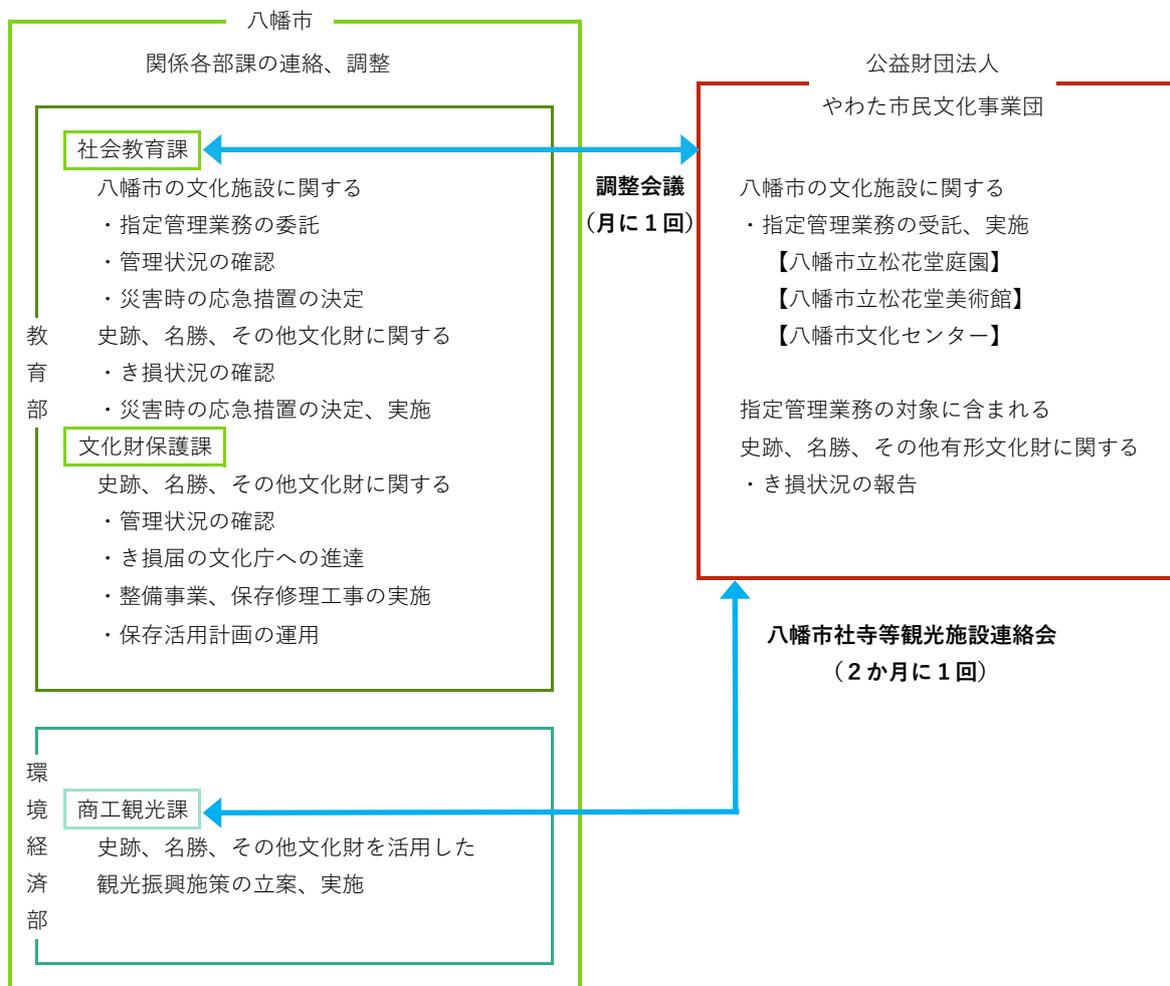


図5-13 運営組織図

## (2) 指定管理者

八幡市公の施設指定管理者条例に基づき、松花堂庭園・松花堂美術館の管理に関する基本協定を定めている。指定管理者の行う管理業務として、基本協定に明記しているのは次の3点である。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設の維持管理に関する業務

本計画策定時の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団は、管理業務を行うにあたり、実務の一部をシルバー人材センターと造園業者に委託している。

### ② 運営組織の課題

運営組織に関する大きな課題はなく、指定管理者と八幡市の担当各課との間でそれぞれに連携を図り、円滑な運営を実現している。管理業務の一部を担当する諸組織と、指定管理者との連携についても同様に、大きな課題はない。しかしながら、指定管理者と八幡市との間で設定しているふたつの定期会議は、いずれも文化財保護課が出席していないため、文化財関係の情報を共有する手段は、都度個別の連絡に限られている。

## 5-4-2 市民協働

ここでは、指定管理者が進めている市民協働の現状と課題について整理する。

### ① 市民協働の現状

現在の指定管理者である公益財団法人やわた市民文化事業団は、市民協働を進めるため、ふたつのボランティア組織を支援、維持している。

#### (1) 庭園案内ボランティア

八幡市立松花堂庭園における市民協働は、庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」の結成に始まる。「おみなえし」に所属する庭園案内ボランティアは、八幡市の貴重な文化・観光資源である松花堂庭園を広くアピールし、来園客にその魅力を知ってもらうために活動しており、結成から20年、松花堂庭園の施策・方針に基づいて、庭園案内や様々な活動・研修などを続けている。

#### 沿革と組織

○平成8年(1996)11月

庭園案内ボランティアを募集し、第1次会員26名が集まる。

○平成10年(1998)3月

第1次会員と第2次会員を合わせ「おみなえし」を結成。  
以降、約4年おきに新規会員を募集。

○平成30年(2018)

結成20周年を迎える。

○平成31年(2019)4月現在、37名で活動中。

#### 主な活動

○庭園案内ボランティアとしての活動に先立ち、約2か月間、指定管理者による研修を受ける。



写真 5-10 庭園案内中のボランティア

- 庭園案内を希望する入園者に対し、解説資料「松花堂庭園ガイドブック」に基づき、無料で案内を行う（案内の詳細は【5-2-1】参照）。
- 会員が使用する庭園内の椿や竹のマップ、解説資料「松花堂庭園ガイドブック」を作成する。解説資料の内容は、定期的に見直しを図る。
- 庭園案内以外の活動として、指定管理者が主催する各種事業への協力、主に関西の史跡や文化財等について学ぶ研修会の開催、会報等の発行を行う。

#### **庭園案内の受付方法・対応時間**

- 庭園案内は原則予約制で、電話予約を受け付けている。連絡先はウェブサイト「松花堂庭園・美術館」に掲載しており、「おみなえし」から直接情報を発信する手段はない。
- 庭園案内ボランティアが松花堂庭園・松花堂美術館に常駐する日を月に2回以上設けており、当日受付に対応している。
- 庭園案内の対応時間は、原則として9～12時、13～16時で、少人数から数十名の団体まで受け入れている。

#### **(2) 美化ボランティア**

八幡市立松花堂庭園で活動するもうひとつのボランティア組織として、主に庭園の除草作業を行う美化ボランティアがある。

#### **沿革と組織**

平成14年(2002)、庭園の美化に携わるボランティアの登録を開始、以降活動を継続しており、現在の登録者は約20名である。

#### **主な活動**

活動期間は、3月から6月の春季、10月・11月の秋季、合わせて6か月である。月2回、休園日である月曜日の午前9時から11時まで、除草を中心に庭園の美化作業を行う。年2回程度、指定管理者が美化ボランティアの研修会を実施している。

#### **② 市民協働の課題**

庭園案内ボランティア、美化ボランティアとも、指定管理者が把握している範囲では特に目立つ課題はなく、将来の課題として、登録者の高齢化への対応が想定される。

庭園案内ボランティアグループ「おみなえし」の組織活動においては、八幡市立松花堂庭園の開園に合わせた常駐を目標としており、これを実現できていないことが、会員にとって結成以来の課題となっている。

## 第6章 保存活用計画に関する基本方針

本計画の第4章、第5章で、名勝松花堂及び書院庭園の本質的価値を整理し、名勝の保存管理、活用、整備、運営、それぞれについて現状と課題をとりまとめた。ここでは、それらをふまえ、課題の解消に向けて、名勝松花堂及び書院庭園の保存活用に関する基本方針を示す。

- 史跡松花堂を含む名勝松花堂及び書院庭園の価値を保存し継承するために、庭園、建造物など、名勝の本質的価値を構成する諸要素の保存を行い、名勝指定地内に存在するその他の諸要素については、本質的価値を構成する諸要素に準じて管理を行う。
- 名勝を訪れるすべての人が文化を享受し、名勝の価値について理解を深めることのできる環境を醸成し、これを維持するとともに、その価値の周知に努める。
- 平成30年(2018)6月の地震と、その後の天災によって生じたき損については、早急に災害復旧を行う。
- 本質的価値の保存を前提に、名勝の公開や、名勝指定地を含む施設の有効活用のために必要な整備を図る。
- 名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園の運営に関わる諸組織、諸団体の連携を維持するとともに、運営事業については、指定管理者制度を継続することで、運営の効率化と、利用者サービスの向上に努める。
- 経過観察によって保存環境や活用の状況を的確に把握、評価し、保存活用に反映する。

## 第7章 保存管理

本計画の第6章をふまえて、ここでは、名勝の保存管理について方向性、方法などを示す。

### 7-1 保存管理の方向性

#### 7-1-1 名勝指定地全体の保存管理の方向性

##### 名勝指定地内に存在する諸要素の総体的な保存

名勝指定地内には、成立した時代や背景の異なる様々な要素が存在するため、個々の現状を十分に考慮しつつ、総体的な保存を図る。

##### 名勝指定地の空間構成を意識した庭園の管理

名勝指定地の空間を構成する4つの地区は、それぞれ性格を異にしながらも、全体によく調和しているため、各地区の特性と相互の連続性に配慮した管理を行う。

##### 植栽の管理による庭景の維持

長期にわたり庭景を維持するため、植栽については、庭景を構成する諸要素との調和を念頭に、適切な管理を行う。また、昭和12年(1937)の実測図に記録されていることが明らかな古木については、明治期の植栽を引き継ぐものと考え、個別に保存対策を講じる。

##### 立入規制の徹底などによる庭景の回復・保全

名勝指定地の園路を構成する飛石の周辺では、踏圧によるコケの消失と樹木の根上りが顕著にみられ、庭景を損なっていることから、飛石の上以外への立入規制を徹底するなど、庭景の回復・保全に向けた対策を講じるとともに、名勝の保存と公開を両立するため、規制の理由について十分に周知を図る。

##### 防犯設備の設置による防災体制の強化

名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園は、隣接する松花堂美術館とともに、貴重な文化財を有する施設であることから、現在、一体的な管理を前提として各種の防災対策を講じている。その効果をより確かなものにするため、名勝指定地に防犯設備を設置するなど、防災体制の強化を図る。

## 7-1-2 地区別の保存管理の方向性

### 表庭

表庭については、東高野街道に開く表門から屋敷入口（内園）に向かう中心性のある空間構成を保存する。また、街道沿いの顕彰碑や通路沿いの女郎花塚といった土地の歴史や文化を物語る要素の保存と継承に努める。

### 書院と書院庭園

書院庭園については、玄関前庭、書院前庭、書院中庭、それぞれの性格や役割、特徴を活かした保存管理を行う。書院庭園の中心となる書院前庭は、各種資料をもとに庭景の維持に努め、復元についても検討を進める。

### 松花堂と松花堂露地

男山の山中から移された近世の草庵と露地遺構を中心とする、市中の山居と呼ぶべき空間については、そのまま保存する。松花堂露地については、移設に際し『都林泉名勝図会』を参考に再現された庭景を復元し、以降保存に努める。

### 築山（古墳後円部）

本名勝の特徴である、前方後円墳の後円部を築山に見立てた景を保存する。表土流亡対策と、裾の石積の修復を行うほか、大径化、高木化した樹木については、枝下ろしなどを実施する。

## 7-2 保存管理の方法

### 7-2-1 本質的価値を構成する諸要素の保存管理の方法

ここでは、名勝の本質的価値を構成する諸要素について、保存管理の方法を示す。

#### 地形・地割・構造物

- 降雨等の影響で小規模な土砂の流亡が発生した際は、維持の措置に該当する範囲で、不陸整正による原状復旧を図るとともに、適切な防止策の実施を検討する。
- 地割を構成する石垣、石積については、点検によって孕みや緩み、石材落下などの有無を確認し、適切な対応を検討する。また、積石間、天端周辺の実生木は、破損の要因となるため、確認次第これを除去する。

#### 石組・景石・飛石・延段・砂利敷

- コンクリート製の人造伽藍石のうち、破損が確認されているものについては保存修理を行い、地被類に覆われているものについては、除草等を実施して顕在化を図る。
- 飛石・延段について、樹根等の影響による変化が生じた場合、適切な方法で原因を除去する。
- 砂利敷の園路については、土面が露出することのないよう、敷砂を適宜補充する。

#### 石造物

- 点検によって傾きや破損の有無を確認し、必要に応じた保存修理を行う。

#### 植栽

- 名勝指定地の植栽については、名勝指定地外の植栽と区別して維持管理の方法を定める。
- 年間を通じて、樹木の刈り込みや剪定、枯木・実生木の除伐、枯枝・危険枝等の伐採、草本類の植え替え、薬剤散布、施肥等、適切な維持管理を行う。
- 飛石や景石、石組が大きく隠れてしまわないように、植栽等の形状や規模を一定に保つ。

#### 松花堂と露地の移設に関わる植栽

- 明治時代後期、松花堂と露地を現在地に移設した際、『都林泉名勝図会』の「松花堂全図」に基づいて再現された露地の植栽は、移設の経緯を示す重要な要素であることから、現在までに失われた要素を復元し、以降保存に努める。

#### 古木の経過観察・養生等

- 昭和12年(1937)の実測図に記録されている古木のうち、樹勢の衰えが顕著な樹木については、経過観察を実施する。
- 必要に応じて専門家による土壌調査、樹木診断を行い、養生や成育条件の改良等、保存対策を講じる。

#### 書院前庭の庭景に関わる植栽

- 書院前庭の特徴的な景観を形作っている植栽（長く枝造りしたクロマツ等）については、養生や成育条件の改良など、適切な管理によって形姿と樹勢を維持し、衰弱、枯死等が生じた際には、代替木の手配や育成を検討する。
- 書院前庭の、特に飛石周辺で現在までに失われたことが明らかな植栽（クチナシ、コケ等）の復元については、現在および将来の庭園利用の方針をふまえ、慎重に検討する。

#### その他の植栽

- 時間の経過により大径化・高木化した樹木については、周囲の植栽との調和を考慮し、また庭園の専門家による意見をふまえ、規模の縮小（枝下ろし等）を実施する。
- 枝枯等により樹形が乱れ、庭景に影響を及ぼしている樹木については、周囲の植栽や建造物、

庭園工作物との調和を考慮し、また庭園の専門家による意見をふまえ、伐採もしくは更新を検討する。

- 枯死等により形姿が乱れ、再生が不可能な草本類、ササ類、小低木類、生垣については、維持管理行為に該当する範囲で、植え替えを行う。
- コケについて、枯死や生育不良を確認した際には、補植や植え替えを行う。
- ツバキやオミナエシなど、名勝指定地の由緒をふまえ、後年新たに植栽されたことが明らかな植栽については、現状を維持する。

## 建造物

### 松花堂

- 地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。
- 復旧の完了後、点検等で小規模なき損が確認された場合は、維持の措置または現状変更に対応する範囲で、保存修理を実施する。
- 経年によるき損については、必要な保存修理を実施することとし、小修理（障子張り替え、畳替え等）、維持修理（屋根部分修理、壁塗装等）、解体を伴う大規模な修理を、周期的かつ計画的に行う。

### 書院

- 地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。
- 復旧の完了後、点検等で小規模なき損が確認された場合は、維持の措置または現状変更に対応する範囲で、保存修理を実施する。
- 経年によるき損については、必要な保存修理を実施することとし、小修理（障子張り替え、畳替え等）、維持修理（屋根部分修理、壁塗装等）、解体を伴う大規模な修理を、周期的かつ計画的に行う。

## その他庭園工作物

### 腰掛待合・門・塀

- 地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。

### 竹垣

- 点検による状態確認を行い、風化等の進行に応じて定期的に修繕、更新を実施する。

## 7-2-2 名勝指定地内に存在するその他の諸要素の保存管理の方法

ここでは、名勝指定地内に存在するその他の諸要素について、保存管理の方法を示す。

### ①本質的価値を構成する要素に準ずる諸要素

#### (1)歴史的要素

##### 東車塚古墳・女郎花遺跡

- 名勝指定地の大半を占める東車塚古墳は、大部分が削平を受けて邸宅の敷地になっており、後円部の墳丘の一部が庭園の築山として残存しているため、名勝の本質的価値を構成する要素（地割・地形）であることを前提として、墳丘の保存に努める。
- 名勝指定地は、東車塚古墳あるいは女郎花遺跡の範囲に含まれ、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、保存活用等に際して新たに掘削を行う場合は、「京都府内における発掘調査等の取扱い基準」に基づき、八幡市教育委員会と京都府教育委員会との間で協議のうえ、発掘調査等の必要な措置を実施する。

## 女郎花塚

○女郎花塚については、今後とも小塚状の地形を維持し、石造物の据え直し等を行う際には、既存の掘削範囲を超えないものとする。

## 表門（旧正門）

○地盤沈下が確認されている箇所については、必要な地盤強化策を講じる。

## (2) 昭和期の庭

○昭和期の庭については、本質的価値を構成する要素に準じて保存管理を行う。

## ② 保存活用に関する諸要素

### (1) 保存施設

○現在設置している保存施設については、史跡、名勝、その他の文化財指定物件等を表示する重要な施設であることから、適切な管理によって良好な状態を維持する。

○国指定名勝の標識や説明板については未整備であることから、設置を検討する。

○国指定史跡の標柱と説明板については、石清水八幡宮境内にのみ整備されており、松花堂の移設先である名勝指定地内では未整備のため、設置を検討する。

○府指定文化財の標識については、名勝指定地外に設置されているため、移設を検討する。

### (2) 案内・解説施設

○名勝指定地内の説明板等は計画的に更新・新設を行い、更新・新設に際しては、景観との調和を十分に考慮し、素材や意匠、配置を統一するとともに、多言語化を図る。

○説明板・記名板の更新・新設に際しては、『八幡松花堂栞』に基づく情報の取り扱いを十分に検討する。

### (3) 管理施設

○管理施設の更新・新設に際しては、景観との調和を十分に考慮し、素材や意匠、配置の統一を図る。

○竹製の柵・垣等については、本質的価値を構成する要素としての庭園工作物に準じ、定期的に修繕、更新を実施し、現状を維持する。

○特に耐用年数の短い、竹製のななこ垣や井戸蓋等については、安全管理、維持管理の観点からも、定期的な修繕、更新に努める。

○雨水を円滑に排水できるよう、雨樋や排水溝の清掃を日常的に実施する。

○雨水の排水が困難で、降雨後に水溜りが生じる箇所については、必要に応じて排水対策を講じる。

○設備関連のケーブル類で露出しているものについては、景観を阻害しないよう、更新の機会に埋設する等の対応を検討する。

○防災施設については、防犯設備を追加設置し、防災体制の強化を図る。

○井戸水を利用した散水栓を整備し、散水作業を効率化する。

## 7-3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

### 7-3-1 現状変更等の根拠法令と取扱の基本方針

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定により、名勝指定地（本名勝指定地内には史跡指定地も含む）においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。「現状変更」とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものでないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう。

また、法第125条第1項のただし書きに、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は現状変更等の許可が不要であるとしている。なお、「維持の措置」の範囲は「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」に定められている。

「特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」に定める維持の措置の範囲

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

現状変更行為等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、八幡市教育委員会がその事務を行う。

名勝松花堂及び書院庭園は、全域が八幡市立松花堂庭園に含まれている。八幡市立松花堂庭園は「史跡松花堂とその附属する庭園等各種施設を保存し、公開することにより、市民文化の向上に資するため」に設置された公園である。この設置目的にもあるように、名勝指定地内においては、各種学術調査や、名勝の保存管理及び活用・整備上必要な行為以外は原則として認めないものとする。現状変更等にあたっては、名勝の本質的価値及び本質的価値に準ずる価値を構成する要素の保存に影響を及ぼさないこと、景観に調和していることを前提とする。

### 7-3-2 現状変更等の取扱基準

現状変更等の根拠法令と取扱いの基本方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱い区分とともに整理する。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、必要に応じて八幡市教育委員会や京都府教育委員会、文化庁と協議を行うものとする。

表7-1 想定される現状変更等の取扱

区分	内容	想定される行為の例
許可申請不要	<p>日常の維持管理行為 維持の措置 (文化財保護法第125条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条) (京都府文化財保護条例第21条、京都府文化財保護条例施行規則第12条)</p>	<p><b>庭園に係る行為</b> ○庭園内の清掃・除草、落ち葉等の除去 ○小規模な表土の流出箇所の補修、不陸整正 ○砂利敷の少量の補充 ○整枝剪定、刈込、散水、施肥、消毒 ○草本の補植・植え替え、地被類の消失補植 ○枯枝・危険枝の除去、枯損木・倒木の伐採（伐採は伐根を伴わないもの、古木・主景木以外のもの） ○樹木の病害虫による罹患の拡大を防ぐための病巣部等の切除 ○台風等により樹木の幹・枝等が折損した場合の折損部の整形、切口の保護回復剤の塗布 ○支柱の設置・交換、藤棚の補修・交換 ○四つ目垣等庭垣の修繕、更新</p> <p><b>建造物に係る行為</b> ○清掃</p> <p><b>保存活用施設に係る行為</b> ○ななこ垣・人止め柵等垣類の修繕・更新、井戸蓋の修繕・更新 ○説明板等サイン類の表示部の同色・同素材による更新</p>
	<p>保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 (文化財保護法第125条、京都府文化財保護条例第21条)</p>	<p>○年中行事・恒例行事等のイベントの際の展示パネル等小規模工作物の設置で土地の形状を変更しないもの</p>
	<p>非常災害のために必要な応急措置を執る行為</p>	<p>○土のう、保護シート・保護ポート等による風水害の対策 ○災害時の安全対策としての人止め柵等の設置 ○火災発生時の消火活動に関連する行為</p>
八幡市教育委員会の許可が必要	<p>文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づく現状を変更する行為 (京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則) 府指定有形文化財の現状を変更する行為 (京都府文化財保護条例第21条)</p>	<p><b>庭園に係る行為</b> ○名勝指定地内での、整備事業に際するプレハブ倉庫等の設置（ただし、設置期間2年以内に限る） ○上記【許可申請不要】に該当しない木竹の伐採（ただし、危険防止に限る）</p> <p><b>建造物に係る行為</b> ○障子の張替、畳の表替え ○書院建物の府登録部分以外の壁の剥落・亀裂等小規模破損箇所の同系色、同材料による小規模補修、内部の改修 ○箇所の床・壁材料の修繕・張替</p> <p><b>保存活用施設に係る行為</b> ○照明等電気関連・上下水道空調等機械関連設備施設の設置・改修</p>
	<p>庭園の管理に必要な施設に係る行為 (文化財保護法第115条第1項)</p>	<p>○標識、説明板、境界標示、囲さくその他の施設の設置又は改修</p>

区分	内容	想定される行為の例
京都府教育委員会 の許可が必要	府指定有形文化財の現状を変更する行為 (京都府文化財保護条例第21条) 府登録有形文化財の現状を変更する行為 (京都府登録文化財に関する規則第26条)	○指定建造物の改修(外観及び内装とも) ○登録建造物の改修(外観及び内装とも)
文化庁長官の許可が必要	現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第5条の規定に基づく現状を変更する行為を除く)	<b>庭園に係る行為</b> ○名勝指定地内での、掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更 ○土砂の流亡や掘削、堆積がみられる箇所(築山・枯流れ、造成平坦面等)の地形・地割の復旧 ○地形・地割に係わる造成地盤等を構成する石積・石垣の修理 ○石組・景石・飛石・延段の据え直し、砂利敷の拡大・追加 ○人造伽藍石の補修、復元 ○石造物の修理 ○樹木・草本・地被等の新たな植栽・移植 ○修復や景観復元のために行う主景木の枝おろし・枝抜き等大規模剪定、生垣や刈込の大規模な刈込、根上り樹木の根切り ○植生基盤調査や、地質調査等 <b>建造物に係る行為</b> ○老朽化、き損等に伴う修理・補修・耐震補強 ○扁額・天井・襖等建具類の修理 ○書院建物の屋内改修 ○建造物への重量物の搬入 <b>保存活用施設に係る行為</b> ○門や塀、竹垣、待合など庭園工作物の修理 ○保存施設(名勝等標識、文化財説明板等)の設置・改修・移設 ○案内・解説等サイン類の設置・改修・除却 ○防災施設(自動火災報知器、消火栓、防犯カメラ、放送設備等非常警報設備等)の設置、改修 ○地下埋設物の設置・改修・撤去等 ○景観を阻害する工作物等の撤去 ○名勝の保存活用に際するプレハブ倉庫等の設置(設置期間が2年を超えるもの)

## 7-4 名勝の周辺環境を構成する諸要素の保存

### 7-4-1 名勝隣接地区を構成する諸要素の保存

ここでは、名勝隣接地区を構成する諸要素について、保存の方向性を示す。

#### 外園の維持

近世・近代の庭園である名勝指定地をとりまく外園は、昭和期に整備された現代の庭であり、名勝指定地の一画を占める表庭は、外園と同時期に整備されている。外園が存在することにより、松花堂庭園の作庭経過を追うことができるため、庭園の構成上、重要な空間であることから、外園については今後とも良好な状態で維持する。

#### 名勝指定地の景観を規定する外園の植栽の維持

書院前庭から東方への眺望景観を遮っている外園の植栽は、一方で、周辺地域の道路整備や沿道開発が内園からの眺望に与える影響を最小限に抑える役割を果たしているため、現在のバッファとしての機能を維持する。

#### 名勝のガイダンス施設の維持

松花堂美術館には、名勝のガイダンス施設としての側面もあり、史跡・名勝の保存と公開活用の促進を考えるうえで、重要な施設となっているため、今後もその機能を維持する。

## 7-4-2 名勝周辺地域を構成する諸要素の保存

ここでは、名勝隣接地区を構成する諸要素の現状と、望まれる保存の方向性について述べる。

名勝指定地の西を南北方向に東高野街道が通っており、特に指定地から北の石清水八幡宮の東山麓にかけての一带は、石清水八幡宮の門前町として栄えた面影を今も残している。また、名勝指定地内にある松花堂等の遺構は、石清水八幡宮境内東谷の泉坊跡から明治時代に移設されたもので、名勝周辺地域に位置する史跡石清水八幡宮境内と、名勝指定地は密接な関係を有している。名勝周辺地域に存在し、名勝松花堂及び書院庭園に関連する重要な要素として、次のようなものがある。

### 史跡松花堂およびその跡

- 石清水八幡宮境内の泉坊跡の一角にあり、名勝指定地内の松花堂遺構（周辺露地含む）とともに、昭和32年(1957)に史跡に指定されている。昭和58～59年度に環境整備されている。なお史跡標柱や史跡説明板は跡地の方に設置されており、移築先には設置されていない。
- 環境整備に伴う事前調査で境内域が判明しており、現在の指定範囲は松花堂と露地部分は含むものの、泉坊跡は指定から外れている。泉坊遺構が現存することから、故地の保存のためにも指定範囲の見直しが望まれる。
- 露地遺構は、残存遺構と移設のために削平されたとみられる遺構の関係性を知る上でも重要であり、一部露出展示を行っている。整備から30年以上経過しており、現在では露出展示している露地遺構の埋没が進むなど、整備の内容が分かりにくくなっている。



写真 7-1 松花堂露地遺構の露出展示

### 瀧本坊跡・閑雲軒跡

- 昭乗に関わる境内の遺跡として、昭乗が住持を務めた瀧本坊跡と、その境内にあった茶室閑雲軒跡がある。特に閑雲軒は近年、調査により懸造りの建物であることが確認され、空中茶室として知られるようになってきている。これら跡地と名勝指定地の一体的な保存を、土地所有者と協議の上、検討する。

## 第8章 活用

### 8-1 活用の方向性

名勝指定地を含む施設である八幡市立松花堂庭園は、隣接する八幡市立松花堂美術館とともに、史跡・名勝に関する公開・活用を行っている。ここでは、今後も史跡・名勝に関する公開・活用を発展継続していくための、活用の方向性について述べる。

#### 名勝がもつ価値の周知の促進

解説の多言語化、市民への情報発信の強化などを行うことで、来訪者の増加を図るとともに、来訪者が名勝指定地を意識的に鑑賞し、名勝の価値をより体感できる環境を整える。

#### 植栽の保護に配慮した公開方法の実施

名勝の植栽が来訪者の踏圧など公開の影響で変化していることから、名勝の本質的価値を適切に保存するため、植栽の保護に最大限配慮しながら、多様な公開方法を検討、実施する。

#### 教育の場としての名勝隣接地区との一体的活用の推進

郷土の歴史・文化を学び体感する空間として、また昭乗に関連する文化であるお茶、書、絵画、食（松花堂弁当）や、地名の由来になっている伝承（女郎花にまつわる謡曲、能楽）などについて学び、体験する場として活用している名勝隣接地区との間で、一体的活用を推進する。

#### 名勝周辺地域に点在する関連資源との連携の促進

石清水八幡宮に代表される名勝周辺の関連資源と連携し、一連の文化遺産としての活用を促進する。

#### 名勝庭園の観賞に適した環境の維持

松花堂及び書院庭園の利用者から聞かれる名勝の魅力は、市街の喧騒から離れ、静かな環境で庭園を観賞できるという点である。よって活用方針のひとつとして環境の維持を掲げ、今後の活用促進により、庭園観賞に適した静寂な環境が損なわれることのないよう、十分配慮する。

## 8-2 活用の方法

### 8-2-1 公開方法の検討

#### 名勝庭園の価値の保存のための立入制限

- 露地における飛石・延段以外への人の立ち入りによる路面の硬化等により露地の風情が失われつつある。また、書院前庭部分は飛石周辺を砂利敷にして園路として設定しており、かつての飛石廻りの低木やコケが失われるなど庭景が変化している。名勝の価値を高め、本来の庭景を回復するために、庭園の見学に際し、飛石等見学路以外への立入を制限する。

#### 視点場や歴史的建造物としての書院の公開活用

- 視点場から庭園を観賞するために、書院前庭の縁側から室内へ立ち入ることも出来るように検討する。
- 歴史的建造物を有効に活用するために、イベントや貸室等としての活用を検討する。視点場や江戸期の建物遺構を組み込んだ遺構の公開範囲と、貸室等の利用者動線が錯綜しないように室内の利用区分を明確化する（【図8-1】参照）。

#### 庭園内の動線の円滑な誘導

- 現在は松花堂庭園の回遊のルートとして南出口が使われているが、指定地西側の椿園の開花期にあわせて築山（古墳後円部）の北西から椿園への出入り口を設定するなど、外園の利用との整合を図る（【図8-1】参照）。

#### 限定公開の検討

- 例えば「京都非公開文化財特別公開」や「お茶の京都関連イベント」等での特別公開や時期を限った限定公開により名勝庭園の価値の周知と保存に対する理解を得る。
- ロケーション撮影（結婚式前撮り、紅葉の早朝撮影など）に柔軟に対応できるよう、休館日や時間外の施設利用、貸切利用について、利用規定を設ける。

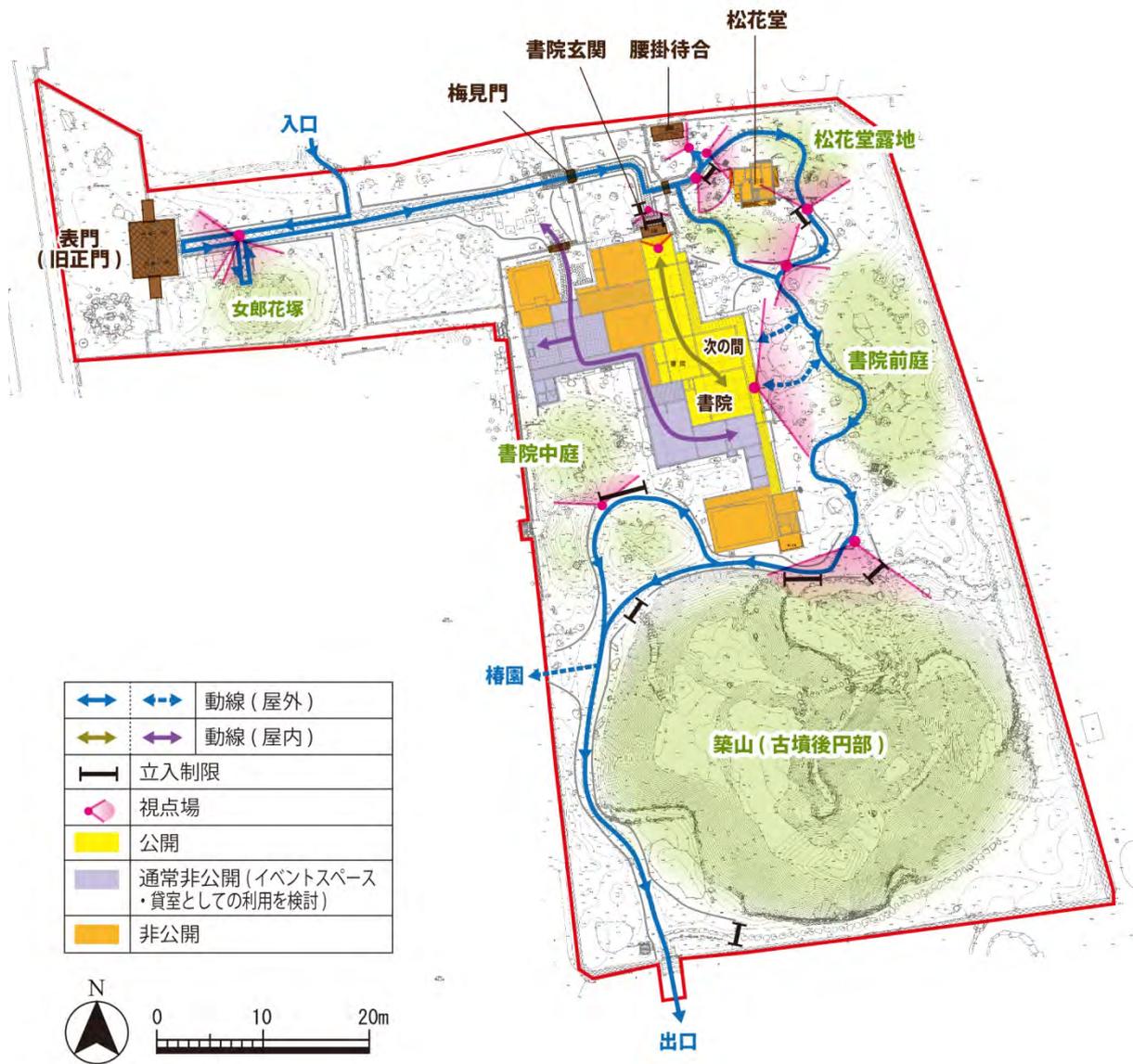


図 8-1 名勝指定地動線図

### 8-2-2 書院の活用の検討

書院については保存修理を優先して行う。保存修理に際しては、修理後の活用も念頭に置いた上での改修等も検討する。修理後の活用については、外園に位置する美術館別館の機能の一部を書院で補完するなど、両施設をあわせた活用の面からの調整を図る。

#### 庭園の視点場としての公開・解説

- 書院は、書院前庭や書院中庭の視点場として公開活用することを検討する。
- 視点場から名勝の見どころ、作庭の背景・経過等について分かりやすく解説する（説明板・ガイド・外国語デジタル解説・模型等）。



写真 8-1 重要文化財指定建造物の縮小模型による展示  
(大阪府吹田市 西尾家住宅)

## 文化財としての公開・展示

- 泉坊客殿の遺構（京都府登録有形文化財）を取り込んだ近代和風建築住宅として、その特徴等を解説する。
- 書院の障壁画（伝狩野山雪、土佐光武、都路華香）の修復を行う。また、障壁画複製品の作成について検討する。
- 書院内で、松花堂を含む建物関連資料（欄間、松花堂関連扁額、松花堂天井絵等）の展示（複製含む）を検討する。

## 貸室、行事等での利用

- 書院建物の部屋の一部を貸室として利用することを検討する。
- 歴史的建造物の環境を活かした季節のイベントとして、正月行事、ひな祭り（「八幡ましかど雛まつり」と連携した雛人形の展示）、端午の節句、七夕、お月見（夜間開園）等の季節の行事と、松花堂弁当を含む食とからめた行事の開催を検討する。
- 昭乗や女郎花伝説に関わる行事として、お茶会（現在の外園でのお茶会の一部を書院で開催）、書道展覧会、絵画教室、能（謡曲）の体験教室等の開催を検討する。
- インバウンドを含めたお茶と庭園散策・食事・きもの体験をセットにしたイベント等の開催・共催等を検討する。

## 各種便益機能の付加

- 名勝指定地を含む松花堂庭園の内部は、外園の茶室付近にある腰掛待合、美術館別館前の広場にあるベンチを除くと、手軽に休憩できるスペースがほとんどない。雨天時にもゆっくり腰掛けて庭園の風景を眺めることができるよう、書院には休憩所やトイレ等としての便益機能も付加する。



写真 8-2 重要文化財指定襖絵のデジタル技術による複製・展示

（京都市東山区 大本山建仁寺方丈室中「竹林七賢図」  
海北友松筆（複製））  
京都文化協会・キャノン共同 綴プロジェクト制作・寄贈



写真 8-3 国登録文化財を貸室として使用している例

（大阪府富田林市 旧田中家住宅）



写真 8-4 周囲の景観との調和に配慮し整備されたトイレ

（大阪府富田林市 旧田中家住宅）

## 8-2-3 学校教育・社会教育における活用

### 学校教育における活用

#### 来園の機会づくり

○郷土の文化を、体験をもって学習し、その良さを発信できる子どもを育てるために、学校教育において名勝松花堂及び書院庭園についての学習機会を設ける。

○市内小学校のうち、校外学習等で定期的に松花堂庭園に来園しているのは、隣接する小学校の3校のみであり、できれば市内全小学校の児童が一度は来園し、学習する機会を設けることが望まれる。また、その際には、学芸員等専門の知識をもった職員が、名勝についてわかりやすく解説することが望まれる。小学生と中学生では学ぶ内容・理解度も異なることから、小学生のみならず中学生の入園機会も設けることを検討する。

○史跡にも指定されている名勝松花堂及び書院庭園は、郷土の歴史文化の学習が可能な教材であり、学校教育課や関係各課と連携してさらなる活用を進めるものとする。名勝と郷土の歴史文化のつながりを理解できるように、学習シート等の制作を検討する。

#### 学習成果の発表の場

○市内の京都府立京都八幡高校では、書道部と伝統文化部が、活動の場として、あるいは日頃の練習の成果を示す場として、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を活用している。書道部は、松花堂美術館が主催する書初め展に団体・個人で出展している。茶道を学ぶ伝統文化部は、松花堂庭園（外園）の茶室「松隠」で、地域の人々を相手に茶席を設ける「学生茶会」を実施し、本格的な茶室を用いた成果発表と交流を行っている。今後も学習成果の発表の機会・場として施設を活用し、書院の修理後は、書院の活用も検討する。

### 社会教育における活用

○学校教育における活用で述べた事例以外にも、松花堂庭園・松花堂美術館の主催で、郷土の歴史に関わる伝統文化に親しんでもらうための次世代育成事業を実施している。小学生を主な対象に、美術館別館で開催している書道教室、華道体験教室等がこれにあたる。今後も次世代育成事業を継続し、書院の修理後は、書院の活用も検討する。



写真 8-5 京都府立京都八幡高校の伝統文化部による学生茶会



写真 8-6 松花堂子ども書道教室



写真 8-7 子どもわくわく教室での茶道体験

## 8-2-4 交流拠点としての情報発信と関連施設・団体との連携

### 名勝の価値の発信・周知

- 名勝の指定の理由、価値について、わかりやすく解説し、発信する。また基礎的情報として名勝の指定範囲等についても八幡市のホームページや現地で明示する。

### 案内手段の充実

- ウェブサイトについて、英語等外国語表記、スマートフォンやタブレットPCに対応するなどのリニューアルを図る。また、庭園ガイドそのものに関する情報が少ないため、庭園ガイドの認知とガイド希望者へ向けたわかりやすい情報提示を図る。
- 現地での案内手段として、庭園ボランティアガイド等人的案内、サイン等ツールガイドの充実を図る。QRコードを活用した多様な説明（詳細解説、外国語解説）等、ソフトの整備充実も図る。

### 関連市町、関連施設等との連携

- 「お茶の京都」プロジェクトで松花堂は交流拠点に設定されており、「お茶の京都in松花堂茶会」を平成28年度から実施している。茶会は定例茶会や学生茶会の参加者等も参画し大々的に実施しており、関連市町村連携イベントとしての定着を図る。
- 名勝や史跡に関連する施設で相互の情報を発信し、誘客を促す。石清水八幡宮と松花堂庭園・美術館の案内パンフレットやホームページ等でそれぞれの施設の案内や、相互にリンクするなどの連携を図る。

### 松花堂昭乗関連地・八幡ならではの活用

- てん茶の産地と連携した地場産の茶葉を使った挽き茶体験や、地元名物のお茶菓子づくり、園内のタケを用いた茶杓づくり等の関連体験メニューを開発する。
- 八幡に関連する古典芸能、古典文学にふれるイベントとして、能の出張上演、体験学習（能面や装束の着付け体験、楽器体験等）、古典学習（女郎花を詠んだ和歌の講座等）の開催を検討する。
- 昭乗ゆかりの文化の実践・育成の場として、日本画（庭園を描く）、お茶、茶道具観賞、書画等についての講座開催を検討する。



写真 8-8 「お茶の京都 in 松花堂茶会」にともなう松花堂での献茶



図 8-2 松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット（内面）  
石清水八幡宮についても併せて紹介している

## 第9章 整備

### 9-1 整備の方向性

ここでは、将来にわたって史跡・名勝を保存活用していくための、整備の方向性について述べる。

#### 名勝指定地の保存に関わる整備の方向性

##### ○名勝の価値の保存を目的とする整備

名勝を良好な状態で後世へ引き継ぐために、名勝の本質的価値の保存を大前提とした整備と、定期的な調査に基づく名勝全体の計画的な保存修理を実施する。本質的価値を構成する諸要素の保存修理を行う場合は、該当する箇所を歴史的経過や景観的特徴を踏まえ、材料や工法等を検討する。

##### ○災害復旧

平成30年(2018)6月の地震と、その後の天災によりき損した名勝指定地内の要素について、名勝の本質的価値を構成する諸要素を最優先に、災害復旧を行う。また、書院の災害復旧を行うにあたっては、減災への取り組みとして、耐震補強を実施するほか、増築部分の屋根について、名勝の本質的価値に影響を及ぼさない範囲での構造変更を検討する。

##### ○植栽の整備

生きた要素である植栽の変化に対応するため、庭園全域の植栽について整備を実施する。年月の経過で生じた樹勢の衰えや大径化、実生木の成長などに対して、剪定、除伐、補植など、適切な整備を行い、以降の維持管理のため、植栽管理計画の策定についても検討する。

##### ○松花堂露地の復元的な整備

本質的価値に関わることが明らかでありながら、現在までに失われた要素について、復元的に整備することで、潜在化した価値の掘り起こしを試みる。名勝の核となる松花堂露地については、明治時代、『都林泉名勝図会』の挿図に基づいて移設・再現したことを確認しており、作庭意図が明瞭であるため、将来的に同図に基づく植栽の復元を検討する。

#### 名勝指定地の活用に関わる整備の方向性

##### ○公開・活用のための整備

名勝指定地を適切に公開し、より積極的に活用するために必要な施設を整備する。保存施設や案内・解説施設の再整備、管理施設や防災施設の設置等、名勝指定地内の施設を充実させるとともに、名勝の価値の周知を含め、名勝の公開・活用に関する様々な情報を発信する媒体についても整備を図る。また、文化財の公開を安全に継続するため、耐震補強を行うとともに、防災設備を拡充する。そのほか、書院については、今後の活用を見据えて便益施設を整備し、管理機能やサービス機能を付加する。

## 9-2 整備の方法

ここでは、名勝指定地の保存活用のために実施する整備の概要について述べる。名勝指定地の保存に関わる整備は【表 9-1】、活用に関わる整備は【表 9-2】の通りである。

表 9-1 名勝指定地の保存に関わる整備

要素	区分	整備等の内容
地形・地割・構造物	保存修理	石垣・石積の修復、表土流亡箇所の修復
石組・景石・飛石・延段・砂利敷	災害復旧	石組の修復
	保存修理	人造伽藍石の修復（復元検討）
石造物	災害復旧	石燈籠・石塔などの修復、女郎花塚の石塔・石柵の修復
植栽	修復剪定	枝下ろし等大規模剪定、実生木の除伐、植栽更新
	復元検討	松花堂露地の植栽復元
建造物	災害復旧	松花堂の修復、書院の解体修理・耐震補強
	保存修理	障壁画の修復
その他庭園工作物	災害復旧	塀の修復、腰掛待合の修復
上記以外の要素	災害復旧	表門の修復
	保存修理	地盤改良、排水不良の改善

表 9-2 名勝指定地の活用に関わる整備

要素	整備等の内容
建造物	書院の配電設備・上下水道設備の新設、便益施設・職員待機室の付加 障壁画の複製物作成
案内・解説施設	名勝・史跡標識、文化財説明板の設置
	解説板の更新、デザインの統一、誘導板の整備
	インターネットに対応した情報案内アプリケーション等の整備の検討
	多言語等に対応したホームページ等の充実
	QRコードによる外国語解説等の検討
	公衆無線 LAN の設置
管理施設	既存井戸のポンプ改修、井戸の試掘・増設、散水栓の整備
防災施設	防犯カメラ、防犯センサーの設置

## 第10章 運営方針

ここでは、名勝指定地における適正な保存活用のために、文化財保護法を遵守し、適正に運用するとともに、八幡市、京都府、文化庁等の関係行政機関及び指定管理者等の関係組織が相互に連携して意思疎通を図るための運営方針を示す。

### 行政機関の役割

#### 八幡市

八幡市は、指定管理者に名勝の日常的維持管理を委託するとともに、名勝の災害復旧事業の完了時点をめどに、指定管理の仕様書を、実務に即した記述に改める。また、引き続き調整会議を開催するほか、文化財保護課、市関係各課及び指定管理者の間においても今後、2か月に1回程度の定期会議を設け、名勝指定地に関する情報を共有する。

また、施設の改修等を行う際は、文化庁や京都府及び必要に応じて有識者の指導及び助言を仰ぐものとする。

さらに、名勝指定地の日常的な維持管理や適正な保存活用により、名勝の価値の維持を確実なものとし、市民への啓発に努める。

#### 文化庁及び京都府

八幡市は、文化庁及び京都府に対して名勝の保存活用に関し必要な指導を求めるとともに、技術や経費の適切な支援を要求する。

### 指定管理者の役割

名勝指定地の維持・管理を適切に行い、名勝の保全に努める。地域住民、行政機関、関係機関等との連携を図り、お互いに良好な関係を維持し、円滑かつ効果的な運営に努める。また、ボランティア組織や市民活動団体を支援する枠組み作りを行う。

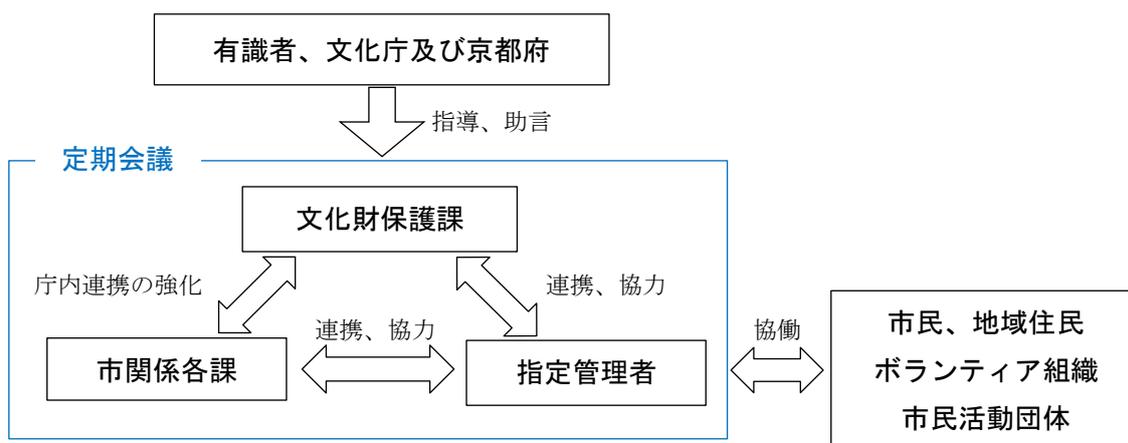


図 10-1 名勝指定地の保存管理に関わる諸組織相関図

## 第11章 経過観察

これまで、名勝松花堂及び書院庭園に関連する調査や事業実績については、それぞれの関係機関による事業のなかで実施・把握が行われ、記録の蓄積が図られてきた。

今後は、八幡市が指定管理者や関係機関との連携を図りながら、名勝松花堂及び書院庭園の保存・活用に関連する調査結果や事業実績の集約を行い、情報を管理する。

### 11-1 経過観察の方向性

- 保存と活用に関する調査等を定期的実施し、調査結果や実施結果を記録として蓄積、集約する。
- 記録により、名勝に負の影響を与える要因が明らかになった場合は、要因の除去に必要な対策として整備等を検討する。

### 11-2 経過観察の方法

経過観察のために実施する調査・記録の方法は、【表11-1】【表11-2】の通りである。

表11-1 名勝の保存管理に関する調査・記録

調査・記録の概要	調査・記録の方法
樹木の育成状況の把握調査	樹勢調査など
現状変更の状況記録	現状変更の許可申請の記録
維持管理の状況記録	建物や植物の管理及び周辺環境の維持管理記録(様式は【資料5-1】参照)
市民参加の状況記録	保存管理への市民参加の記録
施設の公開、活用が名勝に与える影響の把握調査	施設の利用者数、利用状況が、庭園や建造物に与える影響を把握するためのモニタリング

表11-2 名勝の活用に関する調査・記録

調査・記録の概要	調査・記録の方法
情報提供・利用の促進状況の把握調査	松花堂庭園・松花堂美術館への来訪者を対象とした利用実態調査(アンケート等)
学校教育・社会教育への活用の状況記録	学校教育における校外学習の実施記録
	シンポジウムや講座等の実施記録
行事・催事の活用の状況記録	行事・催事の実施記録

資料編

---



## 資料1 名勝松花堂及び書院庭園に関する調査記録

### 資料1 凡例

資料1には、名勝松花堂及び書院庭園に関する調査記録を収めた。

歴史的仮名づかいの文章についても、原文をそのまま引用したが、正字体の漢字は原則として常用字体に置き換えている。

### 資料1-1 梅原末治による東車塚古墳調査：大正9年(1920)刊

#### 資料1-1-1 梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」第1節 序言

山城国綴喜郡八幡町の南端に当り、河内街道を挟むで二基の古墳あり、其の形よりして共に車塚なる名を以て呼ばれ、東なるを東車塚、西なるを西車塚と称す。其名早く徳川時代の著録に見え世人の注意を惹けるが幸にも完存せり。然るに西車塚は明治三十六年其の後円部の上に建てる八角院の庭の工事に際して石室に掘り当て遺物を発見し、東車塚またこゝにある井上氏の別荘の工事に遺物を出せり。此の内前者は其の遺物の大部分東京帝室博物館の所蔵に帰して研究者に公開せらるゝと共に、塚またほゞ形を存して構造の徴す可きものあり、これに反して東車塚の副葬品は其の後四散して今行方を失せるもの少なからず、殊に古墳の形状の如きは甚だしく崩されて殆んど原形を認むべからざるの状態にあり。今に於いてこれを伝ふるにあらずんば遂に尋ね能はざるに至る可し。嚮に関信太郎氏其の出土の二鏡を獲てこれが考証を求めらる。即ち此の機会を利用して従来調査せるところを録し附載せるもの此の小編なり。

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、pp61-62)

#### 資料1-1-2 梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」第2節 古墳の位置と其の構造

東車塚は八幡町大字志水小字女郎花塚にあり。北々西面の前方後円墳にして、北西にある西車塚と相去る約壱町なり。後円部の西方に女郎花塚なる小円墳を伴ふ。古墳の全部は今全く井上氏の別荘の内に入て、大部分地均を行ひ庭を形造り、為に原形を明にする能ざるも、東方より望む時は其の概形を推測するを得べく、(中略)後円の封土は(中略)猶上半の部分を残存して、本来此の部の径二十間に上れるを推測せしむ。従つて全形に於ては、(中略)西車塚と大差なかりしものゝ如し。封土の外部的構造としては埴輪円筒を繞らせり。大正五年余の始めて此の遺跡を訪へる時には、後円の東南部の麓に近き土壤中になほ円筒列の遺存せるを見せり。たゞ其の圍繞の方式は当時已に不明なりしが、西村芳次郎氏の談に拠れば円筒列は単に一重なりしと云ひ、なほ発掘當時は封土の表面を茸くに礫石を以てせるを明に認め得たりと云へり。

古墳の外形既に此の如きを以て内部の構造、遺物の埋葬状態等は既に明瞭にする能はざる点多きも、幸に此工事を親しく監せる上記西村氏の記憶に拠りて、其一班を彷彿し得べきは幸とせざる可らず。即ち氏に従へば、此の塚に於いては前方部と後円部との両者に埋葬物存せしが如く、最初前方部の地均の際古鏡一面と劍身一口を発見し、更に時を経て後円部を庭の築山に修造するに当り、古鏡三面、硬玉製勾玉、刀劍身、斧頭、鏃、甲冑の類出土せるものなりと。而して是等遺物の埋葬状態は、前方部にありては地表下約二尺にして、土砂に混じ偶然上記の二品を得たる者にして、何等之に特殊の造構を認めざりしも、後円部は稍前者と様子を異にして、一種の粘土と礫石とより成る槲の如きものあり、此の當造物は封土の中央表面下五尺より六尺に亘る層間に存し、先づ栗石を一行に並べたる礫床あり、上に約一尺の粘土層を置く。其の形は楕円形を呈して大き長径約二間、短径一間あり。長径は塚の主軸に対して直角の位置を取れり。粘土層の中間はもと空所なりしが如く、こゝに朱層あり、遺物は此の朱層中に存在せりと云ふ。遺物の配列は固より確実を期し難きも、先づ粘土層の稍西に偏して長宜子孫内行花紋鏡一面存し、これに隣りて東に略ぼ相重なれる位置に古鏡二面あり。両者の中間より硬玉製

勾玉二個を発見せり。刀剣、斧頭、鍬の類は鏡より更に東に並列し、鍬、甲冑の類は刀剣の北側、二面の鏡の東に位置せりと伝へ、鏡は三面共表面を上にして存せりと云へり。(中略) 而して副葬品の配列より推す時は遺骸は恐らく西方を枕にして、葬られしものと見る可し。

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、pp62-64)

#### 資料1-1-3 梅原末治「山城国八幡町の東車塚古墳」第3節 副葬品の研究

さて発見の遺物は、上に略記せるが如く、前方部に於いて古鏡(尚方二神二獸鏡)一面、劍身一口あり。後円に於いては鏡三面(長宜子孫内行花紋鏡、半円方形帶龍鏡、六神鏡各一面)硬玉製勾玉二個、環刀身三口、直刀身数口、劍身、斧頭、鍬、甲冑等あり。此の中後円部出土の長宜子孫鏡一面はいま京都帝国大学文学部に蔵し、龍鏡は東京某氏の有に帰し、関氏の蔵する処他の一面即ち六神鏡と前方部の鏡となり。鉄器類の一部分は今猶西村氏これを保管せるも、其の大部分と硬玉製勾玉とは今行方を失して遂に見る能はず。(後略)

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、pp64-65)

#### 資料1-1-4 東車塚古墳で発見された遺物



長宜子孫内行花文鏡



六神鏡



半円方形帶龍鏡



二神二獸鏡

(梅原末治『久津川古墳研究』1920、図版9-12)

資料1-2 西村閑夢（西村芳次郎）による庭園解説書編纂：昭和4年(1929)刊

資料1-2-1 西村閑夢『八幡松花堂葉』松花堂茶席并泉之坊書院之記

○松花堂茶席并泉之坊書院之記

○御車寄之門 玄関先

旧桃山御殿拝領品なり

○破風瓦 車寄門上にあり

福の字 近衛忠山公

禄の字 本阿弥光悦 寛永三筆

寿の字 松花堂昭乗

○門脇左右の竹梅

古樹の梅 西湖より取寄する木

呉竹 清涼殿より拝領品

○中門の額

言の字は佐川田昌俊筆（言ゆえば開くべし）

○玄関の衝立

旧八幡宮絵馬堂の絵馬なり、狩野古法眼元信の画なり、惺々翁の三疋猿の絵馬と共に世に名高きなり。

○柳之間 浪の欄間

松花堂昭乗翁自作なり、泉之坊伝来品之内

○書院上段之間

後陽成天皇数度の玉座なり、又孝明天皇文久三年八幡行幸の砌り玉座にして上段間は二帖半なり、天上は高麗張床二間左右に違棚あり、十一帖半の間、襖の画は狩野山楽の筆。

○次八帖間

呉天上なり、腰高障子十二枚の腰襖の画は土佐光武の筆十二月の図、式紙の和歌は井上忠継翁筆。

○八幡八郷御定目之額

徳川二代將軍秀忠公慶長十八年七月廿三日先例に任せ御下賜の黒印御定目なりしに、慶長の火災に焼失し松花堂昭乗謹写をなし御定目とせり、捺したる朱印は平清盛公寄附の印にして八幡山旧記録の外に捺印せず、維新前にして紛失せしと、此の御定目に依り殺生禁断の所となりぬ。

右二間は旧八幡宮の社坊四十八坊の一なる、泉之坊書院、永禄三年の建築にて、岐阜中納言の寄進なり。

○待合額

円養軒 八幡山橋坊の筆

○松花堂の茶席

茅屋葺四方流にして、頂きに宝珠形の瓦を置き堂造りなり、中央に自仏堂あり自画像をかける具足は唐物にして翁遺愛の堂付き伝来品なり、二帖を席とし、半間の床、床脇半間の物入れ、下に丸炉あり、襖のすそ張は昭乗翁の筆、向雲の額も同筆なり、天上は旧狩野永徳の筆なりしに屋根も甚々敷為め破損再用を不得、故に土佐光武翁来山引写しせしもの也、八幡宮御戸張裂と申して桐鳳凰朝目彦の図なり、水屋半帖水屋棚を置き、勝手一帖、台所土間一帖三竈戸あり、両開きの唐戸を存す、悉皆四帖半にして、翁自から好みし茶室なり。

右建築は寛永八年残木を以て作造せる物なり。

○軒之額 茶席軒にあり

松花堂 松花堂昭乗翁自作自筆

○ニジリ口額 同

入深 右同断

右前記の建物は泉之坊より明治初年神仏混合の故に取払となり此の所に移建す。又三建造物は特別保護建造物に手続き中なり。

(西村閑夢『八幡松花堂葉』1929、pp1-5)

### 資料1-2-2 西村閑夢『八幡松花堂葉』東車塚并月之岡の記

○東車塚并月之岡の記

○東車塚

南北六十余間之前方後円ノ古墳ナリシヲ、前角則チ北ノ方平坦ノ処ニ建築物ヲ移建セリ、漸次石垣ヲ積ミ後円部ノ土ヲ採取シテ築造スルニ当リ、勾玉、古鏡、古剣、鎧、兜、馬具等ノ発掘ス、今一部ハ帝国大学考古学研究室ニ寄送シ保存セラル、考古学上応神天皇前後時代ノ古墳ト文学博士浜田青陵先生鑑定セラレシニ、今又永年宮内省諸陵寮ニ奉仕セラレシ増田于信先生式拾余年間取調ラレシ結果、神皇九代開化天皇ノ皇子、日子座之命ノ子ニ、山代之大筒木真若王命ノ墳墓ト認定相成タリ、昔時ハ墳墓ノ所ニ住居ナシ薨去セバ其ノ所ヲ土師氏指揮ノモトニ国民集リ墳墓ヲ築成セリト、又此ノ王子ヨリ筒木郡ト申ナリ、又曾孫ヲ、息長帯比売ノ命、則チ神功皇后モ此所ニテ生レサセ給ヒ、故ニ八幡宮此地方ニ御遷座アリシナラン。

○月の岡名称

継体天皇河内国樟葉之宮ニ於テ御即位ノ砌リ此ノ所ニテ月見ノ宴ヲ催シ給フト申伝フ、故ニ地名月夜田トナス、今モ仲秋ノ候ハ田毎ニ月映ジテ名所トス。

(西村閑夢『八幡松花堂葉』1929、pp5-6)

### 資料1-2-3 西村閑夢『八幡松花堂葉』庭園之記

○庭園之記

○七銘石

万葉石 書院前に在り

井堤左大臣橘諸兄公此の石の上にて万葉集を撰みしとて銘とし世に名高し。

蛙石 待合の庭中にあり

橘諸兄公遺愛石、形蛙の如し。

虎石 同東庭に在り

同

普賢の手水盤 待合にあり

普賢菩薩の像を彫刻せる故に名とす。

丸形の石燈籠 銘有明 ニジリ口前にあり

にじり口より見る時は燈籠に火を点し下なる手水盤にうつる故に有明の名あり。

船形の手水盤 銘夜泊舟 同所

右に記せる如く手水盤の水に火影映して篷を懸けて泊舟の如く見る故に名とす、庭中夜景の一とて和歌多し。

太子の手水盤 茶席の前にあり

旧太子坂にあり、聖徳太子山代国御巡幸の砌り、此の石に倚り休息せられしとて名高き石なりしを、昭乗翁希ひ請け水盤となし名づけて太子の手水盤、又太子形見の手水盤と申伝ふなり。

右七石は松花堂昭乗翁の尤も愛せし名石にして世に名高き珍石なり。

其他

- 誰か袖の手水盤 次書院前にあり  
行基菩薩秋篠川に橋を懸けられし時の橋のけたなり、日本に四箇ある其の一なり。
- 水琴盤 書院前に在り  
旧雄徳山琴堂(註)の水琴盤なり、風吹けば琴楼上に弾じ、雨降れば水落ちて琴の音をなすとて水琴盤と名称す、盤の四方に彫刻せし詩は佐理卿の筆。
- 楠木井筒 同庭中にあり  
足利時代室町御所より伝来の品。
- 隅建石燈籠 露路にあり  
慶長年号并に片桐且元の彫刻あり。
- 八幡形石燈籠 茶席の前にあり  
慶安二年  
松花堂尊前永代夜燈  
九月十八日 正良敬白  
右之彫刻あり。
- 梅形之手水盤 表庭中に在り  
梅形に造る故に名とす。
- 春日形小石燈籠 同所  
松花堂遺愛の忒品なり。
- 春日形七尺余石燈籠 茶席より書院至る道  
鎌倉時代の物にして、八幡山中一番古き石燈籠、松花堂昭乗翁尤も愛玩の品なり。
- 礎の手水盤 奥間中庭にあり  
淀屋辰五郎の遺愛品なり、淀屋(个)ヶ庵在世の砌り、神応寺山中より水を引き二階より使用す、此の手水盤より水を吹き上げしに依り、又吹上の手水盤と申なり、今に宅地の辺をドンドンの凶子と申伝ふ。
- 其の外庭石、石燈籠、一切雄徳山、瀧本坊、泉之坊、豊蔵坊、中之坊、宮本坊、萩之坊、護国寺等の名物を集め、裏山の石は井堤左大臣遺愛跡の井手蛙の池の古石を積み保存す、八幡山代表の庭園なり。  
尚敷地庭園共に史跡名勝地に手続き中。

(西村閑夢『八幡松花堂葉』1929、pp7-11)

### 資料1-3 京都府史蹟名勝天然紀念物調査：昭和7年(1932)刊

#### 資料1-3-1 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 一、東車塚庭園の名称

今こゝに東車塚庭園と名づくるものは綴喜郡八幡町大字志水小字女郎花塚七十九番地にあり。現今西村芳次郎氏の宅地にして同氏の現に住するところなり、其庭園は雅趣に富み、樹石幽古、庭中に茶亭あり、松花堂茶室といふ。これもと石清水八幡宮の坊なる泉坊の庭園を移したるもの、而して松花堂は、有名なる瀧本坊昭乗の室をそのままに伝えたるものと言ふ。これらの邸宅、庭園、茶亭ともに由緒あるのみならず、この庭園のあるところは土地高く丘阜の状をなし、眺望佳、居ながら隴圍を俯瞰し得。これ、実は、その丘阜は前方後円の一大古墳にして、眺望のよろしきは田野の間に孤然として立てるためなり、即ち古墳の上に、之れを識らずして邸宅、庭園を営みたる極めて特殊なる一例をこゝに見るものなり。かくの如くにして、邸宅、庭園、茶室、並にその地域、いづれも皆歴史を有せるもの、府下に於て見る特異なるものにして、また顕彰保存の要あるものなり。これらを綜べ合せて名づけて東車塚庭園と言ふ。(後略)

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp49)

#### 資料1-3-2 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 二、東車塚

八幡町大字志水、小字女郎花塚と云ふは、有名なる石清水八幡宮の東南約十丁にあり。此地は八幡町の南端にして、八幡町より河内へ出る街道の東側に当る。小字を女郎花塚と云ふは、古今集に詠ぜられたる有名なる女郎花の伝説地としてあり、今、西村氏邸前に小墳ありて、上に石塔を立てたり、これを女郎花塚と云ふによる。之れも一古墳なるべし。而して、こゝに言ふ西村氏の宅地をなす古墳は其形状甚だ大にして、前方後円の形をなほなせるを見る、所謂車塚にして、里人之を東車塚と称す。是れ、なほその西、即ち街道の西側には又、一の車塚ありて西車塚と言ふに由るなり。両者共に此地方に於ける著名なる古墳なり。石清水八幡宮に蔵する元禄頃の古図に、この志水の附近の地をもしるせるものありて、これには東西両車塚ならびに女郎花塚の図示せられたるを見る(中略)。又近世のものなれど神官文庫所蔵の洛外巡の図にも、車塚を表せるあり。此等車塚の記事については、元禄十五年の山州名跡志に載り、其後文化年間京都文人の筆になる『以文会筆記』には次の如き比較的詳細なる記事あり。

(中略、【資料2-6】参照)

其後、西車塚には八角院なる仏堂建てられ、東車塚は、井上氏の所有となり宅地として営まれ松花堂遺蹟もこゝに移されしなり。従つて東車塚はこの時高地は均らされ周囲には、石垣積まれて地貌大に変異せり。而もこれあるによつて隔々古墳内の埋蔵世に出で、考古学上の遺跡として注意を惹くに至れり。之に就きては既に大正五年梅原末治氏の調査あり、大正九年発行の久津川古墳研究の中に東車塚に関する報告ありたり。

この東車塚は、西車塚を相距る事約壱町にして、前方後円墳として北々西面す。宅地となるの時形貌変化したるものなれど、なほ今日に於ても、これを東方より望まば、前方後円なりしを推断し得べし(中略)。後円部の封土は、上半の部分を残存せるを見る。封土の長さ七十間余、前方部は長さ二十間余、幅十七間にして、後円部は直径四十間余、而して周囲の田の面より約五尺の高さにあり。西村氏の談によれば、封土の表面は、礫石を以て覆はれありて、外側周縁部には一重に埴輪円筒を樹て繞らしありしと云ふ。今なほ周囲の田畠には埴輪の破片散在せり。

本古墳は、始めより、学術的に発掘せしにあらざりしを以て、古墳内部の構造、遺物の埋蔵状態等、明瞭ならず。西村氏の談に拠れば、此の塚に於ては前方部と後円部との両処に遺物を発見せしと云ふ。最初明治三十年、前方部地均しの際、地表下約二尺にして土砂に混じり偶然古鏡一面と劍身一口とを発見し、此部分に於ては何等特殊の構造を認めざりしと云ふ。更に明治三十五年後円部を庭の築山に修造するに当り、こゝに一種の粘土と礫石とよりなる槲の如きものあり。此施設は封土の中央表面下五尺より六尺に亘る間に存し、先づ栗石を一列に並べたる

礫床あり、上に約一尺の粘土層あり、其の形は橢円形をなして、大きさ長径約二間、短径一間あり。長径は塚の主軸に対して直角の位置をとれり。粘土層の裏は空隙ありしが如く、こゝに朱層ありて其の中に、古鏡三面、硬玉製勾玉二個、刀劍身三口、斧頭、鏃、甲冑等の遺物存在せりと云ふ。遺物の中にて最も貴重なるは鏡にして其の中前方部より発見の長宜子孫内行花紋鏡は京都帝国大学に蔵せられ其の他は個人の有に帰せり。其の種類次の如し。

	面径	縁厚
一、長宜子孫内行花紋鏡	七寸三分	一分五厘
一、六神鏡	五寸五分	二分
一、半円方形帯龕鏡	七寸一分	
一、二神二獸鏡	七寸四分	三分

(銘) 尚方作竟自有好、明而日月□□有、刻治守泉悉皆右、長保二親宜孫子、富至三公利古市、告后也

刀劍は大刀五口と前方部より発見したる劍一口あり。何れも錆甚しく完存せず、大刀の中三口はその柄頭環頭なる事を知る。其一は身の長さ二尺五分、刃亘一寸二分、棟幅二分、基の長さ四寸七分にして環頭は長径一寸七分、短径一寸二分あり、且之れには杉材と思はるゝ木片附着せり。其二は身と茎との区別不明なるも環頭は直径二寸、短径一寸六分あり、其三は茎部のみを存し環頭は直径一寸四分、短径一寸二分あり。劍は長さ一尺三寸、刃亘約一寸あり。

斧頭は二口あるが其一は長さ三寸五分、刃幅二寸一分あり。其他、鉄棒の一端に山板を附せるもの及び長さ四寸五分、幅一寸三分の菱形薄板の中央に菱形のある異形鉄器あり。又西村氏の談によれば封土の西南隅より、注口付の祝部土器埴一個を発掘したりといふ。

東車塚古墳は貴重なる遺物、殊に鏡鑑四面を出し長宜子孫内行花紋鏡は支那鏡と認むべく、其他の鏡も仿製として優秀なるものに属す。(後略)

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp50-53)

### 資料1-3-3 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 五、松花堂茶室

(前略) 昭乗が瀧本坊にある時、老来閑寂を愛して小室を営みしことは、昭乘上人行状記に

寺を辞して躬を寂定におきて荷露に心をみがき中台に自証の月を待なんとて坊の南阜に松花堂といふ方丈をトて三昧に入られけり、……こゝに屏居ののちは松花堂とぞいひける。

とありて、小室を瀧本坊の南の丘の上に造りしを知る。松花堂はこの小室の名にして、昭乗の名は又松花堂によつて、広く世に知らるゝに至れり。松花堂の小室は昭乗没後も長くそれに立てりしが如し。宝永年間の著なる山城名勝志には「松花堂者昭乗退隱地而今在泉坊」といひ、享保九年の石清水雜記には「泉坊ノ傍ニ一室ヲカマエ、号松花堂、丈床ニ瑜伽ノ湛法水、不断三蜜ノ月ヲ澄シ云々」とあり、男山考古録には、この小室は泉坊の東北にあり一字の方丈にして南面檐下に松花堂自筆の板額を懸け唐扉を鎖し、勤行の方丈室なりとあり。続日本高僧伝には「晩男山南阜構方丈室扁松華堂」とあり。即ち、此等によりて見れば松花堂は瀧本坊の南阜即ち泉坊の東北にありしを知る。

なほ松花堂につきては寛政十一年秋里籬島の著なる「都林泉名所図会」<sup>(8)</sup>には、これを茶室なりとし、その林泉並に茶室の図を画けり(図番号略、【資料2-2】参照)。しかれども、松花堂を茶室なりとするは、その初めよりの姿にはあらざりし如し。即ち、男山考古録を見るに、松花堂の状を記して、路地自然の樹木繁り待合三所あり、中門又中潜りと称す、堀中小門あり、燈籠手水鉢等巧を尽したりと云ひ、而してこれは後人の意に任せて好みなせるにて、世俗茶室と思へるも俗意もて炉を切開きて大いに師の意を損じたる物なり、旧の在所には今の如く待合又中くゞり等在るべくもあらず、と記せり。果して然らば都林泉名所図会の記事及び図は、後代の改変を受けたる後の状をさして言へる如し。然れども、此の図会は寛政の頃の実状をよく描

けるものにして、今日遺跡研究上、顧みるところ多き資料なり。

惟ふに松花堂は、昭乗退隱の方丈にして必しも形式上直ちに茶室と云ふに非るも、彼の風流人が変改を加へて茶室の如くにしたるものゝ如し。

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp60-61)

#### 資料1-3-4 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 六、松花堂及泉坊の移転

(前略) 然るに明治維新となるや、男山八幡も亦大改変に遭ひ、殊に神仏分離の時変にあつては男山に多年昌栄を誇りし社坊も一切停止の運に遭ひ、京都府にては明治七年の頃榎村知事が社坊取払を厳命するあり。男山にては当時、瀧本坊の住職は乗道といひ泉坊のそれをも兼ねたり。即ち取払の命急なるや、泉坊の客殿は当時山麓にありし大谷治麿(中山忠光卿の弟)へ六百両にて売られ、其の邸地に移されたり。其地は八幡町字山路(今土地台帳には山柴といふ)といひ放生川の買屋橋のたもとにして、其址今、井村氏の有となれり。其後大谷氏の去るや、件の客殿は明治十三年また山路より八幡町志水の南端即ち西車塚の前方部の東方に移されたり。然るに此場所は低くして洪水等の憂あれば明治二十四年井上忠継氏、即ち西村芳次郎氏父は之を譲受け、更に東車塚の地に移し、なほもとの泉坊の庭園をも此処に移したり。(この移転に与りし大工は八幡志水の人藤下常次郎にして庭師は伏見の人植木屋幸七なり。)

かくの如くにして、八幡宮の坊舎にして、昭乗と縁故深き松花堂と泉坊の客殿庭園は、今や、東車塚なる一大古墳の上に築かれて、合せてこゝに保存せらるゝに至りしなり。(後略)

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp62)

#### 資料1-3-5 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 七、泉之坊書院並松花堂茶室

##### (一) 書院

本書院は、さきに言ふ如く、もと石清水八幡宮四十八坊の一なりし泉坊の客殿なりしと云ふ。伝ふるところ、永禄三年の建営、岐阜中納言の寄進といふ。広さ九畳にて奥に二畳半の上段の間を構へ床及び違棚あり、又八畳の次の間を有す。玄関には旧桃山御殿より拝領せりと称する車寄あり。玄関より奥へ四畳半、四畳半、六畳、六畳と座敷続き、其左は次の間にて八畳、奥が即ち書院となり、庭に面しては縁を附せり。而して最初の六畳は柳の間と称し、そこに昭乗自作と伝ふる浪を彫りたる欄間あり。

挿入の平面図(図番号略、【資料1-3-7】参照)に示したる如く、書院には正面に二間の床ありて上段の間は高さ四寸檜の框をもつて一段高くし、そこには床に続けて一間の違棚を設け、一方には一間半の帳台を構へ、其一端更に半間の違棚を造る。床の間は深さ一尺八寸あり、地板は厚さ三寸四分檜の一枚板なり。床脇の違棚は中央を一段高くし、其両端には筆返を附し、上方は袋棚にて四枚の小襖を嵌めて引違とす。帳台は嵌めころしとして開かず、上下框及び方立には金剛鍍金の飾金具を打ち、違棚にも同様金具を打つ。半間の違棚も棚の一端に筆返ありて、飾金具を打ち、上方には袋棚を設けて二枚引の小襖を嵌めあり。棚板・筆返共檜材にて籬束のみ黒檀を用ひ、唐戸面を取れり。天井は床前八畳は折上小組格天井にて、上段の間は別に区劃されて小組格天井となり、折上を有せず、床の間も小組格天井なり。壁面はすべて白の鳥の子張りとし、長押には六葉金具を打つ。次の間との境は襖にて、その山水墨絵は山楽の筆と称す。上方の欄間は箴欄間なり。縁に面する方はすべて腰高明障子にて、腰の外側は横舞良とし、内側は張付にて土佐光武筆と称する彩画あり。次の間、即ち八畳の間は小組格天井、縁に面しては書院と同様の腰高障子ありて他方は襖なり。

さて本書院は八幡宮の社坊泉之坊より明治初年現在の地に移建するに際しては、間取・方向・外觀等を旧と同様にせりといふも、建築の上に於て、旧態保存の程度は明ならず、屋根も以前は檜皮葺なりしといへども、現在は西村氏の邸宅としては、切妻造に縁廂を有して棧瓦を葺く。

而してかゝる屋根・縁側等には古き箇所を認めず、此書院と次の間と、そして柳の間にある浪欄間のみ古し。床・違棚・帳台等の形式は桃山時代より江戸時代初期に於けるものとして大差なきものの如く、特に天井・長押等は最も古く、或は永禄年間と伝ふるものを存するに非ずやと思はる。柱の面の大きさは約 1/15 あり、これも桃山時代から江戸時代にかけての此種建物に於ては普通に見るところのものなり。帳台飾金具の毛彫は唐草に桐を配したる桃山様式のものなり。違棚金具の毛彫は多少下るかと思はる。長押の六葉金具も稍後世のものらしも、其下に稍小さく形甚だよき六葉座の痕跡あり。これ即ち当初の六葉座にて、随つて長押の古きことを現はし、併せて此書院の年代をも語るものなり。山楽筆と称する襖の引手金具は元のものらしく、箴欄間亦古く、其框には天井格縁に於けると同様の一種の唐戸面を取れり。

浪欄間は二枚ありて長さ各一間、同一意匠なり。昭乗自作と称するが事実と思はる。但し位置は現在の所になく、書院次の間に用ひありしと伝ふ。

玄関の車寄は唐破風造にして、檜皮葺、瓦棟にて前方に鬼板あり。正面には円柱二本を左右に立て、礎石は方形に造る。柱上台輪ありて三料を組み、虹梁を架し、虹梁上中央に臺股を置き、棟木・輪極をもつて屋根を造れり。虹梁の下は台輪との間を欄間とし、細木二本を吹寄に用ひて禰形を造る。扉は棧唐戸にて双折・両開とし、頭貫と蹴放との間に軸吊とせり。棧唐戸の上部は菱格子を組み、中に桐紋彫刻を一つづゝ入る。桐紋は普通の例と異り花の稍左右に垂れたるところ特色ありといふべし。金具は鉄製にて、蝶番は後補なるも、定規縁の四葉座や方立の饅頭金具は形古し。柱上部には頭貫の木鼻あり、茨・しがみ等の手法は桃山時代の様式を表はす。虹梁上臺股の脚間には彫刻あり表裏意匠を異にす。表面即外面は牡丹にて、中央に花を置きそれに葉及蕾を配したるもの、写実的にて相当に具合よろし。裏面の彫刻は簡単にて、中央に円中桐紋を彫る。脚部先の繰形は若葉化せり。唐破風の形はよく整ひ、下方の扉や臺股彫刻等と調子よく調和せり。但し兎毛通は失はれて今はなし。棟の前端の鬼瓦は現在のは他所より持ち来りしものにて、当初のものは西村家に現に蔵せらる。それには表面に三つの円形を造りて、それに福・禄・寿の三字を一字づゝ入れてあり、福の字は近衛応山、禄は本阿弥光悦、寿は松花堂昭乗の筆と伝へ併せて寛永三筆と称せらる。(中略)

## (二)松花堂茶室(図番号略、【資料1-3-8】～【資料1-3-11】参照)

昭乗が泉之坊に退隠中、寛永八年、庭中に先年焼失せし瀧本坊の残木を集めて作り、軒に松花堂なる額を上げて其号とせしものと伝ふ。書院と同時に現在の地に移されたるものなり。

書院車寄の傍なる庭中門を入れば露地の左に待合を経て奥に茶室あり。

大さ凡そ一間半四方、藁葺の宝形造にて頂上に瓦製の露盤宝珠を載す。平面図(図番号略、【資料1-3-7】参照)に見る如く、二畳の茶席を中心に、次の間・水屋・土間あり、茶席は正面に半間の床と袋棚とを並べ造り、一方濡縁との境には腰高明障子と雨戸とを併せ用ふ。次の間とは半間の襖をもつて通じ、其脇半間は仏壇とせり。次の間には躡口あり、又一方の壁には不規則六辺形袖形の下地窓を開け、他方は水屋に続き、其境は斜に仕切られて拱に似たる出入口を附す。水屋には戸棚を置き、外壁には猪目形窓を一つ造る。土間は瓦を四半に敷き、片方には竈を築き、竈の後壁には引上戸を設けて躡口の間と相通ず。土間の入口は双折両開の棧唐戸なり。

細部に就いて記せば、二畳茶席の天井は最も念入りにて、周囲に板をもつて緩き折上を造り、中央は網代地に彩色をもつて日輪を大きく描き、一對の鳳凰を飛ばせ、桐花紋を配す。元は狩野永徳の筆なりしが、雨もりのために破損し、後世造り直されて、絵は土佐光武が旧に模して描きしものといはる。床脇の袋棚は上中下三段となり、上中二段には各三枚の小襖があり、下段のみ杉戸とす。各段意匠に変化あり、殊に下段戸棚の中に円形の鉄炉を設けたり。次の間との境の襖によつて仏壇の開閉を自由ならしめたりしたるところ、持仏堂式茶室として松花堂苦心のあとがうかゞはる。襖の引手にも意匠を凝らし、矩形の木彫のもの、竹の節をそのまま利用せるもの、陶器に連魚の彩画を施したるもの等あり。猪目形窓や下地窓も巧みなり。殊に下

地窓の形、下地芦の配列、蔓のからみ方など彼の桂離宮内月波楼茶亭等を思はしむるものあり。蓋し桂離宮は小堀遠州の意匠になり、松花堂もそれに参じたと思はるゝ事実あればそこに一脈通ずる点を見出すは当然ならん。

室の配置にも一風あり、躡り口を入りたる一畳の間より、水屋・竈・茶席等への連絡極めて面白く且つ自然なり。

土間の入口の棧唐戸、屋上の宝珠、其他後世の修補改造にかゝるところ尠からずあれども、全体としてよく当初の形式を存し、松花堂独特の意匠の変化や妙味を随所に見得るは幸ひなり。

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp63-78)

#### 資料1-3-6 調査報告 綴喜郡 第三 東車塚庭園 八、庭園

現在の西村氏邸庭園は所謂松花堂(茶室)の庭の外、他の部分にも庭石、燈籠、手水鉢等に珍貴のもの多く配置され居るを以て、それ等の調査の結果をも併せ述ぶることゝし、便宜上(一)書院前の庭、(二)茶室松花堂の庭、(三)玄関側の庭、(四)奥の間の庭の四部に分ちて説明を加ふべし。(図番号略、【資料1-3-12】参照)

##### (一)書院前の庭(中略)

本庭は東辺生垣を越えて遙かに宇治方面を見晴らし眺望頗る佳く、都林泉名勝図会「八幡泉坊」(図番号略、【資料2-2】参照)に於ける茶室の右方の二人の人物を配せる附近の技法と全く同一のものなり。

本庭中に存せる重要な庭園建設物としては次の如きものあり。

水琴盤(図番号略、【資料1-3-15】イ参照)もと男山琴塔にありしものと伝ふ。

誰か袖の手水鉢(図番号略、【資料1-3-15】ロ参照)僧行基大和国秋篠川に橋を架けし時の桁にして日本に四個ある中の一なりと伝ふ。

万葉石(図番号略)左大臣橋諸兄公この石の上にて万葉集を撰みしよし伝ふ。

##### (二)茶室松花堂の庭(中略)

燈籠としては次の如きものあり。

春日形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】ロ参照)高さ七尺。茶室の東南にあり。鎌倉時代のものにして八幡山中最古のものと称せらる。

春日形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】ハ参照)高さ六尺。茶室の東南隅にあり。

八幡形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】ホ参照)高さ三尺八寸。茶室の東にあり。竿に次の如き刻銘あり。

慶安二年

松花堂尊前永代夜燈

九月十八日 正良敬白

道導形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】ト参照)高さ三尺三寸五分。茶室の北にあり。彫刻全部判明せざれども、慶長、片桐等の文字あり。

春日形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】チ参照)高さ六尺七寸。茶室の北にあり。

有明形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】イ参照)高さ四尺一寸。茶室の西にあり。

草屋形石燈籠(図番号略、【資料1-3-14】ヘ参照)高さ三尺四寸。待合の東にあり。

織部形石燈籠(図番号略、【資料1-3-13】ニ参照)高さ四尺五寸。待合の南にあり。

次に手水鉢としては次の如きものあり。

太子の手水鉢(図番号略、【資料1-3-15】ハ参照)茶室の東にあり。この石もと太子阪にあり、聖徳太子山城国御巡行の砌りこの石に倚り休息せられしとて名高かりしを昭乗翁希ひ請け手水鉢となし、爾来太子の手水鉢又は太子形見の手水鉢と称すと伝ふ。

船形の手水鉢(図番号略、【資料1-3-15】ニ参照)茶室の西にあり。本手水鉢は前記有明

形石燈籠の前にありて燈籠に点火するとき、その灯手水鉢の水面に映じその様恰も夜泊舟の如ければ庭中夜景の一として古くより和歌に詠まるゝこと多し。

普賢の手水鉢（図番号略、【資料 1-3-15】ホ参照） 普賢菩薩の像を彫刻せる故に此名あり。

以上の外庭園装飾物として次の如きものあり。

蛙石（図番号略） 待合の南にあり。

虎石（図番号略） 待合の東にあり。

これ等は何れもその形状が蛙及虎に類似せるより命名せるものにして橘諸兄公遺愛の石と伝へらるゝものなり。

（三）玄関側の庭（中略）

左の如き建設物あり。

梅形の手水鉢（図番号略、【資料 1-3-16】へ参照） 手水鉢の横断面に梅花形を呈する故にこの名あり。

春日形石燈籠（図番号略、【資料 1-3-14】リ参照） 高さ四尺九寸五分。鎌倉時代のものと伝ふ。

右は何れも昭乗翁遺愛の品と伝ふるものなり。

（四）奥の間の庭（中略）

本庭内に礎の手水鉢と称する手水鉢あり（図番号略、【資料 1-3-16】ト参照）。（中略）

さて松花堂故居を載せたる「都林泉名勝図会」は寛政十一年に発行せられを以て、図会に表はされたる庭園の状態は少くとも今より百三十年以前のものなり。（中略）

さて前述せし如き現況と図会に描かれたる図とを対照比較せんに、先づ書院前の庭は前にも一言せし如く東辺の低く苜みたる生垣を越えて遙かに宇治方面を望む如くなしその趣向は図会（図番号略、【資料2-2】参照）に見るところと全く一致し、図会の中に「数寄屋待合等風流にして庭中より宇治山朝日山小倉池伏見沢田黄檗木幡里城山鮮に見へて無双の妙景也」と記せるは眺望の勝れたるを称へしものなり。而してかゝる技法は当時（江戸初期）小堀遠州が大徳寺方丈東庭に於て採用せしもの（庭外の比叡山加茂川畔の松並木を借景として庭景にとり入れたり）等と全く同一のものなり。無論其効果に於ては現在位置よりも当初の泉坊の位置に於ける方が遙かに優れること言ふまでもなき事なり。

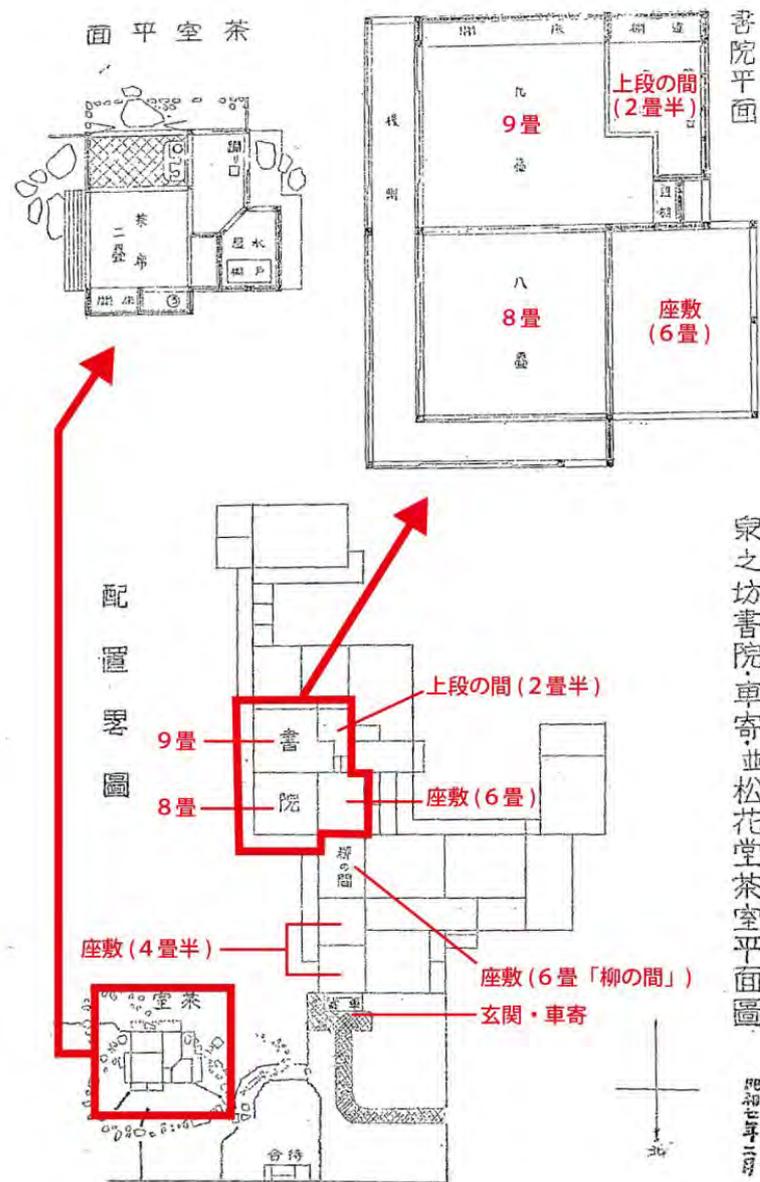
次に茶室松花堂の前部即ち東部は現状と図と全く一致し、飛石の配置、太子の手水鉢、八幡形石燈籠、ウメの樹の位置等全く図に描ける如くなり。（中略）尚ほ図に示せるシユロの樹は現在も略同位置にあり唯本数に於て三本許り減じ居れるも此は現主西村氏の言ふ所によれば近年枯死し爾来そのまゝに放置され居るものにして、本庭の植栽に一つの著しき特色を有せしめ居るものといふべきなり。（中略）

かくして本庭園の価値は全体として江戸時代初期に於ける日本庭園殊に茶庭の模様を知る上に於て好個の資料たるのみならず、庭園建設物即ち石燈籠、手水鉢等に珍重すべきもの藪からざるにあり。（中略）

かかるがゆえに本庭園に於ける諸庭園建造物の散逸を防ぎ庭園の保護保存を講ずるは、造園及美術工芸の研究上はもとより、一般文化史研究上より見るも甚だ有意義のことゝいふべし。

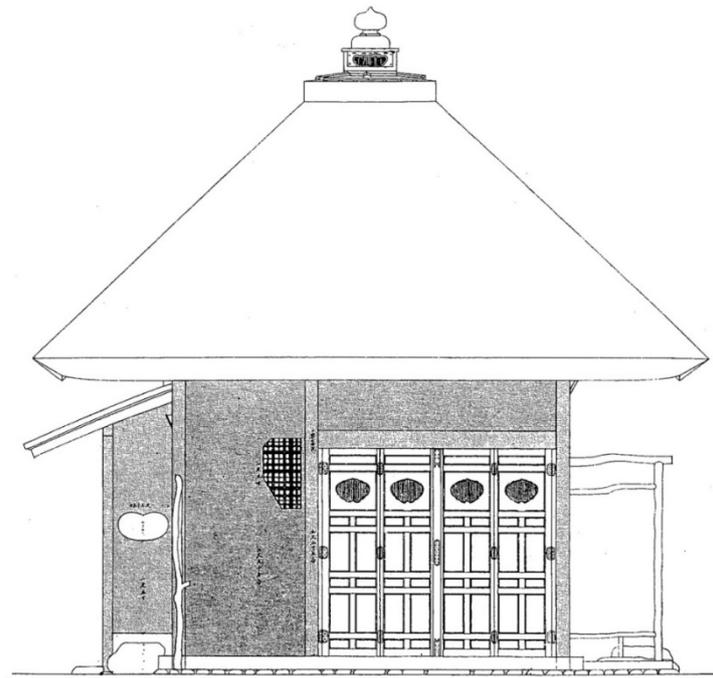
（京都府編『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp78-85）

資料1-3-7 泉坊之書院・車寄・並松花堂茶室平面図



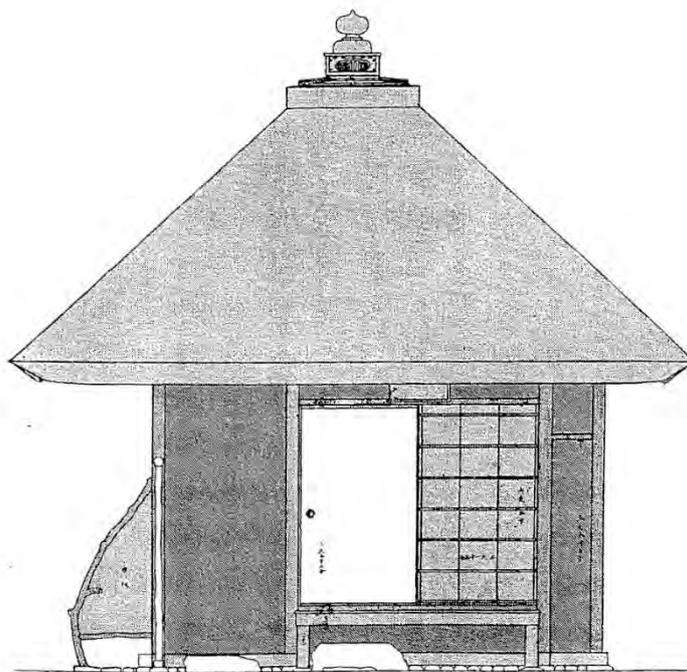
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932、pp64所載の図に  
赤色で加筆)

資料1-3-8 茶室松花堂南面建図



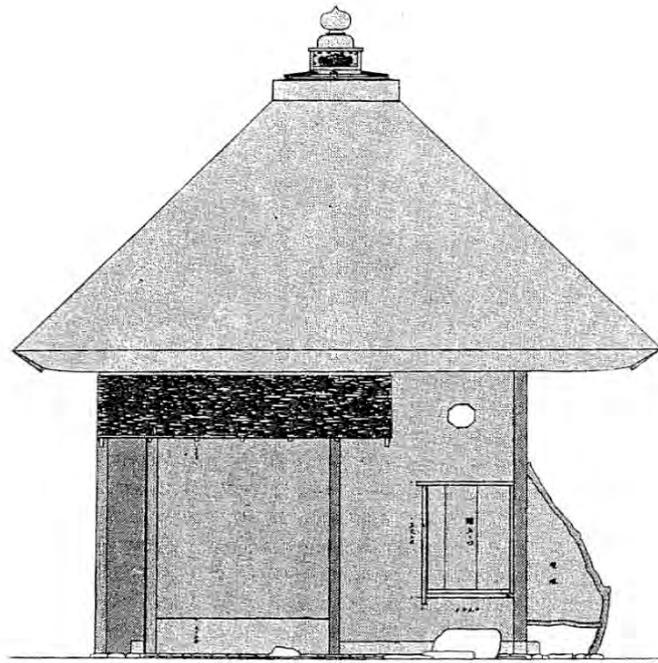
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版29)

資料1-3-9 茶室松花堂東面建図



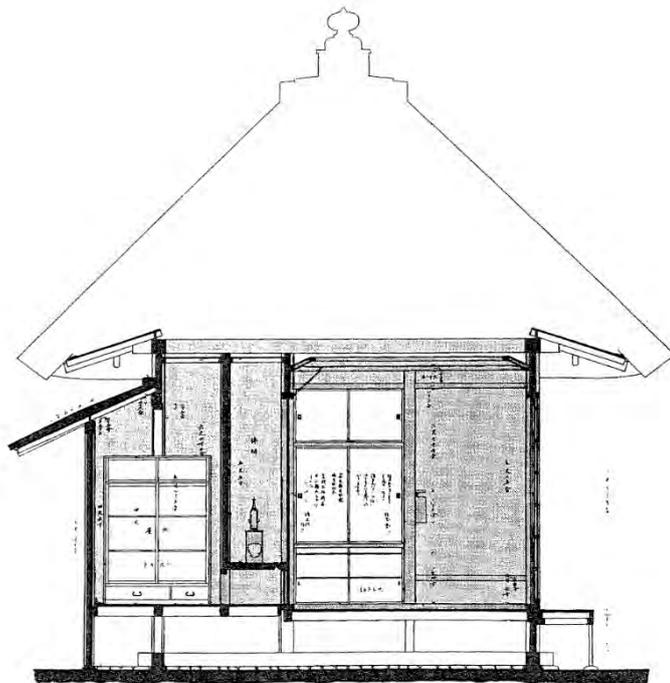
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版31)

資料1-3-10 茶室松花堂西面建図



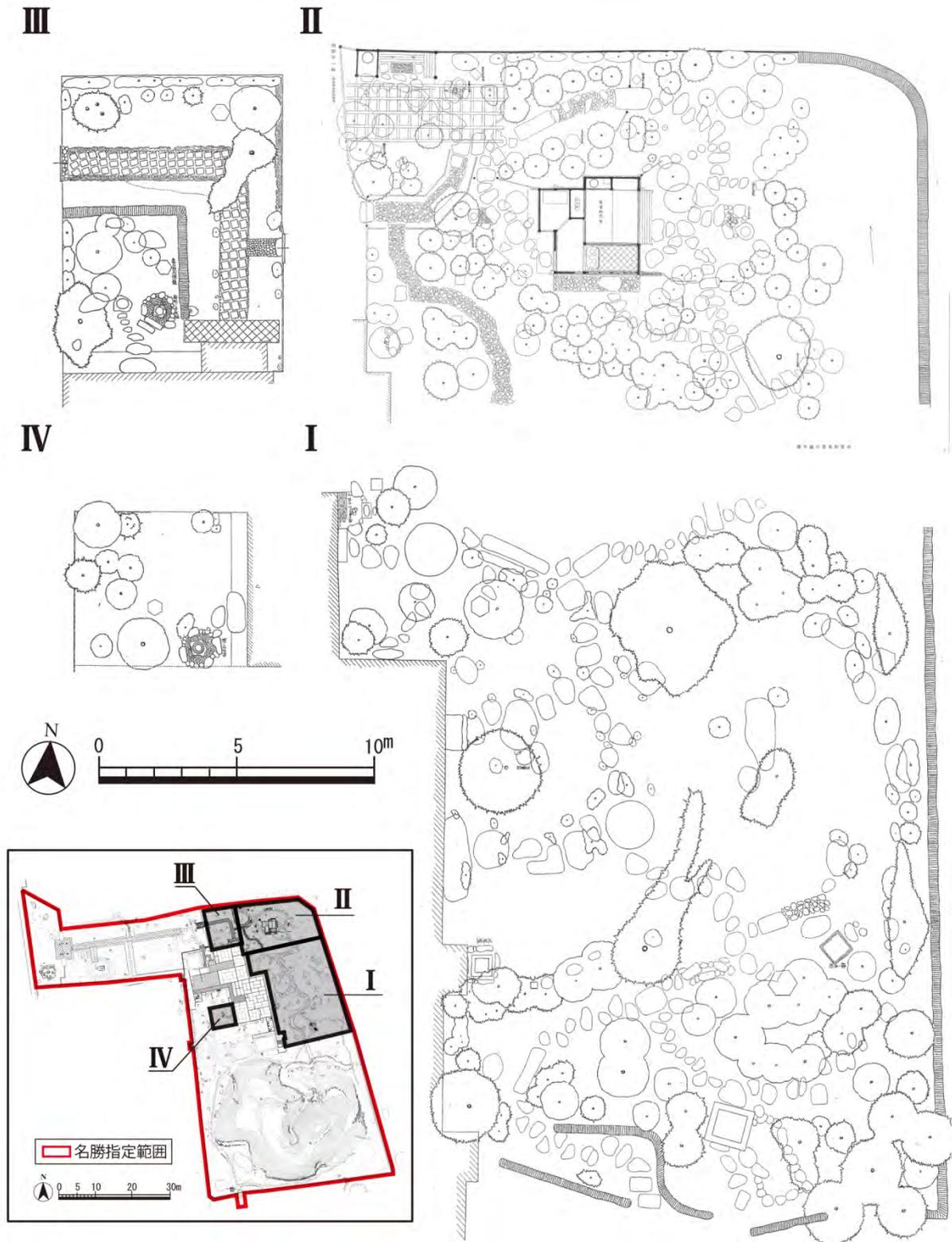
(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版32(1))

資料1-3-11 茶室松花堂南北断面図

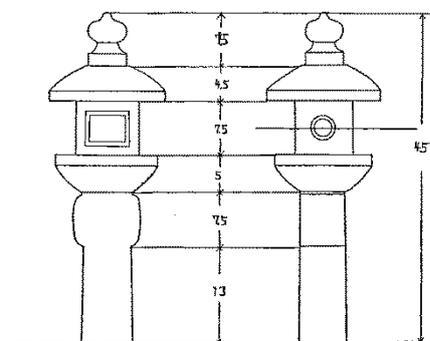


(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版32(2))

資料1-3-12 東車塚庭園平面図

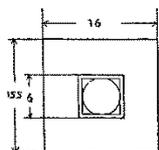


(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版13-15に  
名勝指定地との位置関係を示す補助図を添えた)

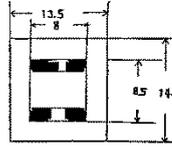


圖面正

圖面側

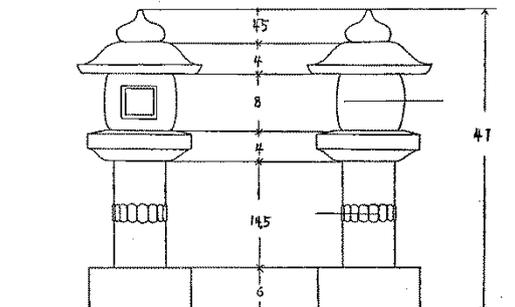


圖面平



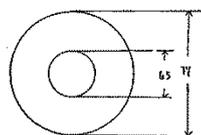
圖面斷

② 織部形 在待合之南庭

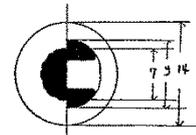


圖面正

圖面側

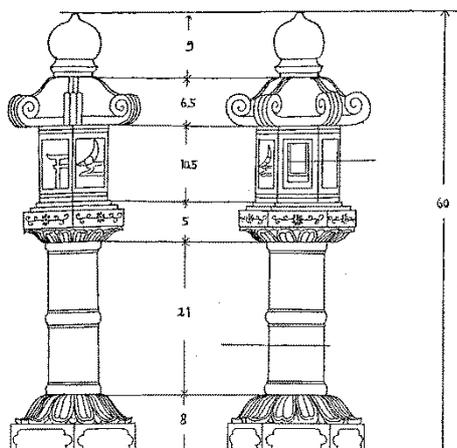


圖面平



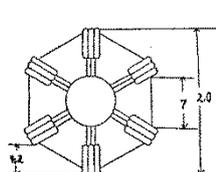
圖面斷

① 有明形 在躰上口之西

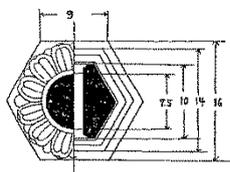


圖面側

圖面正

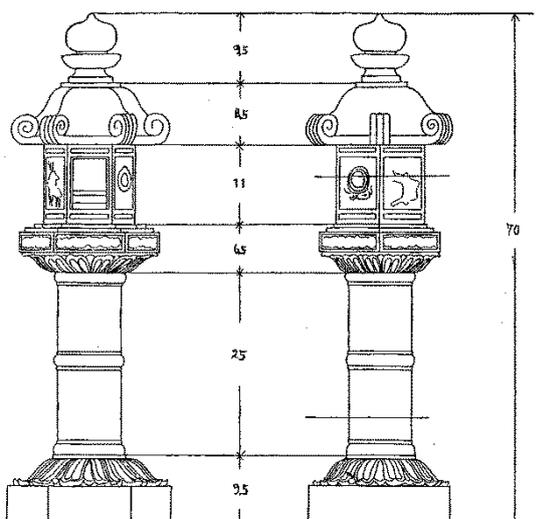


圖面平



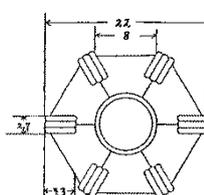
圖面斷

④ 春日形 在南面入口之東

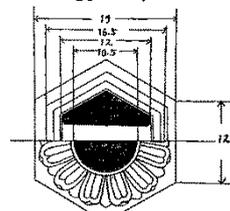


圖面正

圖面側



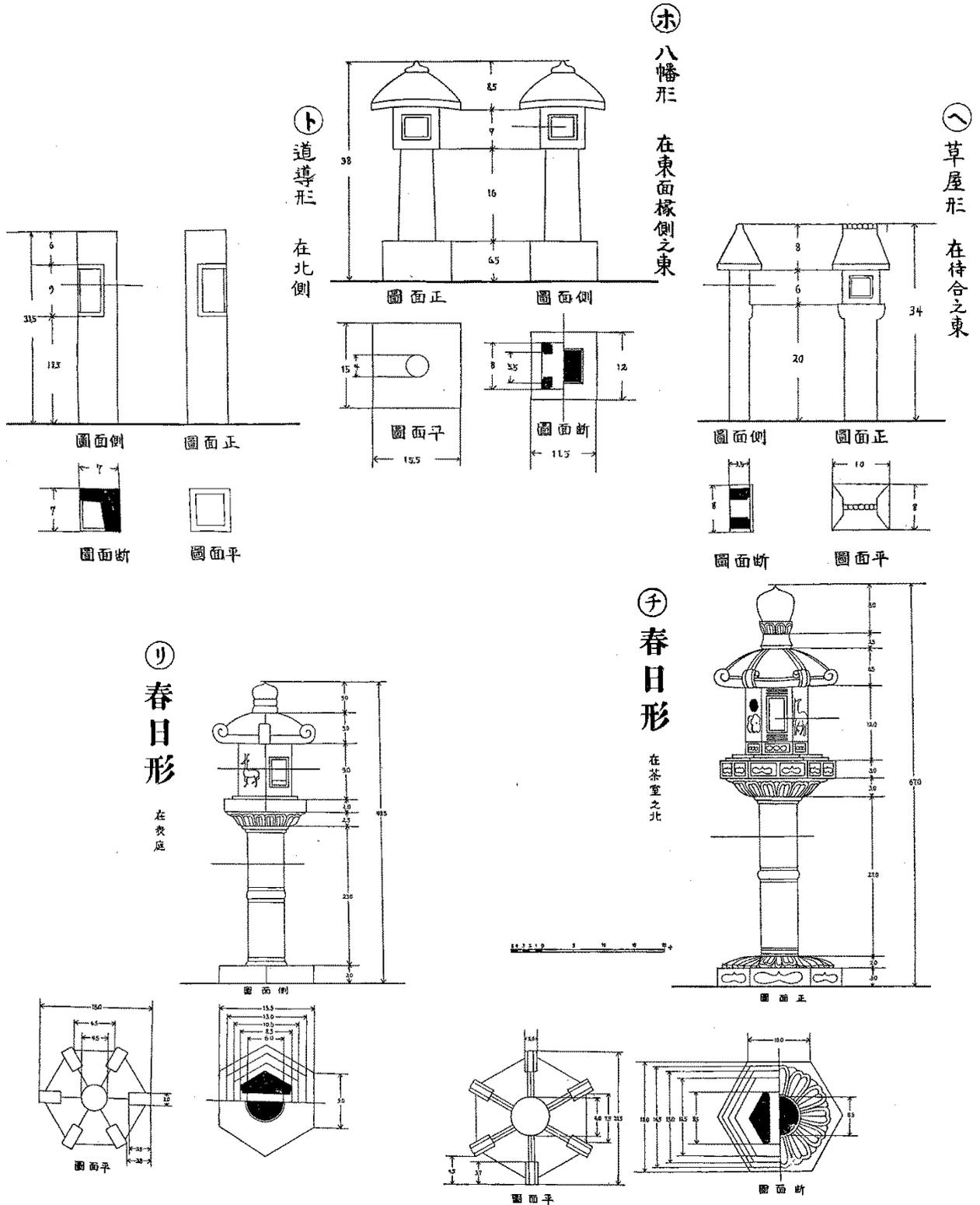
圖面平



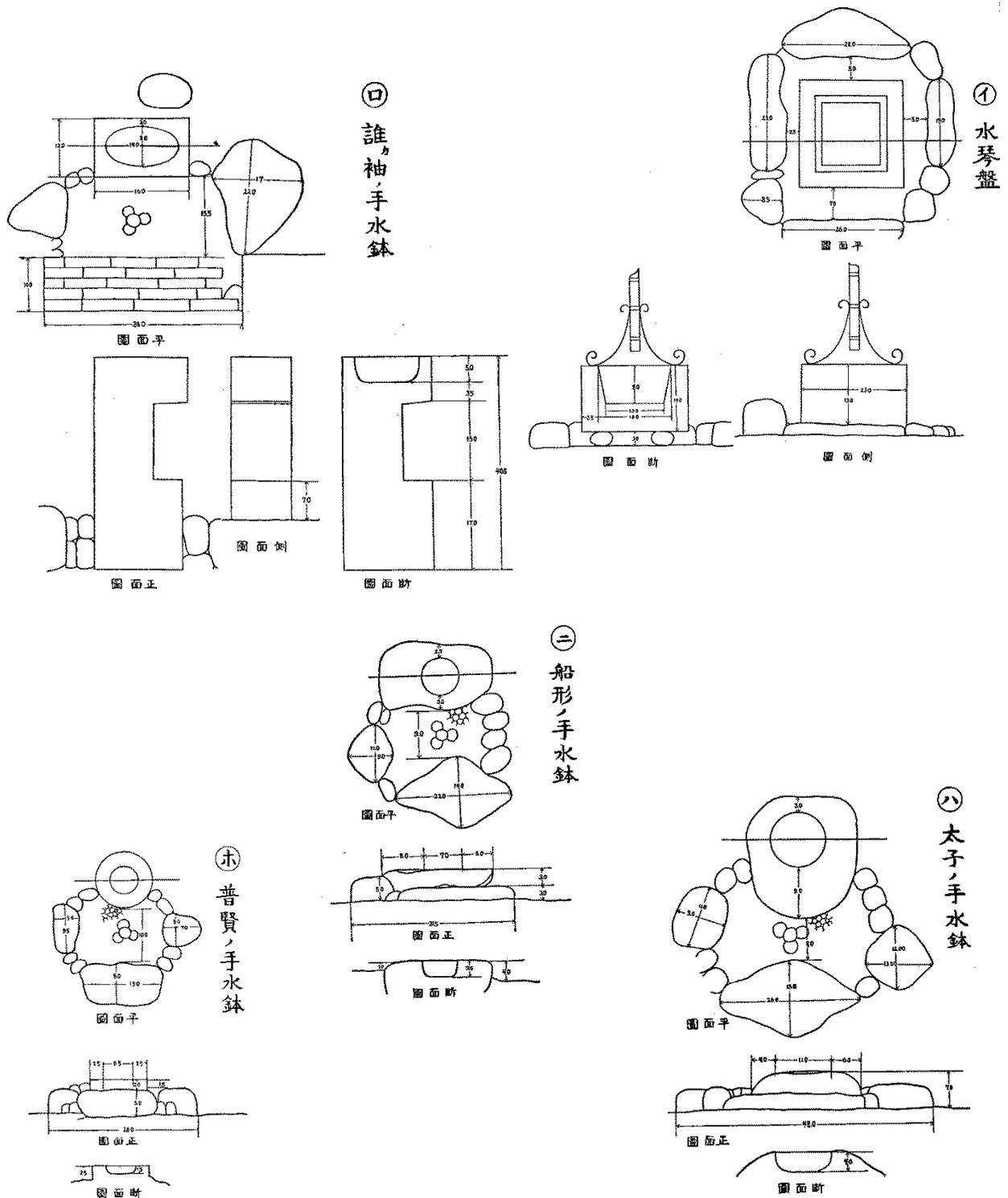
圖面斷

③ 春日形 在茶室之東南

(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図16-17)

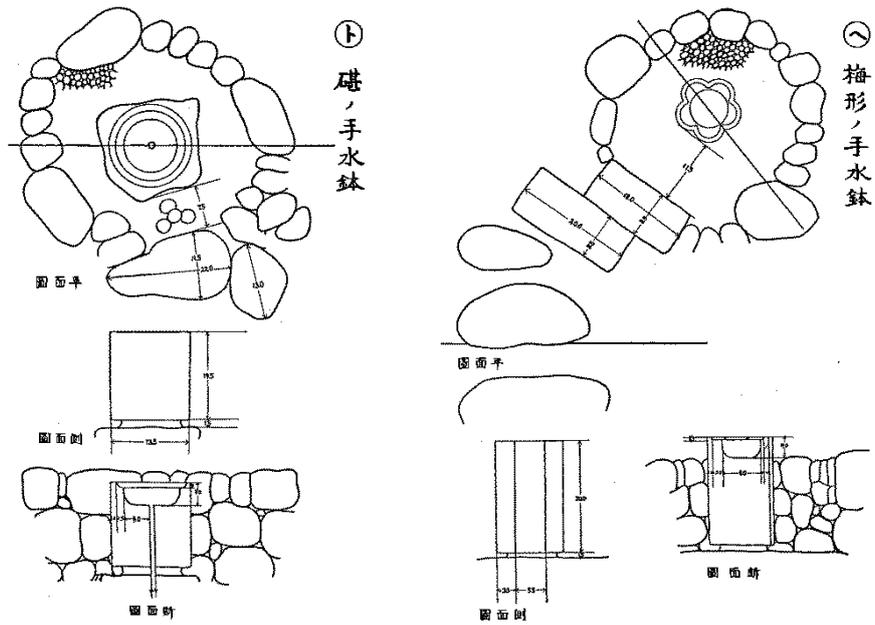


(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版18-19)



(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版20-21)

資料1-3-16 東車塚庭園内 手水鉢図-2



(京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第13冊、臨川書店、1932所載 図版22)

#### 資料1-4 重森三玲による庭園実測：昭和12年(1937)実施

##### 資料1-4-1 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 作庭年代および作者

（前略）ところで、明治維新の神仏分離事件に関して、この松花堂が男山の山中から移建の問題が起ったが、明治七年（一八七四）時の京都府榎村知事の厳命で、坊舎取払いとなり、その頃の滝本坊と泉坊の兼務住職であった乗道は、泉坊の客殿を、男山山麓の中山忠光卿の舎弟大谷治麿氏に六百円で譲渡移建したのであった。

ところが、この大谷氏がこの地を去ることとなったので、明治二十三年（一八九〇）には、近くの志水の西車塚の地に移建した。ところが、この地は低地のために洪水の憂いがあるとい  
うので、翌明治二十四年には東車塚、即ち現地に移建が決定した。当時この地の地主が西村忠  
継氏であった。この西村氏がこの時初めて、もとの泉坊に残っていた庭園をも移築することと  
なり、長池の梅村某所有の植栽も買収し、施工は伏見在住の植木屋幸七であり、大工は志水の  
藤下次次郎であった。かくて現存の松花堂が完全に移建移築されたのである。

（重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp29-30）

##### 資料1-4-2 重森三玲『日本庭園史図鑑』松花堂路地 作庭年代及作者

（前略）この地は低地の為には洪水の憂いがあると云ふので、更に又、明治二十四年、今の西村氏  
の邸即ち東車塚の地に移建されたのであつが、これは今の西村芳次郎氏の厳父井上忠継氏であ  
つた。この時に当たつて、もとの泉坊の庭園を同時にこゝに移し、一方長池梅村氏の庭木等  
をも買収されて、こゝに庭園が今日の如く完成したのであつた。従つて大体には「都林泉名勝  
図会」に図示される如く、旧形を保存すべく、復原的に扱はれて、今の茶席付近は作庭された  
のである。時の庭師は伏見の植木屋幸七氏であり、大工は志水の藤下次次郎氏であつたと云は  
れてゐる。

（重森三玲『日本庭園史図鑑』第12巻、有光社、1939、pp47-48）

##### 資料1-4-3 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 様式

泉坊から書院の移建や、庭園の移築に当っては、その当時のことであるから、別に実測調査  
などはされなかったが、西村忠継や、施工の植木屋幸七が実地をよく見分し、特に「都林泉名  
勝図会」などが唯一の参考になった由である。従つてこの「林泉図会」の挿図を一覧すると、  
向つて右方に待合があり、左方手前に土塀を兼ねて中潜が見られる。そこを入ると、右手が竹  
垣となり、左手は植栽の中に四方形の石燈籠があり、その前が霰敷石となっている。そこを  
進むと竹の枝折戸があり、飛石で奥に入る。奥にはシュロなどの植栽も数本見られる。もう  
一つ中門があつて、六角形の石燈籠が門前右手にある。右には書院の屋根の一部が見られる。

松花堂の茶亭は藁葺の方形造りとなつていて、珠光の茶亭の侘草庵の味を出してある。正面  
に躡口があり、袖壁も見られる。側面は格子戸がはまり、後部に老松が見られる。

このような寛政度の古図と現状とを比較して一考して見ると、相当忠実に移されたという松  
花堂も、実は大変な相違が見られる。現状の松花堂の茶亭そのものが変化しているのみでなく、  
現状のものには中潜はなくなっているし、竹の枝折戸もない。ただ中門だけとなっている。し  
かし茶亭附近のシュロの植栽は今も見られる。

さて本庭は全面積二百五十坪（八二五平方メートル）ほどあつて、書院の東庭としての平庭  
式枯山水が大部分の面積をとっている。

まず北西部の門を入ると、四半敷の敷瓦の道があつて玄関に達する。内側にサザンカの刈込籬  
が矩形につくられ、その中に梅鉢形の手水鉢を配した蹲踞がある。これは玄関脇八畳の間の前  
庭で、春日燈籠や礎石もある。

玄関の前の中門を内に入ると、霰敷石を通過して柳の間の前庭に出る。ここには明治頃の大礎

石を中心に飛石が打たれてある。入った所には蹲踞や塵穴もある。

飛石を東南に出ると、書院の前庭となる。この附近の飛石は書院好みで、平庭全体は一種の書院式露地としての様式を見せている。従って中央には大形の礎石（明治）を見せたり飛石が四方に走っている。そしてずっと東部は砂地とされた一種の枯山水で、池庭式の地割が施されている。東部は刈込籬があって、近くの木津川の景が背景とされる。

この書院の方を寄りつきに用いて、茶会の節は客達は左方の松花堂の侘草庵の露地に進むようになっている。柳の間の方から飛石で左に進むと石橋様の敷石があって、この附近から急に飛石が草庵露地らしく小さくなっている。右手に自然石の手水鉢を中心に蹲踞があり、松花堂の席の濡縁から内に入る。

蹲踞のところから左に飛石を進むと、席の裏に出て、更に表門の方へ行けるが、途中を左に折れると茶亭の水屋の方へ行くように飛石が打ってある。全体的にこの附近には植栽が多い。

（重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp30-31）

#### 資料1-4-4 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 手法

まず松花堂茶亭を中心とする露地を一覧すると、まず玄関入口では敷瓦が唐破風のある車寄に達する。この敷瓦は角瓦三枚あてをやや斜に敷いて、あまり例のない手法となっている。大体にこの附近は、手法的に見て新しいやり方となっていて、ここに移転の時に新しく作られたものである。

この附近は白砂敷となっているが、ここから霰敷となり、中門を入ると四ツ目垣がある。高さ五尺（一五〇センチ）である。「林泉図会」では、この附近に清水が流れて石橋があるが、それは全く変化している。左方には腰掛待合があるが、この腰掛待合も全く新しいやり方となっている。あるいは方々に礎石を用いてあるが、泉坊時代には全くなかったもので、西村氏好みとされたらしい。従ってこの附近に虎石とか、蛙石とか、草屋形石燈籠や、織部形が配してあるが、いずれも新しいものばかりである。

ここを出て、飛石は茶席の躡口方面に行くものと、裏手に出るものとに分れる。躡口の方への飛石は、さすがに草庵式の小振りのものが打たれ、有明型という四尺一寸（一二三センチ）高の石燈籠と、自然石の手水鉢がある。これらのものも新しく入れられたものであるし、左の塵穴は長方形で書院式の手法とされている。右に井戸を見て躡口にかかると、定石の踏石が美しく入っている。南部はアスナロ、スギ、ナギ、ラカンマキ等の混植による刈込籬となり、茶席の軒内は真黒の霰敷とされている。

一方待合から出て茶席の北部を通過して東へ出るものは、短冊石の霰敷や、飛石等々が混ざっていて、この辺の手法も新しくなっている。茶亭の東部に廻ると八幡形という石燈籠と、太子型という手水鉢とがある。八幡型燈籠には左のような銘文がある。

慶安二年

松花堂尊前永代夜燈

九月十八日 正良敬白

とあって、昭乗歿後十四年目に献燈されたものである。従って最初は露地の中にあっただけではなく、移建と共に、ここに新しく用いたのであった。このように見て来ると、細部の手法の上からは、いずれも新しくなっている。

次に書院前の飛石手法を一覧すると、飛石に対してヒメクチナシの類を配し、一応文人的で美しいが、明治頃の好みである。大礎石はいずれも人造石らしく、その手法は明治的であって、古い礎石とは全く似て非なるものである。

松花堂などのような移転の作庭ということは、実は中々むずかしいものであって、一応泉坊時代のものを実測調査したり、昭乗の芸術や思想を十分に理解してかからなければならないが、

それが何もしていないので、実は全く新しいものになってしまって、手法上からも、松花堂当時のものを見ることは出来ない。

(重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp31-32)

#### 資料1-4-5 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』松花堂庭園（露地） 材料

まず本庭入口附近から植栽材料を一覧すると、門入口附近では、クロマツ三尺七寸（一一一センチ）以下、アカマツ、モッコク、ヒサカキ、カエデ、サザンカ、西湖のウメ、クレタケ、アスナロ、ヤマモモ、サツキ、マンリョウ、センリョウ、ヒトツバ等々があり、待合附近では、ラカンマキ、カエデ、ニシキギ、ビャクシン二尺八寸（八四センチ）、モクレン、フジ、タケ等々である。

茶亭の四周では、スギ、アカマツ、クロマツ三尺二寸（九六センチ）以下、ラカンマキ、アラカシ、カエデ、ナギ、ヒバ、シャシャンボ、シュロ、ヤマモモ、コウヨウザン、モクセイ、モッコク、モチノキ、ヒノキ、サザンカ、サツキ、ナンテン、マンリョウ、センリョウ、タケ等々である。

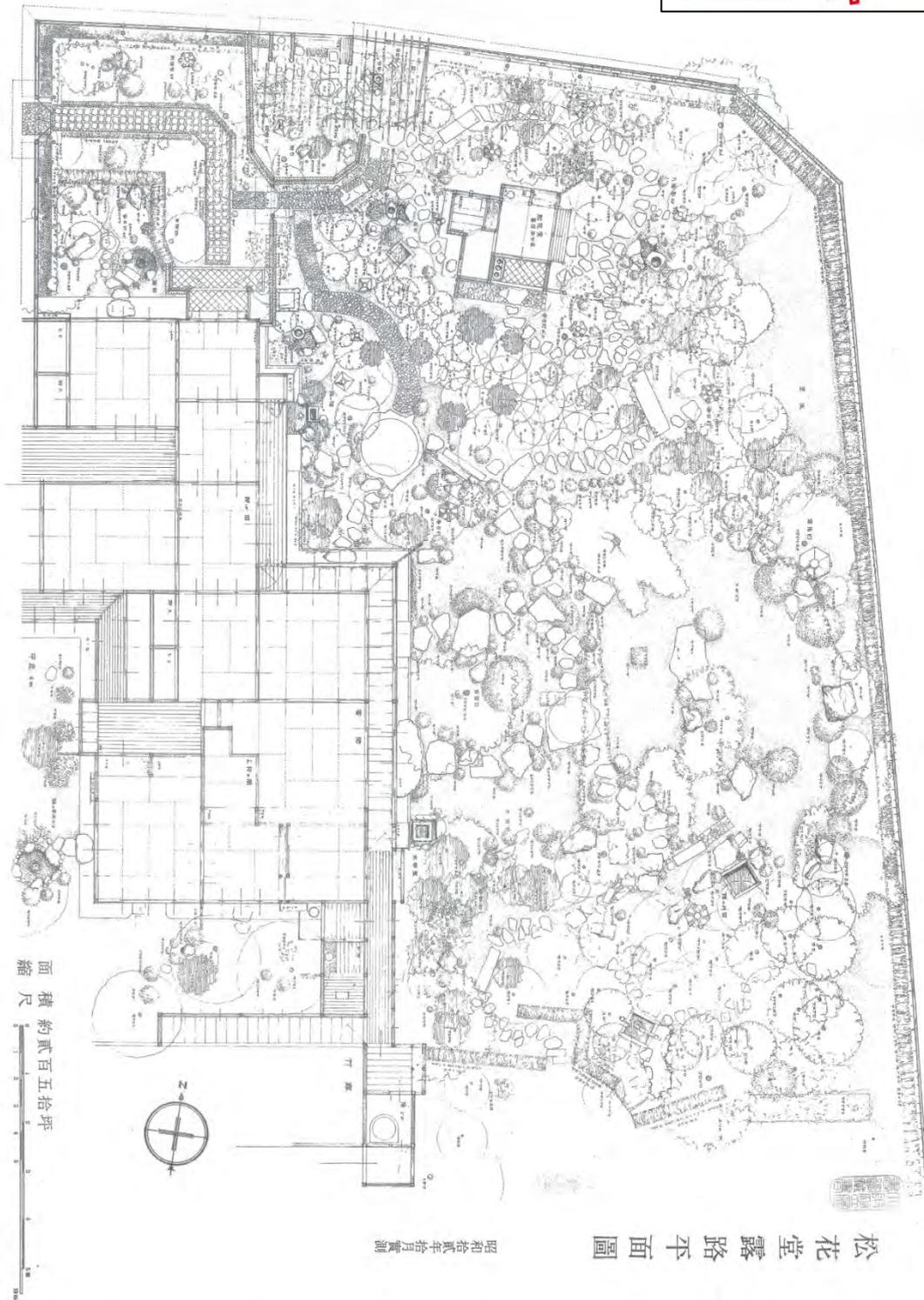
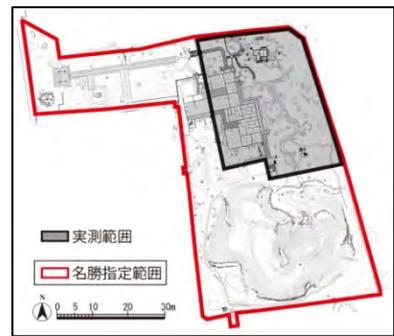
書院前庭では、アカマツ、クロマツ三尺一寸（九三センチ）以下、カエデ、ヒサカキ、イヌツゲ、スギ、ヒノキ、アオキ、カナメモチ、モッコク、アスナロ、モクセイ、ウメ、アセビ、サツキ、キリシマ、センリョウ、マンリョウ、ヒメクチナシ等々となっている。

石材は鞍馬石、貴船石、南山城石等々の山石が主材料であり、その他珍石や名石がある。

(重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』第18巻、社会思想社、1974、pp32-33)

資料1-4-6 昭和12年11月重森三玲実測 松花堂露路平面図

(重森三玲『日本庭園史図鑑』第12巻、有光社、1939所載の図に  
名勝指定地との位置関係を示す補助図を添えた)



資料1-5 澤島英太郎による松花堂現況調査：昭和13年(1938)刊

資料1-5-1 松花堂の近世の様相と近代の様相の対照表

凡例

澤島英太郎「昭乗隠栖の方丈「松花堂」に就て」(『瓶史』第9巻秋の号、1938)pp36-39の記述を、箇所ごとに整理して作成した。

原文では、澤島が調査を行った当時の松花堂の様相を「現状」、『名物数寄屋図』(国立国会図書館蔵)から読み取った近世の松花堂の様相を「旧規」と記している。ここでは、「近世(昭和10年代)」の欄に「現状」を、「近世」の欄に「旧規」を示すこととした。

なお、原文にみえる「第五図」は、松花堂内部の写真である。

	近世	近代(昭和10年代)
平面	堂の主室は二畳敷、勝手は一畳、主室北側には床、地袋棚が南面して設けられ、また西側北寄りに東面して仏間あり(三尺一寸五分、一尺六寸七分)、主室の東側は横棧繁舞良戸二、腰障子一をたて、外に板椽(幅一尺三寸七分)を設らへてある。仏間の背後には水屋あり、丸竹の簀子及び隅棚三段を架し、勝手の一帖とは開戸にて連ねてある。	主室、勝手土間四周の様子等、ほど旧規をのこす。たゞし水屋及び北側の腰掛のあたりは、旧状を偲ぶことが出来ぬほど改変されてしまつてある。主室の東側の建具、正面の四枚の唐戸ももとのものではない。
平面	仏間及び水屋の北は板壁を隔てゝ腰かけ(高一尺六寸クレ板五枚、椽桁栗ナグリ)がある。(上に惺々翁板額「喫茶去」あり)土間の南は両折両開き棧唐戸(ヨコ内法五尺六寸五分)をたて、西に竈所を設く。	土間床いま瓦四半敷。竈所を設く。使用の痕なきは屢次の移築のためであらう。
天井	主室の天井は高六尺四寸「天井一枚物竹の組物也水口細工の如し、雲に鳳凰小鳥数多有竹岩組あり四方入子菱模様、四方共杉板張巾六寸五分づつ」と図に説明がある。勝手の方は棹縁天井(高六尺五寸)土間も然り(高地より八尺九寸)であつた。	今の主室の天井は後補、絵(第五図参照)は日輪に鳳凰、
主室北側	床及び袋戸棚、床の蹴込板の所は地袋になつて乱戸二枚入、袋戸棚の方は上棚(内法一尺四寸二分)小倉小襖二枚、中棚同小襖二枚「江月和尚当堂を訪はれたる体を書く」云々とある。下棚中に丸炉あり、板戸二(内法一尺五寸)床三方板壁、戸棚うしろ板かべ、豎羽目板を打つ。	材及び全体の比例にはよく旧規をのこしてあると認められる。たゞし蹴込板の所嵌込になり、床脇の戸棚の小襖は何れも近世の作にかゝる、襖の曳手も新らし。(第五図参照)
同東側	もと横棧繁舞良戸二枚、内障子一枚入、外側鴨居上小壁に「徐入」惺々翁筆額を掲げてあつた。	いまは腰高の堅繁棧の障子二枚をたてゝある。この障子は相当古い立派な障子ではあるが、移建の際他から転用したものである。(第五図参照)
同西側	西側間半は仏間、他はふすま、仏間に「昭乗と同師匠実乗位(遺)牌二台を置く」とあり、他のふすまについては「此所ふすま元は仏間前へ引込由記に見ゆ当時は此柱に肘壺にてつる也」とある。	仏間の様子変わらず。前の襖いま二枚引違で、按ずるにもとは一枚の襖を仏間前へ引込んだのを、後世肘壺で吊り、更に今の地に移した前後に、二枚引違ひにしたものと察せられる。「向雲」の額小壁にかゝる。もと額かゝらず。
同南側	土間の竈を室からあらはに見せないために板の袖壁が土間との境界に設けられてある。もと建具は無かつたらしい。	いまこの袖板壁なし、且ついま建具をたてる様になつてあるがもとは無かつたのではないかと考へられる。
土間南側	土間の南側には今の唐戸と違つた意匠の即ち腰高二尺四寸、その上堅棧十五立の(障子風)両折両開四枚の唐戸がたてゝあつた。外側この唐戸の上の小壁に「松花堂」(惺々翁筆)の額がかゝつてゐた。	今の唐戸は後補。それから第五図に見える六角形の下地窓は、これも後世の改変で、もとはいま少し高い位置に巾一尺一寸五分高さ九寸の下地窓が設けられてゐた。「松花堂」の額はいま東側障子上の小壁にかゝり、唐戸上に額なし。
土間西側	竈に近く「竈がへり」の引上戸といふのが(高内法一尺八寸)設けられてある。その上壁。	この所旧規を存す。
同東側	東側の外部には丸竹二本を打ち刀掛が設らへてあつた。	こゝの外部は今刀掛の丸竹なく一面の壁になつてゐる。(記載なし)
勝手一畳西側	(内部)南に接し高内法二尺九寸六分、横二尺一寸の躡上り(戸内へ引く・普通の戸は外引き)があつた。	
勝手一畳西側	(外側)躡上りの上には、惺々翁筆古木額「蔵六」かゝる。躡上りの脇壁には丸竹二本の刀掛があつた。	今「入深」の額かゝる。丸竹二本の刀掛なし。躡上りの隅柱に妙な曲り木を用ひた袖壁が出来てゐる。これも改変の一つ。

	近世	近代（昭和10年代）
水屋	水屋は西側北寄りに幅四尺八寸、出一尺三寸五分のものが突出して設けてあつた。水屋の下は常の丸竹を打並べ、南端に隅棚三段を設らへ、また北の側壁に下地窓をしつらへて採光し、漸く一人を入るゝ許りの棧板張の箇所を水屋の間の用に供し、勝手の間とは高五尺五寸巾二尺一寸の開戸を出入の用に供してある。	いま水屋と称して、押入の様な所に水屋棚が置いてある。 その入口は形の拙い火燈口で、襖を突上げて室へ入る様になつてある。 此辺りに関しては移築に際し、すつかりもとの意匠が改変せられて了つている。
水屋	水屋の外側は惣壁、西南隅棚のある場所の出隅は壁を塗まはしとし、北側腰かけの側かべに相当する所は隅にくぬぎ皮付の柱をたてゝ下の方のみ袖壁を作つてゐた。	この出隅はいま壁が塗廻しになつてゐない、普通に皮付の柱がたつてゐる。北側の腰掛が撤去されてしまつたため、くぬぎの隅柱もなく、上部になつた吹ぬきの袖壁もない。

## 資料1-6 松花堂と泉坊客殿の府指定・登録に際する調査：昭和50年代実施

### 凡例

松花堂と泉坊客殿について、京都府が昭和50年代に実施した調査の報告書「史蹟松花堂（松花堂、旧泉坊客殿）」（未刊行）を、【資料1-6】として掲載した。

報告書の末尾には、次の参考文献が挙げられている。

堀口捨己監修『茶室おこし絵図集』第4集、1963

堀口捨己「松花堂の茶室」『茶室おこし絵図集』第4集別冊解説、1963

堀口捨己『茶室研究』鹿島出版会、1969

中村昌生『茶匠と建築』鹿島出版会、1974

中村昌生「松花堂の保存」『日本美術工芸』413号、1973

### 資料1-6-1 調査報告 1. 沿革

寛永14年、昭乗は滝本坊を離れて泉坊に退隠し、そこに方丈の草堂「松花堂」を造つた。『男山考古録』に、「泉坊境内、坊の良位ニ今在、昔は北方にて少しく西へ寄て在しか、近頃今の所に転移たりと云」とあり、泉坊境内で位置を変えたとされる。近年、奈良国立文化財研究所によって旧跡が発掘調査された。その結果、遺構の年代は寛政頃の状況を残してはいるものの、『男山考古録』にあるような改修を裏付ける遺構を確認するには至らなかつたようで、寛永年間にまで遡る考証は望み得ない。

泉坊については、「当坊西面、玄関唐破風、客殿上壇の間襖障子唐船数艘あり、山水古画筆者不知」と『男山考古録』にあり、その惣建物は小早川秀秋の建立といわる。

明治の神仏分離で、男山の諸坊は取毀しになり、泉坊とても例外ではなかつた。しかし、幸いにも松花堂と泉坊の客殿は移築されて現在に至っている。八幡市八幡女郎花の当地へ移建されるまでの経緯や時期に関しては、これまで『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』等に若干述べられているにすぎず、殊に移建の時期は明治24年と伝えられてきた。今回の調査では、書院の小屋裏から移転再建に伴うと考えられる棟札が発見された。銘文によると、上棟式は明治31年2月21日に行われ、施主は井上伊三郎で、補助に前川伊三郎の名が見られる。また移築に当たっての棟梁は、近隣に在住する井上家出入り大工の藤下常吉であった。井上伊三郎氏の孫である西村静子氏によると、伊三郎は和歌の雅号を忠継と称し、八幡平谷の松花堂旧跡で昭乗の墓所でもある泰勝寺近くの、「山ノ井戸」脇の地に解体集積してあつた松花堂と泉坊客殿の遺構を購入し、明治32～33年頃現在の地に再建したという。その後は井上伊三郎の実子である西村芳次郎（大成）氏がここに移り住み、迫田盛太郎氏および塚本素山氏の有を経て昭和52年4月八幡市の所有となつた。

## 資料1-6-2 調査報告 2. 旧泉坊客殿

### [構造形式]

#### ①概要

切妻造り、棧瓦葺。北端に檜皮葺唐破風の玄関車寄を付す。建物は南北に長く、北から玄関車寄、4.5畳、4.5畳、柳の間6畳、さらに6畳と4室が一直線に連なり、最奥の6畳西側に一間床と押入を設ける。この6畳の東に次の間8畳、さらに次の間南に書院を構え、これらの室の東および北に半間幅の板縁が雁行して取り付く。縁側部分は身舎の屋根より一段下げて棧瓦葺の庇を作る。主屋の南と西にさらに数室が付属する。

旧規を留めるのは書院と玄関車寄のみで、次の間は、やや古態を帯びており、天井廻りなどは相当古いものと思われるが、途中で切断された格縁が用いられるなど、当初からのものか否かは不明である。また柳の間に波の欄間彫刻が残され、昭乗自作と伝えられるが、当初のものか否か不詳である。その他の室は明治31年当地にて、井上氏によって新築されたものである。

#### ②玄関車寄

桁行1間、梁間1間、妻入り。屋根は唐破風に造り、檜皮葺とする。棟は瓦棟で全面に「福祿寿」の3字を刻んだ鬼板を置く。ただし、これは複製品で、当初の鬼板は保存されている。床は平瓦の四半敷。

正面の左右両柱は粽付の円柱で、方形の礎石上に立つ。柱頂部は頭貫・台輪にて繋ぎ、三ツ斗を組んで虹梁・桁を受ける。実肘木の繰形は、渦巻曲線が左右で異なる。すなわち、柱間内側の曲線は虹梁・木鼻等の繰形と同じく下から巻き上げるが、柱外に突出した側の曲線はこれとは逆に上から下へ延び、反転して巻き上げている。このように一木で作った実肘木の左右の繰形が異なっている点を、意匠上一つの特色と見るべきであろうか。

虹梁と台輪に挟まれた欄間には、2本の細い吹寄せ棧を櫛状に嵌め込み、背面は板にて蓋する。虹梁上中央に臺股を載せて棟木および輪垂木を支える。臺股は外側と内側で意匠を異にし、外側臺股の脚内は削り抜いて牡丹の花・蕾・葉を彫る。室内側の臺股は脚内板部の円中に桐紋を刻み、脚先は内外いずれも若葉様に作り、跳ねている。

正面の建具は二重に装置され、外部は双折棧唐戸、内部には双折框板戸を建てる。棧唐戸の上部は菱格子を組み込み、吊元・手先の各扉に桐紋の彫刻を入れる。桐紋は虹梁上の臺股彫刻とは意匠が異なり、花がやゝ傾き、垂れている。また、葉先も左右に少し曲げており、臺股よりやゝ時代が下るとされる。

全般に禅宗様の手法で纏められており、旧桃山御殿から拝領したものと伝えられるが、細部意匠からはおそらく桃山時代末期の慶長から元和頃にかけての建造と推定される。

#### ③書院

室内は9畳の畳を敷き、奥に2畳半の上段の間を付す。上段の間は框にて室内畳より四寸高くされる。上段の間南面は1間幅で高さ約4.7寸の位置に櫛の地板を張り、3枚の違い棚を架ける。中央の棚を両脇棚より一段高くし、上棚の両端に筆返しを付ける。違い棚の上部には小襖4枚引違い建ての袋棚を設ける。上段の間正面（西面）に帳台構えを作るが開閉は不能で、帳台構えに模した壁面である。

9畳の南面に、間口2間、奥行1.7尺の床の間を構える。床の間は畳から7.4寸上に厚さ3.4寸の櫛地板を敷き、蹴込部は張付壁とする。なお、地板は3方に雑布摺を廻す。落掛内法高は7.4尺。床の間内部は全て張付壁とし、床天井は小組格天井を作る。室東面は腰障子4枚引違いにて縁に接する。内法上小壁の中央に下げ束を釣り、その両側は半間幅の片引き障子の欄間を開ける。北面は襖4枚を隔てて次の間に接する。この鴨居は樋端を付けてドブ溝を構成する古態を保っており、内法高は5.78尺。内法上は箴欄間とする。室の北西隅には、東に

向けて間口半間、奥行1.4尺の違い棚を設ける。地板は畳より5.2寸高く張られ、違い棚の上部に袋棚を装置する。上棚南端には筆返しを付け、雛束は唐戸面に作る。

室東部2間四方の天井と上段の間天井は、小壁を付けて区画され、壁止めの高さは床の間落し掛内法高に同じである。方2間の天井は折上げずに小組格天井とする。

なお、柱は概ね4.8寸角で面幅5分である。

#### [痕跡調査および復原的考察]

- ①側柱の内法側には、いずれも辺附の打たれていた和釘穴が残り、柱表面に風蝕差も認められる。和釘穴と風蝕差から判断すると、辺附の幅は9分で約9付ピッチに釘止めされていた。腰障子に関しては、当初の建具がそのまま使用されているとは考えられない。室内側の腰部に描かれた絵は、茶席の天井画と同じく土佐光武筆になるもので、明治31年当地へ移築した時の作品と推定される。なお、内法の敷鴨居は後補材であるが、柱に埋木等も残存していないので当初から2本溝であったと考えられる。小壁の片引き欄間は当初から開けられていたものか否か不明である。しかしながら欄間の敷鴨居および下げ束は共に新しく、いずれも後補材である。
- ②次の間との室境に嵌め込まれた2間の箴欄間は、長押上から内法高1.885尺に開けられている。ところが東西両柱の書院側半分には埋木が残存している。これによると、当初は長押上に約5分の小壁を挟み、内法高約1.15尺の欄間であったことが推定されるが、埋木が書院側半分しか認められないので、どのような形式の欄間であったのか不明である。一方、下げ束には痕跡が見られないので、内法変更時に下げ束も合わせて取替えられたものと考えられる。現在の箴欄間は、『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』の中で、藤原義一博士が「箴欄間亦古く、其框には天井格縁に於けると同様の一種の唐戸面を取れり」と述べた如く、相当に古色を帯びているが、上記のように旧仕口の埋木があることから、明治移築時もしくはそれを遡ったある時期に、古材を転用したのかも知れない。
- ③帳台構を模した壁面の装飾毛彫金具は、藤原博士によれば桃山様式とのことである。これらの金具が取付いている5本の堅框の上下には、共に現在のものよりひと廻り大きな金具（実寸にて4.5分長い）の付いていた圧痕が認められるので、打替えられたことを知る。

### 資料1-6-3 調査報告 3. 松花堂

#### [構造形式]

##### ①概要

方1.5間、宝形作り茅葺。屋根頂部に瓦製の露盤を載せる。建物の四周に土台が廻され、その上に柱立てとする。柱は杉の面皮柱で、寸法は約3.5寸。平面は2畳の茶室を中心とし、南側に間口一間奥行半間の土間を設ける。平瓦四半敷の土間西端には竈が造られる。茶室の西側筋に隅が切られた1畳の勝手と、その北に板間の水屋を配する。勝手と水屋の室境は畳の隅切部にあたり、壁は斜めになる。

##### ②客室

###### イ) 茶室2畳

茶室の北側に、深さ1.35尺の床の間と3段からなる袋棚が建物本体から突出して構えられ、西北には間口半間の仏壇を水屋と接して設ける。東側外部に幅1.46尺長さ1間の樽板張濡縁を付し、内法上部の小壁に「松花堂」の扁額を掲げる。

天井の中央部は廻縁から緩やかに折上げ、藤の寄網代張とする。網代天井には土佐光武筆になる彩色の日輪・鳳凰・桐紋を描いた和紙が張付けられる。傾斜した折上げ部には杉杢板を張り、天井高は網代まで6.62尺、ただし廻縁下端までは6.3尺。

北面の東半は間口約3尺の床の間が構えられ、畳から7.3寸の位置に厚さ1.4寸の樺板を張

り、蹴込部に古材と見られる晒された杉杢板を嵌込む。床の間の内法高は5.04尺、落掛は見付1.5寸の杉板を用いるが、正面中央の下端にほんの僅かだけ面皮を残している。床の間内壁は杉板張、天井は杉杢板鏡張り、高さは板まで5.8尺。床柱東面には地板から2.32尺の高さに竹製の折釘を打ち、さらに正面（南面）にも畳から1.49尺の位置に鉄製折釘が打たれる。床脇は3段の袋棚を造る。下段の袋棚は内に丸炉を切って隅棚を架け、粉板の引違い戸を建てる。上・中段の袋棚はいずれも小襖を引違い建てとする。

東面は間口1間に腰障子2枚を、その外側には板戸を建てる。障子の腰部は横舞良棧6本を打つ。

南面は引違い襖を建てて土間に接する。引手は竹製。この襖は土間側では、杉小丸太横棧を打つ板戸に作る。

西面は襖2枚を引違い建てとし、南半間にて勝手へと通じる。襖の引手は2匹の魚を描いた陶製のものが付く。北半間には深さ1.6尺の仏壇を構え、畳から1.12尺の高さに2.5寸厚の檜板を張り、杉の蹴込板を嵌込む。仏壇内部は土壁、天井は杉杢板張り。正面に杉柂の織部板を付ける。

#### ロ) 土間

床は5.5寸角の平瓦を四半敷にする。西端に3口の竈を構える。天井は萩簀子張白糸編みの化粧屋根裏とする。化粧垂木は径約1寸の香節丸太、小舞は5分角の杉削木を5通り配る。南面1間に双折棧唐戸を建てる。

#### ハ) 勝手1畳

室の北西端は斜めに隅切りされ、ここの壁に水屋へ通じる火灯口を開く。上下2つ折れの太鼓襖を吊り、襖は水屋側へ桔ね上げる。天井は杉杢板羽重ね張りの竿縁天井に作る。高さは板まで6.68尺、廻縁下まで6.55尺。

東面北半間は襖にて茶室に接する。南半間は土間境で畳から1.68尺の高さを吹抜き、室内側に溝付棧を柱に打ち引揚げ板戸を装置する。

南東隅柱横に不規則六辺形の下地窓を開け、室内に掛障子を掛ける。

西面南端に幅2.36尺、高さ2.96尺の潜り口を開き、室内側に片引の板戸を建てる。潜り口の上部外壁に「入深」と刻んだ八角形の板額を掛ける。

#### ニ) 水屋

室の西半分は建物本体から突出し、屋根は柿葺の底に作られる。この部分の天井は化粧屋根裏で板は杉杢板羽重ね張り、化粧垂木は杉小丸太、小舞は用いられない。東半は杉杢板羽重ね張りの平天井とする。

東面は茶室の仏壇の背面にあたり、仏壇の下を物入れとして利用するが建具は装置されていない。東南隅は桔ね上げの釣太鼓襖にて勝手に通じる。

南壁に猪の目形の小窓を穿ち、掛障子を掛ける。

#### [痕跡調査および復原的考察]

①床の間の蹴込部分には晒された杉杢板の古材が嵌込まれている。堀口捨己博士の復原によると（「松花堂の茶室」）、ここは「地袋になり、高さ六寸の『ミダレ戸』の引違い」であるが、遺構では蹴込板の取外しが不能の為、旧状調査はできなかった。

現在、床柱の板から2.29尺上に竹釘が打たれている。しかしその上部、板から3.415尺の高さに和釘穴が残り、これが当初の花釘であったと考えられ、さらに相手柱の板から2.89尺の位置にも和釘穴がある。これは、堀口博士が「床柱反対の縁側の柱に床板と落掛の上半分よりやゝ上に『此所花生クギアリ』としてゐた」と述べるのに合致する。

②床脇棚の中段の両脇柱北面に、棚板から1.32尺上に高さ1.2寸仕口穴が残存する。北へ突出した2本の相手柱は後補材の為、これに対応する仕口は見られないが、ここには棚板を受ける

ための壁付の棧が渡されていたものと推定される。無題茶室図集所載の展開図にも、この位置に厚さ4.5分の中板が渡されていた。

- ③床の間と同様に仏壇にも蹴込板を嵌込む。しかし板は後補材である。また、板を嵌込む溝は1本であることが水屋側より確認できる。

仏壇北東隅柱に取付く鴨居は、現在は2本溝の後補材であるが、奥側の溝部分柱面に埋木が残存する。この柱に対応する茶室南西隅柱は取替えられているので、合わせて考察することはできないものの、当初鴨居は1本溝であったのを後世に取替え、同時に柱面溝部に埋木を施したと考えられる。すると、仏壇前の柱間装置は、幅半間の襖を1枚建てていたことになる。

- ④天井は廻縁から上は全て後補材である。藤の網代天井に描かれた日輪・鳳凰・桐紋の彩色画は、土佐光武筆によるものである。『大日本書画名家大鑑』によると、光武は土佐派分家の第4代、天保15年(1844)3月22日生れの京都在住の画家で、維新後は京都府画学校の教授を務めた。没年は不詳だが、松花堂が旧泉坊客殿と同時に移築された際にこの絵が描かれたとすれば、明治31年(1898)土佐光武が55才の時の作品となる。

- ⑤「泉坊松花堂茶室」起し絵図(『茶室おこし絵図集第4集』に収録)の基となった無題茶室図集所載の平面図および展開図と、堀口博士家蔵の松花堂起し絵図(『茶室研究』所載)の2点に記載された寸法と遺構の寸法を対照したものが下記の一覧表である。

表の各事項を通覧すると、各部寸法は各々多少の差はあるものの互いに良く対応している。したがって本遺構には、原型が殆ど継承されているといえよう。

		無題茶室図集所載 展開図 平面図	堀口家蔵 松花堂起し絵図	松花堂遺構
縁側	幅×長さ	1.42尺×6.7尺		1.46尺×6.39尺
縁側境 建具	種類 内法 鴨居	横棧繁舞良戸 W 6.34尺×H 5.53尺 1.6寸	舞良戸 W 6.3尺	腰障子 W 6.31尺×H 5.5尺 1.6寸、3本溝
天井	高さ	6.34尺(廻縁下端)	6.4尺	6.34尺(廻縁下端)
床の間	地板 内法高 落掛 地袋 落掛下端～鴨居下端	樺 1.5寸厚 5.05尺 杉 1.5寸厚 内法高 6.1寸、板戸引違い 2.6寸	内法高 6寸、「ミダレ戸」引違い	樺 1.5寸厚 5.05尺 杉 1.5寸厚 内法高 5.9寸、杉(古材)蹴込板 2.7寸
床脇棚	下棚 内法高 丸炉	1.91尺 丸炉	1.5尺(?) 室内に隅炉(丸炉)	1.5尺 丸炉
	中棚 内法高 中板	2.53尺 1.33尺の高さに厚4.5分、幅1.19尺	2.62尺(?)	2.62尺 1.32尺の高さに板受棧の仕口穴残存
	上棚 内法高	1.42尺	1.42尺(?)	1.41尺
仏壇	地板 地袋 天井高 建具	樺 2.5寸厚 内法高 8.3寸、杉戸引違い 5.66尺(廻縁下端) 襖 1本引(?)	太鼓張襖 1枚	樺 2.5寸厚 内法高 8.7寸、杉蹴込板 5.42尺(廻縁下端) 痕跡より1本引に復原可能
土間～ 茶室	床高 地覆 建具	石口より1.6尺 3寸 内法高 5.55尺、1.15尺の板袖壁		石口より1.6尺 3.3寸 内法高 5.5尺、襖引違い
土間	床 竈 入口、建具 内法～桁下	瓦四半敷 三口 内法高 6.06尺、 双折棧唐戸 2.16尺		瓦四半敷 三口 内法高 5.54尺、 双折棧唐戸(痕跡によると旧は内法 高約5.9尺) 痕跡によると約2.1尺
勝手	潜り口 天井高 吹抜	W 2.09尺×H 2.97尺 6.8尺(廻縁下端) 1.66尺、引揚戸 1.74尺(?)	W 2.1尺×H 2.96尺 引揚戸 1.8尺	W 2.35尺×H 2.95尺 6.54尺(廻縁下端) 1.68尺、引揚戸 1.83尺

## [他の遺構との比較]

奇妙なことに泉坊の遺構と称するものが他にも存する。

一つは大阪生玉町の寺田吉太郎氏別邸内にあったという。現存はしていない。昭和13年、春草蘆氏の報告（『武者小路』第3年8号）によると、藁葺四注造りの松花堂と同じ姿を示し、入口には唐戸を吊り、土間に竈土をそなえている。しかし主室は2畳台目、書院床と棚、矩折りに床を設け、台目の点前座の風炉先窓の上に仏壇をつくり、洞庫をそなえている。春草蘆氏はこの建物を、泉坊の松花堂の先駆であり原形であろうと推測された。すでに大阪においてこのような試みをして、晩年に再び構成を整理したのが泉坊の松花堂であろうというのである。確かにこの図に見る構成は、泉坊のより複雑である。しかし主室が2畳台目向切炉であることと、全体の纏まりに欠ける点から泉坊の松花堂とは、無関係とすべきであろう。

今一つは旧貴志邸のもので、堀口博士は「古い松花堂の特徴を伝えるところ多く、その中心の床廻り、天井などよく残っている。ゆえにこれこそ遺構として、今は考えたいのである」（『茶室研究』466頁）と評価された遺構である。この遺構の成立事情は次の如くである。

初代の貴志弥右衛門（大正12年没）が、明治初年に樋口十郎兵衛の邸宅へ移ってからある日、土蔵の中から解体古材を発見した。その由来を尋ねると、泉坊松花堂の部材であるということが知れたという。しかしどういう経路で泉坊松花堂の解体材が、樋口亭の土蔵に納まったかは謎に包まれている。

貴志氏は明治25年、肥後橋南詰に居を移した。ここにまず松花堂が組み立てられたともいわれる。次いで32年に桜宮橋南に新邸をおこして移るが、松花堂はここに初めて再建されたともいわれる。この桜宮邸は戦火にも免れたので大阪市に寄付され、互助組合桜宮会館となった。先年この会館が改築された際に、すでに荒廃していた松花堂もあわや取壊されそうになったが、貴志家の方々、とくに長坂ヒサさん（2代弥右衛門の息女）の御奔走と市当局の御理解によって保存が決り、修復が加えられた。

茅葺宝形屋根の姿は、松花堂の古い姿をよく伝えている。しかし敷瓦の土間の前面が吹放しになり、そこから2畳への上がり口に躡口を設け、本来小縁のついた上がり口の方へ、棧唐戸が吊り変えられている。

これは再建時の改変であることが、痕跡からもよくわかる。おそらく貴志氏が茶人であったから、土間庇と躡口の構造を取入れて、通例の茶室のように使うことを工夫したものであろう。この部分を旧に復せば古図等に見る昔の形態を保持することになる。特に貴志家時代には鳳凰を中心に雲月に多くの小鳥を配した天井画が<sup>(ママ)</sup>（長坂ヒサ女史所持写真）。今は失われたこの天井画は恐らく当初のものであったろう。しかしこの天井画を除いて旧貴志邸の遺構には当初材と目すべきものは皆無である。天井画を持ち去り、それをもとに復原したというのが実情ではないかと推定される。八幡の現存する松花堂は、多くの改変や部材の転用・更新も少ないとはいえ、当初材と認めるべき部材も残されていて、これこそ泉坊の遺構とすべきである。当初の天井画が持ち去られたために土佐光武（明治31年には55才）に描かせたものであろう。

## 資料1-7 京都府近代和風建築総合調査：平成21年(2009)刊

### 資料1-7-1 『京都府の近代和風建築-京都府近代和風建築総合調査報告書-』第3章 各論

#### 2 二次調査物件個別解説 2.1 住宅建築 ③邸宅 114 松花堂

書院：木造、建築面積341.0㎡、1階建、棧瓦葺／施工藤川常吉／明治31年（棟札）

松花堂は、江戸時代の文化人松花堂昭乗ゆかりの庭園で、広大な園内には美術館、茶室、書院などの施設が点在する。伝承によれば、松花堂は数度の移築を経ている。松花堂昭乗は、江戸時代初期に滝本坊から泉坊に隠居して松花堂を建てた。その後、松花堂は泉坊から男山山下の買屋橋に移築、さらに明治22～23年に志水へと移築された。この松花堂を、井上忠継（伊三郎）が買い取り、明治31年に現在地へ移築、上棟した。現在の庭園を整備したのは忠継の息子、西村芳次郎である。彼は西村家へ養子縁組していたが、生糸で財をなし、井上家へもどって松花堂の造園に尽力する。戦後、松花堂は塚本家の手にわたり、外園の整備が進められた。昭和52年、八幡市市制施行記念として市が買い取り、美術館と庭園を公開。昭和59年、書院と玄関は府の登録文化財になった。

今回調査した書院は、庭園のほぼ中央の内園とよばれる一面に位置する。棟札から明治31年に棟梁藤下常吉により上棟されたことが判明する。建物は、江戸時代の書院座敷を中心とする一画、西南の茶室・広間が連なる一画、北側の玄関からの座敷列と居室、南端の土蔵とに大別される。

建物の中心となる書院座敷は、江戸初期に小早川秀秋が寄進したとの伝承をもつ。西南隅に2畳半の上段床、南面に押板と鳥居形違棚、西南に帳台構と半間幅の違棚をそなえる。押板と違棚と帳台構の構成は、桃山期から江戸初期の書院の一定型と共通する。一方、半間幅の違棚廻りは納まりが悪い。江戸初期の書院を数度の移築時のあいだに再構成したものとみられる。北側の8畳間は次の間としての性格をもち、意匠も書院に準じているが、軸部はすべて新しく、明治31年の新築である。軸部にはトガを使用している。

西面の茶室・広間はスギの磨き丸太を多用し、床の間廻りに銘木を用いる。素木を主体とし、長押を入れないあっさりとした意匠で、大正頃まで時代が下る感もある。一部の柱に改造痕跡ものこり、建築後の増改築があったものと思われる。

玄関からの座敷列も西側は改造が大きい、基本的な構成は明治31年の形であろう。一部に江戸期のものらしき欄間も残る。

江戸初期の書院をもとに再構成された建物で、近代らしい由緒への傾倒と移築趣味がうかがえる。明治31年のトガ普請は京都でも先進的な事例として興味深い。

（京都府教育委員会『京都府の近代和風建築-京都府近代和風建築総合調査報告書-』2009、pp380）

## 資料1-8 史跡松花堂保存整備事業に伴う調査：平成24年度実施

### 資料1-8-1 事業報告書 第2章 事業の概要 第1節 修理事業の概要

#### (1) 事業に至る経過

松花堂移築地については、昭和52年（1977）に八幡町（当時）が購入、一般公開しており、昭和54年（1979）、平成5年（1993）・平成7年（1995）に国庫補助を受けて建造物の保存修理を行っている。

移築地の現況は、松花堂・腰掛待合・中門の屋根廻りが経年により傷みが激しく、壁の剥落・亀裂、建具等の破損もあり、庭園の樹木が成長したことにより井戸枠を押し上げるなど環境が変化しており、早急に保存修理・環境整備が必要であった。このことから、平成23年度には、八幡市が市費で本格的な修理に必要な基本設計を行った。この基本設計を受けて、八幡市、京都府、文化庁で協議を続けた結果、平成24年度より国宝重要文化財等保存整備費補助金（史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業）を受けて整備を行うことに決定した。

当初は2ヶ年計画であったが、京都府、文化庁との協議の結果、3ヶ年計画とし、平成24年度は庭園測量を主として行い、松花堂建物については素屋根・解体までの作業とし、本格的な建物修理は平成25年度に実施し、樹木整理等の庭園整備は平成26年度に実施することとした。

工事に先立ち、史跡名勝天然記念物現状変更申請を文化庁に提出し、のちに、平成26年度に排水管理設工事などの追加工事が生じたため、追加の現状変更申請を提出した。また、松花堂建物は京都府指定有形文化財であるため、修理届もあわせて提出した。

#### (2) 事業の概要

今回の修理では、各建物の屋根の葺替および部分修理を行った。また、史跡地内の記録保存のため、庭園測量図の作成を行うと共に、垣（四つ目垣、竹枝穂垣、アヤメ垣、鉄砲垣）の新調、井戸の据え直し、地割の補修及び樹木の剪定等を行った。（後略）

（八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』2015、pp7）

### 資料1-8-2 事業報告書 第3章 調査事項 第1節 破損状況

#### (1) 松花堂

主屋柱は内部の1本は新しい柱で、他は再建時から古材の面皮杉柱を用いており、虫害と腐朽の被害が甚大となり、化粧隅木も同状況となっていた。造作材では板壁の浮き上がり、ビス止めが目立ち、洞庫の敷居と東出入口の敷鴨居の磨耗が甚だしく、化粧裏板は東・西・南側に乾燥割れが生じていた。屋根の茅葺は鳥類の茅抜き取り等で、宝珠下及び平葺部に落ち込みが生じ、近辺樹木の落葉や、風通しの悪さにより、茅が泥状となり、苔むす状態で、軒先線は波打ち状態となっていた。こけら葺庇の軒先は上屋からの雨落ち水も受けて、軒先部のみ傷みが進行していた。壁は建物の経年による微々たる捻じれや垂下による散廻りの剥落や、一部上塗り部の傷が目立ち、南面西壁の下地窓は耐用限度に達していた。建具は日常の開閉による部材の緩みや破損が腰高障子、洞庫板戸、雨戸に見られた。戸襖は紙貼りの脱落や、框擦れが生じ、畳は表の風化が甚だしく、天井画は貼紙仕様で部分的に剥落、剥離箇所が目立つようになっていた。

#### (2) 腰掛待合

屋根の杉皮葺は、水捌けが悪く苔が生え、割れも目立ち、軒先は波打ち、押え竹も破損が著しく耐用限度となっていた。雪隠の建具も板が破損し景色を悪くしていた。軒内三和土は軒先より前に出ている部分があり、雨落ち水が跳ね返り、木部によくない状況となっていた。

#### (3) 中門

屋根の半割竹の詰葺は、竹が耐用年限に達していた。

#### (4)庭園

各垣根は風雨に晒されるため、各組手縄が自然風化により破損し、形くずれを生たし、切竹材であるため風化も早い状況となっていた。井戸、灯籠、西蹲踞は近辺樹木の根上りで形崩れを生たし、史跡地内樹木は成長著しく、各建物の屋根上を覆い、根上り、根張りが景観や各建物に悪影響を及ぼしており、また、松花堂近辺では、廻りの樹木の根上り等により建物位置が底地となり、建物東側に雨天時に大きな水溜りができる状況であった。

(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』  
2015、pp22-23)

### 資料1-8-3 事業報告書 第3章 調査事項 第2節 技法調査

#### (1)痕跡調査について

松花堂が当地に再建された時から、主屋の側廻り柱9本は古柱が用いられていたと判断できる。それらの柱には、継木、埋木、不用の穴、釘跡等が柱表面に多く残っており、痕跡図(図番号略)を作成し、痕跡調査を行った。但し、松花堂の沿革は寛永7・8年(1630・1631)に焼失した瀧本坊の残木を集めて同14年(1637)に泉坊に建立。嘉永元年(1848)の『男山考古録』に「良位に今存、旧は北方にて少しく西へ寄って在しか、近頃今の所に転移たりと云」となり、明治7年(1874)、買屋橋たもとに、同13年西車塚の前方部東方、同24年現在地に移るとなる。建築当初から残材で建てられ、以後4回移築されていたため、どの痕跡がどの時代とは判断できなかつた。(図番号略)これらの痕跡から、松花堂は当初から転用材で建設され、仏壇棚は現状までに2回改造を受けていると思われた。

#### (2)二重野地について

小屋組内には化粧垂木の勾配を、そのまま棟東まで延ばした野垂木を架け、野地板を打ち、こけら板を葺足二寸で打ちつけた二重野地としていた。この工法は石清水八幡宮の本殿・外殿、幣殿・舞殿、摂社武内社本殿に施工され、下院頓宮殿の内陣天井裏にも板屋根を設けていた。(中略)慶長11年に宝殿内外、幣殿・舞殿、武内社が同時に建立され、その幣殿・舞殿に二重野地が残り、寛永9年の内外殿、武内社にも二重野地が施されているのは、前建物の工法踏襲と思われる。内外殿、武内社は、神座であり、幣殿・舞殿は総朱漆塗の彫刻彩色欄間入りの絢爛たる建物であることから、雨漏れを防ぐ施設として設けられたものである。頓宮殿内陣の板屋根も神座の上で、前建物からの踏襲と思われる。松花堂の天井には元狩野永徳筆と伝えられる天井画があった。この天井画を守ることを理由に二重野地に施工されたと思われる。松花堂昭乗は慶長11年、寛永9年の造替時の工法を見知って松花堂に応用したのではないかと思われる。

今回の修理では、屋根面茅葺の頂上に品軒を設けた。これは「京都府史跡・名勝・天然記念物調査報告第一三冊」の図面により復した。品軒を設けるにあたり、棟東を24cm高めた。

#### (3)天井画について

草庵茶室「松花堂」の天井画は「日輪に鳳凰と桐」が網代天井の上に描かれている。絵師名は土佐光武で、明治時代の日本画家であり、土佐家分家光清の子として京都に生まれた。禁裏画所をつとめ、明治2年(1869)従五位下を賜っている(中略)。熟視すると日輪と鳳凰のほとんどの箇所が、紙張りの上に描かれている。

これらの施工方法として、原画を描いた段階で、絵様のところだけを切り取り、網代に貼り付けたと考えられる。また桐の花、日輪の縁取り及び鳳凰の尾の一部を網代に直接描いている箇所が認められる。これは作画上の問題及び桐の花などは切り取って貼り付けるには繊細すぎたため、当初から直接描くつもりになっていたか、切り取る段階で切り損ねたか、もしくは貼り付けた段階で、構成し直した等が推測できる。桐の花は網代直接に日輪の量かしを

入れた跡に描かれており、網代の上から描いたように見せるためには、暈かしを紙状で描き貼り付けると不自然になる。またその他の桐の花もすべて網代に直接描かれていることや桐の葉の一部にも手直しをした跡が認められることから、当初から直接描く予定にして製作された可能性が強い。これらすべての作業は仕事の完成度から鑑みて、天井に網代を設置された後で描いたとは考えにくく天井に設置する前に行われたと考える。

また紙部分の亀裂の跡を検証すると、剥離していてもおかしくない亀裂が網代に定着していることから、現在までに少なくとも一度は保存処置が行われたと考える。(後略)

(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』  
2015、pp23-32)

#### 資料1-8-4 事業報告書 第3章 調査事項 第3節 庭園測量

史跡の適正な保存及び活用整備のために、工事に先行して庭園測量を行い、実測図及び樹木リストを作成し、樹木整理や地割等の修復を行うための実施設計の資料とした。

庭園のあり方を検討するためには、史跡部分だけを切り取るわけにはいかないもので、東車塚古墳部分、書院前部分も測量を行った。

国庫補助を受けての測量が認められるのは、本来なら史跡範囲内のみの測量であるが、文化庁、京都府との協議の結果、書院の南端東側までの測量を国庫補助事業内で行うことが認められ、それ以外の部分を市費で行った。

国庫補助事業として行ったのは、史跡部分に加え、書院の南端東側を含めた庭園部分900㎡で測量を行い、実測図(縮尺1/50)、実測縮小図(縮尺1/100)を作成した。それに加えて樹木調査を行い、既存木プロット図(縮尺1/100)、樹木リストを作成した。

また、国庫補助対象外で行ったのは、周辺部分2,600㎡においてで、同様に測量、樹木調査を行い、国庫補助事業で作成した実測図との接合図(縮尺1/100)を作成した。(後略)

(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』  
2015、pp32)

資料1-8-5 庭園測量接合図

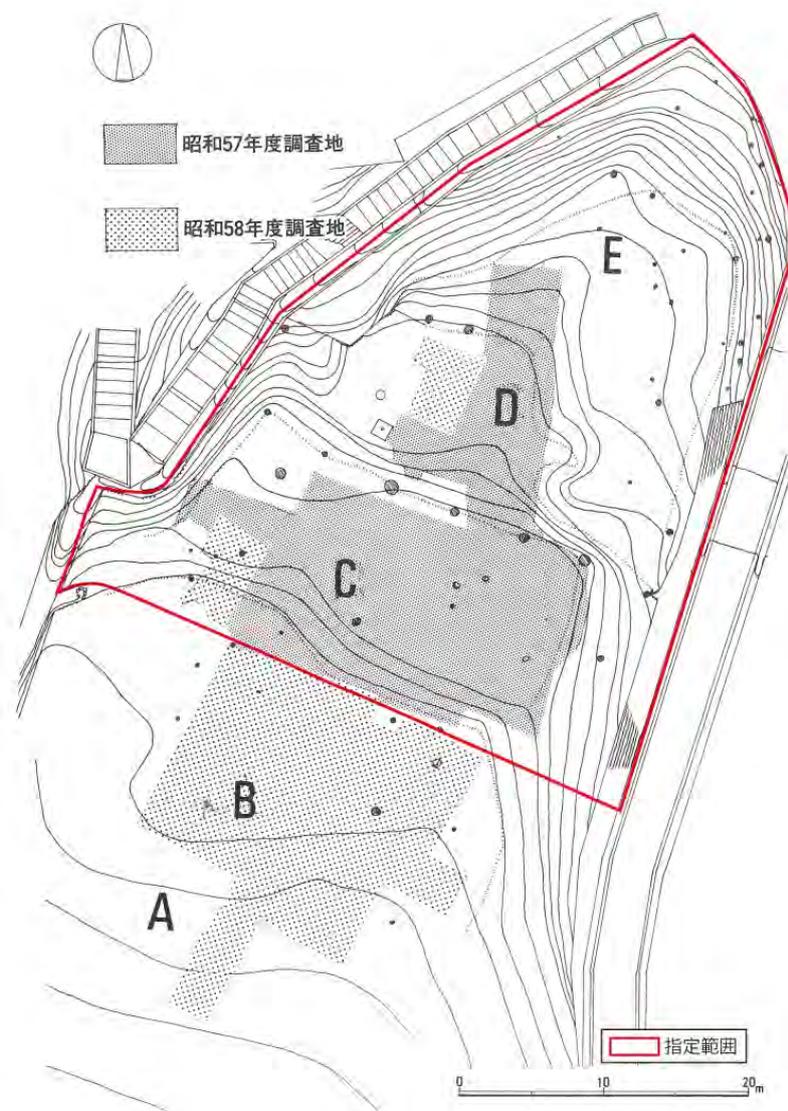


(八幡市教育委員会『史跡松花堂およびその跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業報告書』

2015、pp33)

## 資料1-9 松花堂跡地発掘調査：昭和57年度・58年度実施

### 資料1-9-1 調査地域地形図・発掘調査区



(『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』石清水八幡宮、1984、pp4所載の図に史跡指定範囲を加筆)

### 資料1-9-2 発掘調査区と泉坊の位置関係について

泉坊は男山の東中腹に位置する。調査以前の原状は、東と北西を参道に区画された北へ傾斜する舌状台地の中腹に、斜面を開削して造成したものと思われる五段の段築面（図3（注：【資料1-9-1】）中のA～E）がやや不明瞭に認められた。発掘調査の結果によると、これらいずれの段築面も厚さ約10～20センチの表土層に覆われており、その直下が遺構面となる。A・B・C・D段の各境界部は高さ約0.6～1.0メートルの乱石積の石垣で区画される。A段とそれ以南の段築面との境界部では、石垣の裾石と石垣の裏込めと思われる径5～30センチの礫群が散乱しているのを検出したにとどまり、D・E段境では削平を受けて石垣の痕跡すら残らない。A～D段の境界部のうち、A・B段境と、C・D段境の石垣には、共通して石垣裾部に排水溝（SD09, 25）があり、とりわけA・B段境の石垣は頂部に塀（SA07）の痕跡を示す添柱の小礎石が認められ、橋（SX08）で上段と下段とを連絡する。これに対しB・C段境の石垣は、塀や排水溝を伴わない。また、B・

C段でそれぞれ検出した建物（SB10, 15）は、互いに西側柱通を揃えている。したがって、上記の二条の石垣（A・B段境、C・D段境）は坊と坊とを区画する施設で、B・C段は一つの坊を構成するものと考えられる。『古図』によれば、A段を成就坊に、B・C段を泉坊に、D段以北を下坊に比定することが可能である。泉坊を構成するB・C段では、前述の表土層の直下で泉坊の書院、客殿と思われる建物遺構や、松花堂の露地遺構などを検出した。

（本中真「松花堂の露地遺跡」『仏教芸術』192号、1990、pp127-130、文中で言及している調査地域の地形については【資料1-9-1】、遺構については【資料1-9-4】参照）

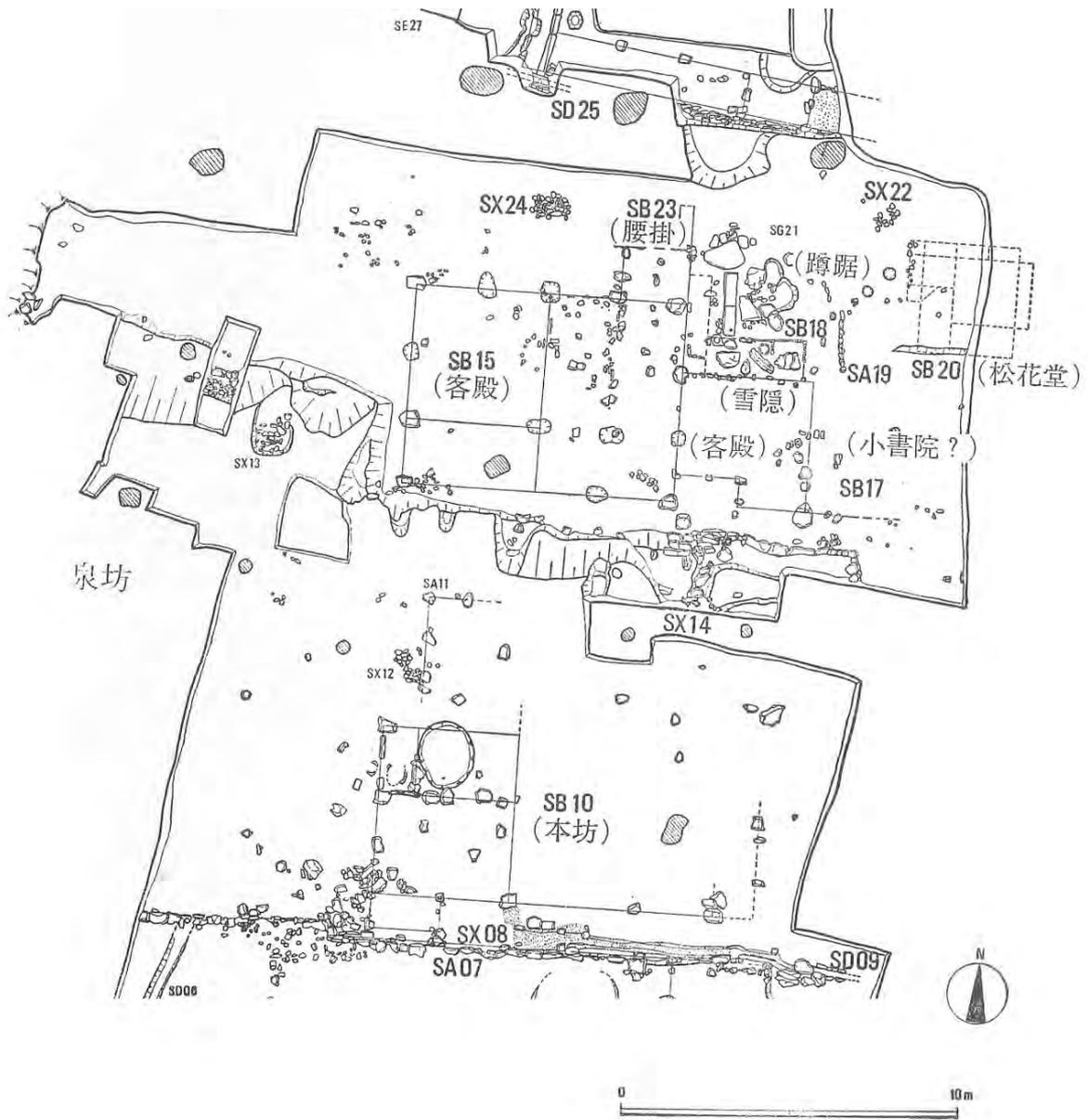
### 資料1-9-3 発掘調査区と泉坊の位置関係について

昭和57年度の調査では、先ず指定地の3段の台状地を通すトレンチを設定した結果、上段（C）では比較的浅い所で遺構が検出され、また遺構の残存状況が良いため上段を全面発掘した所、深さ5～10cmの所で雪隠の踏石や壁の基礎部に並べられた河原石を中心とした小石列が検出され、また蹲踞の役石の抜取痕跡や長方形切石延段、腰掛待合の基礎石列の一部、霰こぼし延段の一部なども検出された。これら検出された露地庭の遺構は「八幡泉坊松花堂真図」の配置に非常によく合致しており、上段の台状地が泉坊松花堂のあった所と判明した。また松花堂本体の遺構は削平されて検出できなかったが、上段西方の区画では3×4間の東西棟礎石建物が検出された他、上段台状地の南側法面は東側は階段を持つ石積み、西側では地山の岩盤を削って地形を造成していることが判明した。中段（D）は井戸が残っており調査前に松花堂の跡と推定されていた場所であったが、上段（C）との境をなす法面で石積みと溝の一部、石列や礎石の一部を検出したにすぎない。上・中・下段合わせて400㎡の調査面積で指定面積の1/3にあたる。

昭和58年度の調査では前年度の調査で松花堂の露地跡は確認できたが、泉坊の範囲が絵図などによるともう1段上段にもものびていることが想定されるため、上段部分（A・B）と合せて前年度未確認の下段（D）で調査を行った。A、Bの地区では南の上段との法面の石積みの裏込の痕跡とその内側にA・B地区を区画する石積・土塀の痕跡を検出した。石積で分けられた上の部分では、土壙と礎石抜取穴とも考えられるピットを検出したにすぎないが、下の部分では石積の土塀の裾を流れる溝と橋、2.5×5間の東西棟礎石建物や石畳の一部を検出した。また前年度下段で検出した石列を追跡した所、建物跡としてまとまった。調査面積は400㎡である。（田中哲雄）

（『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』石清水八幡宮、1984、pp3、文中で言及している調査地域の地形については【資料1-9-1】参照）

資料1-9-4 発掘調査遺構図



(本中真「松花堂の露地遺跡」『仏教芸術』192号、1990、pp128、【資料1-9-1】のB段、C段に相当)

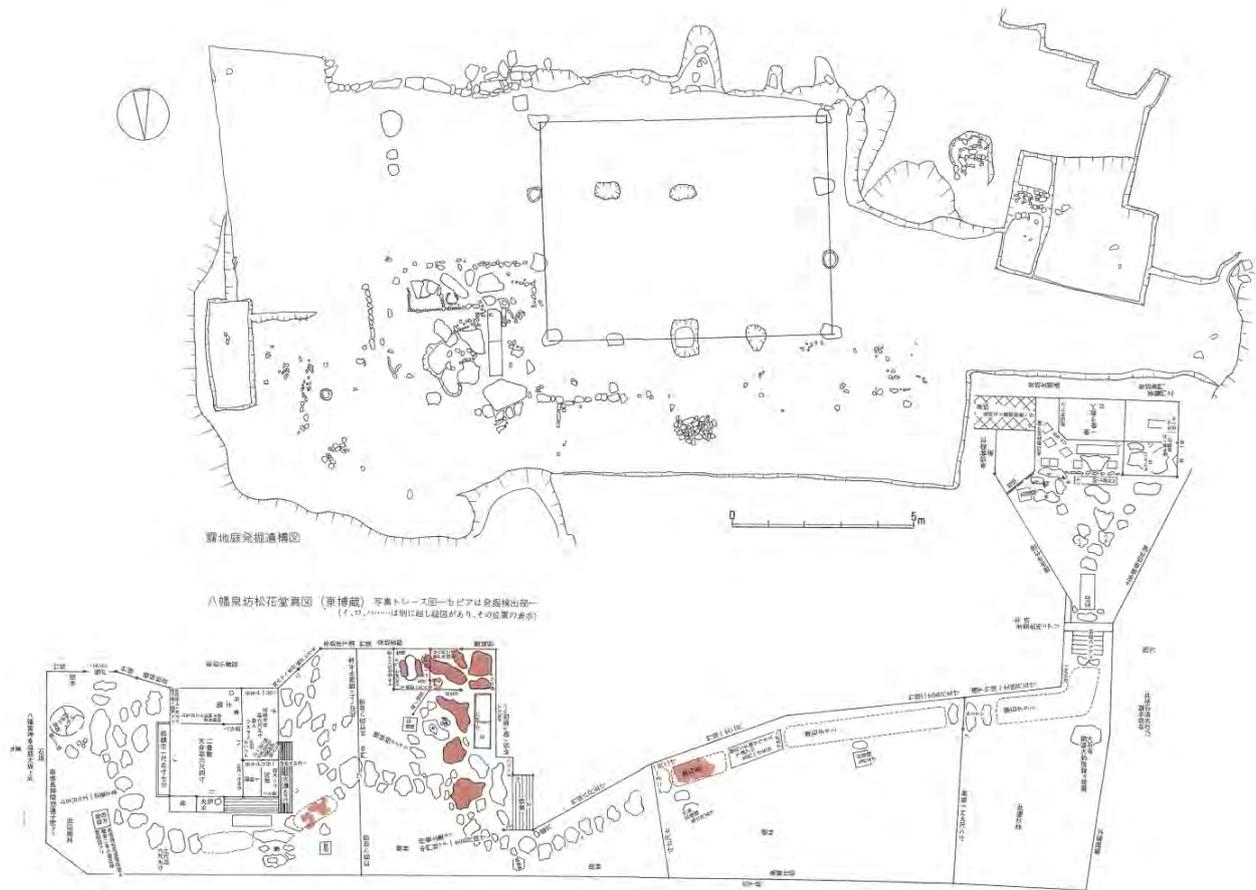
## 資料1-9-5 松花堂跡地の露地遺構と近世の絵図との対応関係

凡例

【資料1-9-5】は、『史跡松花堂およびその跡 発掘調査概報』石清水八幡宮、1984、pp12-13 所載の「露地庭発掘遺構図」(上) および「八幡泉坊松花堂真図(東博蔵)写真トレース図」(下) を合わせた図である。

「八幡泉坊松花堂真図(東博蔵)写真トレース図」のなかで、発掘調査により検出された遺構と対応する箇所着色を施している。

八幡泉坊松花堂真図として紹介されている図について、本計画書では、現在、東京国立博物館で使用している名称にあわせ、『八幡泉坊松花堂起絵図』の名称で収録している(【資料2-4】参照)。



## 資料2 名勝松花堂及び書院庭園に関する歴史資料

### 資料2 凡例

資料2には、名勝松花堂及び書院庭園に関する歴史資料を収めた。  
正字体の漢字については、原則として常用字体に置き換えている。

### 資料2-1 『都名所図会』

瀧本坊〈石清水の傍にあり。松花堂惺々翁昭乗の住房なり、文禄慶長の頃の人にして、書画をよくす。今荒廃におよんで泉坊あり〉

(『都名所図会』巻之五 石清水正八幡宮の項、国際日本文化研究センター所蔵の原本を翻刻)

### 資料2-2 『都林泉名勝図会』

#### 資料2-2-1 『都林泉名勝図会』巻之五 「松花堂全図」



(国際日本文化研究センター所蔵)

資料2-2-2 『都林泉名勝図会』巻之五 「八幡泉坊昭乗翁故居」図



(国際日本文化研究センター所蔵)

資料2-2-3 『都林泉名勝図会』巻之五 松花堂

松花堂〈瀧本坊隣地泉之坊にあり、昭乗翁退院の自坊也。松花堂は茶室の号也。数寄屋四帖半、水屋壹帖半、勝手二帖、三竈、物置棚あり、古体の唐戸両開き、天井は藤にて編、屋根茅葺、額八分〉

松花堂〈比丘昭乗筆〉 入深〈額六角、同筆〉

〈石燈炉庭中にあり、銘二曰〉松花堂尊前永代夜燈〈慶安二年九月十八日 正良敬白〉

〈数寄屋待合等風流にして、庭中より宇治川、朝日山、小倉池、伏見沢田、黄檗、木幡里、城山、鮮に見えて無双の妙景也〉

(『国際日本文化研究センター所蔵の原本を翻刻])

資料2-3 『名物数寄屋図』

凡例

次頁より掲載する【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】は、『名物数寄屋図』(国立国会図書館蔵)の翻刻図である。

翻刻図は、『名物数寄屋図』の写真に資料中の文字の翻刻を重ねて作成した。翻刻した文字を重ねる際には、可能なかぎり原資料の体裁を再現した。

図中にみえる赤字の片仮名は、立面図との対応関係を示すため原図に記されている文字である。

全体図に付した囲み数字は、以降の部分図の番号を示し、全体図に重ねた赤枠は、それぞれ部分図の範囲を示している。

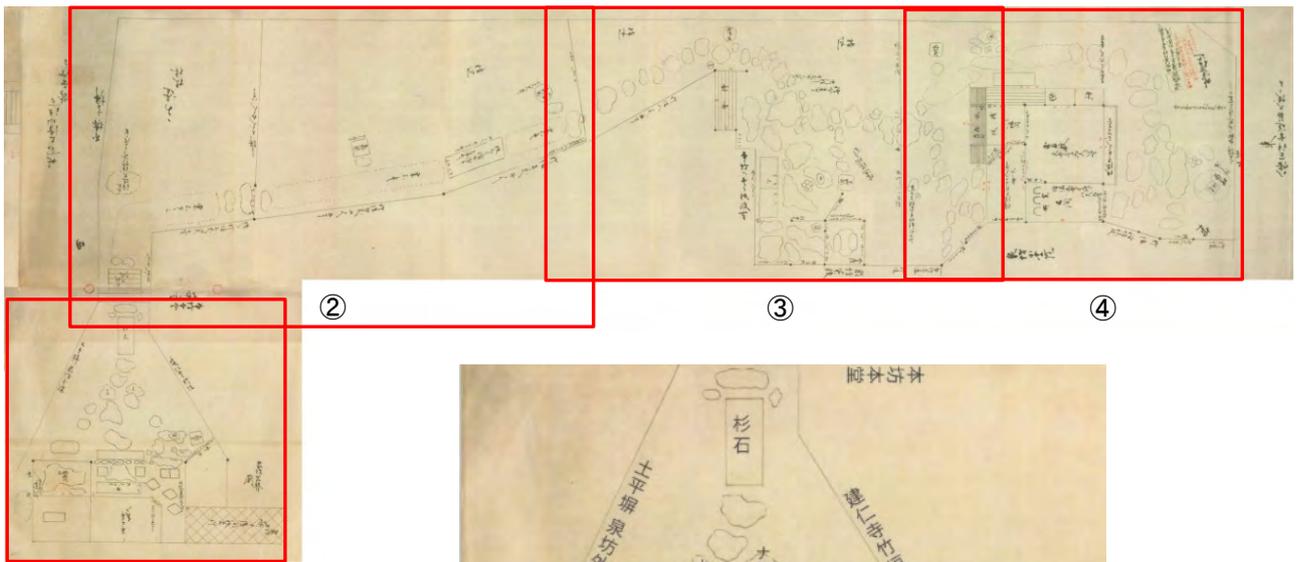
図中の文字を翻刻する際、次の基準で表記の調整を行った。

正字体の漢字は、一部をのぞき常用字体に置き換えた。

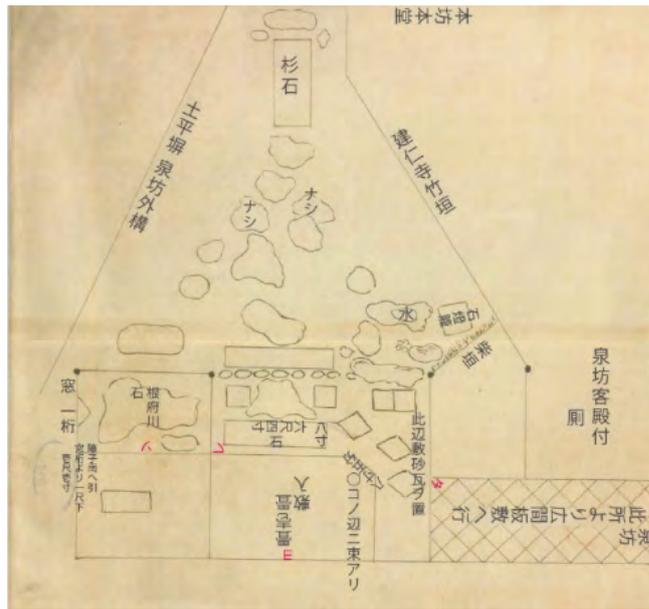
読みやすさを優先し、仮名には濁点を施した。また、おどり字は仮名に置き換えた。

合字の方についても、読みやすさを優先し、平仮名に置き換えた。

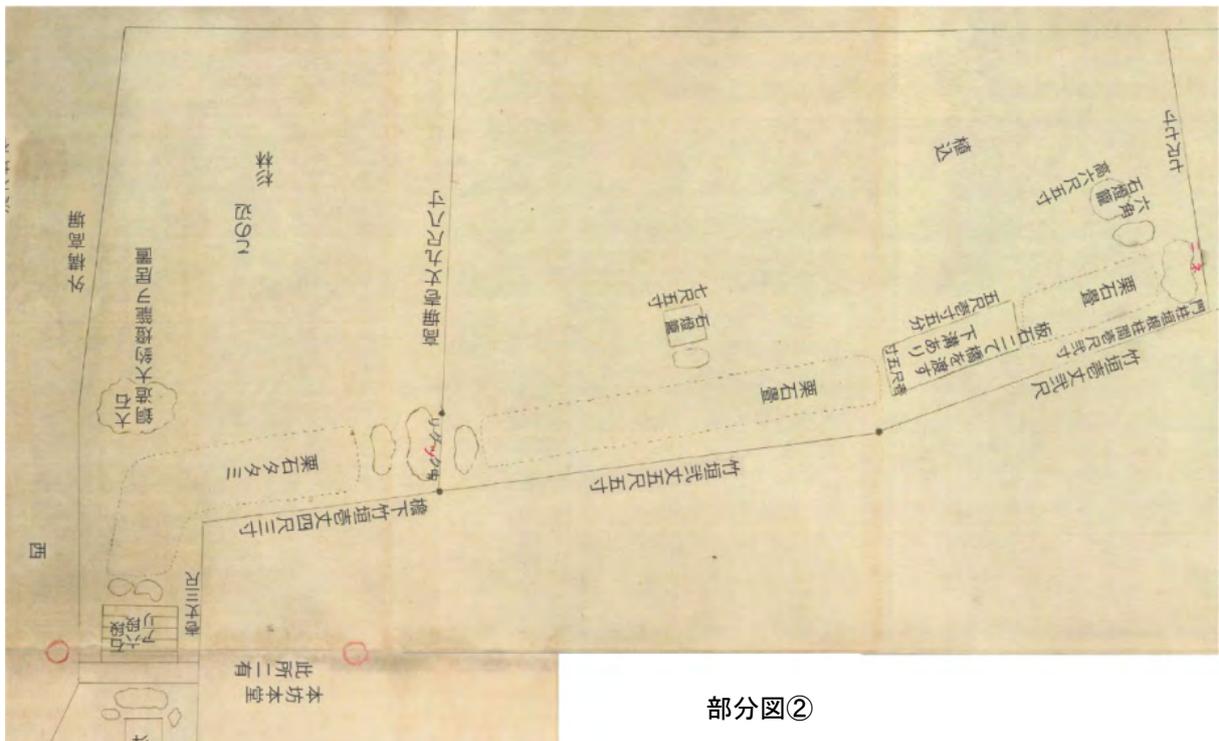
資料2-3-1 『名物数寄屋図』 翻刻図1



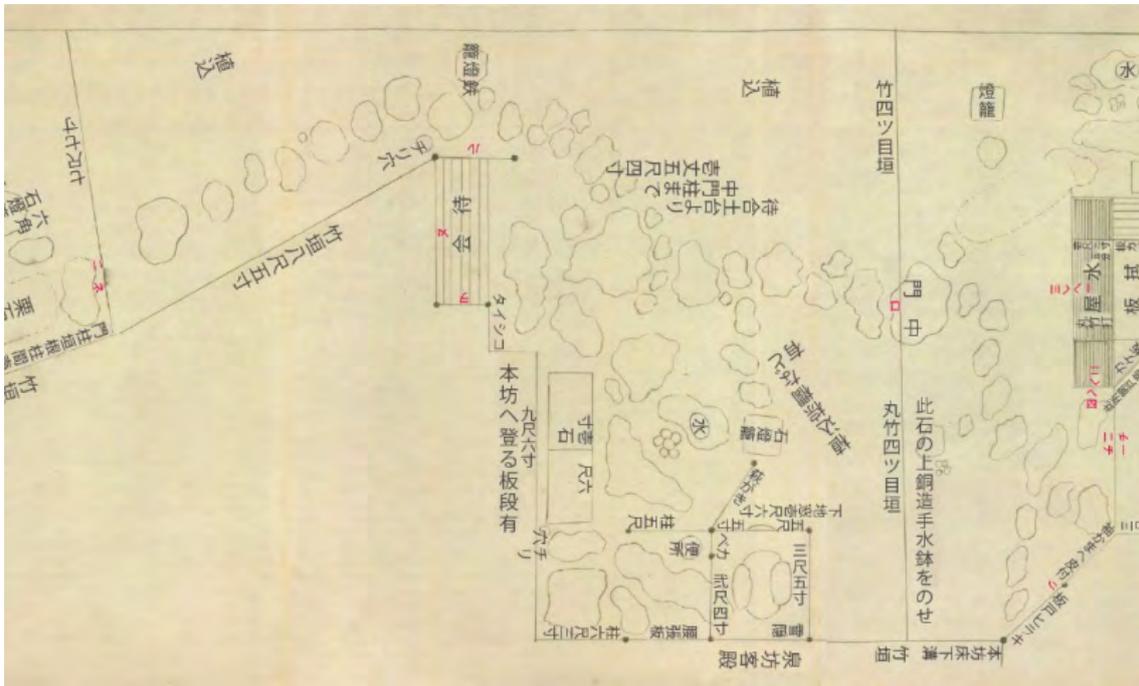
①  
全体図



部分図①



部分図②



部分図③



部分図④

資料2-4 『八幡泉坊松花堂起絵図』



(東京国立博物館蔵 Image:TNM Image Archives)

## 資料2-5 『男山考古録』

### 資料2-5-1 『男山考古録』 卷第九 瀧本坊

石清水神社の東に対して、道の東側にあり、同上無動院の所にいふ如く、旧は瀧の落来る本に在て名に負たり、今無動院と号る、本堂は門内の南にあり、近来焼亡後再興の時、九条殿より拝領の玄関南ニあり、正面玄関は別にあり、奥小書院は小堀遠州好にて、旧松坊の物なるを当坊に引移したり、焼前は客殿より北に鳴門の間・鳩の間などあり、〈古図、匠家余材に記す、可見〉長禄二年三月廿七日、<sup>(足利義政)</sup>將軍家参詣記中に水本・瀧本・宮本・南坊とならへて書せり、杉本坊尊喜者、社務長清法印か子にして、宝徳三年正月廿八日に入滅せり、無動院中納言と呼て瀧本坊に住ける由、古記に見ゆ、御殿司職也、其後俗別当紀豊光か子、光村光別当者寛正六年八月十一日入滅せり、御殿司に補せらるゝ、瀧本坊少別当と呼ふ、御殿司補任記にも見えたり、近く松花堂昭乗当坊に住て書画に其名高く、猶其代名器名書画数品を集められてより当時其名四方に聞えたり、

挙白集 かゝみかなおつとは見れと音なしの瀧もとゝろに袖ハ流れて 木下長嘯

是は瀧本をよみ入たり、瀧本坊身まかりしにと詞書あれば、昭乗翁追悼の歌なり、

(石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史料叢書 1 男山考古録』1960、pp300-301)

### 資料2-5-2 『男山考古録』 卷第九 泉坊

東谷道より東側下坊の南に隣る、往昔祓谷飛泉在て此名を負たる歟、当坊西面、玄関唐破風、客殿上壇の間襖障子唐船数艘あり、山水古画筆者不知、<sup>(尾脱力)</sup>後水院拝領と言伝ふ、惣建物筑前中納言<sup>(小早川)</sup>秀秋卿建立の由、一行事件紀金の筆記にあり、本堂本尊三尊弥陀、〈立像〉、春日仏師の作云々、〈当坊ハ此本尊に就て阿弥陀院也と云、猶次にいふ、〉

(石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史料叢書 1 男山考古録』1960、pp307)

### 資料2-5-3 『男山考古録』 卷第九 松花堂

同泉坊境内、坊の良位ニ今在、旧は北方にて少しく西へ寄て在しか、近頃今の所に転移たりと云、古は一宇の方丈也、南面檐下に松花堂の自筆の板額を懸、唐扉を銷す、勤行の方丈室也、路地自然の樹木茂繁り、待合三所あり、中門又中潜りと称す、堀中小門あり、燈籠手水鉢等巧を尽したり、後人の意に任せて好みなせるにて、世俗茶室と思へるもむへ也、〈惣図一卷、別にあり、〉殊に又見るべき物は天井也、竹の組物、地は黒色にて白く梧桐に鳳凰、外ニ小鳥水鳥類数禽群をなす、簾の類か、松花堂は瀧本坊住職式部卿昭乗、後此室に住て仏間には師実乗の肖像を画て、一首の和歌を書し床に掛け祭り、猶傍の床に昭乗自分の像を画き、又「寢覚してわか曉を松の戸に音せぬ風の色を聞かな、」と詠し録して共に掛をかれ、不断勤行の一室也、〈実乗の賛歌は下坊の所にいふ、〉又北の方なる壁に、<sup>(宗玩)</sup>江月和尚五言詩、当室を訪ふ所昭乗歌をもて答をなし、共に各自書せり、今もあり、上に云如く後世茶室の如く思ひなし、浪花辺の豪商等俗意もて炉など切穿て、大に師の意を損したる物也、旧の在所にては今の如く待合、又中くゝりなどなへくもあらず、昭乗は生涯父をいはず母を云す、〈一説に云、昭乗は豊臣秀頼公の落胤にて、大坂落城の後、懐胎の侍女を画工狩野修理山楽、密にこれを落し摂津芥川に隠れて男子を産、幼名辰之助と云、仮に父の如く養育せり、此者陽明家に仕へて、元喜田川といへるか、一乗院尊覚法親王に従ひ中沼左京進元知と云、後八幡平谷町ニ住、其所瀧本里坊と云是也、因て昭乗に大坂浪士豊臣旧臣党の集会して逆意もや有らんかと、徳川君より密に小堀遠州・片桐石州・永井信州等に茶事に事を託して、余所なから守衛させられしものにて、昭乗伝来の高名なる牧溪所持の龍柱墨は、秀頼公の愛翫也といへり、異伝なれば此説未詳といへとも、陽明家門流の堂上殊に貴重あり、何れにもあれ凡種にあらず、〉幼名辰之助、社士松田甚六秀知猶子として登山する、〈松田秀知者、元山上中坊住僧にて、多力常に武を好み、織田信長公に仕へて武

功あり、還俗して竹内、山城美豆村に住、寮の御馬を預りしか、信長遂に八幡社務に補へく沙汰あり、一社より行教自筆の縁起を以て、武内子孫紀氏ならては社務に補難き旨を歎願す、依て是非なく山崎社人松田何某か猶子となり城内に住て以来松田と改む、墓所本妙寺にあり、後転住して柴座町にて予か東向に住、末子吳松新九郎と云、秀吉公に仕へ小鼓打にて当時高名なり、後聞、松田新九郎と云、昭乗以来二代乗淳、憲乗、乗鎮、五代乗吽迄、松田実子にて相続す、前云瀧本坊炎上は、乗吽の時なり、已後不吉として松田より相続せず、晩年瀧本坊を弟子乗淳に譲り、此所に移住せり、そは寛永十六年己卯也、法祖父乗祐、先師実乗皆卯年を以て死去也、依て寺を辞し身を寂定に置て、荷露に心をみかき、中台に自澄の月を待んとて、坊の南阜に方丈をしめて三昧に入、其時彼禪<sup>(禪力)</sup>覚しての歌は有けり、是より前に昭乗龍華の暁を期さはやと、吉野山に思ひ立れけるを、爰に八幡大菩薩の離山をとゞめ給へる神告の神歌あり、「こと山の紅葉を尋ね行むよりあふく高嶺の朱の玉垣云々、かくて当方丈に退院の心に成せられし由也、委く佐川田喜六昌俊（薪村酬恩菴境内黙々菴に住り、）か松花堂行状記（自筆一卷、瀧本坊に伝、）に委く見ゆ、（惺々翁事蹟、別に委く誌す、匠家聚材にも証書を写し録す、可見、）、猶其代の実録を見て当室の茶芦にて無きを覚知すへし、

（石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史料叢書 1 男山考古録』1960、pp307-308）

## 資料2-6 『以文会筆記』

### 資料2-6-1 『以文会筆記』第五冊（文化9年(1812)11月—文化10年(1813)正月）

〔五十三〕を<sup>と</sup>こ<sup>の</sup>山<sup>の</sup>麓<sup>を</sup>南<sup>へ</sup>河<sup>内</sup>国<sup>へ</sup>行<sup>く</sup>道<sup>は</sup>右<sup>にも</sup>左<sup>にも</sup>車<sup>塚</sup>といふあり、いと平なる畑の中に物をおきたらんやうに、南は円にして広く北は方にして狭く帝王の陵に似たればとて、そのかみ並河の翁の山城志撰ばるゝ折から考へられしかど不知の異物也、いつの比にか其頂五六尺が程穿ちしに石棺あり、其傍に石塔婆あり銘に云ふ市庭無常講正安二年八月と勒せり、今に猶ある寺の門外に立てり、此塚築きし時の石塔にや又は此塚ありて後の世の人のなせし業にや知らず、かくいふは其穿つことの浅きと年号のあたらしきとをもて疑ふなり。又其あたり近きに女郎花塚といふあり、さゝやかなる藪蔭に五層の小石塔ありて記事なく年号を記さざればいかなるものか知らず、そも此女郎花といふ人のありやなしや歴史に載せざれば知るべからず、謡歌者流の作り物語せしより世にいへるなるべし、此塚元は今少し南の方にありしを七八十年以前此所に遷せしといふ、此塚穿ちし時石もて造れる匱に古き鏡の入り在りしをこゝに改め埋むとも、又は其地洛東獅子が谷の某院のしれる地なれば持帰りしともいふ、僅七八十年前の事さへかくおぼろげなればまして車塚の事は知れざるも尤也。

（三宅米吉編『以文会筆記抄』雄山閣、1929、pp69-70）

## 資料2-7 銘文

### 資料2-7-1 書院棟札墨書銘

天下泰平	戊明治三拾有一稔	施主
		井上伊三郎
	上棟式	補助
		前川伊三郎
日月清明	戊二月廿一日良辰	工事棟梁
		藤下常吉

### 資料2-7-2 松花堂宝珠瓦露盤銘

#### 銘 1

<sup>(前欠カ)</sup>  
建今仏々附属品悉皆  
撤却其際山下佐々木氏  
買受之時明治三拾有三  
次歳全氏買讓之字月の  
岡移致設之  
井上伊三郎  
齋主  
西村芳治郎  
棟梁藤下常二郎  
補助吉村常吉  
全 吉川新太郎  
瓦師吉田糸五郎  
左 今中益三郎

#### 銘 2

昭和二十五年九月三日  
<sup>(ジエン)</sup>ジエン台風の被害あり  
国庫補助を得て  
復旧工事と致す  
昭和二十六年九月末日  
竣工  
当主西村大成  
瓦屋横山源三郎

### 資料3 写真：名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状

凡例 写真キャプションの番号は、その要素が位置する地区の番号を示している。

①：表庭、②：書院と書院庭園、③：松花堂と松花堂露地、④：築山(古墳後円部)

景石、石燈籠、手水鉢の名称を個別に記す際は、昭和7年(1932)刊『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』によった。

#### 資料3-1 名勝指定地内に存在する諸要素

##### 地形・地割

			
2	平地と低い築山	4	築山と枯流れ

##### 構造物

					
3・4	石垣	4	石垣	4	石垣・石積
					
4	石垣・石積	1	石積	4	石積
					
1	石段2	1	石段3	4	石段10

石組

			
2	三尊石	4	枯流れ護岸・滝組

景石

					
3	景石：「蛙石」	3	景石：「虎石」	2	景石：「万葉石」

沓脱石

					
3	沓脱石1	2	沓脱石9	2	沓脱石11(貼石)

人造伽藍石(コンクリート製)

					
2	人造伽藍石1	3	人造伽藍石2	2	人造伽藍石3

飛石・延段・砂利敷

	3	飛石		2	飛石		2	飛石
	4	飛石		2	延段(埦敷)		3	延段
	2	延段		2	延段		2	砂利敷

石燈籠

	3	石燈籠1：織部形		3	石燈籠2：「草屋形」		3	石燈籠3：春日形		3	石燈籠4：「道導形」
---	---	----------	---	---	------------	--	---	----------	---	---	------------

			
3 石燈籠5:「八幡形」	3 石燈籠6:春日形	3 石燈籠7:春日形	3 石燈籠8:「有明形」
			
3 石燈籠9	3 石燈籠10	3 石燈籠11	2 石燈籠12:春日形
			
2 石燈籠13:雪見形	2 石燈籠14:春日形	2 石燈籠15:織部形	2 石燈籠16
			
2 石燈籠17	4 石燈籠18		

手水鉢

		
3 手水鉢1：「普賢の手水鉢」	3 手水鉢2：「船形の手水鉢」	3 手水鉢3：「太子の手水鉢」
		
3 手水鉢4	3 手水鉢5：「誰か袖の手水鉢」 (櫃形)	2 手水鉢6：「礎の手水鉢」

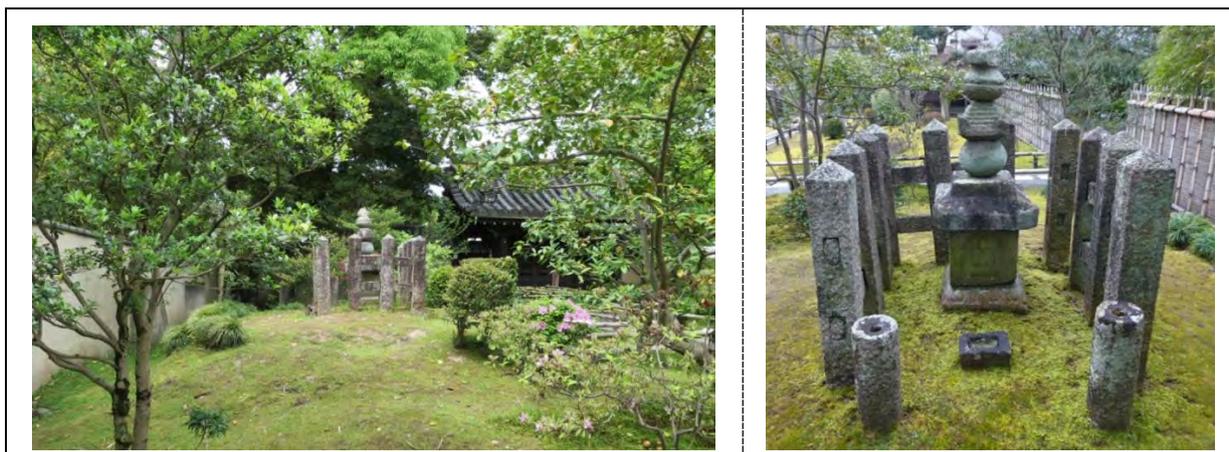
石橋

		
4 石橋1	4 石橋2	

石碑（明治期）

			
1 石碑(明治期)1	1 石碑(明治期)2		

石塔・石柵・その他石造物



1	女郎花塚石塔・石柵
---	-----------



2	五重塔	2	五輪塔残欠	2	石燈籠残欠
---	-----	---	-------	---	-------



2	井戸	3	井筒	2	水琴盤
---	----	---	----	---	-----

植栽



3	コウヨウザン	4	タイサンボク	3	ナギ
---	--------	---	--------	---	----

					
2	イヌマキ	4	アカマツ	2	クロマツ

3 松花堂



2 書院



(外観)

(内観)

その他庭園工作物



1

塀1・梅見門



3

腰掛待合



3

塀2(南面)



塀2(北面)



1・2・4

潜り戸1・塀3-北側(北面)



塀3-北側(南面)



1

潜り戸2・塀3-西側(西面)



潜り戸3・塀3-西側(東面)

		
3 中門	3 竹枝穂垣	3 四つ目垣
		
3 袖垣1	3 袖垣2	2 袖垣3

石碑（昭和期）

		
1 石碑（昭和期）1(三宅安兵衛遺志碑)	1 石碑（昭和期）2(三宅安兵衛遺志碑)	
		
1 石碑（昭和期）3	4 石碑（昭和期）4(三宅安兵衛遺志碑)	4 石碑（昭和期）5(三宅安兵衛遺志碑)

保存施設

		
1 文化財標識	2 文化財説明板	3 史跡境界標

案内・解説施設

			
1 誘導板	2 記名板	1 説明板	2 注意板

管理施設(柵・垣・塀類)

			
1・3・4	人止め柵		2 関守石
			
1 外園塀	2 ななこ垣	1 桂垣(昭乗垣)	

					
2	建仁寺垣	2	樹木支柱	3	井戸蓋

管理施設（給排水・電気設備、防災設備）

							
2	給水設備	3	給電設備	1	照明	4	排水設備

			
3	火災報知器	3	消火器

管理施設（その他）

	
1・4	井戸（旧水源）

資料3-2 名勝隣接地区に存在する諸要素

		
<p>庭園入口付近・歌碑</p>	<p>石畳</p>	<p>フジ棚（庭園入口付近）</p>
		
<p>石造物(石燈籠・手水鉢・井戸・水琴窟)</p>	<p>椿園</p>	
		
<p>流れ</p>	<p>池</p>	<p>枯流れ</p>
		
<p>園路沿いの低木刈込</p>		<p>竹林</p>
		
<p>園路沿いと茶室付近の植栽</p>		<p>自然樹形の植栽(ヤマモモ)</p>

		
ゲート棟（庭園受付）	松花堂美術館別館（外観）	松花堂美術館別館（内観）
		
茶室 梅隠	茶室 松隠	茶室 竹隠
	 ↑ 1階 地階→	
松花堂美術館（外観）	松花堂美術館（内観）	
		
ミュージアムショップ	食の交流棟	交流広場
		
駐車場・駐輪場	昭乗広場	京都府指定文化財標識

## 資料4 名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素のき損事例と対応

### 資料4-1 延段のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H29年度	9月4日	書院玄関前の園路	樹根の延伸による延段石材のぐらつき (7月下旬に発生を確認)	補修等小規模修理	樹根を切る復旧工事を実施

### 資料4-2 石造物のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H28年度	4月16日	女郎花塚 石塔・石柵	石材の一部が破損	経過観察	破損した石材を回収し、庭園内で保管
H30年度	6月18日	庭園全域	【地震被害】 燈籠等石造物21基が破損	経過観察	破損した石材を回収し、庭園内で保管

### 資料4-3 松花堂のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H22年度	6月23日	天井	天井画の絵の具の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	
		茶室	袋棚ノネ戸の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	竹製棧は収蔵庫で保管
			竹製燭台の破損 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	収蔵庫で保管
			板襖腰張紙の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	1枚は収蔵庫で保管
			華鬘と扉帳の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察	劣化が進んだため、収蔵庫で保管
		雨戸および収納部分の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察		
		壁板の釘の劣化 (平成24・25年度の屋根葺替え工事によりみつかったき損)	経過観察		
	8月28日		木戸の門に使用した竹串が当たったと考えられる扉の傷	経過観察	扉を開いたときには竹串を金具から外すようにする
	10月9日		舞羅戸が欠損(2か所)	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施
			障子紙の破れ	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施
		化粧板のき損と竹へぎの脱落	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施	
		雨戸上部のき損	補修等小規模修理	補修・張替えなどを実施	
H26年度	3月30日	土間・床	竈の瓦1点が剥離	補修等小規模修理	漆喰を用いて取り付け
H27年度	7月7日	屋根	屋根の葺材が欠損	経過観察	散乱した葺材は回収
			防鳥ネットの劣化	維持管理行為	12月4日、屋根上方に釣り糸を張る(鳥害防除)
H28年度	6月23日	土間・壁	土間の框上部の壁の一部が剥落	経過観察	剥落した壁は回収
H29年度	10月	建具	東面障子紙の劣化	補修等小規模修理	障子紙を張り替え
H30年度	6月18日	屋根	【地震被害】 屋根宝珠のズレ	応急処置	養生シートによる保護
		外壁	【地震被害】 壁の剥離、破損、亀裂等	応急処置	養生シートによる保護

資料4-4 書院のき損事例と対応

① 書院建物

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H22 年度	4月27日	玄関敷居	「絵馬衝立」の転倒によるものと考えられる破損	保管	「絵馬衝立」を収蔵庫に移動させて保管
		書院	雨漏り	応急処置	屋根補修
H23 年度		書院	雨漏り	応急処置	屋根補修
H25 年度	2月15日	次の間・廊下	雨漏りによる座敷・廊下・建具の水濡れ	応急処置	養生シートによる保護
H26 年度	6月19日	書院縁側ガラス戸	縁側ガラス戸の建て付けが悪化	補修等小規模修理	建て付けの調整
	8月10日	玄関・次の間・広間・茶室・廊下	【台風被害】 雨漏りを確認	応急処置	8月26日、屋根瓦の劣化部分に応急処置を行う
		洋間	【台風被害】 天井の一部落下	応急処置	ブルーシート等で養生
		蔵1	【台風被害】 外壁一部落下を確認	応急処置	ブルーシート等で養生
H27 年度	4月23日	蔵1	蔵1の廊下外壁下の杉板が経年劣化	応急処置	破損箇所を覆う
	7月18日	蔵1	【台風被害】 廊下部分に雨が吹き込み、壁の内外に染みが生じる	応急処置	廊下窓の劣化部分をビニールで覆う
	8月25日	書院勝手口	勝手口の扉	応急処置	応急処置として板で塞ぐ
	11月3日	玄関屋根	屋根の葺材	維持管理行為	散乱した材を取り除いて経過観察
	11月14日	玄関屋根	屋根の葺材がき損し、一部に穴が開く	応急処置	ブルーシート等で養生
H28 年度	9月20日	書院広間	【台風被害】 台風通過後、雨漏りを確認	応急処置	雨漏りの原因と考えられる屋根瓦の隙間を埋める
H29 年度	5月4日	廊下	廊下の天井板の一部がき損	維持管理行為	落下した板材を回収し、美術館で保管
	6月21日	書院広間前軒	広間前軒の樋受と垂木の一部がき損	維持管理行為	落下した材を回収し、庭園内で保管
	10月24日	玄関屋根	屋根のき損箇所の応急処置として掛けていたブルーシートが劣化	応急処置	新しいシートに掛け替え
H30 年度	6月18日	書院、蔵1他	【地震被害】 外壁剥落、書院鴨居落下・上段の間棚破損、室内壁剥落・亀裂、柱ズレ・亀裂、瓦落下破損・ズレ等、室内外で多数のき損発生	応急処置	ブルーシート、添木等で応急処置を実施

## ② 書院障壁画

年度	月日	場所	き損状況		対応
H13 年度	5月～	書院襖絵	亀裂 【伝狩野山雪筆「雪景山水図」4面(No.1-4)表面】	補修	表裏を剥がし別々の襖にする →修理後、収蔵庫で保管
			亀裂 【都路華香「山水図」4面(No.5-8)裏面】	補修	表裏を剥がし別々の襖にする →修理後、書院に戻す
H15 年度	11月	書院舞羅戸	亀裂 【都路華香「山水図」1面(No.23)】	補修	亀裂部分を補修し、元通りに上張りをする →修理後、書院に戻す
H16 年度	4月	書院襖絵	亀裂 【土佐光武「月次絵」十月 1面(No.33)】	補修	障子本体から本紙を外し、亀裂部分を補修(応急処置) →本紙は収蔵庫で保管 →H23年度修理
H22 年度	4月2日		亀裂 【土佐光武「月次絵」三・八月 2面(No.26・30)】	補修	修理後、書院に戻す
			亀裂 【土佐光武「月次絵」六月 1面(No.29)】	補修	亀裂が大きいため障子ごと外し、収蔵庫で保管 →H23年度修理
			亀裂 【都路華香「山水図」1面(No.17)】	補修	修理後、書院に戻す
	5月15日		亀裂 【土佐光武「月次絵」十二月 1面(No.35)】	補修	亀裂が大きいため障子ごと外し、収蔵庫で保管 →H23年度修理
H23 年度	7月11日	亀裂による折れ 【都路華香「山水図」2面(No.17・18)】	補修	亀裂部分(H22年発生)に大きな折れが生じる →H23年度に修理し、書院に戻す	
	11月～	書院襖絵	亀裂 【土佐光武「月次絵」十二月 1面(No.35)】	補修	H24年11月～H25年3月に修理 →修理後、書院に戻す
H26 年度	12月9日	書院襖絵	亀裂 【都路華香「山水図」1面(No.12)】	経過観察	取り外して収蔵庫で保管

## ③ 書院玄関棧唐戸

年度	月日	場所	き損状況		対応
H18 年度	6月～	透彫扉	欠損4面	補修等小規模修理	割損欠失箇所の復元・補修 →修理後、書院玄関に戻す
H21 年度	8月27日		欠損3面(桐の茎・実、棧)	経過観察	実は外れないため元の場所にそのまま残す 棧の一部は欠失、他は収蔵庫で保管
H22 年度	1月26日		欠損(桐の実)	経過観察	き損した桐の実は欠失
H24 年度	5月19日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管
	5月30日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管
H25 年度	10月16日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧は欠失
H26 年度	10月19日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧は欠失
H27 年度	7月8日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管
	9月10日		欠損(桐の実)	経過観察	き損した桐の実を回収し、美術館で保管
H29 年度	10月15日		欠損(棧)	経過観察	き損した棧を回収し、美術館で保管

資料4-5 その他庭園工作物のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H27 年度	6月21日	梅見門	屋根の葺材が欠損	経過観察	散乱した葺材は回収
	11月7日		屋根の葺材が欠損	維持管理 行為	屋根上方に釣り糸を張る(鳥害防 除)
	11月11日	腰掛待合	樋受が破損	補修等小 規模修理	新しい樋受に付け替え
H30 年度	6月18日	書院裏土塀	【地震被害】 湾曲の進行、瓦の落下、壁の剥落	経過観察	
		腰掛待合	【地震被害】 壁の剥落、柱のズレ	経過観察	

資料4-6 表門（旧正門）のき損事例と対応

年度	月日	場所	き損状況	対応	
H26 年度	1月6日	屋根	屋根瓦が落下	経過観察	落下した瓦を回収し、美術館で 保管
H27 年度	5月22日	扉	金具1か所が劣化し、落下の可能性が高 まる	補修等小 規模修理	一時的に回収し、6月2日に修繕
H30 年度	6月18日	表門	【地震被害】 柱の亀裂、傾きの進行	応急処置	ブルーシート、添木等で応急処 置を実施

## 資料5 様式

### 資料5-1 報告書

報 告 書						
日付	令和 年 月 日	報告者				
区分	き損	維持管理	その他( )			
件名						
内容						
八幡市						
市長	副市長	教育長	教育部長	教育部次長	社会教育課	文化財保護課
指定管理者						
理事長	事務局長	事務局次長	館長	副館長等		
< 写真 1 >			< 写真 2 >			
写真説明			写真説明			
< 写真 3 >			< 写真 4 >			
写真説明			写真説明			

名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書

令和2年3月31日発行

編集・発行 八幡市教育委員会

京都府八幡市八幡園内75

印刷 三星商事印刷株式会社

京都市中京区新町通竹屋町下る弁財天町300